

唐代を中心とする「故意なき殺人」規定に関する基礎的研究

著者	中村 正人, 川村 康, 七野 敏光
著者別表示	Nakamura Masato, Kawamura Yasushi, Shichino Toshimitsu
雑誌名	令和4(2022)年度 科学研究費補助金 基盤研究(C) 研究成果報告書
巻	2020-04-01 2023-03-31
ページ	184p.
発行年	2023-03-01
URL	http://doi.org/10.24517/00068890

唐代を中心とする
「故意なき殺人」規定に関する基礎的研究

(研究課題番号 20K01254)

令和 2 年度～令和 4 年度科学研究費補助金（基盤研究（C）一般）
研究成果報告書

令和 5 年 3 月 1 日

研究代表者 中村 正人
(金沢大学・法学系・教授)

目 次

緒 言		5
本書作成の経緯	中村 正人	7
本 篇		
『唐律疏議』闘訟律現代語訳稿		
——第1条から第38条まで——	中村正人・唐律疏議講読会	11
附 篇		
宋代正犯考	川村 康	137
刑名枉錯の断例		
——元代における文書書換えの一件——	七野 敏光	157

緒　　言

本書は令和 2 年度～令和 4 年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C）一般）「唐代を中心とする「故意なき殺人」規定に関する基礎的研究」（研究課題番号 20K01254）の研究成果報告書である。

研究組織

研究代表者　： 中村　正人　（金沢大学・法学系・教授）

研究分担者　： 川村　康　（関西学院大学・法学部・教授）

研究協力者　： 七野　敏光　（同志社大学・法学部・非常勤講師）

交付決定額（配分額）

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合　　計
令和 2 年度	600,000	180,000	780,000
令和 3 年度	600,000	180,000	780,000
令和 4 年度	700,000	210,000	910,000
総　　計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究活動の概要

【第 1 回研究会】令和 2 年 11 月 21 日（オンライン）

公表済みの『唐律疏議』闕訟律現代語訳稿の再検討、『唐律疏議』闕訟律 23 条（殴縦麻親部曲奴婢）・24 条（殴傷妻妾）・25 条（媵妾殴置夫）・26 条（殴縦麻兄姉）の翻訳検討、これに関する調査研究報告および意見交換

【第 2 回研究会】令和 3 年 1 月 24 日（オンライン）

『唐律疏議』闕訟律 27 条（殴兄姉）・28 条（殴置祖父母父母）29 条（妻妾殴置夫父母）・30 条（妻妾殴置故夫父母）の翻訳検討、これに関する調査研究報告および意見交換

【第3回研究会】令和3年10月31日（オンライン）

『唐律疏議』闕訟律31条（殴兄妻夫弟妹）・32条（殴妻前夫子）・33条（殴詈夫期親尊長）の翻訳検討、これに関する調査研究報告および意見交換

【第4回研究会】令和4年1月29日（オンライン）

『唐律疏議』闕訟律34条（祖父母為人殴撃）・35条（闕殴誤殺傷人）・36条（部曲奴婢詈旧主）・37条（戯殺傷人）・38条（過失殺傷人）の翻訳検討、これに関する調査研究報告および意見交換

【第5回研究会】令和4年11月19日（オンライン）

七野敏光氏・川村康氏による個別研究に関する報告および質疑応答

本書作成の経緯

本書は『唐律疏議』の8番目の篇目に当たる「鬪訟律」の前半部分、すなわち暴行・傷害に関する罪を定めた部分の現代語訳の作成、およびその知見に基づき前近代中国の「故意なき殺人」に関する規定の比較検討を試みようとする、科学研究費補助金による研究課題「唐代を中心とする「故意なき殺人」規定に関する基礎的研究」の研究成果をまとめた報告書である。

唐律は前近代中国法における一つの完成形と目され、前近代中国を代表する法典であるのみならず、周辺諸国へも多大な影響を与え、その一部は時代を超えて現在の日本法にまでも及んでいる。そのため、様々な分野の研究者にとって参照価値の高い唐律の翻訳作業は非常に重要な学術的意義を有していると言える。

『唐律疏議』の訳本としては、すでに律令研究会編『訳註日本律令』の一部（第5巻～第8巻）として出版されたものが存在するが、これらは現在でも多くの研究者に参照されている非常に学術的価値の高い書物ではあるものの、翻訳自体は現代語訳ではなく、いわゆる漢文訓読体であり、そのために中国史を専門とする研究者以外にとっては必ずしも使い勝手がよいとは言えないものである。

ただ、『唐律疏議』の現代語訳の試み自体は、すでに1985年より、故・滋賀秀三氏によって開始されていた（同「訳註唐律疏議（1）」『国家学会雑誌』72巻10号）が、その事業は名例律の途中まで進んだところで上述の訳註書へと形を変えて引き継がれ、その後しばらくは現代語訳の試みは行われることがなかった。

そこで2008年に石岡浩（故人）・川村康・七野敏光・中村正人の4名は「唐律疏議講読会」なる研究組織を立ち上げ、『唐律疏議』の現代語訳作成の試みを継承することを中心課題として、手始めに『唐律疏議』の12番目の篇目に当たる「断獄律」全34箇条の現代語への翻訳に着手した。2010年度からは、科学研究費補助金（基盤研究（C）一般、研究課題番号22530004、研究課題「唐代を中心とする中国裁判制度の基礎的研究」、研究代表者中村正人）を得て、2014年にその研究成果として「『唐律疏議』断獄律現代語訳稿」を発表した。次いで2014年度から2017年度にかけて再度科学研究費補助金（基盤研究（C）

一般、研究課題番号 26380023、研究課題「唐代を中心とする中国刑事手続制度の基礎的研究」、研究代表者川村康）を得て、断獄律と密接な関係を有する捕亡律の現代語訳に取り組み、その成果は 2018 年に『『唐律疏議』捕亡律現代語訳稿』として結実した。

その後は引き続き闘訟律の翻訳作業に取りかかり、中間段階の訳稿も公表し（中村正人・唐律疏議講読会「『唐律疏議』闘訟律現代語訳稿（1）～（4）」『金沢法学』62 卷 1 号・63 卷 1 号・64 卷 1 号・65 卷 1 号）、その間 2020 年度からは 3 回目となる科学研究費補助金の支給を受け、闘訟律中の暴行・傷害の罪に関連する前半の 38 篇条の翻訳を終えることができた。中間段階の訳稿において寄せられたご高見、ならびに構成員による再検討を反映した修正稿を、本報告書の本篇「『唐律疏議』闘訟律現代語訳稿—第 1 条から第 38 条まで—」として公刊する。

一方「故意なき殺人」に関する規定については、時代や地域によって処罰内容が異なるため、前近代中国法の特徴を解明する重要な手がかりを我々に与えてくれる可能性が高いにもかかわらず、これまで必ずしも十分な研究の蓄積が行われてきたとは言い難い状況にある。2022 年度の研究会においては、七野敏光氏・川村康氏両名より、闘訟律現代語訳の検討を通じて得られた知見と、それぞれが専門とする時代に関する知識を活かした個別研究の報告、およびその内容に対する検討を行った。その成果をまとめた論稿を、本報告書の附篇として収録する。

今般の科研費研究会は、運悪く未曾有のコロナ禍の中で遂行することとなり、計 5 回にわたる研究会のすべてがオンラインで開催することを余儀なくされた。対面での研究会とは異なり、オンラインでの議論は隔靴搔痒の感を免れず、正直なところ研究課題に対する検討を充分に尽くすことができたか不安に感じる部分もあることは否めない。諸賢のご叱正を賜れば幸いである。

2023 年 3 月 1 日
研究代表者 中村 正人

本 篇

『唐律疏議』闕訟律現代語訳稿

——第1条から第38条まで——

中村 正人
唐律疏議講読会

[凡例]

- 本訳稿は『唐律疏議』闕訟律の現代語への翻訳を目的とするので、各条の内容に関する解説は附さない。それらについては、『訳註7』の該当箇所を参照されたい。また、篇目疏は『訳註1』201頁～202頁を参照。
- 漢字の字体は原則として現在の日本での通用字体とする。文中の〔 〕内は原注、()内は訳者補注、〔 〕内は引用史料・中文文献の原文を示す。
- 原文は『訳註3』を底本とする。文字を改める箇所には校注を附す。
- 唐令の条文番号は『拾遺』および『拾遺補』に依拠して「復旧〇〇条」とし、天聖令を利用する復原令文のあるものには『校証』の条文番号を「復原〇〇条」として併記する。
- 引用文献の略号は以下のとおりとする。
 - 『拾遺』=仁井田陞『唐令拾遺』復刻版、東京大学出版会、1964年（原刊：東洋文化学院、1933年）
 - 『拾遺補』=仁井田陞／池田温編集代表『唐令拾遺補 附唐日両令対照一覧』東京大学出版会、1997年
 - 『校証』=天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証 附唐令復原研究』中華書局、2006年
 - 『訳註1』=律令研究会編『訳註日本律令1首卷』東京堂出版、1978年
 - 『訳註3』=律令研究会編『訳註日本律令3律本文篇下卷』東京堂出版、1975年
 - 『訳註5』=律令研究会編『訳註日本律令5唐律疏議訳註篇1』東京堂出版、1979年
 - 『訳註6』=律令研究会編『訳註日本律令6唐律疏議訳註篇2』東京堂出版、1984年
 - 『訳註7』=律令研究会編『訳註日本律令7唐律疏議訳註篇3』東京堂出版、1987年

袁『注訳』＝袁文興・袁超『唐律疏議注訳』甘肅人民出版社、2017年
錢『新注』＝錢大群『唐律疏議新注』南京師範大学出版社、2007年
曹『訳注』＝曹漫之主編『唐律疏議訳注』吉林人民出版社、1989年
戴『通論』＝戴炎輝『唐律通論』国立編訳館、1964年
戴『各論』＝戴炎輝『唐律各論』国立台湾大学法学院事務組・三民書店、1965年
劉『箋解』＝劉俊文『唐律疏議箋解』中華書局、1996年
『中国史2』＝松丸道雄他編『世界歴史体系中国史2』山川出版社、1996年
滋賀『家族法』＝滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、1967年
○フォントの制約により表示できない文字は以下のとおりである。
Ⓐ = 粢

【鬪訟律1条】鬪殴手足他物傷

《第1段》

[原文]

諸鬪殴人者。笞四十。〔謂以手足擊人者。〕傷。及以他物殴人者。杖六十。〔見血為傷。非手足者。其余皆為他物。即兵不用刃亦是。〕

疏議曰。相争為鬪。相擊為殴。若以手足殴人者。笞四十。註云。謂以手足擊人者。舉手足為例。用頭擊之類亦是。傷。謂手足殴傷。及以他物殴而不傷者。各杖六十。註云。見血為傷。謂因殴而見血者。非手足者。即兵不用刃亦是。謂手足之外。雖是兵器。但不用刃者。皆同他物之例。

問曰。殴人者。謂以手足擊人。其有撮挽頭髮。或擒其衣領。亦同殴擊以否。

答曰。條云。鬪殴。謂以手足擊人。明是雖未損傷。下手即便獲罪。至如挽鬚撮髮。擒領扼喉。既是傷殺於人。狀則不輕於殴。例同殴法。理用無惑。

[訳文]

人と争い（「鬪」）殴打した（「殴」）場合には、笞四十に処する。〔手足を用いて人を攻撃した場合をいう。〕（手足で殴打して）傷害した場合、及び刃物以外の道具⁽¹⁾（「他物」）で人を殴打した場合には、杖六十に処する。〔出血した場合を「負傷」とする。手足（・

刃物)以外のその他すべての物を「他物」とする。もし兵器であっても刃の部分を用いなければ⁽²⁾、またこれに該当する。]

【疏文】相手と争うことが「鬪」であり、相手を撃つことが「殴」である。もし手足を用いて人を殴打したならば、笞四十に処する。註文に「手足を用いて人を攻撃した場合をいう」とあるが、これは手足を例として挙げただけであり、頭を用いて人を攻撃したような場合もまたこれに該当する。「傷害した場合」とは手足を用いて殴打し傷害した場合をいい、他物を用いて殴打したが傷害しなかった場合とともに、それぞれ杖六十に処する。註文に「出血した場合を「傷害」とする」とあるのは、殴打したことが原因で出血した場合をいう。「手足以外や、もし兵器であっても刃の部分を用いなければ、またこれ(「他物」)に該当する」とは、手足以外に、たとえ兵器であっても刃の部分を用いたのでなければ、すべて「他物」の例と同じということである。

【問】「人を殴打した場合は、手足を用いて人を攻撃した場合をいう」とあるが、頭髪を引っ張ったり⁽³⁾、あるいは衣服の襟を掴んだり⁽⁴⁾した場合も、「殴撃」したのと同じになるのかどうか。

【答】条文に「鬪殴とは手足を用いて人を攻撃すること」とある。明らかに、これは未だ相手を損ない傷つけていないとしても、手を下せばただちに罪を得ることになる。もみあげを引っ張ったり髪をつかんだり、襟をつかんだり咽喉をおさえたりする⁽⁵⁾ような行為をするに至っては、すでに人(の身体)を傷害したことになる。情状は殴打よりも軽くはない。例として殴法(すなわち本条)と同様に扱う。理として迷うべき点はない。

〔訳注〕

- (1) 律の註文には「手足以外のその他すべての物を「他物」とする〔非手足者、其余皆為他物〕」とあって、一見するとすべての道具が「他物」に該当するかのように思えるが、鬪訟律3条において「刃」によって負傷させた場合を別類型として規定していること、また、本条の註文にも「もし兵器であっても刃の部分を用いなければまたこれ(「他物」)に該当する〔即兵不用刃亦是〕」(傍点訳者)とあることから明らかのように、「他物」の概念には「刃物」は含まれないため、原文のように訳出した。戴『各論』457頁も「「他物」を用いるものは、最も広い範囲を包含し、およそ手足・兵刃に該当しないものは、みな「他物」に属する〔以「他物」者、包容最広、凡不入手足・兵刃者、皆屬於「他物」〕」(傍点訳者)としている。

- (2) 原文「兵不用刃」について、『訳註 7』276 頁注 1 は「兵器の本来の機能を使用せずに、単に殴し傷けたことをいう。刀なら『みねうち』というところか」とし、袁『注訳』587 頁注釈④は「兵器の類を使用して人を殴ったけれども、およそその刃の部分を用いて人を傷害したのでなければ、この種の犯罪に対しても他物による傷人として論じ処分する〔雖然使用了兵器之類擊打人、但未用其刃部傷人、對這類犯罪也按其他物傷人論處〕」とする。また、錢『新注』659 頁は「もし果たしてこれが武器であっても、切っ先を用いたのではなければ、その他の器物の列に入る〔如果は武器而非用鋒口的在其他器物之列〕」と訳す。
- (3) 原文「撮挽頭髪」について、曹『訳注』716 頁注釈〔1〕は「撮挽」を「つかみとつて引っ張る〔抓取牽拉〕」とする。なお、袁『注訳』587 頁注釈⑦は「人の頭髪・ひげを引っ張って抜く〔挽拔人的頭髪・鬍鬚〕」としているが、原文には「ひげ〔鬍鬚〕」や「抜く」に相当する語はなく、適切な訳とは思われない。
- (4) 原文「擒其衣領」について、曹『訳注』715 頁は「相手の衣服の襟をしっかりとつかまえる〔揪住對方衣領〕」、錢『新注』660 頁は「衣服の襟をとらえつかむ〔扭抓衣領〕」と訳す。なお、袁『注訳』587 頁注釈⑧は「衣服の襟や咽喉をつかまえて締め上げ、呼吸に影響を与えること〔擒扼衣領咽喉、影響呼吸〕」としているが、これは【答】の部分にある「擒領扼喉」の説明としては適切であろうが、「擒其衣領」の説明としては適當ではないと思われる。
- (5) 原文「挽鬢撮髪」「擒領扼喉」について、『訳註 7』276 頁注 2 は「鬢を引張り、髪をつかみ、えりをとらえ、喉をおさえる」とする。
- (6) 原文「傷殺」について、『訳註 7』276 頁注 3 は「『傷殺』は律中の用語例によると「殺傷」と同じく「傷つけること、殺すこと」を意味する（例えば〔闕 36〕の疏、また〔断 2〕律文その他）。しかし、ここではこのように解すると意味が通らなくなる。闕殴の結果、殺してしまえば〔闕 5〕闕故殺用兵刃の条による。ここで文脈は「髪をつかむなどの行為は既に人を『傷殺』しているからには、その事状は殴より軽くない。例として殴法（即ちこの条）と同じで、解釈の理に迷うことはない」というのである。「傷殺」は従って「そこなう」ということ以外にはない」とあり、また「殺」の字自体にも「そこなう」という意味があることから、ここでは本文のように訳した。

《第2段》

〔原文〕

傷。及拔髮方寸以上。杖八十。若血從耳目出。及內損吐血者。各加二等。

疏議曰。謂他物殴人。傷及拔髮方寸以上。各杖八十。方寸者。謂量拔髮無毛之所。縱橫徑各滿一寸者。若方斜不等。圍繞四寸為方寸。若殴人頭面。其血或從耳。或從目而出。及殴人身體。內損而吐血者。各加手足及他物殴傷罪二等。其拔髮不滿方寸者。止從殴法。其有拔鬚。亦準髮為坐。若殴鼻頭血出。止同傷科。殴人痢血。同吐血例。

〔訳文〕

(他物を用いて) 傷害し、及び髪を一寸四方以上抜いた場合には、杖八十に処する。もし血が耳や目から流れ出た場合、及び内臓を損傷して吐血した場合には、それぞれ二等を加重する。

【疏文】他物で人を殴打して傷害し及び髪を一寸四方以上抜いた場合をいい、それぞれ杖八十に処する。「一寸四方」とは、髪を抜いて毛髪がなくなった箇所を計測し、たて・横の差し渡しがそれぞれ一寸に達した場合をいう⁽⁷⁾。もし形状が歪んでいるならば⁽⁸⁾、周囲の長さが四寸となる場合を「一寸四方」とする。もし人の頭部や顔面を殴打し、その結果血が耳あるいは目から流れ出た場合、及び人の身体を殴打して、内臓を損傷して吐血した場合には、それぞれ手足及び他物を用いて殴傷した罪に二等を加重する。髪を抜いたけれども、その大きさが一寸四方に満たない場合には、ただ(前段の) 殴法を適用する。もみあげを抜いた場合もまた髪に準じて処罰する。もし鼻を殴打して出血したならば、ただ人を傷害した場合の処罰と同様に扱い(二等の加重は行わない)。人を殴打して下血した⁽⁹⁾場合には、吐血の例と同じく扱う。

〔訳注〕

(7) 原文「縦横径各満一寸者」について、『訳註 7』275 頁は「縦・横・径各オノ一寸ニ満ツルモノ」と訓読し、「縦・横・径」という三つの独立した属性と解しているように思われる。しかしながら、このように解すると、「径」とはどの部分を指すのかが問題となるし、また仮に径が四角形の対角線を指すのだとすると、対角線は必ず縦・横の長さよりも長くなるため、独立して計測する意味が見出せない。ここは、曹『訳註』716 頁が「当該部位の縦・横の直径がそれぞれ一寸四方を満たしている〔該部位縦・横直径各満見方一寸的〕」と訳し、袁『注訳』588 頁注釈⑬が「長さと幅のそれぞれを一寸とする〔長寛各為

一寸]」とするのにしたがい、「縦・横の径」と解して訳出した。

- (8) 原文「方斜不等」について、『訳註 7』276 頁注 5 は「傷の形がゆがんでいること」とする。
- (9) 原文「痢血」について、『訳註 7』276 頁注 6 は「血便のようなものか」、曹『訳註』717 頁注釈〔3〕は「血を排泄すること〔瀉血〕」、袁『注訳』588 頁注釈⑯は「血便〔便血〕」とする。

【鬪訟律 2 条】鬪殴折齒毀耳鼻

〔原文〕

諸鬪殴人。折齒。毀缺耳鼻。眇一目。及折手足指。〔眇。謂虧損其明而猶見物。〕若破骨。及湯火傷人者。徒一年。折二齒二指以上。及髡髮者。徒一年半。

疏議曰。因鬪殴人。而折其齒。或毀破及缺穴人耳鼻。即毀缺人口眼亦同。眇一目。謂殴眇其目。虧損其明而猶見物者。及折手足指。若因打破骨。而非折者。及以湯若火。燒燙傷人者。各徒一年。若湯火不傷。從他物殴法。若折二齒二指以上。称以上者。雖折更多。亦不加罪。及髡截人髮者。各徒一年半。其髡髮不尽。仍堪為髻者。止當拔髮方寸以上。杖八十。若因鬪髡髮。遂將入己者。依賊盜律⁽ⁱ⁾。本以他故殴擊人。因而奪其財物。計贓以強盜論。以銅鐵汁傷人。比湯火傷人。如其以蛇蜂蝎螫人。同他物殴人法。若殴人十指並折。不堪執物。即二支廢。從篤疾科。流三千里。

〔校注〕

- (i) 『官版』『宋刑統』等により「律」の字を補った。

〔訳文〕

人と争い殴打して歯を折り、耳鼻を欠損し、片目の視力を低下させ（「眇」）、及び手足の指を折り〔「視力を低下させる（「眇」）」とは、視力⁽¹⁾を毀損したが、なお物を見ることができることである。〕若しくは骨にヒビを入れさせ⁽²⁾、及び熱湯や火で人を傷つけた場合には、徒一年に処する。歯二本・指二本以上を折り、及び髪を剃り落とした場合には、徒一年半に処する。

【疏文】鬪争によって人を殴打して歯を折り、あるいは人の耳鼻を破損し欠損させる⁽³⁾。

人の口や目を毀損した場合も同様である。「片目の視力を低下させる」とは、殴打してその目の視力を低下させることをいう。その視力を毀損したがなお物を見ることができる場合、及び手足の指を折った場合、若しくは打撃によって骨にヒビを入れたが骨折はしていない場合、及び熱湯若しくは火を用いて皮膚を焼け爛れさせて⁽⁴⁾人を傷害した場合には、それぞれ徒一年に処する。もし熱湯や火（を用いたけれども）傷害するには至らなかったならば、「他物を用いて殴打する法」（闘訟律 1 条）による。もし「歯二本・指二本以上を折った」場合——「以上」と称しているのは、さらに多くの歯や指を折ったとしても、それ以上の罪を加えないという趣旨である——及び人の髪を剃り落とした場合には、それぞれ徒一年半に処する。髪をすべて剃り落としたわけではなく、なお髪を結う⁽⁵⁾ことができる場合には、ただ（闘訟律 1 条の）「髪を一寸四方以上抜いた場合」に該当し、杖八十に処する。もし鬭争によって髪を剃り落とし、その結果（剃り落とした髪を）自分の物としたならば、賊盜律（39 条）の「本来他の理由によって人を殴撃し、その結果相手の財物を奪った場合には、贓額を計算して強盗をもって罪を論ずる」という規定による。溶けた銅や鉄を用いて人を傷害した場合には、「熱湯や火で人を傷害した場合」に引き当てる。もし蛇・蜂・サソリを用いて人を刺したような場合には、（闘訟律 1 条の）「他物を用いて人を殴打した場合の法」と同様に扱う。もし人を殴打して十本の指すべてを折り、物をつかむことができないようにしたならば、それはすなわち「手足のうち二本の機能を失わせた」ことになり、（闘訟律 4 条の）「篤疾」⁽⁶⁾の罪により、流三千里に処する。

〔訳注〕

- (1) 原文「明」について、『訳註 7』278 頁注 1 は「視力。目精。「眇」は「瞎」〔闘 4〕と同じい、少し見える」とする。
- (2) 原文「破骨」について、曹『訳注』717 頁は「骨を碎く〔破碎骨頭〕」、錢『新注』661 頁は「皮膚を深く破って骨に至る〔破皮肉深至骨頭〕」、袁『注訳』589 頁は「関節を打ち破る〔打破骨節〕」と訳す。これらのうち、袁『注訳』のいう「打破骨節」が「関節をはずす」という意味であるとするならば、それは闘訟律 4 条に規定する「跌体」に該当するため、「破骨」の訳語としては適切ではないであろう。本条に対応する清・刑律闘殴條の総註に「若しくは殴打して人の骨を破傷するに至り〔若殴至破傷人骨〕」とあることからして、「破骨」とはやはり骨自体に何らかの損傷を与える行為を指すものと思われるため、錢『新注』のような解釈にもより難い。要するに骨折には至らない程度の骨の損傷が「破

骨」であることから、曹『訳注』の訳を参考にし、ここでは「骨にヒビを入れる」と訳した。

- (3) 原文「缺穴」について、袁『注訳』589 頁注釈③は「欠損すること。人の耳鼻を欠損させるような場合である〔缺損。如使人耳鼻缺損〕」とする。また、曹『訳注』718 頁注釈〔1〕は「毀破及缺穴人耳鼻」について、「これは人を殴打して耳・鼻を破裂損壊せしめたが、ただその機能をまだ完全には喪失させていない場合を言う。回復することが可能である〔這是說殴人致使耳・鼻破裂毀壞、但功能還沒有完全喪失。可以恢復〕」とする。
- (4) 原文「燒盪」について、『訳註 7』278 頁注 3 は「焼けただれさす。〔闕 6〕疏に皮膚を灼爛すという」、曹『訳注』718 頁注釈〔2〕は「火及び沸騰水を用いて、火傷させて人を害する〔以火及沸水、燒・燙害人〕」とする。
- (5) 原文「髻」について、曹『訳注』718 頁注釈〔3〕は「古代の男女の多くは頭髪を引っ張って束ね頭頂で結んでいた〔古男女多把頭髪挽束在頭頂上成結〕」とする。
- (6) 原文「篤疾」について、戸令復旧 9 条（『拾遺』228 頁）に「ハンセン病・統合失調症・手足のうち二本の機能を失った者・両目が見えない者、こうした類の者がみな篤疾である〔惡疾・癲狂・両肢廢・両目盲、如此之類、皆為篤疾〕」とある。

【闕訟律 3 条】兵刃斫射人

《第 1 段》

〔原文〕

諸闕以兵刃。斫射人不着者。杖一百。〔兵刃。謂弓箭刀⁽ⁱ⁾ 稍矛@之属。即殴罪重者。從殴法。〕

疏議曰。因闕。遂以兵刃。斫射人不着者。杖一百。註云。兵刃。謂弓箭刀稍矛@之属。称之属者。雖用殳戟等皆是。即殴罪重者。謂本条殴罪得徒一年以上者。斫射人不着。即從殴法。仮如因闕。斫射小功兄姉而不着者。即依本条殴罪。科徒一年。即不從斫射之罪。如此之類。即從殴法。

〔校注〕

(i) 『宋刑統』により「刀」の字を補った。袁『注訳』、錢『新注』、曹『訳注』、劉『箋解』、戴『各論』等もいずれも「刀」の字を補っている。

〔訳文〕

人と争い兵器や刃物（「兵刃」）を用いて人に切りかかったり射かけたりした（「研射」）が、当たらなかつた場合には杖一百に処する。〔「兵刃」とは、弓矢や刀・長矛（「稍⁽¹⁾」）・矛・短矛（「@⁽²⁾」）の類をいう。もし殴打した罪の方が（杖一百よりも）重ければ、殴打の法による。〕

【疏文】人と争うことにより、遂には兵器・刃物を用いて人に切りかかったり射かけたりしたが、当たらなかつた場合には杖一百に処する。註文に「「兵刃」とは、弓矢や刀・長矛・矛・短矛の類をいう」とある。「の類」と称しているので、殳戟⁽³⁾等を用いた場合であってもすべてこれに該当する。「もし殴打した罪の方が（杖一百よりも）重ければ」とは、該当条文⁽⁴⁾における殴打の罪が徒一年以上となる場合をいう。人に切りかかったり射かけたりしたが当たらなかつた場合は、殴打の法による。例えば、鬪争によって小功の兄姉⁽⁵⁾に切りかかったり射かけたりしたが当たらなかつた場合には、該当する条文（である鬪訟律26条）の殴打の罪によって徒一年に処する。すなわち、本条文の研射の罪は適用しない。この例のような場合が、すなわち「殴打の法による」ということである。

〔訳注〕

- (1) 原文「稍」について、『訳註7』280頁注2は「矛の一種。馬上で持つという」、錢『新注』663頁注釈①は「「槊」と同じく、長矛のこと〔同“槊”、長矛〕」、曹『訳注』719頁注釈〔1〕は「長さ一丈八尺の長矛〔長一丈八尺的長矛〕」とする。
- (2) 原文「@」について、『集韻』は「@とは、「鉞」のことであり、また「小稍」ともいう〔@、鉞也、亦曰小稍〕」とし、また「鉞」について、袁『注訳』590頁注釈③は「小さい矛、短い矛〔小矛、短矛〕」とするのにしたがい、ここでは「短矛」と訳した。
- (3) 原文「殳戟」について、『訳註7』280頁注2は「「殳」。杖の一種。刃がなく、兵車の上から人を遠ざけるに用いたといふ（『説文』）。「戟」は矛の一種。矛の刃の部分が枝分れして両刃となっている。刃が分れていないものが矛である」とする。また「殳」について、錢『新注』663頁注釈③は「古代の竹でできた、突いて攻撃するための兵器〔古代竹制的撞擊用的兵器〕」とする。ただ、『唐律釈文』には「長いものを「戟」と名づけ、短いものを「殳」と名づける〔長者名戟、短者名殳〕」とあり、同種類の武器で長さの異なるものであるとの説明がなされている。

- (4) 原文「本条」の「本」は、(現代日本語の一般的な用法である)「この」条文の意味ではなく、該当する「その」条文の意味である。『訳註 7』280 頁注 4 は「「殴」がその手段(用具)、傷の程度、加害者と被害者の社会的・家族的身分関係の違いに応じて、さまざまの刑罰の段階を設けていることは以下の条文が示す通りである。……従ってさまざまの「殴」の本条の刑が、この条の杖一百より重くなる(すなわち「徒一年以上」となる)ときは、それぞれの「本条」規定の刑とする」と説明する。
- (5) 原文「小功兄姉」について、「小功」は服制(喪服の制度)の種類の一つ。服制については『訳註 5』12 頁以下参照。「小功の兄姉」とは、服制が小功に該当する親属のうち、自分と同じ世代で年長の者を指す。

《第 2 段》

[原文]

若刃傷。[刃。謂金鉄。無大小之限。堪以殺人者。] 及折人肋。眇其両目。墮人胎。徒二年。[墮胎者。謂辜内子死乃坐。若辜外死者。從本殴傷論。]

疏議曰。若刃傷。謂以金刃傷人。註云。刃。謂金鉄。無大小之限。堪以殺人者。及折人肋。謂鬪殴人折肋。眇其両目。亦謂虧損其明。而猶見物。墮人胎。謂在孕未生。因打而落者。各徒二年。註云。墮胎者。謂在辜内子死乃坐。謂在母辜限之内而子死者。子雖傷。而在母辜限外死者。或雖在辜内。胎落而子未成形者。各從本殴⁽ⁱ⁾傷法。無墮胎之罪。其有殴親屬貴賤等胎落者。各從徒二年上。為加減之法。皆須以母定罪。不拋子作尊卑。若依胎制刑。或致欺詐。故保辜止保其母。不因子立辜。為無害子之心也。若殴母罪重。同折傷科之。仮有殴姉胎落。依下文。殴兄姉。徒二年半。折傷者。流三千里。又條。折傷。謂折齒以上。墮胎合徒二年。重於折齒之坐。即殴姉落胎。合流三千里之類。

[校注]

(i) 『宋刑統』により「損」を「殴」に改めた。袁『注訳』、錢『新注』、曹『訳注』、劉『箋解』等もいずれも「殴」に作る。

[訳文]

もし刃物で傷害し [刃物とは、青銅や鉄製⁽⁶⁾ のもので大きさに制限はなく、それによって人を殺せるだけの能力のあるものをいう。]、及び人の肋骨を折り、その両目の視力を

低下させ、他人の胎児を墮ろさせた場合⁽⁷⁾には、徒二年に処する。「胎児を墮ろさせた」とは、(闘訟律 6 条に定める) 保辜の期限内⁽⁸⁾に子が死亡した場合に処罰される。もし保辜の期限外に死亡した場合には、(墮胎の罪ではなく) 該当する殴傷の罪によって論ずる。】

【疏文】「もし刃物で傷害し」とは、金属製の刃物を用いて人を傷害することをいう。註文に「刃物とは、青銅や鉄製のもので大小に決まりはなく、それによって人を殺せるだけの能力のあるものをいう」とある。「及び人の肋骨を折り」とは、人と争い殴打して肋骨を折ることをいう。「その両目の視力を低下させ」というのも、(闘訟律 2 条と同様に) また「その視力を毀損したがなお物を見ることができる場合」をいう。

「他人の胎児を墮ろさせた場合」とは、妊娠してまだ出産する前に、殴打によって流産(ないしは早産)した⁽⁹⁾場合をいい、それぞれ徒二年に処する。註文に「墮胎は、(闘訟律 6 条に定める) 保辜の期限内に子が死亡した場合に処罰される」とあるが、これは母親の(傷害に対する) 保辜の期限内にあって子が死亡した場合をいう。子が負傷したとしても、母の保辜の期限外にあって死亡した場合、あるいは保辜の期限内であっても流産し、子がまだ人の姿形を成していない場合には、それぞれ(母親に対しての) 該当する殴傷の法を適用し、墮胎の罪は成立しない。親属や身分の上下ある者等の間で殴打し流産させることがあったならば、それぞれ徒二年に加減の法⁽¹⁰⁾を適用する。その場合、すべて母との身分を基準として罪を定め、子を基準として(身分の) 尊卑を計ることはしない。もし胎児を基準として刑罰を制定すれば⁽¹¹⁾、あるいは欺罔を招く虞がある⁽¹²⁾。そのために保辜はただその母のためだけに設定し、子について保辜を設定しない。(それは加害者に) 子を害する意図が存在しないからである。もし母を殴打した罪が(墮胎の罪である徒二年よりも) 重ければ、「折傷⁽¹³⁾」と同等にみなして刑罰を科す。例えば、姉を殴打して流産させた場合、後条(の闘訟律 27 条)に「兄姉を殴打した場合には徒二年半に処する」「折傷した場合には流三千里に処する」とあり、また(闘訟律 10 条の) 条文に「折傷とは(闘訟律 2 条に規定する) 歯を折った罪(徒一年)よりも重い場合をいう」とあり、この場合墮胎させたならば徒二年に処せられるべきであるが、これは歯を折った場合の罪よりも重いので、姉を殴打して流産させた場合には流三千里に処すべきである⁽¹⁴⁾、といった類のことである。

[訳注]

- (6) 原文「金鉄」について、錢『新注』664 頁注釈⑥に「(「金」には) 律では二つの意味がある。その一は、銅・青銅を指す。ここでは「金鉄」というように同時に挙げていることから、「金」はまさに銅を指している。……その二は、金属の通称である。この条文の律注に関する以下の疏文中にいう「金刃を以て人を傷する」の中の「金」はすなわち金属の意味である〔律中有両義。其一、指銅、青銅。此處“金鉄”同様、“金”當指銅。……其二、通称金属。如此條律注下疏文中所言“以金刃傷人”中之“金”即金属義〕」とあるのにしたがい、ここでは「青銅や鉄製」と訳した。
- (7) 律があえて「他人の胎児を墮ろさせた場合〔墮入胎〕」(傍点訳者)と規定していることから、いわゆる「自己墮胎」は本条に該当しなかった可能性がある。
- (8) 原文「辜内」について、『訳註 7』281 頁注 7 は「「辜」は「保辜」のこと。〔闕 6〕に詳しいが、闕殿した闕殿によって他人を傷けたとき、加害者は一定の日数の間、その殿と傷につき責任を持たねばならない、十日、二十日、三十日、五十日の別がある。「辜限」というのはこの日数の限度をいう。「辜内」は辜限以内である」とする。
- (9) 原文「落」について、『訳註 7』281 頁注 6 が「「落」と称するのは流産もしくは早産。「落」の後、子が生存している場合を想定しているのはこのあとに子が母の辜限内、辜限外の一定期間生存していることを想定していることから早産の場合も含むと解せる。「胎落」は流産と思われる」、曹『訳註』720 頁注釈 [1] が「流産あるいは早産のことを指す〔指流産或早産〕」とするのにしたがい、本文のように訳出した。
- (10) 原文「加減之法」について、戴『各論』179 頁は「もし身分によって（刑を）加減すべきときは、なお徒二年を基準とする〔若因身分而須加減時、仍以徒二年為準〕」とする。『訳註 7』281 頁注 8 は、闕証律 16 条の「流内九品以上の官が「議貴」を殴傷した場合にそれぞれ凡闕傷に二等を加える」とする規定を例として挙げ、流内九品以上の官が議貴に該当する者を墮胎した場合には、徒二年に二等を加えて徒三年となると説く。要するに身分等の理由により刑の加減が行われる旨の規定が存在するならば、墮胎の場合においても徒二年を基準として、そこから所定の刑の加減を行うという趣旨である。なお、後に見るように身分関係は母と加害者との間において決定され、子（胎児）と加害者との間の身分関係が参照されることはない。
- (11) 原文「若依胎制刑」について、袁『注訳』591 頁注釈⑨は「もし果たして墮胎した時点に基づいて刑罰を制定したら、ということ〔如果根拠胎落时限來制定刑罰〕」とし、墮胎

の時期を基準としての保辜期限の設定の問題として解釈している。一方、曹『訳注』720頁は「もし胎児の身分関係によって墮胎の刑罰を制定したならば〔倘若依照胎児的身份関係制定墮胎刑罰〕」と訳し、身分関係の存在に基づく刑の加減の問題と関連づけて訳出している。しかしながら、身分関係の問題と関連づけて訳した場合、その後に続く保辜の話との整合性が取れなくなってしまう。袁『注訳』のような解釈が妥当であると思われる。

- (12) 原文「欺詐」について、錢『新注』664頁注釈⑩は「欺き騙すこと、虚言〔欺騙、謊言〕」、曹『訳注』720頁注釈〔2〕は「欺き騙すこと〔欺騙〕」とする。また、『唐律訳文』には、「意味は「いつわる」ということである〔訓詐也〕」とある。
- (13) 原文「折傷」について、闕訟律11条の疏文に「「折傷」とは、(闕訟律2条に規定する)歯を折ること以上(の傷害を与え)、徒一年以上の刑罰が与えられる場合がみなこれである〔折傷者、折歯以上、得徒一年以上皆是〕」とあるように、法定刑が徒一年以上に相当する傷害のことを指す。
- (14) この部分の律疏の説明は合理性を欠いている。すなわち、墮胎の罪である徒二年は、当然に折歯の罪である徒一年よりも重い(すなわち「折傷以上」となる)ため、この律疏の論理では、いかなる場合においても「折傷以上」の罪が適用されてしまうことになる。条文本来の趣旨は、母を殴打した罪が墮胎の罪である徒二年よりも重い場合には、「折傷以上」の罪を適用するということであり、その意味で律疏の説明は不適切であろう。

【闕訟律4条】闕人折跌支体瞎目

《第1段》

〔原文〕

諸闕殴。折跌人支体。及瞎其一目者。徒三年。〔折支者。折骨。跌体者。骨差跌。失其常処。〕辜内平復者。各減二等。〔余条折跌平復準此。〕

疏議曰。因闕殴。折跌人支体。支体。謂手足。或折其手足。或跌其骨体。及瞎一目。謂一目喪明。全不見物者。各徒三年。註云。折支者。謂折四支之骨。跌体者。謂骨節差跌。失於常処。辜内平復者。謂折跌人支体。及瞎一目。於下文立辜限內。骨節平復。及目得見物。並於本罪上減二等。各徒二年。註云。余条折跌平復準此。謂於諸条尊卑

貴賤等。鬪殴及故殴折跌。辜内平復並減二等。雖非支体。於余骨節平復亦同。若支先攣。是廢疾被折。故此殴攣支。止依殴折一支。流二千里。有蔭合同減贖。何者。例云。故殴人至廢疾。流不合減贖。今先廢疾。不因殴令廢疾。所以聽其減贖。

〔訳文〕

人と鬪争して殴打し、手足（「支体」）を骨折させたり（「折」）脱臼させた（「跌」）場合、及びその片方の目を失明させた場合には、徒三年に処する。「折支」とは、骨を折ることである。「跌体」とは、骨の関節がはずれて⁽¹⁾通常の位置からずれてしまうことである。】保辜の期限内に回復した場合には、それぞれ二等を減ずる。【他の条文における骨折・脱臼の回復についてもこれに準ずる。】

【疏文】人と鬪争して殴打したことにより、手足を骨折させたり脱臼させたりすることである。「支体」とは手足のことをいう。あるいはその人の手足を骨折させ、或いはその人の骨組みをずらすことである。及び「片方の目を失明させた場合」とは、片目が失明し、全く物が見えなくなることをいう。それぞれ徒三年に処する。註文に「折支」とあるが、これは四肢の骨を折ることをいう。「跌体」とは骨の関節がはずれて、通常の位置からずれてしまうことをいう。「保辜の期限内に回復した場合」とは、人の手足を骨折させたり脱臼させたり、及び片方の目を失明させ、下条（鬪訟律6条）に基づいて設定された保辜の期限内に回復し、及び物が見えるようになった場合には、いずれも本来の刑罰（徒三年）から二等を減じて、それぞれ徒二年に処するということである。註文に「他の条文における骨折・脱臼の回復についてもこれに準ずる」とあるが、これは各条文の尊卑貴賤等の身分関係が存在する場合の規定において、人と争って殴打し及び故意に殴打して骨折・脱臼させ、それが保辜の期限内に回復した場合には、いずれも二等を減刑するということである。手足でなくとも、他の骨の関節に対して（骨折・脱臼させて）回復した場合についてもまた同様とする。もし手足が以前から湾曲しており⁽²⁾、廢疾⁽³⁾に該当している（上に、更に）骨を折られた場合、故意に⁽⁴⁾この湾曲した手足を殴打したならば、ただ一本の手足を殴打して骨折した場合（の規定）により、流二千里に処せられ⁽⁵⁾、恩蔭⁽⁶⁾を利用できる場合には減・贖⁽⁷⁾の効果を適用すべきである。なぜならば、名例律（11条）に、「故意に人を殴打して廢疾に至らしめ、流刑に処せられる場合には、減・贖の効果を適用すべきではない」とあるが、ここでは以前から廢疾に該当しており、殴打によって廢疾と

なったわけではなく、それゆえに減・贋の効果を適用しても差し支えないものである。

[訳注]

- (1) 原文「骨差趺」について、曹『訳注』721 頁注釈〔1〕が「骨の関節の位置がずれること」を指す。疏議は「骨節差趺」としており、今これに基づいて補った〔指骨節錯位。疏議作「骨節差趺、今拵以径補〕」とするのに基づき、「節」の字を補って本文のように訳出した。
- (2) 原文「攣」について、袁『注訳』593 頁注釈③は「最初から曲がっていて伸ばすことができない身体障礙のこと〔先有卷曲不能伸的殘疾〕」、曹『訳注』721 頁注釈〔2〕は「手足が曲がって伸ばせないこと〔手足蟠曲不能伸〕」とする。
- (3) 原文「廢疾」について、戸令復旧 9 条（『拾遺』228 頁）に「知能発達障礙・言葉が話せない者・低身長症の者・腰（又は）背の折れた者・手足の一本が不自由な者、こうした類の者がみな廢疾である〔癱瘓・侏儒・腰脊折・一肢廢、如此之類、皆為廢疾〕」とある。なお、戸令復旧 9 条が例示する廢疾の中に「攣」は含まれていないが、律疏の解釈にしたがえば「攣」も廢疾に含まれることになる。恐らく律疏は「攣」を「一肢廢」の一種と捉えているのであろう。
- (4) 原文「故」について、『訳註 7』282 頁は「故ニ」と訓読している。確かに漢文の語法としては「ゆえに」と読む方が自然に感じられるが、ここで挙げられている事例は「鬪殴」ではなく「故殴」であり、それゆえに「故」の字は「故意」の意味で用いられていると考えないと、その後の記述、すなわち刑罰が「流二千里」となることや名例律 11 条を引き合いに出していることとの間に整合性が取れなくなってしまうため、本文ではあえて「故意に」と訳出した。
- (5) 鬪殴によって人の手足を骨折させた場合、本条の規定により徒三年に処せられるが、故意に骨折させれば、鬪訟律 5 条の規定により一等が加重され、流二千里となる。戴『各論』179 頁も「故意に一本の手足を殴傷したので、鬪殴に一等を加えて、流二千里とする〔係故殴傷一枝、加鬪殴一等、流二千里〕」とする。なお、劉『箋解』1477 頁箋釈〔二〕は「思うに「流二千里」は「流三千里」とすべきであろう〔按「流二千里」疑当作「流三千里〕」とし、その理由として、このケースは鬪訟律 4 条第 2 段に規定する、「かつて与えた損傷がもととなって、篤疾に至らしめた場合〔因旧患、令至篤疾〕」に該当し、その法定刑が流三千里であることを挙げている。しかしながら、もともと廢疾に相当する「攣」である手足一本を折って、その手足が仮に不自由となつたとしても、それは単に

「攣」の廕疾から「一肢廢」の廕疾に変化しただけであって、篤疾（「両肢廢」）となるわけではないため、当該規定には該当しない。さらにいえば、ここでの律疏の趣旨は、もともと廕疾に相当する障礙を有していた者に対して、さらに廕疾に相当する傷害を当該箇所に与えても、その傷害行為によって廕疾にしたものとはみなさない（新たに発生した障礙は考慮しない）ということであるので、いずれにしても『箋解』の論理は妥当とはいえない。

- (6) 原文「蔭」について、『訳註 7』283 頁注 5 は「「蔭」は親の持つ官品が子の出身に際して一定の特別条件となる。潜在的官品というべきで、出身の際に限らず、律上の法律効果を生ずる。「減贖」はその一つ」とする。蔭の効果には刑法上のものと税法上のものと官吏任用法上のものが存在する（『訳註 5』131 頁注 3 参照）が、「減贖」は蔭による刑法上の効果の一つである。
- (7) 減・贖はいずれも律に定められた科刑上の優遇措置の一つで、減の特權を有する者が流罪以下を犯した場合には一等を減じられ、贖の特權を有する者が流罪以下を犯した場合には収贖が認められる。減・贖の効果や資格要件については、それぞれ名例律 10 条・同 11 条に規定されている。詳しくは、『訳註 5』79 頁以下の【解説】参照。

《第 2 段》

[原文]

即損二事以上。及因旧患。令至篤疾。若断舌。及毀敗人陰陽者。流三千里。

疏議曰。即損二事以上者。謂殴人一目瞎。及折一支之類。及因旧患。令至篤疾。仮有旧瞎一目為殘疾。更瞎一目成篤疾。或先折一脚為廢疾。更折一脚為篤疾。若断舌。謂全不得語。毀敗陰陽。謂孕嗣廢絕者。各流三千里。斷舌。語猶可解。毀敗陰陽。不絕孕嗣者。並從傷科。

問曰。人目先盲。重殴晴壞。口或先瘻。更斷其舌。如此之類。各合何罪。

答曰。人貌肖天地。稟形父母。莫不愛其所受。樂天委命。雖復宿遭痼疾。然亦痛此重傷。至於被人毀損。在法豈宜異制。如人旧瘻或先喪明。更壞其睛或斷其舌。止得守文。還科断舌瞎目之罪。

[訳文]

もし二項目以上の損傷に該当する場合、及びかつて与えた損傷がもととなって、篤疾に至

らしめた場合、若しくは舌を切断し、及び人の生殖器を損傷した⁽⁸⁾ 場合には、流三千里に処する。

【疏文】「もし二項目以上の損傷に該当する場合」とは、人を殴打して片方の目を失明させ、さらに手足一本を骨折させる類のことをいう。「及びかつて与えた損傷がもととなって、篤疾に至らしめた場合」とは、例えば以前に片目を失明させて残疾⁽⁹⁾とした者について、さらにもう片方の目を失明させて篤疾としたような場合、あるいは以前に片足を骨折させて廢疾とした者について、さらにもう片方の足を骨折させて篤疾としたような場合をいう。「若しくは舌を切断し」とは、全く話せなくなつた場合をいう。「人の生殖器を損傷した場合」とは、跡継ぎを産むことができなくなる⁽¹⁰⁾ことをいい、それぞれ流三千里に処する。舌を切断したとしてもなお話すことが可能であつたり、生殖器を損傷しても跡継ぎを絶やすことがなかつた場合には、いずれも（鬪殴）傷害によって（それぞれの行為の態様に応じた）刑を科し（、流三千里に処することはしない）。

【問】人の目が以前から失明していたが、重ねて瞳を殴打して破壊したり、口が或いは以前から言葉を発することができなかつたが、更にその舌を切断したりした場合、このような類の行為はそれぞれどのような罪とすべきであるか。

【答】人の容貌は天地をかたどっており⁽¹¹⁾、姿形は父母から受け継いでいる。その父母より受けた身体を愛しみ、天理を楽しんで（自分の境遇に安んじ）天命に委ねる⁽¹²⁾ことをしない道理はない。また古くからの持病⁽¹³⁾を抱えていたとしても、それでもまた重ねて傷を負つたとすれば痛ましいことである。それが人に毀損された結果であるというに至つては、法において扱いを別にすべきであろうか。もし人がもとから言葉を発することができず、或いは以前から失明していたとしても、さらにその瞳を破壊し、或いはその舌を切断したとしたならば、ただ法文を遵守して、この場合もやはり断舌・失明の罪を科し得るのみである。

〔訳注〕

- (8) 原文「毀敗人陰陽」について、袁『注訳』593 頁注釈⑤は「人の生殖器を損傷するに至らしめ、生殖能力を失わせること〔致人生殖器損傷、失去生殖能力〕」、曹『訳注』722 頁注釈 [2] は「生殖機能を破壊することを指す。疏議が説くところの「孕嗣廢絶」のこと〔指破壊生殖機能。疏議所説「孕嗣廢絶」〕とする。

- (9) 原文「残疾」について、戸令復旧 9 条（『拾遺』228 頁）に「片方の目が見えない者・両

方の耳が聞こえない者・手の指が二本ない者・足の指が三本ない者・手足に親指がない者・皮膚の病気で髪がない者・皮膚から膿が出続けている者・陰嚢が肥大した者・大きな腫れ物がある者、こうした類の者がみな残疾である〔一目盲・両耳聾・手無二指・足無三指・手足無大拇指・禿瘡無髪・久漏・下重・大瘻瘍、如此之類、皆為残疾〕」とある。

- (10) 原文「孕嗣廢絶」について、袁『注訳』593 頁注釈⑥は「人の生殖能力を喪失させ、子孫を断絶させるに至らしめること〔致人失去生殖能力、断子絶孫〕」とする。また、錢『新注』665 頁は「人が種族を伝え世代を継がせることをできなくさせることを指す〔指使人不能伝種接代的〕」、曹『訳注』722 頁は「男女の生殖機能を毀損・破壊し、人が（子を）妊娠・育成することをできなくさせ、それによって後の世代を断絶させるに至らしめることをいう〔是説毀壞破敗男女生殖機能不能懷孕生育、以致断絶后代的〕」と訳す。
- (11) 原文「人貌肖天地」について、曹『訳注』722 頁注釈〔4〕は「人の形状の頭と足は天地に相似している。古代の人は、人間は頭が丸くて（円）足が四角（方）であると考えた。天道が円であり、地道が方である。「肖」とは類似する、かたどるということである。……『漢書』刑法志・『淮南子』精神を参照のこと〔人的形状頭和脚相似天地。古人認為人是圓顱方趾。天道圓、地道方。“肖”、類似、象。……參見《漢書・刑法志》・《淮南子・精神》〕」とする。『漢書』刑法志には「夫れ人は天地の貌に宵る〔夫人宵天地之貌〕」とあり、応劭の注には「頭の圓なるは天に象り、足の方なるは地に象る〔頭圓象天、足方象地〕」とある。また、『淮南子』精神訓には「頭の圓なるや天に象り、足の方なるや地に象る〔頭之圓也象天、足之方也象地〕」とある。
- (12) 原文「楽天委命」について、袁『注訳』593 頁注釈⑧は「生來の容貌が天や父母によって与えられたことに幸福を感じること〔生来的貌相幸由天和父母給予〕」とする。また、錢『新注』665 頁は「喜んで上天が与えてくれた生命を受け入れる〔欣然接受上天給予的生命〕」、曹『訳注』722 頁は「また、自己の運命を上天の按配に任せて楽しむ〔也樂于把自己的命運聽任上天的安排〕」と訳す。
- (13) 原文「痼疾」について、『訳註 7』284 頁注 6 は「久しうなおらない病のこと」、袁『注訳』593 頁注釈⑨は「長らく治癒することが難しい疾病〔久難治癒の疾病〕」とする。

【鬪訟律 5 条】鬪故殺用兵刃

《第 1 段》

[原文]

諸鬪殴殺人者絞。以刃及故殺人者斬。雖因鬪。而用兵刃殺者。与故殺同。〔為人以兵刃逼己。因用兵刃拒而傷殺者。依鬪法。余条用兵刃準此。〕

疏議曰。鬪殴者。元無殺心。因相鬪殴。而殺人者絞。以刃及故殺者。謂鬪而用刃。即有害心。及非因鬪争。無事而殺。是名故殺。各合斬罪。雖因鬪。而用兵刃殺者。本雖是鬪。乃用兵刃殺人者。与故殺同。亦得斬罪。並同故殺之法。註云。為人以兵刃逼己。因用兵刃拒而傷殺逼己之人。雖用兵刃。亦依鬪殺之法。余条用兵刃準此。謂余親戚良賤。以兵刃逼人。人以兵刃拒殺者。並準此鬪法。又律云。以兵刃殺者。与故殺同。既無傷文。即是傷依鬪法。註云。因用兵刃。拒而傷殺者。為以兵刃傷人。因而致死。故連言之。

問曰。故殺人。合斬。用刃鬪殺。亦合斬刑。得罪既是不殊。準文更無異理。何須云用兵刃殺者与故殺同。

答曰。名例。犯十惠及故殺人者。雖會赦。猶除名。兵刃殺人者。其情重。又⁽ⁱ⁾ 同故殺之法。會赦猶遣除名。

[校注]

(i) 『訳註 7』285 頁注 1 の指摘に基づき、『滂熹齋本』により「文」を「又」に改めた。

[訳文]

人と鬪争して殴打し（その結果）殺害した場合には絞に処する。刃物を用いた場合及び人を故意に殺害した（「故殺」）場合には斬に処する。人と鬪争したことが原因であったとしても、刃物を用いて殺害した場合には、故殺と同様とする。〔人が刃物を用いて自己に迫ってきたために、こちらも刃物を用いて抵抗し、相手を傷害し殺害した場合には、通常の鬪（殺傷の）法による。他の条文における、刃物を用いた場合の扱いもこれに準ずる。〕

【疏文】人と鬪争して殴打する者には、本来人を殺害しようという心はない。相手と鬪争し殴打することによって人を殺害した場合には絞に処する。「刃物を用いた場合及び人を故意に殺害した場合」とは、すなわち、鬪争して刃物を用いるのは、人を害する心がある⁽¹⁾ ということであり、また鬪争によらずに、（鬪争のような）殺害の原因

となるべき) 事実もなく殺害する⁽²⁾ことを「故殺」と名づけ、それぞれ斬刑に処すべきである。「人と鬭争したことが原因であったとしても、兵刃を用いて殺害した場合」とは、もともとは鬭争が原因であったとしても、兵刃を用いて人を殺害した場合のことである。「故殺と同様とする」とは、また斬刑に処するということであり、これらはすべて故殺の法と同様に扱われる。註文に「人が兵刃を用いて自己に迫ってきたために、こちらも兵刃を用いて抵抗し、自己に迫ってきた者を傷害し殺害した場合」とあるが、この場合には兵刃を用いたとしても、また鬭殺(傷)の法による。「他の条文における、兵刃を用いた場合の扱いもこれに準ずる」とは、他の条文における、親戚や良人・賤人が兵刃を用いて人に迫り、その人が兵刃を用いて抵抗し殺害した場合には、すべてこの(本条の規定と同様に)鬭(殺の)法によるということである。また律文に「兵刃を用いて殺害した場合には、故殺と同様とする」とあり、傷害した場合の規定はないが、これはすなわち傷害すれば鬭(傷)の法による(=故傷の法にはよらない)ということである。註文に「こちらも兵刃を用いて抵抗し、相手を傷害し殺害した場合」とあるのは、兵刃を用いて人を傷害し、その結果死亡させることがあるために、「(「傷」と「殺」の二文字を)連ねて述べているのである。

【問】人を故殺した場合には斬とすべきである。刃物を用いて鬭殺した場合もまた斬刑に処すべきとされている。罪を得ることに関しては既に両者異なるところはないので、条文上においてもさらに法理を異にする点はない。何ゆえに「兵刃を用いて殺害した場合には、故殺と同様とする」という必要があるのか。

【答】名例(律 18 条)に「十惡⁽³⁾及び故殺人を犯した場合には、恩赦に会ったとしてもなお除名⁽⁴⁾する」とある。(鬭争により)兵刃を用いて人を殺害した場合には、(本来は故殺ではないが)その情状が重大であるため、また故殺の法と同様とし、恩赦に会ったとしてもなお除名させるのである。

[訳注]

- (1) 原文「鬭而用刃、即有害心」について、戴『各論』180 頁は「これは、状況(「刃物を用いた」こと)により、故意殺人に擬制するということであり、すなわち政策上の考慮によるものである〔此係従情況(以刃)而擬制故意殺人、乃由於政策上考慮〕」と説明しているが、「用刃」の場合は、「用兵刃」の場合のように「故殺と同様とする」とされているわけではなく、単に故殺と同じ刑(すなわち「斬」)が科せられるに過ぎないため、戴『各論』の説明には若干疑問が残る。

- (2) 原文「無事而殺」について、袁『注訳』595 頁注釈④は「ゆえなく人を殺すこと。すなわち故意殺人である〔無故殺人。即故意殺人〕」、曹『訳注』724 頁注釈〔3〕は「鬪争の事実がないことを指す〔指無鬪争之事〕」、戴『各論』180 頁は「鬪争の事実がないということである〔係無鬪争之事也〕」とする。『律疏』が鬪殺との対比で故殺を説明している（すなわち、鬪争から偶発的に殺人が発生したのではなく、最初から殺意を抱いて殺害している）ことからすれば、曹『訳注』や戴『各論』が説くように、「無事」とは「鬪争の事実がない」という意味であると解するのが妥当であろうが、より広く抽象的な意味合いで用いられている可能性もある。
- (3) 「十惡」とは、儒教倫理（「名教」）に違背することが特に顕著であるとされた 10 個の犯罪類型ないしは犯罪類型グループのこと。何が十惡に該当するかは名例律 6 条に列挙されている。詳しくは『訳註 5』60 頁以下の【解説】参照。
- (4) 「除名」とは、官爵すべてを剥奪されて庶人の身分に落とされる刑事処分のこと。どのような罪を犯すと除名が科せられるかは名例律 18 条に規定されている。詳しくは『訳註 5』133 頁以下の【解説】参照。

《第 2 段》

〔原文〕

不因鬪。故殴傷人者。加鬪殴傷罪一等。雖因鬪。但絶時而殺傷者。從故殺傷法。

疏議曰。不因鬪競。故殴傷人者。加鬪殴傷一等。若拳殴不傷。笞四十上加一等。合笞五十之類。雖因鬪。但絶時而殺傷者。謂忿競之後。各已分散。声不相接。去而又來殺傷者。是名絶時。從故殺傷法。

〔訳文〕

鬪争を原因とせず、故意に人を殴打して傷害した場合には、鬪争によって殴打して傷害した場合の罪に一等を加重する。鬪争が原因であっても、その事が一旦収束してから（「絶時」）殺傷した場合⁽⁵⁾には、故殺傷の法による。

【疏文】人と鬪争し競い合ったためではなく、故意に人を殴打して傷害した場合には、鬪争によって殴打して傷害した場合（の罪）に一等を加重する。もし拳で殴打したが傷害するに至らなかったならば、（鬪訟律 1 条に規定する）笞四十に一等を加重して笞五十に処すべきとする類のことである。「鬪争が原因であっても、その事が一旦収

束してから殺傷した場合」とは、怒りを発して相手と争いあった後に、それぞれ一旦別れ別れになって、言葉の応酬もなくなり⁽⁶⁾立ち去ったにもかかわらず、再び戻ってきて殺傷した場合が「絶時」と呼ばれ、その場合には故殺傷の法による⁽⁷⁾。

〔訳注〕

- (5) 原文「絶時（絶時而殺傷）」について、袁『注訳』595 頁注釈⑤が「これは闘争の後、それぞれすでに別れて、闘争の現場から離れたが、その人が再びやって来て相手を殺傷する場合を指しており、それを称して「絶時而殺傷」とする。この場合故意殺傷によって論じ处罚することとなる〔是指争闘之后、各已分散走開、離開争闘現場、但有人走后又來殺傷人的、即稱為絶時而殺傷、這要按故意殺傷論處〕」、錢『新注』668 頁注釈⑨が「ある一つの事柄がすでに収束することを指す〔指某一事情已經結束〕」とするのに基づき、本文のように訳出した。
- (6) 原文「声不相接」について、錢『新注』668 頁が「相互にすでに再びは応答することなく〔相互已不再応答〕」、曹『訳注』724 頁が「すでに再びは言い争うことなく〔已不再争吵〕」と訳しているのを参考に、本文のように訳出した。なお、袁『注訳』596 頁は「相互に声を聞くことなく〔互相聽不見声音〕」と訳しているが、若干ニュアンスが異なるようと思われる。
- (7) 「絶時」に殺傷した場合、「故殺傷の法による」理由について、劉『箋解』1481 頁は「思うに前者（「絶時」に殺傷した場合のこと——訳者注）は闘争の後に別に殺意を起したため、故意犯となる〔蓋前者闘後另起殺意、是為故犯〕」と説明している。

【闘訟律 6 条】保辜

《第 1 段》

〔原文〕

諸保辜者。手足殴傷人。限十日。以他物殴傷人者。二十日。以刃及湯火傷人者。三十日。折跌支体及破骨者五十日。〔殴傷不相須。余条殴傷及殺傷。各準此。〕

疏議曰。凡是殴人。皆立辜限。手足殴人。傷与不傷。限十日。若以他物殴傷者。限二十日。以刃。刃謂金鉄。無大小之限。及湯火傷人。謂灼爛皮膚。限三十日。若折骨跌体。及破骨。無問手足他物。皆限五十日。註云。殴傷不相須。謂殴及傷。各保辜十日。

然傷人皆須因殴。今言不相須者。為下有僵仆。或恐迫而傷。此則不因殴而有傷損。故律云。殴傷不相須。余条殴傷及殺傷者⁽ⁱ⁾。各準此。謂諸条殴人或傷人。故鬪謀殺。強盜。應有罪者。保辜並準此。

〔校注〕

- (i) 『宋刑統』その他により「殴傷者及殺傷」を「殴傷及殺傷者」に改めた。『訳註 7』287 頁もこれに基づいて訓読している。

〔訳文〕

保辜⁽¹⁾については、手足で殴って人を傷害した場合には、十日を期限とする。他物を用いて殴り人を傷害した場合には二十日、刃物や湯火を用いて人を傷害した場合には三十日、手足を骨折させたり脱臼させたり、及び骨にヒビを入れさせた場合には五十日（を期限とする）。〔殴打と傷害は必ずしも両方揃う必要はない。他の条文における殴打と傷害及び殺害と傷害についても、それぞれこれに準ずる。〕

【疏文】およそ人を殴打すればすべて保辜の期限を設定する。手足で人を殴打したならば、傷害した場合も傷害していない場合も十日を期限とする。もし他物を用いて殴打し傷害した場合には二十日を期限とする。「刃物を用いて」とあるが、刃物とは青銅や鉄製のものをいい、大小に決まりはない。及び「湯火を用いて人を傷害した場合」とは、皮膚を焼け爛れさせることをいう。（これらについては）三十日を期限とする。もし骨折・脱臼させ、及び骨にヒビを入れさせた場合には、手足・他物を問わず、すべて五十日を期限とする。註文に「殴打と傷害は必ずしも両方揃う必要はない」とあるのは、すなわち殴打及び傷害はそれぞれ保辜（の期限）は十日であるが、しかしながら人を傷害する行為は（通常）すべて殴打が原因となって生じる。ところが今「必ずしも両方揃う必要はない」といっているのは、後（の鬪訟律 35 条）に転倒させ（て傷害し）た⁽²⁾場合があり、あるいは（賊盜律 14 条に）脅迫して傷害する場合もある。これらはすなわち殴打によらずに損傷する場合である。それゆえに律は「殴打と傷害は必ずしも両方揃う必要はない」といっているのである。「他の条文における殴打と傷害及び殺害と傷害についても、それぞれこれに準ずる」とは、各条文の人を殴打した場合、あるいは人を傷害した場合、故殺・鬪殺・謀殺⁽³⁾や強盗で罪とすべき場合について、保辜（の期限）はすべてこれに準ずるということである。

〔訳注〕

- (1) 保辜とは「罪名を保留する」という意味であり（戴『通論』101頁、劉『箋解』1483頁参照）、傷害の手段ごとに定められた特定の期間（「辜限」）内に被害者が死亡すれば、傷害行為と死亡との間に因果関係があるものとみなし（ただし、他の原因で死亡したことが明らかな場合を除く）、殺人罪（「鬪殺」）の成立を認める制度のことである。明・清律の保辜には、こうした因果関係成立機能に加えて、保辜の期限内に加害者に対して被害者の治療義務を課す機能も有していたが、唐律の保辜には（少なくとも規定上は）そうした機能は備わっていない。保辜について詳しくは『訳註7』287頁以下注1参照。
- (2) 原文「僵仆」について、鬪訟律35条の疏文には「あおむけになることを「僵」といい、うつぶせになることを「仆」という〔仰謂之僵、伏謂之仆〕」とあり、『訳註7』288頁注2はこの疏文の説明を受けて「僵も仆も、たおれる、たおすの意。〔鬪35〕は鬪殴によって誤って第三者をたおし殺傷した場合についていう」とする。また、袁『注訳』597頁注釈④は「転倒してぶつかり殺傷するに至らしめることを指す〔指摔跤跌撞致殺傷〕」とする。
- (3) 原文「故鬪謀殺」について、『訳註7』287頁は「故^{コトサ}ラニ鬪シ殺サント謀リ」と訓読し、故鬪と謀殺の二事であると解釈している。しかしながら、曹『訳註』726頁の訳文及び劉『箋解』1484頁、戴『各論』181頁にもあるとおり、これは「故殺」「鬪殺」「謀殺」の三事を略した言い方であると解するのが適当であると思われるため、本文のように訳出した。

《第2段》

〔原文〕

限内死者。各依殺人論。其在限外。及雖在限内。以他故死者。各依本殴傷法。〔他故。謂別增余患而死者。〕

疏議曰。限内死者。各依殺人論。謂辜限内死者。不限尊卑良賤及罪輕重。各依本条殺罪科断。其在限外。仮有拳殴人。保辜十日。計累千刻之外。是名限外。及雖在限内。謂辜限未滿。以他故死者。他故。謂別增余患而死。仮殴人頭傷。風從頭瘡而入。因風致死之類。仍依殺人論。若不因頭瘡得風。別因他病而死。是為他故。各依本殴傷法。故註云。他故。謂別增余患而死。其有墮胎瞎目毀敗陰陽折齒等。皆約手足他物以刃湯火為辜限。

〔訳文〕

(保辜の) 期限内に死亡した場合には、それぞれ殺人（の罪）によって論ずる。期限外において、及び期限内であっても、他の理由で死亡した場合には、それぞれもとの殴傷の法による。「他の理由」とは、（与えた傷害とは）別に疾患が加わって死亡した場合をいう。】

【疏文】「期限内に死亡した場合には、それぞれ殺人（の罪）によって論じる」とは、保辜の期限内に死亡した場合をいう。（身分関係の）尊卑や良賤および罪の軽重を限らず、それぞれ各条文の殺人の罪によって処断する。「期限外において」とは、例えば拳で人を殴打した場合には、保辜（の期限）は十日となるが、時を計って千刻⁽⁴⁾を過ぎた場合を「期限外」と称するのである。「及び期限内であっても」とは、保辜の期限に未だ満たない場合をいう。「他の理由で死亡した場合」の「他の理由」とは、（与えた傷害とは）別に疾患が加わって死亡した場合をいう。例えば、人の頭を殴打して傷害したところ、破傷風菌⁽⁵⁾が頭部の傷口より侵入し、破傷風が原因で死亡するに至ったような類の場合には、殺人（の罪）によって論ずる。もし頭部の傷から破傷風となつたのではなく、別に他の疾患が原因で死亡した場合に、これを「他の理由」とし、それぞれもとの殴傷の法による。それゆえに註文に「「他の理由」とは、（与えた傷害とは）別に疾患が加わって死亡した場合をいう」とあるのである。墮胎・失明・生殖器の損傷・折歯等の罪は、すべて「手足」「他物」「刃物及び湯火を用いた場合」のいずれかに分類して保辜の期限を設定する。

〔訳注〕

(4) 原文「千刻」について、『訳註 7』288 頁注 3 は「十日のこと。〔名 55〕に「日ト称スルハ百刻ヲ以テス」とある」とする。「一刻」は漏刻（水時計）の 1 目盛り分で、約 15 分に相当する。唐律は「百刻=一日」と定義しているため、千刻経過した時点で保辜の十日の期限に達したものとされ、これ以降被害者が死亡しても加害者は死の結果について刑事責任を負わされることはない。

(5) 原文「風」について、『訳註 7』289 頁注 4 は「風」を「おこり」「かぜ」「中風」「精神病」等と解する諸橋轍次『大漢和辞典』の解釈を紹介した後、「律では頭瘡が悪化して命取りになったことをいっているのであり、現在の精緻な病名を適格にあてはめることはなかなかむつかしいであろう」とする。確かに「風」自体は様々な病状を指す多義的な概念であろうが、ここでの文脈に限っていえば、曹『訳註』726 頁にもあるように、「風」とは「破傷風」のことであると解せられる。破傷風は、土中等に存在する破傷風菌が創傷

部位から体内に侵入して引き起こされ、致死率の高い危険な感染症であるとされる（国立感染症研究所 HP (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/466-tetanis-info.html>) の記述による）。なお、『大漢和辞典』にある「おこり」や「中風」に関して、「おこり」（一般には「マラリア」のことと解せられている）はハマダラ蚊によって媒介されるマラリア原虫が原因で発症する病気であり、また「中風」は脳血管障害の後遺症としての半身不随等の症状を指す言葉であって、いずれも負傷した事実との間に直接的な関連がないことから、ここでの訳語としては適切ではないであろう。

【闘訟律 7 条】同謀不同謀殴傷人

《第 1 段》

〔原文〕

諸同謀共殴傷人者。各以下手重者為重罪。元謀減一等。従者又減一等。若元謀下手重者。余各減二等。至死者。隨所因為重罪。

疏議曰。同謀共殴傷人者。謂二人以上。同心計謀。共殴傷人者。仮有甲乙丙丁謀殴傷人。甲為元謀。乙下手最重。殴人一支折。以下手重為重罪。乙合徒三年。甲是元謀。減一等。合徒二年半。丙丁等為従。又減一等。合徒二年。若不因鬪。乙為故殴之首。合流二千里。甲是元謀。減一等。合徒三年。丙丁徒二年半。若是元謀下手重者。仮甲為元謀。下手最重。即甲合徒三年。乙丙丁各減二等。並徒二年。若故殴。即甲合流二千里。余各減二等。各徒二年半之類。至死。謂被殴人致死。隨所因為重罪。謂甲殴頭。乙殴手。丙殴足。若由頭瘡致死者。即甲為重罪。由手傷致死。即乙為重罪。由足傷致死者。即丙為重罪。重罪者償死。余各減二等。徒三年。甲是元謀。止減一等。流三千里。

〔訳文〕

共同して謀議し（「同謀」）、共に人を殴打して傷害した場合には、それぞれ手を下して（最も）重い（傷害を与えた）者をもって重罪⁽¹⁾とする。最初に謀議を始めた者（「元謀⁽²⁾」）は一等を減ずる。（元謀に）従った（だけの）者はさらにまた一等を減ずる。もし元謀が手を下して（最も）重い（傷害を与えた）のであれば、それ以外の者はそれぞれ（元謀の

罪から) 二等を減ずる。(被害者を) 死に至らしめた場合には、(死亡の) 原因となった(傷害を与えた) 者を重罪とする。

【疏文】「共同して謀議し、共に人を殴打して傷害した場合」とは、二人以上が意思疎通して計画を立て謀議し、共に人を殴打して傷害する場合をいう。仮に甲・乙・丙・丁が謀議して人を殴打して傷害しようとしたとして、甲が元謀であり、乙が手を下して最も重い傷害を与えたとする。人を殴打して手足のうち一本を骨折させたならば、「手を下して(最も)重い(傷害を与えた)者をもって重罪とする」ことから、乙は(闘訟律4条により)徒三年とすべきである。甲は元謀であるので、(乙の刑罰から)一等を減じて徒二年半とすべきである。丙・丁は従犯であるので、さらにまた一等を減じて徒二年とすべきである。もし闘争が原因で(傷害したので)はないならば、乙は(闘訟律5条の)「故殴」の首犯として流二千里とすべきである。甲は元謀であるので一等を減じて徒三年、丙・丁は(従犯であるのでさらに一等を減じて)徒二年半とすべきである。「もし元謀が手を下して(最も)重い(傷害を与えた)のであれば」とは、仮に甲が元謀で手を下して最も重い傷害を与えたとすると、すなわち甲は徒三年とすべきであり、乙・丙・丁はそれぞれ二等を減じてすべて徒二年となる。もし「故殴」であれば、すなわち甲は流二千里とすべきであり、その他の者はそれぞれ二等を減じてそれぞれ⁽³⁾徒二年半とする類のことである。「死に至らしめた場合」とは、殴打された人を死に至らしめた場合をいう。「(死亡の)原因となった(傷害を与えた)者を重罪とする」とは、甲が頭を殴打し、乙が手を殴打し、丙が足を殴打したとして、もし頭の傷が原因となって死亡したのであれば、すなわち甲を重罪とし、手の傷によって死亡したのであれば、すなわち乙を重罪とし、足の傷によって死亡したのであれば、すなわち丙を重罪とするということである。重罪とされた者は(被害者の)死を償う(すなわち闘訟律5条により絞刑に処せられる)ことになる⁽⁴⁾。その他の者はそれぞれ二等を減じて徒三年となる⁽⁵⁾が、甲は元謀であるため、一等を減ずるに止め、流三千里となる⁽⁶⁾。

〔訳注〕

- (1) 原文「重罪」について、錢『新注』673頁注釈①は「共同犯罪中の首犯が、一等を減じられる従犯に対して全罪を科せられ処罰されることを指す〔指共同犯罪中首犯相対于減一等的従犯而受全罪処罰〕」とする。
- (2) 「元謀」とは、名例律42条に規定する「造意」と同様に、「犯罪を遂行しようとする共同

意志の形成および持続の上に最も主導的な役割を果たすこと」(『訳註 5』251 頁) ないしはそのような役割を果たした者を指す概念であり、両者はほぼ同一の実体を指しているものと考えられる。ただ、造意者は常に首犯として最も重い刑を科せられるべきところ、本条に規定する犯罪形態においては、「下手重者」が首犯として最も重い刑を科せられ、元謀はそこから一等減じた刑を科せられることから、概念上の混乱を避けるため、あえて「造意」とは称さず、「元謀」という異なる概念を用いているのであろう。

- (3) 原文「各」について、『官版』は「合」に作っている。本疏文の他の箇所の句作りからすれば、ここも「合」に改めて「徒二年半とすべき」と訳した方がよいかも知れないが、しばらくは底本にしたがって「それぞれ」と訳することにする。
- (4) 原文「償死」について、袁『注訳』600 頁注釈⑤は「命を以て命に抵てること、すなわち死刑判決に処すること〔以命抵命、即判處死刑〕」、錢『新注』673 頁注釈⑤は「闘殴して人を死亡させる罪で絞刑に処することを指す〔指闘殴致人死亡罪處絞刑〕」とする。
- (5) 名例律 56 条によれば、絞と斬(「二死」) および流二千里・流二千五百里・流三千里(「三流」) は、刑を減ずる場合に限り、死刑の二等・流刑の三等をそれぞれ一等とみなして処理することになる。すなわち、絞・斬いずれからであっても一等を減刑すれば流三千里となり、流二千里・流二千五百里・流三千里いずれからであっても一等を減刑すれば徒三年となる。したがって、「重罪」である「下手重者」の刑罰(絞)から二等を減ずることになるその他の共犯者の刑罰は徒三年となる。
- (6) 甲が「元謀」であると同時に「下手重者」でもある場合には、当然一等の減刑ではなく、絞に処せられることとなる。

《第 2 段》

[原文]

其不同謀者。各依所殴傷殺論。其事不可分者。以後下手為重罪。

疏議曰。其不同謀者。仮有甲乙丙丁不同謀。因鬭共殴傷一人。甲殴頭傷。乙打脚折。丙打指折。丁殴不傷。若因頭瘡致死。甲得殺人之罪償死。乙為折支。合徒三年。丙為折指⁽ⁱ⁾。合徒一年。丁殴不傷。合笞四十。是為各依所殴傷殺論。其事不可分者。謂此四人共殴一人。其瘡不可分別。被殴致死。以後下手者為重罪。謂丁下手最後。即以丁為重罪。余各徒三年。元謀減一等。流三千里。

〔校注〕

- (i) 『訳註 7』292 頁注 4 の指摘に基づき、『滂熹斎本』『官版』『宋刑統』等により「指折」を「折指」に改めた。

〔訳文〕

同謀し（て殴打し）たのでなければ、それぞれが殴傷・殴殺した行為に基づいて罪を論ずる。殴打行為による傷害箇所を特定し難い場合⁽⁷⁾には、最後に手を下した者を重罪とする。

【疏文】「同謀し（て殴打し）たのでなければ」とは、例えば甲・乙・丙・丁が同謀せずに、鬭争が原因となって共に一人を殴傷したとして、甲は頭を殴打して傷害し、乙は足を殴打して骨折させ、丙は指を殴打して骨折させ、丁は殴打したが傷害するには至らなかった場合、もし頭の傷が原因となって死亡したのであれば、甲は（闘訟律 5 条の闘殴）殺人の罪を得て（被害者の）死を償う（すなわち絞刑に処せられる）ことになる。乙は（闘訟律 4 条の）「折支」の罪となり徒三年とすべきである。丙は（闘訟律 2 条の）「折指」の罪となり徒一年とすべきである。丁は殴打したが傷害するには至らなかったので（闘訟律 1 条により）笞四十とすべきである。これが、「それぞれが殴傷・殴殺した行為に基づいて罪を論ずる」ということである。「殴打行為による傷害箇所を特定し難い場合」とは、この（甲・乙・丙・丁の）四人が共に一人を殴打したが、各人の与えた傷を特定することができない場合、殴打によって（被害者が）死亡したならば、最後に手を下した者を重罪とする。これはすなわち、丁が最後に手を下したとするならば、丁をもって重罪と（して絞に処）し、その他の者はそれぞれ（二等を減じて）徒三年に、元謀は一等を減じて流三千里に処することである。

〔訳注〕

- (7) 原文「其事不可分」について、袁『注訳』600 頁注釈⑦は「これは、数人、例えば四人が一人を殴打し、殴打して負わせた傷について誰が傷害したか分別することができない場合、最後に手を下した者を以て重罪とすることを指す〔是指數人如四人殴打一人、殴打所致之傷不能分別是誰所傷、則以后下手的為重罪〕」とする。

《第3段》

[原文]

若乱殴傷。不知先後輕重者。以謀首及初鬪者為重罪。余各減二等。

疏議曰。仮有人群党共鬪。乱殴傷人。被傷殺者。不知下手人名。又不知先後輕重。若同謀殴之。即以謀首為重罪。其不同謀。乱殴傷者。以初鬪者為重罪。自余非謀首。及非初鬪者減二等。徒三年。若不至死。唯折二支。若謀鬪者。謀首流三千里。余各徒二年半。其不同謀。初鬪者流三千里。余亦減二等。

問曰。甲乙丙三人。同謀殴人。各拳殴一下。合作首從以否。

答曰。律云。同謀共殴人者。各以下手重者為重罪。此拠辜內致死。故有節級減文。下又云。不同謀者。各依所殴傷殺論。即明殴者得殴罪。傷者得傷罪。殺者得殺罪。拳殴人者。笞四十。不同謀者。各從殴科。同謀殴人。豈得減罪。是知各笞四十。不為首從。若更有丁。亦與甲乙丙同謀。丁不下手。又非元謀。即減二等。笞二十之類。

又問。甲乙二人。同謀殴人。甲是元謀。又先下手。殴一支折。乙為從。後下手。殴一目瞎。各合何罪。

答曰。拠上條。折跌人支體。及瞎其一目者。徒三年。即損二事以上。及因旧患。令至篤疾者。流三千里。此即同謀共殴人。傷損二事。甲雖謀首。合徒三年。由乙損二事。合流三千里。若不同謀。各損一事。俱得本罪。並徒三年。

[訳文]

もし乱闘によって殴傷し、(傷害の)先後や軽重が判明しない場合には、首謀者(「謀首⁽⁸⁾」)又は⁽⁹⁾最初に鬭争を開始した者をもって重罪とする。その他の者はそれぞれ二等を減ずる。

【疏文】例えある人が集団で共闘し、乱闘となって人を殴打して傷害・殺害したもの、手を下した人が誰であるか判明せず、また(殴傷の)先後や軽重が判然としないことがある。もし同謀して殴打したならば、すなわち謀首をもって重罪とする。同謀せずに乱闘によって殴傷した場合には、最初に鬭争を開始した者をもって重罪とする。その他の者、すなわち謀首でもなければ最初に鬭争を開始した者でもない者は、それぞれ二等を減じ、徒三年に処する。もし(被害者が)死亡するに至らず、ただ手足二本を骨折させただけの場合、同謀して鬭殴したならば謀首を流三千里に処し⁽¹⁰⁾、その他の者はそれぞれ徒二年半に処する。同謀していない場合は、最初に鬭争を開始

した者を流三千里に処し、その他の者はまた二等を減ずる。

【問】甲・乙・丙の三人が同謀して人を殴打し、それぞれ拳で一回ずつ殴ったとする。この場合首犯・従犯に分けて論ずるべきかどうか。

【答】(本条第1段の)律文に「同謀して共に人を殴打し(て殺傷し)た場合には、それぞれ手を下して(最も)重い(傷害を与えた)者をもって重罪とする」とある。これは保辜の期限内に死亡した場合の話であり、それゆえに段階的に罪を減ずるという規定がある。その後にまた「同謀し(て殴打し)たのでなければ、それが殴傷・殴殺した行為に基づいて罪を論ずる」とある。すなわち、殴打した者は殴打の罪を得、傷害した者は傷害の罪を得、殺害した者は殺害の罪を得ることは明白である。人を拳で殴った場合には、笞四十に処せられる。同謀していなければ、それぞれ殴打の罪(である笞四十)を科せられることになる。同謀して人を殴打した場合にどうして罪を減ずることができようか。このことから、それぞれ笞四十に処して、首犯・従犯に分けないことが分かる。もしさらに丁がいて、また甲・乙・丙と同謀したが、丁は手を下すこともなく、また元謀でもなければ、二等を減じられ笞二十に処せられることになる。

【問】甲・乙の二人が同謀して人を殴打したが、甲は元謀であり、また先に手を下して手足一本を殴打して骨折させた。乙は従犯であり、後から手を下して片方の目を失明させた。それぞれどのような罪に処するべきか

【答】上述の条文(闘訟律4条)によれば「人と闘争して殴打し、手足を骨折させたり脱臼させた場合、及びその片方の目を失明させた場合には、徒三年に処する。もし二項目以上の損傷に該当する場合、及びかつて与えた損傷がもととなって、篤疾に至らしめた場合には、流三千里に処する」とある。今回の設問は、同謀して共に人を殴打し、二項目(以上)の損傷に該当する場合である。甲は謀首ではあっても(「折支」の罪である)徒三年に処せられるべきである。それは、乙の行為が原因となって二項目(以上)の損傷に該当することになったからであり、(そのため乙が)流三千里に処せられるべきである。もし同謀せずにそれが一項目の損傷に止まる場合には、両者ともに該当する(傷害の)罪のみを得ることになり、いずれも徒三年に処せられる。

[訳注]

(8)「謀首」は実態としては「元謀」と同一であると思われるが、通常「元謀」は首犯より一

等軽い刑に処せられるのに対して、殴傷の先後軽重が不明の場合には「重罪」として最も重く処罰されることから、概念上の混乱を避けるために、あえて「謀首」という異なる言い方をしているものと思われる。

- (9) 原文は「及」となっているが、本条の趣旨は、乱闘で傷害の先後軽重が不明の場合、行為者間に同謀の事実があれば「謀首」を、同謀の事実がなければ「初闘者」を重罪とするということであるため、原文のまま「及び」と訳してしまうと、あたかも「謀首」と「初闘者」が同時に重罪とされるかのような誤解を招くおそれがあることから、ここではあえて「又は」と訳した。
- (10) 錢『新注』673 頁注釈⑧も指摘しているように、手足二本を骨折させる（「折二支」）ことは、闘訟律 4 条に規定する「二項目以上の損傷」に該当する（すなわち、「折支」の罪を二回行っている）ため、その刑罰は流三千里となる。

【闘訟律 8 条】威力制縛人

《第 1 段》

[原文]

諸以威力制縛人者。各以闘殴論。因而殴傷者。各加闘殴傷二等。

疏議曰。以威若力。而能制縛於人者。各以闘殴論。依上条。手足之外。皆為他物。縛人皆用徽纏。明同他物之限。縛人不傷。合杖六十。若傷。杖八十。因而殴傷者。謂因縛即殴者。傷与不傷。各加闘殴傷二等。謂因縛用他物殴不傷者。杖八十。傷者。杖一百之類。是名各加闘殴傷二等。

[訳文]

威力⁽¹⁾を用いて人を捆縛⁽²⁾した場合には、それぞれ闘殴（の罪）をもって論ずる。そのことによって殴打し傷害した場合には、それぞれ闘殴傷（の罪）に二等を加重する。

【疏文】威もしくは力を用いて人を捆縛し得る場合には、それぞれ闘殴（の罪）をもって論ずる。上（述の闘訟律 1）条によれば、「手足以外はすべて他物とする」とある。人を縛るにはみな縄⁽³⁾を用いるため、「他物」（を用いた闘殴）に該当することは明らかである。人を束縛したが傷害しなかった場合には杖六十に処する。もし傷害した

ならば杖八十に処する。「そのことによって殴打し傷害した場合」とは、束縛したことによってただちに殴打した場合をいう。傷害した場合も傷害していない場合も「それぞれ鬪殴傷（の罪）に二等を加重する」。すなわち、束縛したことにより他物を用いて殴打したが傷害しなかった場合には、（杖六十に二等を加重して）杖八十に処し、傷害した場合には（杖八十に二等を加重して）杖一百に処するということであり、このことを「それぞれ鬪殴傷（の罪）に二等を加重する」と称しているのである。

〔訳注〕

- (1) 原文「威力」について、袁『注訳』602 頁注釈①は「威力とは官威あるいは勢力を指す〔威力是指官威或者勢力〕」とし、本条第 2 段の疏文に基づいた解釈を行っている。しかしながら、錢『新注』674 頁が「威勢あるいは暴力〔威勢或暴力〕」、曹『訳注』730 頁が「威勢と暴力〔威勢和暴力〕」と訳すように、必ずしも第 2 段の疏文に示された解釈に拘泥する必要はないと思われる。例えば第 1 段の疏文にある「威若しくは力」という表現は、賊盜律 34 条（強盜条）の本註にも用いられている（「(強盜とは) 威若しくは力をもってその財物を取ることをいう〔謂以威若力而取其財〕」）が、この「威」を「官威」と捉える余地は皆無であることから考えても、袁『注訳』のようにここでの「威力」という言葉を限定的な意味合いで捉えることには大いに疑問が残る。
- (2) 原文「制縛」について、曹『訳注』730 頁は「他人を強制し捆縛する〔強制捆綁他人的〕」と訳し、「制」と「縛」を分けて訳している。もちろんそのように解することも可能であるが、「制」には「束縛する」という意味もあることから、袁『注訳』602 頁が「人を捆縛する〔捆綁人的〕」と訳しているのにしたがい、本文のように訳出した。
- (3) 原文「徽纆」について、『訳註 7』294 頁注 2 は「徽は三つよりの「なわ」、纆は二つよりの「なわ」とする。また、『經典釈文』巻 2 周易音義や『廣雅疏証』巻 7 下には「三股のものを「徽」といい、二股のものを「纆」という〔三股曰徽、両股曰纆〕」という劉表の注が引用されている。一方、『唐律釈文』には「『周易』によると、徽纆とは黒い縄である。今はただ縄の意味で用いており、徽纆（黒い縄）という（本来の意味には）こだわらない〔按周易、徽纆、黒縄也。今但依縄取義、不拘徽纆之文〕」、袁『注訳』602 頁注釈②には「『周易』によると、徽纆とはすなわち黒色のロープである。今ここでは縄の意味で用いており、黒色にはこだわらない〔拠《周易》、徽纆、即黒色縄索。現今總取義為縄、不拘黑色〕」とあるが、管見の限りでは『周易』にはそのような文言は見当たらない。

《第2段》

〔原文〕

即威力使人殴擊。而致死傷者。雖不下手。猶以威力為重罪。下手者減一等。

疏議曰。威力使人者。謂或以官威。或恃勢力之類。而使人殴擊他人。致死傷者。威力之人。雖不下手。猶以威力為重罪。下手者減一等。仮有甲恃威力。而使乙殴殺丙。甲雖不下手。猶得死罪。乙減一等。流三千里。若折一指。甲雖不下手。合徒一年。乙減一等。杖一百之類。甲是監臨官。百姓無罪。喚問事。以杖依法決罰致死。官人得殺人罪。問事不坐。若遣用他物手足打殺。官人得威力殺人罪。問事下手者。減一等科。

〔訳文〕

もし威力を用いて人に殴撃することを命じ、（相手方を）死傷させた場合には、（自ら）手を下していなくても、なお威力（を用いて殴撃を命じた者）を重罪とする。手を下した者は一等を減ずる。

【疏文】「威力を用いて人に（殴撃することを）命じ」とは、あるいは官の威光を利用し、あるいは勢力を恃んで（人に命じる）類のことをいう。人に命じて他人を殴撃させ死傷させた場合には、威力（を用いて殴撃することを命じた）人は（自ら）手を下していなくても、なお威力を用いた人を重罪とし、手を下した者は一等を減ずる。例えば、甲が威力を恃んで乙に命じて丙を殴殺させたとしたならば、甲は手を下していなくても、なお（闘訟律5条の闘殺の規定により）死罪を得ることになる。乙は（甲の罪から）一等を減じて流三千里に処せられる。もし指一本を骨折させたならば、甲は手を下していなくても（闘訟律2条の規定により）徒一年とすべきであり、乙は一等を減じて杖一百に処せられるという類のことである。甲が監臨官⁽⁴⁾であり、罪なき一般人に対して、問事⁽⁵⁾を呼び出して、杖を用いて法に基づいて拷問させた結果、（罪なき一般人が）死亡した場合には、官員は（断獄律15条の規定により）殺人（闘殺）の罪を得（て加役流とされ）る⁽⁶⁾が、問事は罪に問われない。もし（監臨官が問事に）他物や手足を用いて撲殺させたのであれば、官員は（本条の）「威力を用いて人を殺させた」罪を得、手を下した問事は一等を減じて科刑する。

〔訳注〕

(4) 「監臨」とは、「人または物に対して一般的に自己の行政的裁量権を及ぼし得る立場にあること」(『訳註5』324頁)をいい、そのような地位にある官員のことを「監臨官」とい

う。

- (5) 「問事」について、『訳註 7』294 頁注 3 は「(訊問の際に、訊囚) 杖を以て実際に拷する吏が「問事」である」(括弧内訳者)、錢『新注』675 頁注釈⑦は「杖を執行する人〔行杖之人〕」、曹『訳註』731 頁注釈〔1〕は「杖を執って刑を行う吏卒〔執杖行刑之卒〕」、劉『箋解』1491 頁箋釈〔五〕は「問事とは、杖を執って刑を行う人のこと〔問事、執杖行刑之人〕」とし、いずれも『資治通鑑』隋文帝開皇 10 年条の「問事」に関する胡三省の注(「問事とは杖を執行する人である〔問事者、行杖之人也〕」)を引用している。また、『唐六典』卷 30 によれば、地方の府・州・県には、その規模に応じて 4 人から 12 人の問事が配置されていた。なお、袁『注訳』602 頁注釈④は「喚問事」について「召喚して訴えを取り調べることを指す〔指伝喚訊問公事〕」とし、「喚して事を問う」の意と解釈している。しかしながら、条文には後に「問事不坐」や「問事下手者、減一等科」といった表現があることから、「問事」は何らかの人を指すことは明らかであるため、袁『注訳』の解釈は妥当とはいえないであろう。
- (6) 監臨官が得る「殺人罪」について、『訳註 7』294 頁は鬪訟律 5 条の「鬪殴殺人」の罪であると解している。また錢『新注』675 頁注釈⑨は断獄律 19 条の「官司故入人罪」に比附して処罰されるものと述べている。しかしながら、罪なき人を拷訊によって死亡させた場合の処罰については、断獄律 15 条に規定があり、それによると、拷問すべきでない人(疏文によれば、「罪なき」人がこれに該当する)を拷問した場合には、鬪殺傷の罪をもって論じられ、その者が死亡すれば加役流に処せられるものとされている。

【鬪訟律 9 条】両相殴傷論如律

[原文]

諸鬪両相殴傷者。各隨輕重。両論如律。後下手理直者。減二等。〔至死者不減。〕

疏議曰。鬪両相殴傷者。仮有甲乙二人。因鬪両相殴傷。甲殴乙不傷。合笞四十。乙殴甲傷。合杖六十之類。或甲是良人。乙是賤隸。甲殴乙傷。減凡人二等。合笞四十。乙殴甲不傷。加凡人二等。合杖六十之類。其間尊卑貴賤。必有加減。各準此例。後下手理直者。減二等。仮甲殴乙不傷。合笞四十。乙不犯甲。無辜被打。遂拒殴之。乙是理直。減本殴罪二等。合笞二十。乙若因殴而殺甲。本罪縱不至死。即不合減。故註云。

至死者不減。

問曰。尊卑相殴。後下手理直得減。未知伯叔先下手殴姪。兄姉先下手殴弟妹。其弟姪等後下手理直。得減以否。

答曰。凡人相殴。条式分明。五服尊卑。輕重頗異。只如殴總麻兄姉。杖一百。小功大功遞加一等。若殴總麻以下卑幼折傷。減凡人一等。小功大功遞減一等。抛服雖是尊卑相殴。兩俱有罪。理直則減。法亦無疑。若其殴親姪弟妹至死。然始獲罪。傷重。律則無辜。罪既不合兩論。理直豈宜許減。舉伯叔兄姉。但殴傷卑幼無罪者。並不入此条。

〔訳文〕

闘争において両者が互いに相手を殴傷した場合には、それぞれ（罪の）軽重にしたがい両者ともに律の規定どおりに論ずる。後から手を下して、理として正しい者⁽¹⁾は二等を減ずる。〔（相手を）死亡させるに至った場合には減刑しない。〕

【疏文】「闘争において両者が互いに相手を殴傷した場合」とは、例えば甲・乙の二人が闘争によって両者互いに相手を殴傷したような場合であり、甲が乙を（手足で）殴打したが傷害しなかったならば、（甲を）笞四十とすべきであり、乙が甲を（手足で）殴打して傷害したならば、（乙を）杖六十とすべきといった類のことである。あるいは甲が良人であり、乙が奴婢⁽²⁾であるとして、甲が乙を殴打して傷害したならば、（闘訟律 19 条により）一般人（を殴傷した場合の罪）より二等を減じて笞四十とし、乙が甲を殴打して傷害しなかったならば、一般人（を殴打した場合の罪）に二等を加重して杖六十とすべきといった類のことである。このように両当事者間に（身分の）尊卑・貴賤の関係があり、（そのため罪の）加減を行う必要がある場合には、それぞれこの例に準ずる。「後から手を下して、理として正しい者は二等を減ずる」とは、例えば甲が乙を殴打したが傷害しなかったならば笞四十となるが、乙が甲を侵害していないにもかかわらず殴打され、遂に対抗して甲を殴打したのであれば、乙は「理として正しい者」ということになり、本来の闘殴の罪から二等を減じて笞二十とすべきである。乙がもし殴打したことにより甲を殺害したならば、乙の罪が本来死刑にならない（比較的軽い犯罪であるとされる場合であった）としても、（二等の）減刑を行うべきではない。それゆえ註文に「（相手を）死亡させるに至った場合には減刑しない」とあるのである。

【問】目上の親族と目下の親族⁽³⁾が互いに殴打したとする。後から手を下した者が、

理として正しい場合には減刑することができる（と条文にある）が、伯叔（父母）が先に手を下して甥⁽⁴⁾を殴打し、兄姉が先に手を下して弟妹を殴打した場合、その弟や甥等は、後から手を下して、理として正しい者であるならば、減刑することができるのか否か不明である。

【答】一般人が互いに殴打した場合には、条文の規定は明らかである。しかしながら五服⁽⁵⁾内の尊卑の親族間（での殴打の場合）は、（罪の）軽重がすこぶる異なっている。（闘訟律 26 条の規定によれば、）もし総麻服の兄姉⁽⁶⁾を殴打したならば杖一百に処せられ、小功服・大功服（の兄姉）ならば一等ずつ順次加重される。もし総麻服以下の目下の親族を殴打して折歯以上の傷害をあたえたならば、一般人に対する罪から一等を減じ（杖一百に処せられる）。小功服・大功服（の目下の親族）ならば一等ずつ順次減刑される。服制によれば（親族間の）尊卑の関係があるとしても、互いに殴打した場合には双方ともが罪に問われるため、理として正しい者であるならば（二等）減じられることは、法規定上疑問はない。（しかしながら伯叔父母や兄姉が）甥や弟妹を殴打した場合には、死亡するに至ってようやく罪に問われることになり、重い傷害を与えたとしても律の規定上は罪には問われない。（したがってこのような場合必ずしも）両者ともに罪に問われるわけではないため、理として正しい者であったとしても（本条の要件に合致しない以上）どうして減刑することが許されるであろうか。（ここでは例として）伯叔（父母）や兄姉を挙げたが、およそ目下の親族を殴傷しても罪には問われない場合は、すべてこの条文の適用はない。

〔訳注〕

- (1) 原文「理直」について、袁『注訳』604 頁注釈③は「道理が十分にある場合〔道理充分的〕」、錢『新注』676 頁注釈①は「理にかない過誤がないこと〔在理、無過錯〕」とする。
- (2) 原文「賤隸」について、賤隸は「賤人」とも称され、一般人民たる「良人」に対して、官私の主人に隸属する非自由人のことである。賤隸（賤人）という概念は本来、官戸・工楽戸・部曲・奴婢等様々な種類の非自由人を包含しているが（濱口重國『唐王朝の賤人制度』（東洋史研究会、1966 年）4 頁以下参照）、闘訟律 19 条の規定において殴傷した場合に二等を減じられるのは奴婢の場合に限られることから、ここでは端的に「奴婢」と訳出した。錢『新注』675 頁も「奴婢」と訳している。なお、「奴婢」については、闘訟律 15 条訳注（5）参照。
- (3) 原文「尊卑」について、「尊（尊属）」とは、自己より世代が上の親族をいい、「卑（卑

- 属)」とは、自己より世代が下の親族をいう (『訳註 5』9 頁参照)。「尊」は、自己と同一世代の親族の内年齢が上の者をいう「長」と組み合わされて「尊長」と連称され、「目上の親族」の意味で用いられる。同様に「卑」は、自己と同一世代の親族の内年齢が下の者をいう「幼」と組み合わされて「卑幼」と連称され、「目下の親族」の意味で用いられる。ここでの「尊卑」は、「尊長・卑幼」の略称であると解し、本文のように訳出した。
- (4) 原文「姪」について、「姪」とは「兄弟の子」(特に男の子、日本語でいう「おい」)を指す (『訳註 5』8 頁参照)。ちなみに「甥」は中国語では「姉妹の子」を指す (『訳註 5』8 頁参照)。日本語の用法とは異なる点に注意が必要である。
- (5) 「五服」とは、礼の定める喪服制度 (どの親族に対してどのような喪に服するかを定めた制度) における五つの等級のこと。着用すべき喪服の種類や喪に服すべき期間の違いにより、斬衰・斂衰・大功・小功・缌麻に分けられる。この五服は、親族関係の親疎を測る尺度として用いられた。詳しくは『訳註 5』12 頁以下参照。
- (6) ここでいう「兄姉」とは、父と同じくする実の「兄姉」のことではなく、同世代の親族の内年齢が上の者 (いわゆる「長」) の意味である。

【闘訟律10条】宮内忿争

《第 1 段》

[原文]

諸於宮内忿争者。笞五十。声徹御所。及相殴者。徒一年。以刃相向者。徒二年。

疏議曰。宮殿之内。致敬之所。忽敢忿争。情乖恭肅。故宮内忿争者。笞五十。嘉德等門以内為宮内。衛禁律。宮城有犯。与宮門同。即順天等門内亦是。若忿競之声。徹於御所。及有相殴擊者。各徒一年。以刃相向者。徒二年。既不論兵刃。即是刃無大小之限。

[訳文]

宮内で騒ぎを起こした場合には笞五十に処する。(その騒ぎの) 声が御所にまで届いた場合、及び相手を殴打した場合には徒一年に処する。刃物を持って相手に立ち向かった場合には徒二年に処する。

【疏文】宮殿の内は最高の敬意を払うべき場所である。それにもかかわらず場所をわきまえず騒ぎを起こすのは、皇帝に対する謹みの心情⁽¹⁾を欠いていることになる。それゆえに宮内で騒ぎを起こした場合には笞五十に処するのである。嘉徳等の門⁽²⁾より内側を「宮内」とする。衛禁律(2条)に「宮城(門)を侵犯した場合も宮門と同様とする」とある。したがって、順天門⁽³⁾より内側もまたこれ(宮内)に該当する。もし争い合う声が御所にまで届いた場合、及び相手を殴打し攻撃することがあった場合には、それぞれ徒一年に処する。刃物を持って相手に立ち向かった場合には徒二年に処する。この場合「兵刃」とはいっていないので、刃物の大小は問わない。

[訳注]

- (1) 原文「恭肅」について、『訳註7』299頁注3は「宋刑統に「恭」に註して「犯翼祖廟諱、改為恭」とある。従って律疏もまた宋諱が残存しているとみられる。……「恭肅」は本来「敬肅」であった」とし、宋代において太祖(趙匡胤)の祖父であった趙敬の諱(いみ名)を避けて、「敬」を「恭」に改めた痕跡が『唐律疏議』にも残存していると述べている。しかしながら、前出の宋刑統の註は、「恭肅」の文字に付されたものではなく、その直前にある「致敬」の字を「致恭」に改めた箇所に付されたものである。さらにいえば、『唐律疏議』では、『宋刑統』には存在しない篇目疏の部分を除くと、「敬」の字が全体で二六箇所に出現し、そのうち名例律6条(十惡条)にある2箇所を除く24箇所の「敬」字は、『宋刑統』において「恭」「忠」「礼」「奉」「義」「慎」等の文字に置き換えられているが、これらすべてが『唐律疏議』では元の「敬」字に戻っている。「恭肅」の直前にある「致恭」もまた「致敬」に戻っているのに、その直後にある「恭肅」の箇所だけ「宋諱が残存している」とは考え難い。「恭肅」という言葉自体は古くより用例が存在することから考えても、ここは元から疏文が「恭肅」となっていた可能性が高いのではなかろうか。
- (2) 嘉徳門は長安宮城の承天門(順天門)と太極門の間に位置する門のこと(『訳註6』13頁注1参照)。疏文にあるとおり、ここより内側が原則として「宮内」とされるが、実際にはその南に位置する承天門(順天門)との間の空間も「宮内」とみなされる。嘉徳「等」の門とあるのは、嘉徳門の東西に恭礼門や安仁門等があり、これら諸門の内側も「宮内」とされるからである。
- (3) 順天門は長安の皇城(官庁街)と宮城を隔てる城壁に設けられた門の一つ。中宗の神龍元年(705年)に承天門と改名された(『訳註6』15頁注3参照)。

《第2段》

[原文]

殿内遁加一等。傷重者。又加鬪傷二等。[計加重於本罪。即須加。余条称加者。準此。]

疏議曰。殿内忿争。遁加一等者。謂太極等門為殿内。忿争杖六十。声徹御所。及相殴者。徒一年半。以刃相向。徒二年半。若上閣⁽ⁱ⁾内。忿争杖七十。声徹御所。及相殴者。徒二年。以刃相向者。徒三年。傷重者。各加鬪傷二等。仮有凡鬪以他物殴傷人。內損吐血。合杖一百。宮内加二等徒一年半。即重於宮内相殴徒一年。凡鬪殴人折齒。合徒一年。若於殿内。是傷重加二等。合徒二年。是重於殿内相殴徒一年半。此為各加鬪傷二等。註云。計加重於本罪。即須加。謂殿内凡鬪。相殴不傷。合徒一年半。仮有甲於殿内。殴總麻尊長。本罪合徒一年。由在殿内。故加罪二等。合徒二年。是名計加重於本罪。不加本罪者。仮如殴總麻兄姉。合杖一百。以在殿内。故加二等。合徒一年半。即與殿内凡鬪罪同。此是計加不重於本罪。止依本徒一年半為坐。余条称加者。準此。謂一部律内称加。得重於本罪者。即須加。加不重者。從本法。

[校注]

(i) 『訳註7』299頁注5の指摘に基づき、『官版』『宋刑統』により「閣」を「閣」に改めた。

[訳文]

殿内の場合には（場所に応じて）一等ずつ加重する。傷害（の罪が本条に規定する刑よりも）重い場合にはそれぞれ⁽⁴⁾鬪傷（の罪）に二等を加重する。[加重した結果が本条に定める罪よりも重くなる場合に加重する。他の条文において「加重する」と規定されている場合もこれに準ずる。]

【疏文】殿内での紛争は一等ずつ加重するというのは、すなわち、太極等の門⁽⁵⁾（より内側）を「殿内」とし、そこで騒ぎを起こせば（笞五十に一等を加重して）杖六十に処し、（争いの）声が御所にまで届いた場合及び相手を殴打した場合には（徒一年に一等を加重して）徒一年半に処し、刃物を持って相手に立ち向かった場合には（徒二年に一等を加重して）徒二年半に処するということである。もし上閣（門⁽⁶⁾）より内側で騒ぎを起こしたならば（太極等の門内の場合よりさらに一等を加重して）杖七十に処し、（争いの）声が御所にまで届いた場合及び相手を殴打した場合には徒二年に処し、刃物を持って相手に立ち向かった場合には徒三年に処する。「傷害の程度が

重い場合にはそれぞれ鬪傷（の罪）に二等を加重する」とは、例えば（特別な身分関係はない）一般人の間で鬭争があり、他物を用いて人を殴傷したとして、内蔵を損傷して吐血させたならば、（鬪訟律 1 条の規定により）杖一百とすべきところ、これが宮内で行われた場合に、二等を加重して徒一年半とすると、これはすなわち（本条第 1 段に規定する）宮内で相手を殴打した場合の徒一年の罪よりも重くなる。また、（特別な身分関係はない）一般人の間で鬭争があり、人を殴打して歯を折ったならば（鬪訟律 2 条の規定により）徒一年とすべきところ、もしそれが殿内で行われたのであれば、「傷害（の罪が本条に規定する刑よりも）重い場合」として二等を加重し、徒二年とすべきであるが、これは殿内で相手を殴打した場合の罪である徒一年半よりも重くなる。これが「それぞれ鬪傷（の罪）に二等を加重する」ということである。註文に「加重した結果が本条に定める罪よりも重くなる場合に加重する」とあるが、これは、殿内で発生した一般民間の鬭争において、相手を殴打したが傷害しなかった場合には徒一年半とすべきところ、例えば甲が殿内において総麻服の目上の親族を殴打したとすれば、その罪は（鬪訟律 26 条によれば）徒一年とすべきであるが、殿内の行為であるがゆえに罪に二等を加重し、徒二年とすべきである。このような場合が「傷害（の罪が本条に規定する刑よりも）重い場合」と呼ばれるのである。当該（傷害）罪に加重しない例としては、例えば総麻服の兄姉を殴打すれば（鬪訟律 26 条により）杖一百とすべきところ、殿内の行為であるとの理由で二等を加重したとしても徒一年半となるに過ぎず、すなわち殿内における一般民間の鬪殴の罪と同じであるため、この場合は加重した結果が本条に定める罪よりも重くならないことから（二等の加重は行わず）、ただ本（条の規定に基づく）徒一年半の罪により処罰することになる。

「他の条文において「加重する」と規定されている場合もこれに準ずる」とは、律内に「加重する」と規定されているものについて、（加重することで）当該条文に規定される罪よりも重くなる場合には加重し、加重しても重くならない場合には当該条文（に規定されている本来の刑）に従うということである。

〔訳注〕

- (4) 原文は「又」となっているが、『訳註 7』299 頁注 4 も指摘しているように、疏文の該当箇所が「各」となっており、意味上もその方が適切であることから、「又」を「各」に改めた上で、本文のように訳出した。なお、袁『注訳』、錢『新注』、曹『訳注』の諸書もまた、いずれも「各」に改めている。

- (5) 太極門は、皇帝の即位等の儀式や毎月 1 日・15 日の朝礼が挙行される太極殿の南面に位置する門のこと（『訳註 6』13 頁注 1 参照）。疏文にあるとおり、ここより内側が「殿内」とされる。
- (6) 上閣門は、太極殿の東西両側に設けられた門のこと（『訳註 6』13 頁注 1 参照）。衛禁律 2 条の疏文に「太極殿の東側を「左上閣」とし、（太極）殿の西側を「右上閣」とする〔謂太極殿東為左上閣、殿西為右上閣〕」とある。なお、錢『新注』679 頁注釈⑥にある「太極殿東西両側の皇帝が政務を執る場所〔太極殿東西両側皇帝理事起坐之所〕」との説明には疑問が残る。

【闘訟律11条】殴制使府主県令

《第 1 段》

[原文]

諸殴制使本属府主刺史県令。及吏卒殴本部五品以上官長。徒三年。傷者。流二千里。折傷者絞。〔折傷。謂折齒以上。〕

疏議曰。有因忿而殴制使本属府主刺史県令。及吏卒殴本部五品以上官長。其吏卒等並於名例解訖。殴者。合徒三年。傷者。流二千里。折傷者絞。註云。折傷。謂折齒以上。依上条。闘殴人。折齒。毀缺耳鼻。眇一目。及折手足指。若破骨。及湯火傷人者。各徒一年。此云折傷者折齒以上。得徒一年以上皆是。

[訳文]

皇帝の使者⁽¹⁾（「制使」）や自己の所属先の府主⁽²⁾・州の長官（「刺史」）・県の長官（「県令」）を殴打した場合、及び吏員・兵卒⁽³⁾（「吏卒」）が所属組織の五品以上の官長⁽⁴⁾を殴打した場合には、徒三年に処する。傷害した場合には流二千里に、折傷した場合には絞に処する。〔「折傷」とは、折齒以上（の傷害を与えた場合）をいう。〕

【疏文】憤激して制使や自己の所属先の府主・刺史・県令を殴打し、及び吏卒が所属組織の五品以上の官長を殴打することがある。「吏卒」等の用語については、すべて名例律（6 条不義）において解説し終えている。殴打した場合には徒三年とすべきであり、傷害した場合には流二千里、折傷した場合には絞とする。註文に「「折傷」とは、

折歯以上（の傷害を与えた場合）をいう」とある。上述の（闘訟律 2）条によれば、「人と争い殴打して歯を折り、耳鼻を欠損し、片目の視力を低下させ、及び手足の指を折り、若しくは骨にヒビを入れ、及び熱湯や火で人を傷つけた場合には、それぞれ徒一年に処する」とされており、これが「折傷とは折歯以上」ということである。徒一年以上（の刑罰）を得るものはすべてこれ（=折傷）である。

〔訳注〕

- (1) 原文「制使」について、名例律 6 条大不敬の疏文に「制使とは、勅を奉じて使者の名目を定めたものも、担当官員に命じて派遣せしめた場合も、いずれもこれに該当する〔制使者。謂奉勅定名。及令所司差遣者是也〕」とある。詳しくは『訳註 5』47 頁注 11 参照。
- (2) 「府主」について、名例律 6 条不義の疏文に「府主とは、（軍防）令（復旧 29 条。『拾遺』382-383 頁）の規定によれば、「職事官五品以上の者、三品以上の勲官を帯びる者には、親事・帳内（といった属僚）が与えられる」とあり、（この親事・帳内が）仕えている主のことを名づけて府主とする〔府主者。依令。職事官五品以上。帶勲官三品以上。得親事帳内。於所事之主。名為府主〕」とある。なお、親事・帳内について詳しくは『訳註 5』54 頁注 2 参照。
- (3) 原文「吏卒」について、名例律 6 条不義の疏文に「吏とは、流外官以下の役人をいう。卒とは、庶士・衛士（といった下級の兵士）の類をいう〔吏。謂流外官以下。卒。謂庶士衛士之類〕」とある。詳しくは『訳註 5』55 頁注 7 参照。
- (4) 「官長」とは、「語の本義としては、長官を意味する」が、闘訟律 12 条の疏文にもあるように、「疏の独自な解釈によって、特定の——しかも大部分の——官庁の次官（通判官）もまた官長のうちに含まれるものとされている」（『訳註 5』55 頁以下注 8）。要するに、「長官」と大部分の「次官」を含む概念が「官長」ということになるが、こうした概念を表す適當な訳語が存在しないため、ここでは原語のまま表記することとした。なお、『訳註 7』305 頁の【解説】にも「官長」についての詳しい考察がなされている。あわせて参照されたい。

《第 2 段》

〔原文〕

若殴六品以下官長。各減三等。減罪輕者。加凡鬪一等。死者斬。詈者。各減殴罪三等。〔須親自聞之。乃成詈。〕

疏議曰。六品以下官長。謂下鎮將及戍主。若諸陵署。在外諸監署。六品以下。雖隸寺監。當監署有印。別起正案行事。皆為當處官長。所管吏卒而殴者。各減毆五品以上官長罪三等。合徒一年半。若傷者。流上減三等。合徒二年。折傷者。死上減三等。徒二年半。減罪輕者。加凡鬪一等。假有凡人故毆六品官長折肋。合徒二年半。徒死減三等。亦徒二年半。拋上條。計加重於本罪。即須加。既云加凡鬪一等。徒死二年半上加一等。處徒三年。下條。流外官毆九品以上。各又加二等。合流二千五百里。如此等。各減罪輕者。加凡鬪一等。因毆致死者斬。詈者。減毆罪三等。謂詈制使以下本部官長以上。徒死三年上減三等。合徒一年半。若詈六品以下官長。又減三等。合杖九十。此名詈者各減毆罪三等。註云。須親自聞之。乃成詈。謂皆須被詈者親自聞之。乃為詈。

[訳文]

もし六品以下の官長を殴打したならば、それぞれ三等を減ずる。罪を減じた結果（通常の鬪殴傷の罪よりも）軽くなる場合には、通常の鬪殴傷⁽⁵⁾の罪に一等を加重する。殺害した場合には斬に処する。罵った場合には、それぞれ殴打の罪から三等を減ずる。〔（被害者）自らがその言葉を聞いた場合に、はじめて罵ったものとする。〕

【疏文】六品以下の官長とは、下鎮の將及び戍主⁽⁶⁾、若しくは諸陵署⁽⁷⁾・在外の諸監署⁽⁸⁾の六品以下（の官員）については、（中央官庁である）寺・監⁽⁹⁾に隸属する官庁であったとしても、当該監署において公印を領有し、独自に案件を立案し処理している者は、みな当該組織の官長とする。その管轄下の吏卒であって（当該六品以下の官長を）殴打した場合には、それぞれ（本条第1段の）五品以上の官長を殴打する罪（である徒三年）から三等を減じて徒一年半とすべきである。もし傷害したならば、（五品以上の長官を傷害した罪である）流（二千里）から三等を減じて徒二年とすべきである。折傷した場合には、（五品以上の長官を折傷した罪である）死刑（=絞）から三等を減じて徒二年半に処する。「罪を減じた結果（通常の鬪殴傷の罪よりも）軽くなる場合には、通常の鬪殴傷の罪に一等を加重する」とは、例えば一般人が故意に六品の官長を殴打して肋骨を折ったならば、徒二年半とすべきである⁽¹⁰⁾。（吏卒が六品以下の官長を折傷した場合にも、五品以上の官長を折傷した場合の刑罰である）死刑から三等を減じて、また徒二年半となる。上述の（鬪訟律 10）条（の註文に）によると、「加重した結果が本条に定める罪よりも重くなる場合に加重する」とある。（本条文において）すでに「通常の鬪殴傷の罪に一等を加重する」といっている

ため、徒二年半に一等を加え徒三年に処する。下（述の闘訟律 15）条に「流外官（以下）が九品以上（の官員）を殴打した場合には、それぞれまた二等を加重する」とあるので、（徒三年に二等を加重して）流二千五百里とすべきである⁽¹¹⁾。このような場合等が、それぞれ「罪を減じた結果（通常の闘殴傷の罪よりも）軽くなる場合には、通常の闘殴傷の罪に一等を加重する」ということである。殴打によって死亡させた場合には斬に処する。「罵った場合には、殴打の罪から三等を減ずる」とは、制使以下自己の所属先の官長以上の者を罵った場合には、（殴打した場合の罪である）徒三年から三等を減じて徒一年半とすべきであるし、もし六品以下の官長を罵ったならば、またさらに三等を減じて杖九十とすべきであるということであり、これを称して「罵った場合には、それぞれ殴打の罪から三等を減ずる」というのである。註文に「(被害者)自らがその言葉を聞いた場合に、はじめて罵ったものとする」とあるが、これはすべて罵られた者自身がその言葉を聞いた場合に、はじめて「罵った」とするということである。

[訳注]

- (5) 原文「凡闘」。「凡」とは主として刑罰の加重・減輕をもたらすような特別な身分・要件が備わっていない状態を指している。ここでは具体的には相手方が六品以下の官長ではない一般人に対する闘殴傷を意味することから、本文のように訳出した。
- (6) 「鎮」及び「戍」は国境警備のためにおかれた軍事組織のこと。その長官をそれぞれ「鎮将」「戍主」という。鎮・戍には上・中・下 3 段階のランクが存在し、それぞれの將・主の官階が異なっている。ただ、『唐六典』卷 30 によると、上鎮の將は六品官で、中鎮・下鎮の將は七品官となっており（ちなみに戍主はいずれも八品官）、上・中・下いずれの鎮将も「六品以下の官長」に該当すると思われるため、なぜ疏文があえて「下鎮の將」と限定しているのかは不明とせざるを得ない。
- (7) 「陵署」は歴代皇帝の墳墓の保守・管理のためにおかれた組織のこと。太常寺に隸属する。その長官を「陵署令」という。『唐六典』卷 14 によれば、陵署令の官階は一般には従五品上とされるが、永康・興寧の二陵署の令は従七品下、七太子の陵署令は従八品下である。
- (8) 原文「在外諸監署」について、錢『新注』682 頁注釈⑫は「これは京都外にある「監」「署」の官を指しており、朝廷が直接設置している寺・監の監督を受けているとはいっても、その職掌は京外にある〔此指在京都外之“監”・“署”之官、雖受朝廷直置寺・監

之管轄、但其職守在京外]」、曹『訳注』737 頁注釈 [2] は「寺・監の下に隸属する機構のこと。司農寺の下に上林署・太倉署等があるのがその一例である〔逮（隸の誤りと思われる——訳者注）寺・監的機構、如司農寺下有上林署・太倉署〕とする。例えば『唐六典』の寺・監の項目（卷 14 から卷 23）を見ると、署には「令」、監には「監」と呼ばれる長官がおり、その官階はそれぞれの組織ごとに様々であるが、おおむね六品以下となっている。

- (9) 「寺・監」は尚書省の六部のもとで行政の実務を担当する中央官庁のこと。太常寺（礼樂・祭祀担当）・光祿寺（宴會担当）・衛尉寺（宮門の警護）・宗正寺（皇族の簿籍管理）・太僕寺（車輿の管理・家畜の飼育）・大理寺（裁判担当）・鴻臚寺（外国使節の接待・葬儀の担当）・司農寺（国有林や穀倉の管理）・大府寺（貨幣財物の管理）の「九寺」と、国子監（国学の管理）・少府監（服飾品等の製作）・軍器監（武器の製造）・將作監（土木建築の担当）・都水監（水利・水運の管理）の「五監」がある（『中国史 2』376 頁以下参照）。
- (10) この場合は通常の鬪殴傷（「凡鬪」）の罪となるため、鬪訟律 3 条の規定により、鬪殴によって人の肋骨を折った場合には徒二年、故意に折った場合には、鬪訟律 5 条の規定により一等を加重されて徒二年半となる。ただし、『訳註 7』302 頁注 4 も指摘しているように、被害者が六品以下の官員の場合には、鬪訟律 15 条の規定により、最終的な刑罰はさらに二等が加重され流二千里となる。
- (11) 最終的な刑罰が流二千五百里となるべきことについては、『訳註 7』302 頁注 6 に詳しく解説されているので、そちらを参照されたい。本条訳注（10）にあるとおり、一般人が六品以下の官長の肋骨を故意に折った場合の刑罰は流二千里となるが、配下の吏卒が同様の行為をすれば流二千五百里と、より重く処罰されることに注意が必要である。

《第 3 段》

[原文]

即殴佐職者。徒一年。傷重者。加凡鬪傷一等。死者斬。

疏議曰。殴佐職者。謂除長官之外。當司九品以上之官。皆為佐職。所部吏卒殴者。徒一年。傷重者。仮如他物故殴傷佐職。凡鬪合杖九十。九品以上加二等。合徒一年。為佐職又加一等。徒一年半之類。是名傷重者。加凡鬪一等。至死者斬。

〔訳文〕

もし佐職^(1,2)を殴打したならば徒一年に処する。傷害の罪が（徒一年よりも）重い場合には、通常の闘傷の罪に一等を加重する。殺害した場合には斬に処する。

【疏文】「佐職を殴打する」とは、長官以外の者をいい、当該官庁の九品以上の官員はみな「佐職」とする。管轄下の吏卒が殴打した場合には徒一年に処する。「傷害の罪が重い場合」とは、例えは他物を用いて故意に殴打して佐職を傷害すれば、通常の殴傷であれば杖九十とすべき^(1,3)ところ、（闘訟律 15 条の規定により、被害者が）九品以上の場合には二等を加重して徒一年とすべきである。それが佐職であればさらに一等を加重し、徒一年半に処するといった類のことである。このような場合を「傷害の罪が重い場合」と名づけ、通常の殴傷の罪に一等を加える。殺害するに至った場合には斬に処する。

〔訳注〕

(12) 「佐職」とは、闘訟律 12 条の疏文にあるように、当該官庁における長官を除く九品以上の官員をいい、四等官制度における通判官（次官）・判官、また流内の官品を有する檢勾官がこれに該当する（『訳註 7』266 頁注 7 参照）。なお、各官庁における四等官の具体的な官職名については、池田温「律令官制の形成」（『岩波講座世界歴史 5』岩波書店、1998 年）312 頁の一覧表参照。

(13) 劉『箋解』1502 頁箋釈〔七〕も指摘しているように、闘訟律 1 条の規定により、他物を以て人を殴傷したならば杖八十となるが、故意に傷害した場合には、闘訟律 5 条の規定により闘殴傷の罪に一等を加重することから、杖九十となる。

【闘訟律12条】佐職統属殴長官

〔原文〕

諸佐職及所統属官。殴傷官長者。各減吏卒殴傷官長二等。減罪輕者。加凡闘一等。死者斬。
疏議曰。佐職。謂當司九品以上。及所統属官者。若省寺監管局署。州管県。鎮管戍。衛管諸府之類。是所統属。殴傷官長者。官長。謂尚書省諸司尚書。寺監少卿少監。國子司業以上。少尹。諸衛將軍以上。千牛府中郎將以上。諸率府副率以上。諸府果毅以上。王府司馬。并諸州別駕。雖是次官。並同官長。或唯有長官一人。佐職殴者。各減

吏卒殴傷官長罪二等。即吏卒殴官長折傷者絞。若佐職及所統属官。殴五品以上官長折傷。減吏卒二等。合徒三年。若殴六品以下官長折傷者。減三等。徒一年半。減罪輕者。加凡鬪一等。仮如佐職殴六品以下官長。折二齒。從死上減五等。合徒一年半。凡鬪折二齒。亦徒一年半。上条。計加重於本罪。即須加。更加一等。処徒二年。余罪計加得重並準此。若佐職及所統属官。殴傷五品以上官長者。各減吏卒二等。仮有吏卒殴五品以上官長折肋。合死。今為佐職殴。減吏卒二等。合徒三年。折肋本罪。合徒二年。別条。六品殴傷五品。加二等。合徒三年。既云減罪輕者。加凡鬪一等。合流二千里。死者斬。

〔訳文〕

佐職及び統属関係にある官員が官長を殴傷した場合には、それぞれ吏卒が官長を殴傷した罪から二等を減ずる。罪を減じた結果（通常の鬪殴傷の罪よりも）軽くなる場合には、通常の鬪殴傷の罪に一等を加重する。殺害した場合には斬に処する。

【疏文】「佐職」とは、当該官庁の九品以上（の官員）をいう。「及び統属関係にある官員」とは、省・寺・監が局・署を管轄し⁽¹⁾、州が県を管轄し⁽²⁾、鎮が戍を管轄し、衛が諸府を管轄する⁽³⁾類をいい、これらが「統属関係にある」ということである。「官長を殴傷した場合」とあるが、「官長」とは、尚書省の諸司（=六部）の尚書⁽⁴⁾、寺・監の少卿・少監⁽⁵⁾や国子（監）の司業⁽⁶⁾以上、（京兆・河南・太原府の）少尹⁽⁷⁾、諸衛の將軍⁽⁸⁾以上、千牛府の中郎将⁽⁹⁾以上、諸率府の副率⁽¹⁰⁾以上、諸府の果毅⁽¹¹⁾以上、王府の司馬⁽¹²⁾、並びに諸州の別駕⁽¹³⁾など、これらは次官ではあるけれども、すべて官長と同じである。あるいはただ長官が一人のみ存在する（官庁もある）⁽¹⁴⁾。佐職が（官長を）殴打した場合には、それぞれ吏卒が官長を殴傷する罪から二等を減じる。もし吏卒が官長を殴打して折傷したならば絞に処するが、もし佐職及び統属関係にある官員が五品以上の官長を殴打して折傷したならば、吏卒から二等を減じて徒三年とすべきである。もし六品以下の官長を殴打して折傷したならば、三等を減じて徒一年半に処する。「罪を減じた結果（通常の鬪殴傷の罪よりも）軽くなる場合には、通常の鬪殴傷の罪に一等を加重する」とは、例えば佐職が六品以下の官長を殴打して歯を二本折ったならば、死刑から五等を減じて徒一年半とすべきであるが、通常の鬪殴傷で歯を二本折った場合もまた徒一年半となる。上述の（鬪訟律 10）条に、「加重した結果が本条に定める罪よりも重くなる場合に加重する」とあ

るため、さらに（徒一年半に）一等を加重して徒二年に処する。他の犯罪においても加重した結果刑が重くなる場合はこれに準ずる。もし佐職及び統属関係にある官員が五品以上の官長を殴傷したならば、それぞれ吏卒から二等を減ずる。例えば、吏卒が五品以上の官長を殴打して肋骨を折ったならば（折傷に該当するため）死刑とすべきであるが、今佐職が殴ったことにより、吏卒から二等を減じて徒三年とすべきである。

（通常の殴打して）肋骨を折る罪は徒二年とすべきであるが、別の条文（=闘訟律 16 条）によれば、六品（の官員）が五品（の官員）を殴傷した場合には、二等を加重して徒三年とすべきである。すでに「罪を減じた結果（通常の闘殴傷の罪よりも）軽くなる場合には、通常の闘殴傷の罪に一等を加重する」といっているので、（徒三年に一等を加重して）流二千里とすべきである。殺害した場合には斬に処する。

〔訳注〕

- (1) 原文「省寺監管局署」について、袁『注訳』610 頁注釈②は「三省（一般にいう「三省」（中書省・門下省・尚書省）の下には局・署が設置されていないため、ここでの「三省」は秘書省・殿中省・内侍省のことを指すと思われる——訳者注）・各寺・各監が管轄するところの局と署のこと。例えば秘書省の著作局・太史局、太常寺の諸陵署・太樂署等のようなものである〔三省・各寺・各監所管轄的局和署。例如秘書省の著作局・太史局、太常寺の諸陵署・太樂署等〕」、曹『訳注』739 頁注釈 [1] は「唐の中央機構に六省・九寺・五監がある。局・署はその下に属する機構である〔唐中央機構有六省・九寺・五監。局署是其下属機構〕」とする。なお、『訳註 7』304 頁注 1 もあわせて参照されたい。
- (2) 唐の地方制度は「州県制」を基本とし、全国をおよそ 350 の州に分け、その下に数個の県を配置していた（『中国史 2』377 頁）。
- (3) 「府」は現代の軍隊組織にたとえれば「連隊」に相当するものであり、「衛」は府を統括する師団本部に相当するものであった。京師に左右衛・左右驍衛・左右武衛・左右威衛・左右領衛・左右金吾衛の十二衛が置かれ（その他に若干特殊な存在として左右監門衛と左右千牛衛の四衛が存在する）、左右衛はあわせて親府一・勲府二・翊府二の五府、残りの十衛は翊府各一を有する他、地方に存在する多くの府（折衝府）を分配され統括した。詳しくは、『訳註 5』57 頁以下注 10 参照。
- (4) 「尚書省」は、中書省で起草し門下省の同意を経た詔勅奏抄等を施行する機関であり、その下に「吏部」「戶部」「礼部」「兵部」「刑部」「工部」の「六部」があり職掌を分担していた（『中国史 2』375 頁）。原文にある「尚書省諸司」とはこの六部のことを指し、その

長官を「尚書」という。なお、獄官令復旧 19 条・復原 28 条（『拾遺』774 頁、『校証』646 頁）に「諸司の尚書はすべて長官と同じである〔諸司尚書並同長官〕」（『拾遺』774 頁は「諸司尚書、同長官之例」とあるが、これは、尚書省（尚書都省）の長官は尚書令（ただし、尚書令は「則闕の官」であるため、本来通判官である尚書左右僕射が事実上の長官となっている）であるが、その下にある六部の長である尚書も長官として扱うということであろう。このように六部の尚書は組織構成上長官であるか否か幾分明確ではない部分があるため、本条の疏文においても六部尚書が官長の概念に含まれることに特に言及しているのではないかと考えられる。

- (5) 原文「寺監少卿少監」について、袁『注訳』610 頁注釈⑤は「寺監の少卿は、当該寺監（恐らくは衍字と思われる——訳者注）の長官である卿の副官であり、少監は監の副官である〔寺監的少卿為本寺監長官卿的副職、少監為監的副職〕」、錢『新注』685 頁注釈⑪は「寺・監の副長官をそれぞれ少卿・少監と称する〔寺・監之副長官分別称少卿・少監〕」とする。なお、曹『訳注』739 頁注釈〔4〕は少監について「少府監機関中の副長官〔少府監機関中的副長官〕」としているが、『訳註 7』304 頁注 2 にもあるとおり、軍器監の次官も少監と称することから、この説明では正確さを欠くと思われる。
- (6) 国司監は国子学や太学といった官人の子弟を教育するための学校を管理する組織であり（『中国史 2』376 頁）、その長官を「祭酒」、次官を「司業」という。
- (7) 「少尹」は府の次官。「府」は州の特別なもので、都が置かれている・帝室の出身地である等のことを尊んで、州ではなく府と称している（『中国史 2』377 頁）。『唐六典』卷 30 によれば、府には長官である「牧」と次官である「尹」と「少尹」が置かれているが、牧は親王が就く名譽職で実務には関与せず、実質的には尹が長官として機能していた。
- (8) 「諸衛」とは京師におかれた十二衛（左右監門衛・左右千牛衛を含めれば十六衛）のこと。衛については本条訳注（3）参照。衛の長官を「大將軍」と称し、次官に相当するのが「將軍」と「長史」である。
- (9) 「千牛府」は千牛衛の旧称で、『唐六典』卷 25 によれば、龍朔 2 年（662 年）に「奉宸衛」と改称された後、神龍元年（705 年）に「千牛衛」と改められた。千牛衛は侍従武官たる千牛備身・備身左右等を統括する組織である（濱口重國『秦漢隋唐史の研究上巻』東京大学出版会、1980 年（復刊版）、8 頁）。左右監門衛・左右千牛衛を除く十二衛では、中郎将は配下の親府・勲府・翊府の長を務めているが、千牛衛は管轄する府を持たないため、中郎将も將軍・長史とともに次官相当の官職とされていたのであろう。なお、劉

『箋解』1506 頁箋釈〔一〕は「千牛府の長官が中郎将である〔千牛府長官為中郎将〕」とするが、その根拠は示されていない。

- (10) 「率府」は皇太子配下の軍事組織のこと（『訳註5』57頁以下注10）。左右衛率府・左右司禦率府・左右清道率府の六率府の他、左右監門率府・左右内率府があった。率府の長官を「率」と称し、次官に相当するのが「副率」と「長史」である。
- (11) ここでいう「諸府」とは、地方の軍事組織である「折衝府」のことを指す。「果毅」は「左右果毅都尉」のことで、折衝府の次官に相当する官職である。
- (12) 原文「王府司馬」について、袁『注訳』611 頁注釈⑩は「王府とはすなわち親王府のことである。親王府は傳一人・從三品を置く。その他なお長史・司馬等の職を置き、司馬は從四品下である〔王府即親王府。親王府設置傳一人・從三品。另外還置有長史・司馬等職、司馬為從四品下〕」、錢『新注』685 頁注釈⑯は「親王府の総管官員〔親王府的總管官員〕」、曹『訳註』739 頁注釈〔9〕は「親王府の官名。從四品下〔親王府官名。從四品下〕」とする。
- (13) 州の長官を「刺史」といい、「別駕」は「長史」「司馬」とともに州の次官とされる。
- (14) 原文「或唯有長官一人」について、『訳註7』304 頁注4は「「長官」（官長）が一人だけの部局もあるという意と思われる」とする。また錢『新注』684 頁は「あるいは官署にただ長官が一人のみ存在する状況で云々〔或者官署只有長官一人的情況〕」と訳している。例えば都水監や諸署には次官（通判官）に相当する官職がもともと置かれていなかが、こうした官庁のことを指しているものと思われる。

【闘訟律13条】殴府主県令父母

〔原文〕

諸殴本属府主刺史県令之祖父母父母及妻子者。徒一年。傷重者。加凡鬪傷一等。

疏議曰。殴本属府主刺史県令之祖父母父母及妻子者。徒一年。傷重者。加凡鬪傷一等。謂折一指。或折一齒。凡殴亦徒一年。比凡鬪為輕。加凡鬪傷一等。合徒一年半之類。府主等祖父母父母。若是議貴。凡殴得徒二年。為是本属府主之祖父母父母。加一⁽ⁱ⁾等。得徒二年半。傷重以上。並準例加一等。

〔校注〕

(i) 官版及び万有文庫本は「二」を作るが、文脈からしてここは「一」が正しいであろう。

〔訳文〕

自己の所属先の府主・刺史・県令の祖父母・父母及び妻子を殴打した場合には徒一年に処する。傷害の罪が重い場合には、通常の闘傷の罪に一等を加重する。

【疏文】自己の所属先の府主・刺史・県令の祖父母・父母及び妻子を殴打した場合には徒一年に処する。「傷害の罪が重い場合には、通常の闘傷の罪に一等を加重する」とは、(闘訟律 2 条の規定により) 指を一本折り、あるいは歯を一本折った場合、通常の殴傷の場合もまた徒一年であり、これは通常の闘殴傷と比較して(本条の規定の方が) 罪が軽くなってしまう⁽¹⁾ので、通常の闘傷の罪に一等を加重して徒一年半とするべき類のことをいう。府主等の祖父母・父母がもし議貴⁽²⁾に該当すれば、(闘訟律 15 条の規定により) 通常の殴傷の場合でも徒二年を得ることになるが、この場合自己の所属先の府主の祖父母・父母であるため、一等を加重して徒二年半を得ることになる。「傷害の罪が重い場合」とある箇所までの規定すべてについて(闘訟律 10 条第 2 段の註文にある) 例に準じて一等を加重する。

〔訳注〕

- (1) 通常の闘殴傷の罪に所定の等数(ここでは一等)を加重した結果、当該条文に定められた基礎となる刑罰(ここでは徒一年)の方が軽くなるという意味である。そのような場合、闘訟律 10 条第 2 段の註文にあるとおり、通常の闘殴傷の罪に加重して処罰することになる。
- (2) 「議貴」は、科刑上の優遇措置である「議」の特権を享受できる八つの資格要件(「八議」)の一つ、またはその資格要件を満たしている者のこと。名例律 7 条によれば、「職事官三品以上、散官二品以上、及び爵一品の者」が「議貴」に該当する。詳しくは『訳註 5』67 頁及び 79 頁以下の解説を参照。

【鬪訟律14条】皇家袒免以上親

〔原文〕

諸皇家袒免親而殴之者。徒一年。傷者。徒二年。傷重者。加凡鬪二等。総麻以上。各通加一等。死者斬。

疏議曰。礼云。五世袒免之親。四世総麻之属。皇家戚屬理弘尊敬。袒免之親。其有殴者。合徒一年。傷者。徒二年。故鬪及用他物不傷者。其罪一也。其於諸條相殴。唯立罪名。不言鬪殴。又不言以鬪論者。故殴鬪殴。及手足他物。得罪悉同。並無差降。傷重者。加凡鬪二等。仮有殴折二齒。凡鬪合徒一年半。加二等。合徒二年半之類。総麻以上。各通加一等。仮有殴總麻折二齒。徒三年。小功流二千里。大功流二千五百里。期親流三千里。殴不傷。從徒一年上通加。殴傷者。從徒二年上通加。不加入死。故云各通加一等。死者斬。

問曰。皇家袒免親。或為佐職官。或為本屬府主刺史縣令之祖父母父母妻子。或是己之所親。若有犯者。合通加以否。

答曰。皇家親族。為尊主之敬。故異余人。長官佐職為敬所部。尊敬之處。理各不同。律無通加之文。法止各從重斷。若己之親。各準尊卑服數為罪。不在皇親及本屬加例。又問。皇家袒免之親。若有官品。而殴之者。合累加以否。

答曰。律註殴袒免之親。拠皇家親屬立罪。此由緣敬為重。官高亦合累加。

〔訳文〕

皇室の袒免⁽¹⁾の親族について、これを殴打した場合には徒一年に処する。傷害した場合には徒二年に処する。傷害の罪が重い場合には、通常の鬪殴傷の罪に二等を加重する。総麻以上（の親族）はそれぞれ一等を順次加重する。殺害した場合には斬に処する。

【疏文】『礼記』（大伝）には「五世代上の祖先から別れ出た傍系親は袒免の親族、四世代上の祖先から別れ出た傍系親は総麻の親族」とある⁽²⁾。皇室の親戚に対しては尊敬の念を厚くするのが道理である。（皇室の）袒免の親族については、殴打した者があれば徒一年とすべきである。傷害した場合には徒二年に処する。（この条文においては、）故（殴）・鬪（殴）・他物を用いた（殴打等において）傷害しなかった場合（には特に刑罰を区別せず）、その罪は同一（の徒一年）としている。各条文における「相手を殴打する」罪について、ただ罪名だけを立てて、「鬪殴」と（限定して）述べて

いない場合や、「鬪を以て論ずる」と述べていない場合には、「故殴」か「鬪殴」か、及び手足（を用いた殴打）か他物（を用いた殴打かを問わず）、すべて悉く同一の罪を得ることになり、刑罰に差を設けて刑を減ずることはない。「傷害の罪が重い場合には、通常の鬪殴傷の罪に二等を加重する」とは、例えば殴打して歯を二本折った場合に、通常の鬪殴傷であれば（鬪訟律2条の規定により）徒一年半とすべきであるが、（これは本条の殴打の罪である徒一年よりも重いので、徒一年半に）二等を加重して徒二年半とすべき類のことである。「総麻以上（の親族）はそれぞれ一等を順次加重する」とは、例えば総麻の親族を殴打して歯を二本折った場合には（徒一年半に三等を加重して）徒三年、小功の親族の場合には（四等を加重して）流二千里、大功の親族の場合には（五等を加重して）流二千五百里、期親の場合には（六等を加重して）流三千里（というように、順次一等ずつ加重するということである）。殴打したが傷害するには至らなかった場合には、徒一年から順次加重し、殴打して傷害した場合には、徒二年から順次加重するが、加重の結果として死刑とすることはしない⁽³⁾。それゆえに「それぞれ一等を順次加重する」と述べているのである。殺害した場合には斬に処する。

【問】皇室の祖免の親族が、あるいは佐職官であったり、あるいは自己の所属先の府主・刺史・県令の祖父母・父母及び妻子であったり、あるいは自己の親族である場合、もしその者に対して罪を犯したならば、順次加重すべきか否か。

【答】皇室の親族については、君主への敬意を表すために他の人と異なる扱いをしているのである。長官や佐職は管轄下の人々からの敬意の対象である。道理としてそれぞれ敬意の対象が異なっている。律条には（それぞれの身分が重複した場合に）順次加重するという文言はない。法（=名例律49条）はただそれぞれ刑罰の重い方の罪にしたがって処断するとしている⁽⁴⁾。もし（皇室の親族が）自己の親族であるならば、それぞれ尊卑の服の段階に準じて罪を決定し、皇室の親族であることや所属先（の官長等）であることによる刑の加重は適用しない。

【問】皇室の祖免の親族がもし官品を有していて殴打されたならば、累積して加重すべきか否か。

【答】律は、「祖免の親族を殴打した場合」と記している⁽⁵⁾が、これは皇室の親族であることを理由に罪名を立てて、皇室に対する敬意の故に罪を加重しているのである。官品が高い場合もまた累積して加重すべきである⁽⁶⁾。

〔訳注〕

- (1) 「袒免」とは、総麻服の親族よりももう一段階疎遠な関係にある親族のこと。正式な服の内には数えられず、当該親族が死亡しても、平常の着衣のまま左の肩をはだぬぎし、冠を脱いで髪を括ることによって哀悼の意を現わすのみで事足り、喪に服する必要はない。詳しくは『訳註 5』19 頁注 22 及び注 25 参照。
- (2) 『訳註 7』308 頁注 1 も指摘しているように、ここは『礼記』の原文そのままの引用にはなっていない。
- (3) 名例律 56 条によれば、刑を加重する場合、流三千里までは通例どおり一段階ずつ刑を重くしていくが、明文がない限り刑の加重は流三千里を以て打ち切られ、死刑となることはない(『訳註 5』334 頁)。したがって、今仮に皇室の親族を殴打して傷害したとすると、傷害の程度によっては過加した結果計算上死刑となることもあり得るが、その場合であっても刑罰は流三千里に止まることになる。
- (4) 名例律 49 条は「もし当該条文に罪名が規定されているとしても、行為が（他の条文にも該当してそちらの刑の方が）重い場合には、おのづから重い方の条文に従って（処断する）〔即当条雖有罪名。所為重者自従重〕」とし、一個の行為が複数の罪名に該当するいわゆる観念的競合の場合には、最も重い罪名によって処罰することを規定している。
- (5) 原文「律註殴袒免之親」について、『訳註 7』307 頁は「註」を「註ス」と訓読し、また、曹『訳註』742 頁注釈〔2〕は「注」は「記載する」ということである〔注、記載〕とするのに基づき、本文のように訳出した。なお、袁『注訳』613 頁注釈⑤、錢『新注』689 頁注釈⑫、劉『箋解』1512 頁箋釈〔五〕等は、「殴袒免之親」は律本文の文言であり、本条文には律註が存在しないことから、「註」は「著」「云」「謂」「言」等の誤りである可能性を指摘しているが、「註」の文字自体にも「しるす」の意味があることから、あえて誤字の可能性を考える必要はないように思われる。
- (6) この第 2 問答に関して、『訳註 7』309 頁注 8 は「皇家親属の官品あるものに対する殴については律文の如く加す、ということである」とする。文意に若干不明な点はあるが、恐らくは闕訟律 11 条第 2 段の疏文にある「六品以下の官長を殴打して肋骨を折った場合」の例のように、皇帝の袒免以上の親族が官品を有している場合には、殴傷に関する刑の加重を重複して適用するという意味であろう。ただし、第 1 問答にあるような「佐職官」「本属の府主・刺史・県令の祖父母・父母・妻子」「自己の親族」の場合と異なり、なぜ「官品を有する」場合にのみ累加するのか、その理由は明らかではない。なお、錢『新

注』689 頁注釈⑬は第 2 問答の「答」には「官品が高い場合」にはまた累加すべきであるとあり、この「官が高い場合」とは、侵犯された人の官職が高いことにより、犯人の刑罰がこの条文の「徒一年」の基礎刑よりも重い場合、例えば闘訟律 15 条の「流外官以下が議貴の者を殴打した場合には徒二年」というような場合にのみ累加するのであって、同条の「九品以上・六品以下を殴傷した場合（傷害しなければ杖六十、傷害すれば杖八十）」には「重きにしたがって処断する」（名例律 49 条）ことになり、累加はしないという趣旨のことを述べている。しかしながら、疏文は「累加する（かさねて刑を加重する）」といっているのであって、「累科する（かさねて刑を科する）」と述べているわけではないことから、そもそも加重に関する規定が存在しない議貴の者に対する殴傷の罪が、本問答の記述とどのように関連するのか疑問とせざるを得ない。

【闘訟律15条】流外官殴議貴

《第 1 段》

[原文]

諸流外官以下。殴議貴者。徒二年。傷者。徒三年。折傷者。流二千里。

疏議曰。流外官。謂勲品以下。爰及庶人。殴議貴者。徒二年。議貴。謂文武職事官三品以上。散官二品以上。及爵一品者。傷者。徒三年。折傷者。流二千里。謂折齒以上。若殴折一支。準凡人合徒三年。依下文。加凡闘二等。流二千五百里。若殴折二支。流三千里。本条雖云加凡闘傷二等。律無加入死之文。止依凡人之法。

[訳文]

流外官以下（の身分の者）が議貴（に該当する者）を殴打した場合には徒二年に処する。
傷害した場合には徒三年に処する。折傷した場合には流二千里に処する。

【疏文】「流外官（以下）」とは、（流外の）勲品⁽¹⁾以下の者をいい、（下は）庶民にまで及ぶ⁽²⁾。議貴（に該当する者）を殴打した場合には徒二年とする。「議貴」とは文武職事官三品以上、散官二品以上及び爵一品の者をいう。傷害した場合には徒三年とする。折傷した場合には流二千里とする。（折傷とは）折齒以上（の傷害を加えた場合）をいう。もし一本の手足を殴打して骨折させたならば、一般人に準ずれば徒三年

とすべきであるが、以下の条文（＝本条第2段）により、通常の鬪傷に二等を加重して流二千五百里となる⁽³⁾。もし二本の手足を殴打して骨折させたならば流三千里となる。本条文（の第2段）に「通常の鬪傷に二等を加重する」とあるけれども、律には「加重して（死刑になる場合には）死刑に入れる」とする文言がないため⁽⁴⁾、ただ一般人の法（＝鬪訟律4条）によって（流三千里となる）。

〔訳注〕

- (1) 「勲品」とは、流外官の官品のうち最も高いもののこと。流外官の官品には勲品以下、二品・三品・四品・五品・六品・七品・八品・九品までの九段階が存在した。
- (2) 原文「爰及庶人」について、袁『注訳』615頁注釈②は「一般出身の人が流外の官職を担当する〔一般平民出身的人担任流外官職〕」とし、「庶人」という言葉を流外官と関連付けて説明しているが、『訳註7』309頁が「爰テハ庶人ニ及ブ」と訓読し、また錢『新注』690頁が「一般人にまで及ぶ〔及至百姓〕」と訳しているように、ここでは単に「流外官以下」という概念には流外官や雜任のような官の役務に就いている者のみならず、一般庶民も含まれるということを述べているに過ぎないため、袁『注訳』の説明は適切とはいえないであろう。
- (3) 流外官以下が議貴を折傷すれば、一般的には流二千里となるが、「折一支」のように通常の鬪傷の罪が徒三年の場合には、本条第2段の「もし罪を減じた結果が（通常の鬪傷の罪よりも）軽くなる場合……には、それぞれ通常の鬪傷の罪に二等を加重する」という規定を適用すると流二千五百里となり、議貴を折傷した場合の流二千里よりも重くなるため、鬪訟律10条の註文（「加重した結果が本条に定める罪よりも重くなる場合に加重する。他の条文において「加重する」と規定されている場合もこれに準ずる」）に基づき、二等を加重した刑罰である流二千五百里に処せられるという趣旨である。
- (4) 鬪訟律14条訳注(3)参照。

《第2段》

〔原文〕

殴傷五品以上。減二等。若減罪輕。及殴傷九品以上。各加凡鬪傷二等。

疏議曰。流外官以下殴傷五品以上。減二等。謂減議貴二等。殴者。徒一年。傷者。徒二年。折傷者。徒二年半。若減罪輕。仮有殴五品以上。折一支。從流二千五百里減二等。徒二年半。即是減罪輕於凡鬪徒三年。加二等。処流二千五百里之類。及殴傷九品

以上。各加凡鬪傷二等。謂殴九品以上六品以下之官。不傷杖六十。傷即杖八十。他物不傷杖八十。傷即杖一百之類。若殴至死者。各依凡人法。

問曰。律称流外官以下。殴議貴。徒二年。若奴婢部曲殴議貴者。為共凡人罪同。為依本法加罪以否。

答曰。依下条。部曲殴傷良人。加凡人一等。奴婢又加一等。此是良人与奴婢部曲凡鬪之罪。其部曲奴婢殴凡人。尚各加罪。況於皇族及官品貴者。理依加法。唯拠本条加至死者。始合處死。假如有部曲殴良人折二支。加凡鬪一等。註云。加者加入於死。既於凡鬪流三千里上加一等。合至絞刑。別條雖加。不入於死。設有部曲故殴良人九品以上一支折。凡鬪折一支。徒三年。九品以上。加凡鬪二等。流二千五百里。故殴又加一等。流三千里。部曲殴。又加一等。即不合入死。亦止流三千里。此名余條不加入死之類。

〔訳文〕

五品以上（の官員）を殴打し傷害した場合には、（議貴に対する殴打・傷害の罪から）二等を減ずる。もし罪を減じた結果が（通常の鬪傷の罪よりも）軽くなる場合、及び九品以上（の官員）を殴打し傷害した場合には、それぞれ通常の鬪傷の罪に二等を加重する。

【疏文】流外官以下（の身分の者）が五品以上（の官員）を殴打し傷害した場合には二等を減ずるとは、すなわち議貴（に対する殴打・傷害の罪）から二等を減ずるということである。殴打した場合には徒一年、傷害した場合には徒二年、折傷した場合には徒二年半とする。「もし罪を減じた結果が（通常の鬪傷の罪よりも）軽くなる場合」とは、例えば五品以上（の官員）を殴打して一本の手足を骨折させたとすると、（その刑罰は、議貴の者の手足一本を骨折させた場合の罪である）流二千五百里から二等を減じて徒二年半となるが、これは罪を減じた結果、通常の鬪傷の罪である徒三年よりも軽くなってしまうため、二等を加重して流二千五百里とするような類のことである。「及び九品以上（の官員）を殴打し傷害した場合には、それぞれ通常の鬪傷の罪に二等を加重する」とは、九品以上六品以下の官員を殴打した場合、傷害しなければ杖六十、傷害すれば杖八十、他物を用いた場合、傷害しなければ杖八十、傷害すれば杖一百とするという類のことをいう。もし殴打して死亡させるに至ったならば、それぞれ一般人に対する法（=鬪訟律5条）に依拠する。

【問】律文（本条第1段）には「流外官以下（の身分の者）が議貴（に該当する者）を殴打した場合には徒二年に処する」とあるが、もし奴婢・部曲⁽⁵⁾が議貴の者を殴打

したならば、一般人と同様の罪とし、本法によって罪を加重すべきか否か。

【答】下（述の条）文（=闘訟律 19 条）によれば「部曲が良人を殴傷した場合には一般人（相互の殴傷の罪）に一等を加重する。奴婢（が良人を殴傷した）場合にはさらに一等を加重する」とある。これは良人と奴婢や部曲との間における通常の闘殴傷の場合の罪である。部曲や奴婢の場合には、一般人を殴打しただけでもなおそれぞれ刑罰が加重される。ましてや皇族及び官品の高い者（を殴打した場合には）なおさらのことである。道理として加重の法に依拠すべきである。ただ、（名例律 56 条にあるように）「該当条文に「加重して死刑に至る」と規定されている場合」に限り、（刑の加重により）死刑に処すべきである。例えばもし部曲が良人を殴打して二本の手足を骨折させたならば、通常の闘傷の罪（である流三千里）に一等を加重することになるが、（闘訟律 19 条の）註文に「刑を加重する場合には、加重して死刑に至る」とあることから、通常の闘傷の罪である流三千里に一等を加重し絞刑に至るべきことになる。ただし、別の条文の規定によって刑が加重されている場合には死刑とはしない。例えば、部曲が故意に良人たる九品以上の官員を殴打し、一本の手足を骨折したとすると、通常の闘傷の罪においては、手足一本を骨折させた場合には（闘訟律 4 条の規定により）徒三年となる。（本条の規定によれば）九品以上の官員の場合には、通常の闘傷の罪に二等を加重することになるので、流二千五百里となり、さらに故意に殴打したことにより（闘訟律 5 条の規定に基づき）さらに一等を加重して流三千里となる。（闘訟律 19 条の規定によれば）部曲が（良人を）殴打した場合にはまた一等を加重することになるが、この場合には加重して死刑とすべきではなく、罪は流三千里に止まる⁽⁶⁾。これが「他の条文によって加重した場合には死刑にはならない」という類のことである。

〔訳注〕

(5) 「奴婢」とは最下級の賤人であり、主人にとっては一種の財産とみなされる存在である。彼らは自ら財産を所有する能力がなく、全労働時間を主人のために役使された。一方「部曲」は奴婢の一段上の賤人である。彼らは財物とはみなされず、自ら財産所有能力を有し、労働時間の一部を自己のために留保することができた。詳しくは『訳註 5』162 頁注 1 参照。

(6) 疏文に例として挙げられているように、人の手足二本を骨折させるといったような、もともとの刑罰が流三千里である場合には、それが部曲によるものであれば一等を加重し

て絞刑を科すことになるが、九品以上の官員を闘傷したことによる二等の加重や故殴傷であることによる一等の加重という、闘訟律 19 条以外の他の条文の加重要件が加わって始めて死刑に至ることになるような場合には、名例律 56 条の原則にしたがい死刑とはしないという趣旨である。

【闘訟律16条】九品以上殴議貴

〔原文〕

諸流内九品以上。殴議貴者。徒一年。傷重。及殴傷五品以上。若五品以上殴傷議貴。各加凡闘傷二等。

疏議曰。流内九品以上六品以下。殴議貴者。徒一年。傷重。謂他物殴凡人。内損吐血。合杖一百。殴議貴合加二等。徒一年半。此名傷重。其六品以下殴傷五品以上。若五品以上殴傷議貴。或殴不傷。亦各加凡闘殴二等。

〔訳文〕

流内の九品以上（の官員）が議貴（に該当する者）を殴打した場合には徒一年に処する。傷害の程度が重い場合及び五品以上（の官員）を殴傷した場合、若しくは五品以上（の官員）が議貴（に該当する者）を殴傷した場合には、それぞれ通常の闘傷の罪に二等を加重する。

【疏文】流内の九品以上六品以下（の官員）が議貴（に該当する者）を殴打した場合には徒一年とする。「傷害の程度が重い場合」とは、他物を用いて一般人を殴打し、内臓を損傷して吐血した場合には（闘訟律 1 条の規定により）杖一百とすべきである。議貴（に該当する者）を殴打した場合には（杖一百に）二等を加重して徒一年半とすべきである。これが「傷害の程度が重い場合」ということである。六品以下（の官員）が五品以上（の官員）を殴傷した場合、若しくは五品以上（の官員）が議貴（に該当する者）を殴傷した場合、あるいは殴打したが傷害するには至らなかった場合もまた、それぞれ通常の闘殴傷⁽¹⁾の罪に二等を加重する。

〔訳注〕

（1）原文は「闘殴」。律の条文は「闘傷」となっており、律本文と疏文とで表現が食い違つて

いる。疏文にもあるように、鬪傷の場合だけではなく、鬪殴したが傷害するには至らなかつた場合も加重の対象となることは明白であるので、ここでは「傷」の字が脱落した可能性を考慮して、文字を補つて訳出した。

【鬪訟律17条】監臨官司殴統属

〔原文〕

諸監臨官司。於所統屬官及所部之人有高官而殴之。及官品同。自相殴者。並同凡鬪法。

疏議曰。監臨官司。於所統屬佐官以下。及所管部屬之人有高官。而監臨官司殴之者。同凡鬪法。不計階品。為其所管故也。及官品同。謂六品以下九品以上。或五品以上非議貴者。議貴。謂三品以上一品以下。並為官品同。並謂不相管隸。自相殴者。並同凡鬪之罪。仮有勲官騎都尉。而殴上柱国。其上柱国既非議貴。罪與凡鬪同。其統屬下司殴上司者。長官以外。皆拋品科。其有府及鎮戍隸州者。亦為統屬之限。

問曰。州參軍事。殴州內縣令帶五品以上勲官。得為統屬。同凡鬪以否。

答曰。縣令是州內統屬之官。仮令品高。州官殴之。準上文。各同凡鬪之法。

〔訳文〕

監臨の職にある官員が、統屬関係にある官員及び管轄下にいる人の中に高官⁽¹⁾がいて、その者を殴打した場合、及び官品が同等の者の間で殴打した場合には、すべて通常の鬪殴の法と同様に（処罰）する。

【疏文】監臨の職にある官員が、統屬関係にある佐官以下（の官員の中に）及び管轄下の隸属する人の中に高官がいて、監臨の職にある官員がこの者を殴打した場合には、通常の鬪殴の法と同様に（処罰）し、品階を計って（罪を定めることは）しない。その理由は、（たとえ高官であったとしても、当該監臨官の）管轄下に属する者であるからである。「及び官品が同等の者」とは、六品以下九品以上の官員、あるいは五品以上の官員で議貴に該当しない者をいう⁽²⁾——議貴とは三品以上一品以下の官員をいう——。これらはすべて「官品が同等の者」であるが、すべて相互に統屬関係がない場合をいう。そのような者の間で殴打したならば、すべて通常の鬪殴の罪と同様に（処罰）する。例えば勲官⁽³⁾である騎都尉の者が上柱国の者を殴打したとすると、

上柱国は議貴には該当しないので、その罪は通常の鬪殴と同じである⁽⁴⁾。統属関係にある部下が上司を殴打した場合には、(その上司が)長官以外であれば、みな品階に依拠して刑を科すことになる⁽⁵⁾。(折衝)府及び鎮・戍が州に隸属している場合にもまた「統属関係にある」ものとみなす。

【問】州の参軍事⁽⁶⁾が州内の県令で五品以上の勲官を帶有している者を殴打した場合には、「統属関係にある」ものとして通常の鬪殴の罪と同様に(処罰)するか否か。

【答】県令は州内の統属関係にある官員である。仮に(当該県令の)品階が高いとしても、州の官員がこの者を殴打した場合には、上述の規定に準じてそれぞれ通常の鬪殴の法と同様に(処罰)する。

〔訳注〕

- (1) ここでいう「高官」とは、「監臨の職にある官員」よりも相対的に官品の高い者の意味である。
- (2) 「議貴」に該当する場合には、鬪殴律16条の適用対象となる。
- (3) 「勲官」とは、少なくとも本来の趣旨としては、武功の褒章として授けられるものであり、正二品から従七品にいたる十二階に格付けされているが、その官品は職掌とは直接の関わりを持たない。詳しくは『訳註5』65頁以下注5参照。

【参考】唐代勲官一覧表

官品	官名	官品	官名
正二品	上柱国	正五品	上騎都尉
従二品	柱国	従五品	騎都尉
正三品	上護軍	正六品	驍騎尉
従三品	護軍	従六品	飛騎尉
正四品	上輕車都尉	正七品	雲騎尉
従四品	輕車都尉	従七品	武騎尉

- (4) 「騎都尉」は従五品の勲官、「上柱国」は正二品の勲官(本条訳注(3)の表を参照)。騎都尉も上柱国も五品以上の官に相当し、かつ上柱国は議貴に該当しないので(勲官は議貴の対象外)、両者は「官品が同等の者」とみなされ、通常の鬪殴の罪によって処罰されることになる。「官品が同等の者」については、劉『箋解』1524頁は「議貴」、「通貴」(五品以上の官で議貴に該当しない者)、「卑官」(六品以下九品以上の官)という類型を用い

て、それぞれの類型内の官員同士が「官品が同等の者」であると説明している。なお、戴『各論』492頁以下も併せて参考のこと。

- (5) 『訳註 7』315頁注6も指摘しているように、統属関係のある上司・部下との間で鬪殴した場合には、上司が官長であれば鬪訟律12条の規定により処罰され、官長以外であれば鬪訟律16条(『訳註 7』は鬪訟律15条とするが、同条の行為主体は流外官以下であるため、鬪訟律16条の誤りであると思われる。)または本条の規定により処罰される。
- (6) 「参軍事」は州の判官であり、官品は七品。司功・司倉・司戸・司兵・司法・司士等の各曹に「参軍事」が置かれ、それぞれの職掌を分担した。詳しくは『訳註 7』315頁注8参考。

【鬪訟律18条】拒殴州県使

〔原文〕

諸拒州県以上使者。杖六十。殴者。加二等。傷重者。加鬪傷一等。〔謂有所微摶。權時拒捍不從者。〕即被禁掌而拒捍及殴者。各加一等。

疏議曰。拒州県以上使。称以上者。省台寺監及在京諸司等。並是。遣使追摶。拒捍不從者。杖六十。殴者。加二等。杖八十。傷重者。謂他物殴。内損吐血。凡鬪合杖一百。加鬪傷一等。徒一年。註云。謂有所微摶。權時拒捍不從者。即被禁掌。拒捍及殴者。各加一等。謂有司禁録。或復散留而輒拒捍。合杖七十。殴所司者。合杖九十。傷重者。謂重一百杖以上。加凡鬪二等。若使人官品高者。各依本品加。是名各加一等。

〔訳文〕

州・県以上の（官庁から派遣された）使者⁽¹⁾に抵抗した場合には杖六十に処し、殴打した場合には二等を加重する。傷害の程度が重い場合には、（通常の）鬪傷の罪に一等を加重する。〔召喚⁽²⁾を求められた者が、一時的に抵抗して従わない場合をいう。〕もし拘禁⁽³⁾されている状態で抵抗し及び殴打した場合には、それぞれ一等を加重する。

【疏文】「州・県以上の（官庁から派遣された）使者に抵抗した場合」にいう「以上」というのは、省・台⁽⁴⁾・寺・監及び在京の諸官庁等がすべてこれに該当する。使者を派遣して召喚しようとした際に、抵抗して従わなかった場合には杖六十とする。殴

打した場合には二等を加重し杖八十とする。「傷害の程度が重い場合」とは、他物を用いて殴打し、内臓を損傷して吐血したとすると、通常の鬪殴であれば（鬪訟律 1 条の規定により）杖一百とすべきであるが、（本条の場合には、殴打した罪である杖八十よりも重くなるため、）通常の鬪傷の罪（である杖一百）に一等を加重し徒一年とするということである。註文に「召喚を求められた者が、一時的に抵抗して従わない場合をいう」とあるが、もし拘禁されている状態で抵抗し及び殴打した場合には、それぞれ一等を加重する。担当の官員が拘禁し、あるいは拘束具を用いないで拘禁した⁽⁵⁾際に、濫りに抵抗すれば（杖六十に一等を加重して）杖七十とすべきであり、担当官を殴打した場合には（杖八十に一等を加重して）杖九十とすべきであるということである。（この拘禁された場合における）「傷害の程度が重い場合」とは、刑罰の重さが杖一百以上の場合をいい、通常の鬪殴の罪に二等を加重する⁽⁶⁾。もし使者の官品が高い場合には、それぞれ当該官品に基づいて加重することになる。それがすなわち「それぞれ一等を加重する」ということである。

[訳注]

- (1) ここでいう「使」とは、職制律 29 条の疏文に説かれているところの「余使」、すなわち皇帝の命によって派遣された使者である「制使」以外の者を指す。制使に対して抵抗（「拒捍」）した場合には、本条ではなく職制律 32 条が適用され、その刑罰は絞となる上、十惡の大不敬に該当することになる。
- (2) 原文「徵摶」について、『訳註 7』316 頁注 1 は「徵は「召」（召ス）こと、摶は「引く」こと（とらえるとの意に用いることもある）で、召しよせること」、袁『注訳』619 頁注釈②は「徵用して接収すること〔徵調収繳〕」とし、いずれも人を召し出すために使者を派遣する方向の意味に解している。なお、錢『新注』697 頁注釈②は「犯人を追いかけて捕らえること〔追捕人犯〕」としているが、『訳註 7』317 頁以下の解説にもあるとおり、犯人逮捕の際の抵抗は捕亡律 2 条が適用されることになるため、本条における「徵摶」の解釈としては適当ではないであろう。戴『各論』493 頁も『唐明律合編』の記述を引用して、本条の対象が罪人ではないとしている。また、曹『訳註』748 頁注釈 [4] は「地租を徵収し、訴訟を取り扱うといった、一般公務を執行すること〔追徵錢糧、勾摶公事、執行一般公務〕」とするが、この「追徵錢糧、勾摶公事」という文言は、明・清律において本条と対応する条文である拒殴追摶人条の規定内容を参考としたものであると思われる。ただ、戴『各論』494 頁も指摘しているように、これはあくまでも例示に過ぎず、こ

れらの事項のみに限定されるものではないであろう。

- (3) 原文「禁掌」について、袁『注訳』619 頁注釈④は「拘禁して制圧すること、すなわち法によって制圧すること〔拘禁控制、即依法控制〕」、錢『新注』697 頁注釈③は「拘禁すること、囚禁すること〔拘禁、囚禁〕」、曹『訳注』748 頁注釈〔6〕は「制止すること・看視して管理すること〔制止・看管〕」とする。「禁掌」や疏文にある「禁録」なる語が何らかの形で物理的に身体を拘束する行為であることはほぼ間違いないであろうが、『訳註 7』317 頁注 2 のように「禁は牢獄で、禁掌は牢獄に拘禁すること」と解することには疑問が残る。なぜならば、『訳註 7』317 頁以下の解説にもあるとおり、本条の拘禁される者は罪人ではなく一般人である（拘禁されている罪人の抵抗については捕亡律 15 条が適用される）と考えられるが、獄官令復旧 28 条・復原 42 条（『拾遺』781 頁、『拾遺補』822 頁、『校証』647 頁）の規定によれば、罪人ではあっても笞罪を犯した場合にはそもそも獄に拘禁されることがないとされているにもかかわらず、罪人でもない一般人が「牢獄に拘禁」されるという状況を想定することが難しいからである。なお、戴『各論』494 頁は台湾・中央研究院所蔵の『唐律疏議』の欄外に記された「禁掌とは収管することをいう。禁録とは拘束し係留することをいう。散留とは拘束を加えず、ただ留置して看視することをいい、現在の法部大理院のいわゆる散収のようなものがこれである〔禁掌、謂収管。禁録、謂拘係之。散留、謂不加拘攣、但留住看管、若今時法部大理院所謂散収者是〕」という記入者不詳のメモ書きを紹介しているが、同書も述べているようにその根拠は不明である。
- (4) 「台」とは御史台のこと。長官を御史大夫という。『唐六典』巻 13 には御史大夫の職掌として、「官吏（の綱紀）を肅正すること〔肅正朝列〕」とあり、今日の行政監察機関に相当する官庁である。
- (5) 原文「散留」について、錢『新注』697 頁注釈⑩は「刑具を着けずに留置することを指す。散は散禁のこと〔指不戴刑具之留置。散：散禁〕」とし、また『訳註 7』317 頁注 5 も獄官令復旧 28 条・復原 42 条にある「散禁」と同じであるとしているが、同条の規定によれば、散禁は杖罪を犯した者や高齢者・年少者・心身障礙者等の罪人について、拘束具を着用せずに獄に拘禁することを指す用語であるため、本条訳注（3）でも指摘したように、罪人を対象としていない本条の解釈において「散留」を「散禁」と同一視することはやはり疑問とせざるを得ない。
- (6) 官庁の使者に対する抵抗においては、「傷重」の場合には凡鬪傷の罪に一等を加重される

ことになるが、「拘禁されている状態で抵抗し及び殴打した場合には、それぞれ一等を加重する」とされていることから、「傷重」の場合にもさらに一等が加重されて、凡闘傷の罪に二等が加重されるという趣旨である。

【闘訟律19条】部曲奴婢良人相殴

《第1段》

[原文]

諸部曲殴良人者。〔官戸与部曲同。〕加凡人一等。〔加者加入於死。〕奴婢又加一等。若奴婢殴良人。折跌支体。及瞎其一目者絞。死者。各斬。

疏議曰。名例律。称部曲者。妻亦同。此即部曲妻。不限良人及客女。殴傷良人者。註云。官戸与部曲同。加凡人一等。謂加凡闘殴傷一等。註云。加者加入於死。謂部曲殴良人。損二事以上。及因旧患。令至篤疾。斷舌及毀敗陰陽。凡殴流三千里者。部曲加一等。合死。此名加入於死。奴婢又加一等。謂加凡闘二等。若奴婢殴良人。折跌支体。及瞎其一目者絞。跌体瞎目。各罪止徒三年。即明殴良人。准凡人相殴罪。合流者。各入死罪。因殴致死。各斬。

[訳文]

部曲が良人を殴傷した⁽¹⁾場合には、〔官戸⁽²⁾は部曲と同じである。〕一般人（相互の殴打の罪）に一等を加重する。〔(刑を) 加重する場合には、加重して死刑に至る。〕奴婢（が良人を殴打した）場合にはさらに一等を加重する。もし奴婢が良人を殴打して手足を骨折・脱臼させ、及びその片方の目を失明させたならば絞に処する。死亡させた場合にはそれぞれ斬に処する。

【疏文】名例律（47条）に、「部曲という場合には、（部曲の）妻もまた同様である」とある。これはつまり部曲の妻であれば、（その妻の身分が）良人であるか客女⁽³⁾であるかを限らないということである。良人を殴傷した場合、——註文に「官戸は部曲と同じである」とある——「一般人（相互の殴打の罪）に一等を加重する」とあるが、これは通常の闘殴傷の罪に一等を加重するということである。註文に「(刑を) 加重する場合には、加重して死刑に至る」とあるが、これは、部曲が良人を殴打して二項

目以上の損傷に該当する場合、及びかつて与えた損傷がもととなって、篤疾に至らしめた場合、若しくは舌を切断し、及び生殖器を損傷した場合で、通常の殴打の罪が（闘訟律 4 条の規定により）流三千里となる場合に、（行為者が）部曲であれば一等を加重して死刑（＝絞）とすべきであるということである。このことを「加重して死刑に至る」と呼んでいる。「奴婢（が良人を殴打した）場合にはさらに一等を加重する」とは、通常の闘殴傷の罪に二等を加重するということである。もし奴婢が良人を殴打して手足を骨折・脱臼させ、及びその片方の目を失明させたならば絞とする。（通常の闘殴傷による）骨折・脱臼や失明の罪はそれぞれ徒三年に止まる。（それにもかかわらず絞に処せられるということから、）良人を殴打して、一般人相互の殴傷の罪を流刑とすべきものについては、それぞれ死刑となることは明白である⁽⁴⁾。闘殴が原因で死亡させた場合には、それぞれ斬とする。

〔訳注〕

- (1) 原文「殴」について、曹『訳注』749 頁注釈〔1〕は「疏議及びある版本では「殴」の下に「傷」の字がある。今これらによって補う〔疏議及一本“殴”下有“傷”字、今拠補〕」、袁『注訳』621 頁注釈①は「四庫本では本句中で「傷」を脱しているが、『律附音義』『宋刑統』によって補う。本条の疏文もまた「殴傷良人者」とする〔四庫本本句中脱“傷”、拠《律附音義》《宋刑統》補。本条疏文亦作“殴傷良人者”〕」とし、いずれも「傷」の字を補って訳出している（劉俊文点校『唐律疏議』（中華書局、1983 年）418 頁校勘記〔三〕も同様の指摘をしている。また錢『新注』698 頁も特に注釈等は付していないが、「傷」の字を補って訳出している）。今これらにしたがって本文のように訳出した。
- (2) 「官戸」は官に所属する部曲身分の賤人のこと。詳しくは『訳註 5』162 頁以下注 1 参照。
- (3) 「客女」は部曲身分の女性のこと。詳しくは『訳註 5』162 頁以下注 1 参照。
- (4) 通常の闘殴傷であれば徒三年ですむような傷害であっても、奴婢が良人に対して行えば、本条の規定により絞に処せられるのであるから、通常の闘殴傷で流刑に該当するような傷害を与えた場合には、名例律 50 条の「拳輕明重」の法理により、当然に絞に処せられるということである。

《第2段》

[原文]

其良人殴傷殺他人部曲者。減凡人一等。奴婢又減一等。若故殺部曲者絞。奴婢流三千里。

疏議曰。良人殴傷或殺他人部曲者。減凡人一等。謂殴殺者。流三千里。折一支者。徒二年半之類。奴婢又減一等。殴殺者。徒三年。折一支。徒二年之類。若不因鬪。故殺部曲者。合絞。若謀而殺訖亦同。其故殺奴婢者。流三千里。

[訳文]

人が他人の部曲を殴打して傷害・殺害した場合には、一般人（相互の殴殺傷の罪）から一等を減輕する。（人が他人の）奴婢（を殴打して傷害・殺害した）場合にはさらに一等を減輕する。もし故意に部曲を殺害した場合には絞に処する。故意に奴婢（を殺害した）場合には流三千里に処する⁽⁵⁾。

【疏文】人が他人の部曲を殴打して傷害し、あるいは殺害した場合には、「一般人（相互の殴殺傷の罪）から一等を減輕する」とは、殴打して殺害した場合には（鬪訟律5条に規定する鬪殺の刑罰である絞から一等を減輕して）流三千里とし、一本の手足を骨折させた場合には（鬪訟律4条に規定する折支の刑罰である徒三年から一等を減輕して）徒二年半とするといった類のことをいう。「（他人の）奴婢（を殴打して傷害・殺害した）場合にはさらに一等を減輕する」とは、殴打して殺害した場合には、（部曲の場合の刑罰である流三千里から一等を減輕して）徒三年とし⁽⁶⁾、一本の手足を骨折させた場合には（部曲の場合の刑罰である徒二年半から一等を減輕して）徒二年とするといった類のことである。もし鬭争したことが原因ではなく、故意に部曲を殺害したならば絞とすべきである。もし殺害を計画して実際に殺し終わった場合⁽⁷⁾も同様である。故意に奴婢を殺害した場合には流三千里とする。

[訳注]

(5) 部曲や奴婢を故意に殺害した場合の刑罰がそれぞれ絞と流三千里であることについて、銭『新注』699頁注釈⑧は「これもまた一般人を故殺した罪から分別して一等と二等を減輕している〔這就是指在故殺凡人罪上分別減輕一等与二等〕」と説明しているが、名例律56条に規定されているように、斬刑から一等を減ずれば流三千里となり、二等を減ずれば徒三年となるため、このような説明は適切とはいえない。

(6) 流三千里から一等を減輕すると徒三年となることについては、鬪訟律7条訳注(5) 参

照。

- (7) 原文「謀而殺訖」について、『訳註 7』319 頁は闘訟律 7 条に規定されている「同謀共殴傷人」のことであると解しているが、袁『注訳』621 頁注釈④にも「人を殺そうと謀ってすでに殺害すること〔謀殺人已經殺死〕」とあるとおり、これは賊盜律 9 条の「謀殺人已殺」のことと思われる。

《第 3 段》

〔原文〕

即部曲奴婢相殴傷殺者。各依部曲与良人相殴傷殺法。〔余条良人部曲奴婢私相犯。本条無正文者。並準此。〕相侵財物者。不用此律。

疏議曰。部曲闘殴殺奴婢。流三千里。折一支。徒二年半。折一齒。杖一百。奴婢殴部曲。損傷二事以上。及因旧患。令至篤疾。及斷舌毀敗陰陽者絞。折一支者。流二千里。折一齒者。徒一年半。若部曲故殺奴婢。亦絞。是名各依部曲与良人相殴傷殺法。余条良人部曲奴婢私相犯。謂謀殺人。穿地得屍不更埋之類。私相犯。本条無正文者。並準此条加減之法。相侵財物者。各依凡人相侵盜之法。故云不用此律。

〔訳文〕

もし部曲・奴婢が互いに殴打して傷害・殺害した場合には、それぞれ部曲と良人が互いに殴打して傷害・殺害した場合の法によって（処罰する）。〔他の条文において、良人・部曲・奴婢がみずから⁽⁸⁾相互に罪を犯すものについては、当該条文に規定するところがなければ、すべてこの（原則に）準じて（処罰する）。〕相互に財物を侵害する罪⁽⁹⁾については、この律を用いない⁽¹⁰⁾。

【疏文】部曲が奴婢を闘殴殺した場合には流三千里とし、一本の手足を骨折させた場合には徒二年半とし、一本の歯を折った場合には杖一百とする。奴婢が部曲を殴打して二項目以上の損傷に該当する場合、及びかつて与えた損傷がもととなって、篤疾に至らしめた場合、若しくは舌を切断し、及び生殖器を損傷した場合には絞とし、一本の手足を骨折させた場合には流二千里とし、一本の歯を折った場合には徒一年半とする。もし部曲が故意に奴婢を殺害した場合にもまた絞とする。これらを「それぞれ部曲と良人が互いに殴打して傷害・殺害した場合の法による」と呼んでいるのである。「他の条文において、良人・部曲・奴婢がみずから相互に罪を犯すもの」とは、（賊盜律 9

条の）人を殺害しようと謀議する罪や（賊盜律 20 条の）地面を掘って死体が出てきたにもかかわらず埋め戻さない罪のような類のものをいう。みずから相互に罪を犯すものについて、当該条文に規定するところがなければすべてこの条文に定める加減の法に準じて（処罰する）。財物を相互に侵害する罪については、それぞれ一般人が相互に侵盗する法によって（処罰する）。それゆえに「この律を用いない」といっているのである。

〔訳注〕

- (8) 原文「私」について、この「私」とは「公」に対する「私」という意味ではなく、「(主人の命令等に基づくものではなく) 自分の意思による行為」とのニュアンスで用いられているものと考えたため、本文のように「みずから」と訳出した。
- (9) 『訳註 7』321 頁注 7 も指摘しているように、財物を「侵」するとは、名例律 42 条の疏文によれば、「財物を盗むことをいう〔謂盜窃財物〕」。錢『新注』699 頁注釈⑪はその具体例として、「強盜」（賊盜律 34 条）「窃盜」（同 35 条）「故燒人屋舍而盜」（同 37 条）「恐喝取人財物」（同 38 条）「以他故殴人因而奪物」（同 39 条）等の罪を挙げている。
- (10) 財産を侵害する罪に関して本条の規定が適用されない理由について、劉『箋解』1531 頁は、身体を損傷する罪はその人の人格と密接に関連するために、良人と賤人との人格が対等でない以上、通常と異なる罪が科せられるが、財産犯については人格と無関係であるので、通常の法が適用されるのであるという趣旨のことを述べている。

【闘訟律20条】主殺有罪奴婢

〔原文〕

諸奴婢有罪。其主不請官司而殺者。杖一百。無罪而殺者。徒一年。〔期親及外祖父母殺者。与主同。下条部曲準此。〕

疏議曰。奴婢賤隸。雖各有主。至於殺戮。宜有稟承。奴婢有罪。不請官司而輒殺者。杖一百。無罪殺者。謂全無罪失而故殺。徒一年。註云。期親及外祖父母殺者。与主同。謂有罪殺者。杖一百。無罪殺者。徒一年。故云与主同。下条部曲者。下条無期親及外祖父母傷殺部曲罪名。若有傷殺亦同於主。故云準此。

〔訳文〕

奴婢に罪過があり、その主人⁽¹⁾が役所に（処罰することを）請うことなく殺害した場合には杖一百に処する。（奴婢に何らの）罪過がないにもかかわらず殺害した場合には徒一年に処する。[(主人の) 期親及び外祖父母が殺害した場合には主人と同様に（処罰する）。次条に規定する部曲の場合についてもこれを準用する。]

【疏文】奴婢は贱しい奴隸身分であって、それぞれに主人がいるけれども、（主人が奴婢を）殺戮しようとするに至っては、役所の指図を受ける⁽²⁾べきである。奴婢に何らかの罪過があったとしても、役所に（処罰することを）請うことなく、濫りに殺害した場合には杖一百とする。「(奴婢に何らの) 罪過がないにもかかわらず殺害した場合」とは、全く落ち度がないにもかかわらず故意に殺害した場合をいい、徒一年とする。註文に「(主人の) 期親及び外祖父母が殺害した場合には主人と同様に（処罰する）」とあるが、これは罪過のある奴婢を（主人の期親及び外祖父母が）殺害した場合には杖一百とし、罪なき奴婢を殺害した場合には徒一年とするということである。それゆえに「主人と同様に（処罰する）」といふのである。「次条に規定する部曲の場合」とは、次条には（主人の）期親及び外祖父母が部曲を傷害・殺害した場合の罪名は存在しないが、もし傷害・殺害した場合にはまた主人と同様に（処罰する）。それゆえに「これを準用する」といっているのである。

〔訳注〕

- (1) 原文「主」について、曹『訳注』751 頁注釈〔1〕も指摘しているように、賊盜律 7 条の疏文に「およそ戸籍を同じくする良人身分以上の者で、家産の分割に与る資格のある者は、すべてみな主人とする〔但同籍良口以上。合有財分者。並皆為主〕」という「主」の定義が示されている。これによれば、いわゆる家長のみならず、家産分割の有資格者全員が主人とみなされることになる。なお、仁井田陞『中国身分法史』（復刻版、東京大学出版会、1983 年）950 頁以下もあわせて参照されたい。
- (2) 原文「稟承」について、『訳註 7』322 頁注 1 は「さしづを受けること」、袁『注訳』623 頁注釈⑤は「官府に稟報あるいは呈請して処理すること〔稟報或者呈請官府処理〕」とする。また、錢『新注』701 頁注釈⑥は罪ある奴婢を官府の許可を得て殺害する制度について、睡虎地秦簡の『法律答問』の記述を根拠として、秦朝においてすでに存在していたことを指摘している。劉『箋解』1532 頁以下も『史記』や『漢書』等を引用して同様の指摘を行っている。

【鬪訟律21条】殴部曲死決罰

〔原文〕

諸主殴部曲至死者。徒一年。故殺者。加一等。其有愆犯。決罰致死。及過失殺者。各勿論。

疏議曰。主殴部曲至死者。徒一年。不限罪之輕重。故殺者。加一等。謂非因殴打。本心故殺者。加一等。合徒一年半。其有愆犯。而因決罰致死。及過失殺之者。並無罪。問曰。妾有子或無子。殴殺夫家部曲奴婢。合當何罪。或有客女及婢。主幸而生子息。自余部曲奴婢而殴。得同主期親以否。

答曰。妾殴夫家部曲奴婢。在律雖無罪名。輕重相明。須從減例。下條云。妾殴夫之妾子。減凡人二等。妾子殴傷父妾。加凡人三等。則部曲與主之妾相殴。比之妾子與父妾相殴法。即妾殴夫家部曲。亦減凡人二等。部曲殴主之妾。加凡人三等。若妾殴夫家奴婢。減部曲一等。奴婢殴主之妾。加部曲一等。至死者。各依凡人法。其有子者。若子為家主。母法不降於兒。並依主例。若子不為家主。於奴婢止同主之期親。余條妾子為家主。及不為家主。各准此。客女及婢。雖有子息。仍同賤隸。不合別加其罪。

〔訳文〕

主人が部曲を殴打して死亡させた場合には徒一年に処する。故意に殺害した場合⁽¹⁾には一等を加重する。(部曲に) 落ち度⁽²⁾があつて罰を加えた⁽³⁾際に死亡させた場合、および過失殺の場合には、それぞれ罪を論じない。

【疏文】主人が部曲を殴打して死亡させた場合には徒一年とするが、その場合(部曲が犯した罪過の) 軽重は問わない⁽⁴⁾。「故意に殺害した場合には一等を加重する」とあるが、これは殴打によって(死亡させたの)ではなく、本心から故意に殺害した場合には一等を加重して徒一年半とすべきということである。(部曲に) 落ち度があつて罰を加えたことによって死亡させた場合、および過失でこれ(=部曲)を殺害した場合には、すべて無罪とする。

【問】妾で子を産んだ者、あるいは子を産んでいない者がいて、夫の家の部曲・奴婢を殴打して殺害した場合には、どのような罪に当るべきであるか。あるいは客女及び婢が主人の寵愛を得て⁽⁵⁾子息をもうけた場合、他の部曲や奴婢を殴打したならば、

主人の期親の場合と同様の罪を得るか否か。

【答】妾が夫の家の部曲・奴婢を殴打した場合、律においては該当する罪名が存在しないとはいっても、相互の罪の軽重は明らかである。すべて罪を減輕する例にしたがうべきである。後の条文（=闘訟律 31 条）に「妾が夫の（他の）妾の子を殴打した場合には、一般人（に対する殴打の罪）から二等を減輕する」、「妾の子が父の（自分の母ではない）妾を殴傷した場合には、一般人（に対する殴傷の罪）に三等を加重する⁽⁶⁾」とある。すなわち、部曲が主人の妾と互いに殴打した場合と、妾の子が父の妾と互いに殴打した場合の規定とを比較すれば、妾が夫の家の部曲を殴打した場合には、また一般人（に対する殴打の罪）から二等を減輕し、部曲が主人の妾を殴打した場合には、一般人（に対する殴打の罪）に三等を加重することになる。もし妾が夫の家の奴婢を殴打したならば、部曲（に対する殴打の罪）から一等を減輕する。奴婢が主人の妾を殴打した場合には、部曲（が殴打した場合の罪）に一等を加重する。（殴打した結果相手を）死亡させるに至った場合にはそれぞれ一般人（を闘殺した場合）の法（=闘訟律 5 条）による。（妾に）子がいる場合に、もしその子が家主となつたならば、母に適用される法はその子に適用されるものよりも低くすることはないので、すべて主（が殴打した場合の）例による。もしその子が家主とならなかつたならば、奴婢（に対する闘殴傷の罪）においては、ただ主人の期親（に適用される罪）と同じとする。他の条文で、妾の子が家主となつた場合及び家主とならなかつた場合については、それぞれこれを準用する。客女及び婢については、子息を産んだとしてもなお卑しい奴隸身分であることに変わりはないため、別段その罪を加重すべきではない。

〔訳注〕

- (1) 主人が部曲を「故殺」した場合について、劉『箋解』1535 頁以下は部曲に何らの落ち度もないにもかかわらず、恣意に殺害した場合を指すと解している。闘訟律 20 条における奴婢の殺害に関して、罪ある奴婢を（官の許可なく）勝手に殺害すれば杖一百に、罪なき奴婢を殺害すれば、それより一等を加重した徒一年に処せられることよりすれば、本条における部曲の殺害に関して、罪ある部曲を殴殺した場合が徒一年、罪なき部曲を殺害した場合が徒一年半と解する劉『箋解』の見解は妥当であると思われる。
- (2) 原文「愆犯」について、『訳註 7』323 頁注 2 は「愆は「過」の意。通常の用語で、「とが」という如し。……必ずしも法上の犯罪を限定するものではないと思われる」、袁『注訳』624 頁注②は「過誤及び犯罪〔過錯及犯罪〕」とする。いわゆる犯罪行為も含め、（主人にと

って) 好ましからざる行為を広く包括する概念であると捉えて、ここでは本文のように「落ち度」と訳することにした。

- (3) 原文「決罰」について、『訳註 7』324 頁は「この律条で主が「決罰」するのは、決罰の方法が、役所が行う笞杖の方法に合致しているということであろう」とする。本条訳注(4)にもあるように、何らかの「罪」を犯した部曲を主が殴殺すれば徒一年に処せられる一方で、当該部曲を「決罰」の方法で死亡させた場合には罪には問われないことから考えれば、この「決罰」は何らか特別な方式によることが必要であるのは疑いないであろう。
- (4) 原文「不限罪之輕重」について、『訳註 7』323 頁注 1 は「主が部曲を殴する原因となつた部曲の罪の輕重を限らず、殴して死に至らしめる場合は徒一年、との意味」とし、同頁の【解説】で「主が部曲を^{ママ}徵戒することは、事實上は無限であったろうが、律では何らかの罪を部曲が犯していることを前提にしている。「不限罪輕重」などというのはそれである」と説明している。また、錢『新注』702 頁注釈②は「部曲が主人に殴打された原因である部曲の犯罪が軽いか重いかを論ずることなく、主人がただ殴打して死亡させるに至った場合には、すなわち「徒一年」に処するということを指している〔当指不論部曲被主殴的原因是部曲犯罪之輕或重、主人只要殴至死、就處“徒一年”〕とする。
- (5) 原文「幸」について、『訳註 5』10 頁注 2 は「自家に属する婢を寵愛してこれに子を生ませること」、『訳註 7』323 頁注 5 は「「幸」は寵愛すること。ここでは主が客女・婢を寵愛して子を生ませること」、曹『訳註』753 頁注釈〔2〕は「寵愛、性交〔寵愛、媾合〕」とする。
- (6) ここに示されている「妾の子が父の（自分の母ではない）妾を殴傷した場合には、一般人（に対する殴傷の罪）に三等を加重する」という文言は、闘訟律 31 条の条文そのものの引用文ではなく、趣意文である。原文には、「もし妻の子が父の妾を殴傷したならば一般人（に対する殴傷の罪）に一等を加重する。妾の子が父の（自分の母ではない）妾を殴傷した場合には、さらにまた二等を加重する〔若妻之子殴傷父妾、加凡人一等。妾子殴傷父妾、又加二等〕」とある。

【鬪訟律22条】部曲奴婢過失殺主

《第1段》

〔原文〕

諸部曲奴婢。過失殺主者絞。傷及詈者流。

疏議曰。部曲奴婢。是為家僕。事主須存謹敬。又亦防其二心。故雖過失殺主者絞。若過失傷及詈者流。不言里數者。為止合加杖二百故也。

〔訳文〕

部曲・奴婢が過失で主人を殺害した場合には絞に処する。傷害した場合及び罵った場合には流に処する。

【疏文】部曲・奴婢は家僕である。主人に仕える際には謹み敬意をもって接するべきである。そのことが（部曲・奴婢の）反逆心を防止することにもなる。それゆえに過失で主人を殺害した場合であっても絞とするのである。もし過失で主人を傷害した場合、及び罵った場合には流とする。（流刑の）里数を述べていないのは、（部曲・奴婢の流刑はすべて）ただ加杖二百とすべきであるからである⁽¹⁾。

〔訳注〕

(1) 名例律47条によれば、官戸・部曲・官私の奴婢が徒・流罪を犯した場合には、名例律27条のいわゆる「加杖法」の規定を準用し、杖刑に読み替えて執行されることになる。なお、「加杖法」自体は徒刑を一定の打数の杖刑に読み替える規定であるが、徒三年が杖二百に読み替えられることになっており、この段階ですでに杖刑の最高限度に達する（名例律29条参照）ことから、流刑は里数にかかわらず、一律杖二百に読み替えて執行されることになる。

《第2段》

〔原文〕

即殴主之期親及外祖父母者絞。已傷者。皆斬。詈者。徒二年。過失殺者。減殴罪二等。傷者。又減一等。

疏議曰。部曲奴婢。殴主之期親。謂異財者。及殴主之外祖父母者絞。傷者。皆斬。罪無首從。詈者。徒二年。過失殺者。減殴罪二等。合徒三年。加杖二百。過失傷者。又

減一等。合徒二年半。加杖一百八十。

〔訳文〕

もし（部曲・奴婢が）主人の期親及び外祖父母を殴打したならば絞に処する。すでに傷害した場合には（首犯・従犯を区別せず）一律に⁽²⁾斬に処する。罵った場合には徒二年に処する。過失で殺害した場合には、殴打の罪から二等を減輕し、傷害した場合には、さらにまた一等を減輕する。

【疏文】部曲・奴婢が「主人の期親を殴打する」とは、（その期親が主人と）別世帯⁽³⁾の場合をいう。及び主人の外祖父母を殴打した場合には絞とする。傷害した場合には一律に斬とし、罪に首（犯）・従（犯の区別）はない。罵った場合には徒二年とする。過失で殺害した場合には、殴打の罪から二等を減輕して徒三年とすべきであり、（名例律47条の規定により名例律27条を準用して）加杖二百とする⁽⁴⁾。過失で傷害した場合には、さらにまた一等を減輕して徒二年半とすべきであり、（名例律47条の規定により名例律27条を準用して）加杖一百八十とする。

〔訳注〕

- (2) 原文「皆」について、名例律42条によれば、複数人で一個の犯罪行為を行った場合（いわゆる「共犯」の場合）、通常は犯罪行為の遂行において主導的な役割を行った者（「造意者」）一名を「首犯」として法定刑そのままの刑罰を科し、その他の者（「隨從者」）を「従犯」として「首犯」の刑罰から一等を減輕して刑罰を科すこととされているが、同43条に特例として、法定刑に「皆」の字がつく場合（例えば「皆斬」等）には、「首犯」「従犯」を区別せず、一律に法定刑を科すこととされている。
- (3) 原文「異財」について、『訳註5』50頁注3は「異財とは実生活の上において家産を分割し独立の家計をもつこと」とする。すなわち、同一の家計の下で家族共産関係を維持している状態を「同居共財」という（そして、そのような間柄の者がすなわち家族と認識される）が、その「同居共財」関係を解消し、別途独立の家族共産関係を形成している状態が「異財」である。闘訟律20条訳注（1）でも述べたように、同居の家族はすべて主人とみなされるが、「異財」して別世帯を形成した親族（元家族）については、もはや主人とはみなされないため、本条のような規定が必要となる。
- (4) 名例律27条の規定によれば、徒一年を加杖法により杖刑に読み替える場合には杖一百二十とし、一等ごとに杖二十を加え、徒三年は杖二百となる。

《第3段》

[原文]

殴主之縕麻親。徒一年。傷重者。各加凡人一等。小功大功遞加一等。[加者加入於死。]死者。皆斬。

疏議曰。部曲奴婢。殴主之縕麻親者。無問正服義服。並徒一年。傷重者。謂殴罪重於徒一年。各加凡鬪一等。仮有部曲用他物。殴主縕麻親。內損吐血。依凡人。合杖一百。犯良人。加一等。縕麻加凡人一等。合徒一年半。若奴婢以他物。故殴主之縕麻親。傷準凡人。合杖九十。奴婢犯良人。加二等。此条傷重。又加一等。合徒一年半。故云傷重各加凡人一等。小功大功遞加一等。謂奴婢用他物。殴傷小功親。徒二年。大功。徒二年半。是名遞加一等。註云。加者加入於死。仮如部曲殴主大功親折支。準凡人。徒三年。部曲加一等。合流二千里。其大功親加三等。合絞。即是加者加入於死。其縕麻小功。部曲有犯。各從本罪。準此加例。加応入死者。処絞。死者。皆斬。謂奴婢部曲。殴主縕麻以上親。至死者。皆斬。罪無首從。

[訳文]

(部曲・奴婢が) 主人の縕麻服の親族を殴打した場合には徒一年に処する。傷害の程度が重い場合にはそれぞれ一般人(に対する罪)に一等を加重する。小功服・大功服(の親族)の場合には順次一等を加重する。[(刑を) 加重する場合には、加重して死刑に至る。] 死亡させた場合には一律に斬に処する。

【疏文】部曲・奴婢が主人の縕麻服の親族を殴打した場合は、(当該親族の縕麻服が)正服であるか義服であるかを問わず⁽⁵⁾、すべて徒一年とする。「傷害の程度が重い場合」とは、殴打の罪が徒一年よりも重い場合をいい、それぞれ通常の鬪殴傷の罪に一等を加重する。例えば部曲が他物を用いて主人の縕麻服の親族を殴打し、内臓を損傷して吐血した場合には、一般人(同士の場合の規定である鬪訟律1条)によれば杖一百とすべきであり、良人に対して犯した場合は(鬪訟律19条の規定により)一等を加重して(徒一年となる)。縕麻服(の親族)の場合には一般人(に対する罪である徒一年)に一等を加重して徒一年半とすべきである⁽⁶⁾。もし奴婢が他物を用いて故意に主人の縕麻服の親族を殴打したならば、傷害を与えれば一般人(に対する規定である鬪訟律1条)に準じて、(故意による一等の加重を合わせて)杖九十とすべきで

あるが、奴婢が良人に対して犯した場合には（闕訟律 19 条の規定により）二等を加重して（徒一年となる）。これはこの条文の「傷害の程度が重い場合」に該当するため、さらにまた一等を加重して徒一年半とすべきである。それゆえに「傷害の程度が重い場合にはそれぞれ一般人（に対する罪）に一等を加重する」といっているのである。

〔訳注〕

- (5) 嫁入りや養子等といった後天的社會的原因によって生じた服を「義服」といい、自然的血縁に基づき、かつ社會的な降等事由の影響を受けていない本来の服を「正服」という。詳しく述べは『訳註 5』17 頁参照。
- (6) 部曲が一般の良人を他物で殴傷し内損吐血させた場合は、闕訟律 1 条及び同 19 条の規定により徒一年となるが、これに本条に規定された一等の加重を加えると徒一年半となり、主人の総麻服の親族を殴打した罪である徒一年を超えることから、これは「傷害の程度が重い場合」に該当することになる（闕訟律 10 条第 2 段の本註参照）。

【闕訟律23条】殴縛麻親部曲奴婢

〔原文〕

諸殴縛麻小功親部曲奴婢。折傷以上。各減殺傷凡人部曲奴婢二等。大功又減一等。過失殺者。各勿論。

疏議曰。殴縛麻小功親部曲。謂殴身之縛麻小功親部曲。減凡人部曲二等。謂総減三等。仮如殴折肋者。凡人合徒二年。減三等。合杖一百。若殴奴婢折歯。凡人合徒一年。奴婢減二等。縛麻小功親奴婢又減二等。総減四等。合杖七十。故云。折傷以上。各減凡人部曲奴婢二等。大功又減一等。謂殴大功⁽ⁱ⁾部曲折歯。合杖七十。若殴大功奴婢。合杖六十。自外殴折傷以上。各準此例為減法。其有過失殺縛麻以上部曲奴婢者。各無罪。

〔校注〕

- (i) 底本は「小功」を作るが、他の諸本により「小功」を「大功」に改めた。内容的にもここは「大功」でなければ意味が通じない。

〔訳文〕

総麻・小功の親族の部曲・奴婢を殴打し、折傷以上（の傷害を与えた）場合には、それぞれ一般人の部曲・奴婢を殺傷した場合（の罪）から二等を減ずる。大功（の親族の部曲・奴婢）の場合にはさらに一等を減ずる。過失殺した場合にはそれぞれ罪としない。

【疏文】「総麻・小功の親族の部曲を殴打する」とは、自身の総麻・小功の親族の部曲を殴打することをいう。「一般人の部曲（を殺傷した場合の罪）から二等を減ずる」とは、すなわち合わせて三等を減ずるということである⁽¹⁾。例えば、殴打して肋骨を折った場合には、一般人であれば（闘訟律3条により）徒二年とすべきであるが、（総麻・小功の親族の部曲であれば）三等を減じて杖一百とすべきである。もし奴婢を殴打して歯を折ったならば、一般人であれば（闘訟律2条により）徒一年とすべきであるが、（一般人の）奴婢であれば二等を減じ、総麻・小功の親族の奴婢であればさらに二等を減じて合わせて四等を減じ、杖七十とすべきである。それ故に「折傷以上（の傷害を与えた）場合には、それぞれ一般人の部曲・奴婢を殺傷した場合（の罪）から二等を減ずる」というのである。「大功（の親族の部曲・奴婢）の場合にはさらに一等を減ずる」とは、大功の（親族の）部曲を殴打した場合をいう。歯を折った場合には合わせて四等を減じて杖七十とすべきである⁽²⁾。もし大功の（親族の）奴婢を殴打したならば杖六十とすべきである。その他の殴打して折傷以上の（傷害を与えた）場合には、それぞれこの例に準じて、減刑の法とする。総麻以上の（親族の）部曲・奴婢を過失殺することがあれば、それぞれ罪としない。

〔訳注〕

- (1) 一般人の家の部曲を闘殺傷したならば、闘訟律19条により一等を減じられ、それが総麻・小功の親族の部曲であれば、本条によりさらに二等が減じられ、合計三等減じられるということである。
- (2) 大功の親族の部曲を折歯した場合に杖七十となるのは、一般人の部曲を折歯した場合、良人たる一般人を折歯した場合の罪である徒一年から一等を減じられて杖一百、総麻・小功の親族の部曲であればそこから二等を減じられて杖八十、大功の親族の部曲の場合にはさらに一等を減じられて杖七十となるからである。この「杖七十とすべきである」という点につき、『訳註7』327頁注1は「凡人を殴して折歯すれば、闘2により徒一年、良人が他人の奴婢を殴すれば闘19により二等を減じて杖九十、それからさらにこの条により部曲ならば一等を減じ杖八十、奴婢だからさらに一等を減じ杖七十となる」と説明

しているが、納得しがたい。あるいはこの注は、直前に存在する文言である「若シ、奴婢ヲ殴シ折歯スルニ、……杖七十トスベシ」の箇所に付されるべきところ、誤ってこちらに付されてしまったのかとも考えられるが、それでもなおその内容には検討の余地があろう。

【闘訟律24条】殴傷妻妾

《第1段》

〔原文〕

諸殴傷妻者。減凡人二等。死者。以凡人論。殴妾折傷以上。減妻二等。

疏議曰。妻之言斎。与夫斎体。義⁽ⁱ⁾同於幼。故得減凡人二等。死者。以凡人論。合絞。以刃及故殺者斬。殴妾非折傷無罪。折傷以上。減妻罪二等。即是減凡人四等。若殺妾者。止減凡人二等。

〔校注〕

(i) 『訳註 7』328 頁注 2 の指摘に基づき、『官版』『宋刑統』等により「議」を「義」に改めた。

〔訳文〕

妻を殴傷した場合には、一般人（に対する罪）から二等を減ずる。死亡させた場合には、一般人として論ずる。妾を殴打して折傷以上（の傷害を与えた）場合には、妻（に対する罪）から二等を減ずる。

【疏文】妻という字は「斎」という意味であり、（妻は）夫と一体である⁽¹⁾。（しかしながら）法的な意味では（夫に対しては）同世代の年少の親族（「幼」）と同じ扱いになる⁽²⁾。それ故に一般人（に対する罪）から二等を減ずることができるのである。死亡させた場合には一般人として論じ、（闘訟律 5 条により）絞とすべきである。刃物を用いた場合及び故殺した場合には（同じく闘訟律 5 条により）斬とする。妾を殴打しても折傷（以上）でなければ無罪となる。折傷以上（の傷害を与えた）場合には、妻に対する罪から二等を減ずる。すなわちこれは一般人（に対する罪）から四等を減することになる。もし妾を殺害すれば、ただ一般人（に対する罪）から二等を減じ（て

徒三年とな) るのみである⁽³⁾。

[訳注]

- (1) 原文「齊体」について、曹『訳注』757 頁注釈〔1〕は「地位が対等であること〔地位相等〕」としているが、本条訳注(2)や滋賀『家族法』134 頁以下の記述に見られるように、夫婦は第三者の目には等質者（すなわち「一体」）として評価される一方で、内部関係においては身分上の差異が存在するため、「地位相等」との記述は若干誤解を生む表現のように思われる。なお、疏文にある「妻之言齊。与夫齊体」は、『訳註 7』328 頁注 1 や曹『訳注』757 頁注釈〔1〕が指摘するように、『白虎通』嫁娶の「妻者齊也、与夫齊体」が直接の出典であると思われるが、袁『注訳』628 頁注釈②や錢『新注』708 頁注釈③にるように、妻が夫と一体であることは、『周礼』や『儀礼』等の諸文献にも言及されている。
- (2) 原文「義同於幼」について、『訳註 7』328 頁注 2 は、闕訟律 46 条の問答中の一文を引用しつつ、「妻の法律上の地位は夫に対しては「幼」と同じ、ということ」、曹『訳注』757 頁注釈〔2〕は「その大意は、夫妻は尊卑に分けることができないため、父子の関係と同じではなく、兄弟の関係に比すべきものであるということである〔大意是夫妻不分尊卑、与父子不同、可比作兄弟〕」としている。また、劉『箋解』1544 頁箋釈〔一〕も「妻はすでに尊長ではなく、また卑幼とも異なる。『礼記』および『詩經』においては兄弟の関係に比せられている。すなわち妻は「幼」と同じである〔其妻既非尊長。又殊卑幼。在礼及詩。比為兄弟。即是妻同於幼〕」とする職制律 30 条の疏文を引用して、妻が「幼」と同視される旨を指摘している。ただ、袁『注訳』628 頁注釈③は「夫は妻子等に対しては尊長対卑幼の関係と同じである〔丈夫對妻子等同于尊長對卑幼的關係〕」としているが、本条ではもっぱら妻のことのみが関係し、子は直接関係ないため、読む者に誤解を与えるかねないやや不適切な説明となっているように思われる。
- (3) 夫による妾の殺傷は、妻に対する罪から二等を減じられることになるが、夫による妻の殺害は一般人と同様に扱われることから、結果として一般人に対する殺害の罪（闕殺であれば絞、刃物を用いた場合または故殺の場合には斬）から二等を減じられ徒三年となる。

《第2段》

〔原文〕

若妻殴傷殺妾。与夫殴傷殺妻同。[皆須妻妾告乃坐。即至死者。聽余人告。殺妻仍為不睦。]過失殺者。各勿論。

疏議曰。若妻殴傷殺妾。謂殴者減凡人二等。死者。以凡人論。註云。皆須妻妾告乃坐。即外人告者無罪。至死者。聽余人告。余人不限親疎。皆得論告。殺妻仍為不睦。妻即是總麻以上親。準例自當不睦。為稱以凡人論。故重明此例。過失殺者。各勿論。為無惡心。故得無罪。

〔訳文〕

もし妻が妾を殴打・傷害・殺害したならば、夫が妻を殴打・傷害・殺害した罪と同じ。[すべて妻・妾が告言してはじめて処罰する。もし死亡するに至ったならば、その他の人⁽⁴⁾が告言することを認める。妻を殺害した場合にはなお（十悪の）不睦となる。]過失殺した場合には、それぞれ罪としない。

【疏文】「もし妻が妾を殴打・傷害・殺害したならば」とは、殴打した場合には一般人（に対する罪）から二等を減じ、死亡させた場合には一般人として論ずることである。註文に「すべて妻・妾が告言してはじめて処罰する」とあることから、すなわち外部の人が告言しても無罪となる。死亡するに至ったならば、その他の人が告言することを認める。その他の人は、（妻や妾との関係の）親疎を問わず、すべて論告することができる。妻を殺害した場合にはなお不睦となる⁽⁵⁾。妻はすなわち總麻以上の親族である⁽⁶⁾ので、（名）例（律6条）に準じておのずから不睦に当たる。（妻を死亡させた場合には）「一般人として論ずる」としていることから、（妻の殺害が）重罪であることはこの例より明らかである。過失殺した場合には、それぞれ罪としない。悪意がないために無罪とできるのである。

〔訳注〕

- (4) 原文「外人」について、『訳註7』328頁注6は「外人」は局外者のこと。ここでは妻・妾以外の人を指すとしている。すなわち、前段に規定される夫による妻妾の殴傷及び本段に規定される妻による妾の殴傷はすべて親告罪であり、被害者たる妻妾以外の第三者が告言しても罪に問わないということである（ただし、死亡させた場合は例外であり、第三者の告言が認められる）。

- (5) 名例律 6 条不睦によれば、総麻以上の親族を殺そうと謀れば不睦に該当することになる。
「殺そうと謀った」(殺人の予備・陰謀の段階)だけで不睦に該当するため、名例律 50 条の「挙輕明重」の法理により、殺害した場合には当然不睦に該当することになる。
- (6) 妻は五服中の斎衰の一つである杖期の親族である。『訳註 5』14 頁の図を参照。

【闘訟律25条】妻殴詈夫

《第 1 段》

[原文]

諸妻殴夫。徒一年。若殴傷重者。加凡闘傷三等。〔須夫告乃坐。〕死者斬。

疏議曰。妻殴夫。徒一年。若殴傷重者。加凡闘傷三等。仮如凡人以他物殴傷人。内損吐血。合杖一百。加凡闘三等。処徒二年。此是計加之法。須夫告乃坐。謂要須夫告。然可論罪。因殴致死者斬。

[訳文]

妻が夫を殴打した場合には徒一年に処する。もし殴傷（の罪が徒一年よりも）重ければ、一般人の闘傷の罪に三等を加重する。[すべて夫が告言してはじめて処罰する。] 死亡させた場合には斬に処する。

【疏文】妻が夫を殴打した場合には徒一年とする。もし殴傷（の罪が徒一年よりも）重ければ、一般人の闘傷の罪に三等を加重する。例えば一般人が他物を用いて人を殴傷し、内臓を損傷して吐血した場合には、杖一百とすべきである。（これに三等を加重すると徒一年よりも重くなるため）一般人の闘傷の罪に三等を加重して徒二年に処する。これが「加重した結果（が本条に定める罪よりも重くなる場合に）加重する」法である⁽¹⁾。「すべて夫が告言してはじめて処罰する」とは、夫が告言することが要件であり、しかる後に罪を論ずることが可能となる。殴打によって死亡させた場合には斬とする。

[訳注]

- (1) 闘訟律 10 条の註文及び疏文の説明によれば、ある特定の要件（例えば「傷重」等）が満たされた場合に罪を加重する（「加」）と規定されている場合には、加重した結果が本罪

よりも重くなる場合に罪を加重するとしている。詳しくは、『訳註 7』330 頁注 1 参照。

《第 2 段》

〔原文〕

媵及妾犯者。各加一等。〔加者加入於死。〕過失殺傷者。各減二等。

疏議曰。依令。五品以上有媵。庶人以上有妾。故媵及妾犯夫者。各加妻犯夫一等。謂殴夫者。徒一年半。殴傷重者。加凡鬪傷四等。加者加入於死。若殴夫折一支。或瞎一眼。凡鬪徒三年。加四等。合絞。是名加入於死。過失殺者。各減二等。謂妻妾媵過失殺者。並徒三年。仮如妻折夫一支。加凡人三等。流三千里。過失減二等。合徒二年半。若媵及妾折夫一支。合絞。過失減二等。合徒三年。自余折傷。各隨輕重。準此加減之例。

〔訳文〕

媵⁽²⁾及び妾が（夫を殴傷する罪を）犯した場合には、それぞれ一等を加重する。[(刑を)加重する場合には、加重して死刑に至る。]過失殺傷した場合には、それぞれ二等を減ずる。

【疏文】(戸) 令 (復旧 31 条。『拾遺』251 頁) によると⁽³⁾、五品以上 (の官員) には媵がおり、庶民以上の者には妾がいる。それ故に媵及び妾が夫を (殴傷する罪を) 犯した場合には、それぞれ妻が夫に対して犯した場合の罪に一等を加重する。夫を殴打した場合には徒一年半とし、殴傷の罪が重い場合には、一般人に対する鬪傷の罪に四等を加重するということである。「(刑を) 加重する場合には、加重して死刑に至る」とあるが、もし夫を殴打して手足一本の骨を折り、あるいは片方の目を失明させた場合には、一般人であれば (鬪訟律 4 条により) 徒三年となるが、(これは夫を殴打した場合の罪である徒一年半よりも重いので) 四等を加重して絞とすべきことになる。これが「加重して死刑に至る」という意味である。「過失殺⁽⁴⁾した場合には、それぞれ二等を減ずる」とは、妻・妾・媵が (夫を) 過失殺した場合には、すべて徒三年とすることをいう。例えば、妻が夫の手足一本を骨折させたならば、一般人に対する罪 (=徒三年) に三等を加重し流三千里となる⁽⁵⁾が、過失の場合には二等を減じて徒二年半とすべきである。もし媵及び妾が夫の手足一本を骨折させたならば、(一般人に対する罪に四等を加重し) 絞とすべきであるが、過失の場合には二等を減じて徒

三年とすべきである。その他の折傷についても、それぞれその輕重にしたがい、この加減の例を準用する。

[訳注]

- (2) 勝とは、高官（五品以上）の妾のうち特に官品を与えられた者をいう。詳しくは、『訳註 5』83 頁注 1 参照。
- (3) 錢『新注』710 頁注釈④及び劉『箋解』1548 頁箋釈〔二〕はこの令を「封爵令」であるとしている。両者ともに、『唐六典』卷二の尚書吏部・司封郎中条に「五品、勝三人、視從八品、降此以往皆為妾」とあることをその理由としているが、これが封爵令の逸文であるとする明確な根拠は示されていない。なお、『拾遺』251 頁はこの『唐六典』の記事を「内外命婦職員令」ないしは「儀制令」の逸文である可能性を指摘している。
- (4) 原文「過失殺」について、律本文では「過失殺傷」となっており、律本文と疏文との間に齟齬がある。この後に続く例示では、「妻が夫の手足一本を骨折させた」場合について述べていることから考えるに、本来はここも「過失殺傷」でなければならないものと思われるが、諸版本がすべて「過失殺」としていることから、しばらくは原文のままでしておく。
- (5) 妻が夫の手足一本を骨折させた場合に流三千里となることについて、『訳註 7』330 頁注 5 は「過失で妻が夫の一支を折った場合をいっている。過失殺傷は「加入於死」ことはないので、名 56 によって流三千里に止まる」と説明しているが、これは過失の場合の話ではなく（過失の場合にはその後に続く疏文にもあるとおり、流三千里から二等減じられて徒二年半となる）、通常の鬪傷の場合のことである。そもそも一般人の手足一本を骨折させた場合の刑罰が徒三年であり（鬪訟律 4 条）、それを妻が夫に対して犯せば三等が加重されるため流三千里となるだけのことであり、特に名例律 56 条の規定の適用も問題にならない。

《第 3 段》

[原文]

即勝及妾詈夫者。杖八十。若妾犯妻者。与夫同。勝犯妻者。減妾一等。妾犯勝者。加凡人一等。殺者。各斬。[余条勝無文者。与妾同。]

疏議曰。勝及妾詈夫者。杖八十。若妾犯妻者。与犯夫同。謂殴者。徒一年半。死者斬。勝犯妻者。減妾一等。殴者。徒一年。傷重者。從重上。減妾一等。妾犯勝者。加凡人

一等。謂殴者。笞五十。折一齒者。徒一年半之類。死者。各斬。謂媵及妾犯夫及妻。若妾犯媵。殴殺者。各斬。註云。余条媵無文者。謂上条。殴妾折傷以上。減妻二等之類。妻妾相犯。及犯夫。当条無文者。各与妾同。

〔訳文〕

もし媵及び妾が夫を罵ったならば、杖八十に処する。もし妾が妻（に対して罪）を犯したならば、夫と同じ（く処罰する）。媵が妻（に対して罪）を犯した場合には、妾（の罪）から一等を減ずる。妾が媵（に対して罪）を犯した場合には、一般人（に対する罪）に一等を加重する。殺害した場合にはそれぞれ斬に処する。[他の条文において媵に関する規定が存在しない場合には、妾と同じ（く扱う）。]

【疏文】媵及び妾が夫を罵った場合には杖八十とする。「もし妾が妻（に対して罪）を犯したならば、夫と同じ（く処罰する）」とは、殴打した場合には徒一年半、死亡させた場合には斬とするということである。「媵が妻（に対して罪）を犯した場合には、妾（の罪）から一等を減ずる」とは、殴打した場合には徒一年、傷害の程度が重い場合には、重い方の罪にしたがい、妾の罪から一等を減ずる。「妾が媵（に対して罪）を犯した場合には、一般人（に対する罪）に一等を加重する」とは、殴打した場合には（一般人に対する殴打の罪である笞四十に一等を加重して）笞五十、歯を一本折った場合には（一般人に対する一歯を折った罪である徒一年に一等を加重して）徒一年半とする類のことをいう。「死亡させた場合にはそれぞれ斬に処する」とは、媵及び妾が夫及び妻（に対して罪）を犯した場合をいう。もし妾が媵（に対して罪を）犯し、殴殺したならば、それぞれ斬とする。註文に「他の条文において媵に関する条文が存在しない場合」とあるが、これは、前条（=闘訟律 24 条）の「妾を殴打して折傷以上（の傷害を与えた）場合には、妻（に対する罪）から二等を減ずる」のような（条文中に「妾」とのみ規定し、媵について規定していない条文の）類をいう。妻と妾が相互に罪を犯した場合、及び夫（に対して罪）を犯した場合に、当該条文において（媵に関する）規定がない場合には、それぞれ妾と同じ（く扱う）。

【闕訟律26条】殴縦麻兄姉

《第1段》

〔原文〕

諸殴縦麻兄姉。杖一百。小功大功。各遜加一等。尊属者。又各加一等。傷重者。各遜加凡闕傷一等。死者斬。即殴從父兄姉。準凡闕。応流三千里者絞。

疏議曰。殴縦麻兄姉。謂本宗及外姻有縦麻服者並同。殴此兄姉。杖一百。小功徒一年。大功徒一年半。尊属者。又各加一等。謂殴縦麻尊属。徒一年。小功尊属。徒一年半。大功尊属。依礼。唯夫之祖父母及夫之伯叔父母。此並各有本条。自從殴夫之祖父母絞。夫之伯叔父母。減夫犯一等。徒二年半。即此大功。無尊属加法。傷重者。各遜加凡闕傷一等。謂他物殴縦麻兄姉。内損吐血。準凡人杖一百上加一等。合徒一年。小功徒一年半。大功徒二年。尊属又加一等。即縦麻徒一年半。小功徒二年之類。因殴致死者。各斬。仮有殴小功尊属。折二支。加凡人三等。不云加入於死。罪止遠流。即殴從父兄姉。準凡闕。応流三千里者。謂損二事以上。或因旧患。令至篤疾。斷舌及毀敗陰陽。此是凡闕応流三千里。於從父兄姉犯此流者。合絞。

〔訳文〕

縦麻の兄姉を殴打した場合には杖一百に処する。小功・大功（の兄姉）の場合にはそれぞれ一等ずつ順次加重する。尊属の場合には、またそれぞれ一等を加重する。傷害の程度が重い場合には、それぞれ一般人の闕傷の罪に一等ずつ順次加重する。死亡させた場合には斬に処する。もし父方の年上のいとこ（「從父兄姉」）を殴打し、一般人に対する闕傷に準ずると流三千里とすべき場合には絞に処する。

【疏文】「縦麻の兄姉を殴打した場合」とは、男系及び女系の親族⁽¹⁾で、縦麻服の者はすべて同じである。この兄姉を殴打した場合には杖一百とする。小功（の兄姉）の場合には（一等を加重して）徒一年とする。大功（の兄姉）の場合には（さらに一等を加重して）徒一年半とする。「尊属の場合には、またそれぞれ一等を加重する」とは、縦麻の尊属を殴打した場合には徒一年とし、小功の尊属の場合には徒一年半とするということである。大功の尊属とは、礼制によれば、ただ夫の祖父母と夫の伯叔父母のみ（が該当する）けれども、これらの親族についてはすべて個別に規定が存在する。すなわち、夫の祖父母を殴打した場合には絞（とする闕訟律29条の規定、及び夫の）

伯叔父母の場合には、夫が（それらの親族に対して）犯した場合の罪より一等を減じ徒二年半（とする闕訟律 33 条の規定）がおのずから適用されることになる。つまりこの大功の尊属について（総麻の尊属に対する罪に二等を加重するという）加重の規定は（適用対象が）存在しない。「傷害の程度が重い場合には、それぞれ一般人の闕傷の罪に一等ずつ順次加重する」とは、他物を用いて総麻の兄姉を殴打し、内臓を損傷して吐血した場合には、（闕訟律 1 条により一般人ならば杖一百となるが、これは一等を加重すると総麻の兄姉を殴打した罪である杖一百より重くなるので⁽²⁾）、一般人に対する杖一百の罪に準じて一等を加重し、徒一年とすべきであり、小功（の兄姉）の場合には徒一年半、大功（の兄姉）の場合には徒二年、尊属の場合にはさらに一等を加重し、すなわち総麻の場合は徒一年半、小功の場合には徒二年とする類のことをいう。殴打したことが原因で死亡させた場合には、それぞれ斬とする。例えば小功の尊属を殴打し、手足二本を骨折させたならば、（闕訟律 4 条第 2 段の規定により）一般人（に対する罪である流三千里）に三等を加重することになるが、（本条には）「加重して死刑に至る」とは規定されていないので、その罪は遠流（=流三千里）に止まる。「もし従父兄姉を殴打し、一般人に対する闕傷に準ずると流三千里とすべき場合」とは、（闕訟律 4 条第 2 段に規定する）二項目以上の損傷に該当する場合、あるいはかつて与えた損傷がもととなって、篤疾に至らしめた場合、舌を切断し、及び生殖器を損傷した場合をいう。これらは一般人に対する闕傷の場合には流三千里とすべきであるが、従父兄姉に対してこれらの流罪を犯した場合には絞とすべきである。

[訳注]

- (1) 原文「本宗及外姻」。「本宗」とは、自己と男系の血によってつながった者およびそれに嫁した女性をいい、「外姻」とは本宗以外の親族をいう。詳しくは、『訳註 5』8 頁以下参照。
- (2) 闕訟律 10 条第 2 段の本註の記述及び疏文に掲げる例示を参照。

《第 2 段》

[原文]

若尊長殴卑幼。折傷者。総麻減凡人一等。小功大功遁減一等。死者絞。即殴殺従父弟妹。及従父兄弟之子孫者。流三千里。若以刃。及故殺者絞。

疏議曰。若尊長殴卑幼。折傷者。謂折歯以上。既云折傷。即明非折傷不坐。因殴折傷

総麻卑幼。減凡人一等。小功減二等。大功減三等。仮有殴総麻卑幼。折一指。凡鬪合徒一年。減一等。杖一百。小功減二等。杖九十。大功減三等。杖八十。其殴傷重者。遁減各準此。因殴致死者。尊長各絞。即殴殺從父弟妹。謂堂弟妹。及從父兄弟之子孫。謂堂姪及姪孫者。流三千里。若以刃殺。及不因鬪而故殺者。俱合絞刑。

〔訳文〕

もし尊長が卑幼を殴打し折傷したならば、総麻の（卑幼の）場合には一般人（に対する罪）から一等を減ずる。小功・大功の（卑幼の）場合には一等ずつ順次減ずる。死亡させた場合には絞に処する。もし男系の年下のいとこ（「従父弟妹」）及び従父兄弟の子孫を殴殺したならば、流三千里に処する。もし刃物を用いた、及び故殺したならば絞に処する。

【疏文】「もし尊長が卑幼を殴打し折傷したならば」とは、折歯以上の（傷害を与えた）場合をいう。すでに「折傷」といっていることから、すなわち折傷でなければ処罰しないことは明らかである。殴打したことが原因で総麻の卑幼を折傷した場合には、一般人（に対する罪）から一等を減ずる。小功の（卑幼の）場合には二等を減じ、大功の（卑幼の）場合には三等を減ずる。例えば総麻の卑幼を殴打して指を一本折ったならば、一般人の鬪傷の場合には徒一年とすべきであるが、（総麻の卑幼の場合には）一等を減じて杖一百とする。小功の場合には二等を減じて杖九十とし、大功の場合には三等を減じて杖八十とする。殴傷の程度が重い場合には、それぞれこれに準じて順次減ずる。殴打したことが原因で（卑幼を）死亡させるに至った場合には、尊長はそれぞれ絞とする。「もし従父弟妹を殴殺したならば」とは、男系の年下のいとこ（「堂弟妹」）のことをいう。「及び従父兄弟の子孫」とは、男系のいとこの子（「堂姪」）および男系のいとこの孫（「（堂）姪孫」）のことをいう。（ともに殴殺した場合には）流三千里とする。もし刃物を用いて殺害し、及び鬪殴によらずに故殺した場合には、ともに絞刑とすべきである。

【鬪訟律27条】殴兄姉

《第1段》

〔原文〕

諸殴兄姉者。徒二年半。傷者。徒三年。折傷者。流三千里。刃傷及折支。若瞎其一目者絞。死者。皆斬。詈者。杖一百。伯叔父母姑。外祖父母。各加一等。即過失殺傷者。各減本殺傷罪二等。

疏議曰。兄姉至親。更相急難。彎弧垂泣。義切匪他。輒有殴者。徒二年半。殴傷者。徒三年。折傷者。或折齒。或折手足指。但折一事。即合處流。若用刃傷。及折支。或跌其支体。若瞎其一目。謂全失其明者。各得絞罪。因殴致死者。首從皆斬。詈者。合杖一百。其伯叔父母姑。外祖父母。各加一等。謂加犯兄姉一等。殴者。徒三年。傷者。流二千里。文無加入死。折傷亦止流坐。詈者。徒一年。過失殺若傷。各減本殺傷二等。謂過失殺者。各減死罪二等。合徒三年。過失折齒者。從流減二等之類。其過失之罪。兄姉以下並同減二等。

〔訳文〕

兄姉を殴打した場合には徒二年半に処する。傷害した場合には徒三年に処する。折傷した場合には流三千里に処する。刃物で傷害し及び手足を骨折させ、もしくはその片方の目を失明させた場合には絞に処する。死亡させた場合には一律に斬に処する。罵った場合には杖一百に処する。(被害者が)伯叔父母・姑⁽¹⁾・外祖父母の場合には、それぞれ一等を加重する。もし過失殺傷したならば、それともととなる殺傷の罪から二等を減ずる。

【疏文】兄姉は非常に親密な親族であって、危機になればお互いに助け合うものである⁽²⁾。弓を引いて涙を流す⁽³⁾のは、その意は誠に他人ではない⁽⁴⁾からである。(それにもかかわらず)みだりに殴打することがあれば徒二年半とする。殴傷した場合には徒三年とする。「折傷した場合」とは、あるいは歯を折り、あるいは手足の指を折ることであり、およそ一箇所を折れば、ただちに流に処するべきである。もし刃物を用いて傷害し、及び手足を骨折させ、あるいはその手足を脱臼させ、もしくはその片方の目を失明させた——完全に失明させた場合をいう——ならば、それ絞罪とされる。殴打したことが原因で死亡させるに至った場合には、首犯・従犯ともに一律斬とする。罵った場合には杖一百とすべきである。「(被害者が)伯叔父母・姑・外祖父

母の場合には、それぞれ一等を加重する」とは、兄姉に対して罪を犯した場合に一等を加重するということであり、殴打した場合には徒三年、傷害した場合には流二千里とする。条文には「加重して死刑に至る」との文言はないため、折傷した場合であってもまた流刑に止まる。罵った場合には徒一年とする。過失殺もしくは過失傷の場合には、それぞれもととなる殺傷の罪より二等を減ずるとは、過失殺した場合には、それぞれ死罪から二等を減じ徒三年とすべきであり、過失で歯を折った場合には、流刑から二等を減じて（徒二年半とする）類のことをいう。過失の罪は、兄姉以下（の親族）はすべて同じく二等を減ずる。

〔訳注〕

- (1) 「姑」とは父の姉妹たるおばのことをいう。ただし、「姑」には現代日本語と同様に夫の母（しゅうとめ）を意味する場合もあることに注意が必要である（『訳註 5』7 頁参照）。
- (2) 原文「更相急難」について、『訳註 7』335 頁注 4 も指摘するように、本句は『毛詩』（『詩經』）小雅・常棣にある「脊令在原、兄弟急難」を出典とする。また、『唐律釈文』は「兄弟は近親者であり、もし危機が迫れば直ちに互いを救い護ることをいう〔謂兄弟至親、如急難即更相救也、護也〕」とする。
- (3) 原文「弯弧垂泣」について、曹『訳註』763 頁注釈〔1〕は、弯弧とは「弓を引くこと。弧とは木の弓のこと〔拉開弓。弧、木弓〕」とする。同書及び『訳註 7』335 頁注 5、錢『新注』714 頁注釈④も指摘しているように、本句は『孟子』告子章句下の「其兄闕弓而射之、則已垂涕泣而道之。無他、戚之也」を出典とする。ただ、『唐律釈文』は「『孟子』によると、越の国の兄が弓を引いて弟を射ようすると、その弟は号泣して救いを求めるのみであるが、他人がこの者を射ようとすれば、抵抗してこれと鬪うであろう。それはなぜか。兄弟は近親者であるので（抵抗することは）道義上よくないことであるが、他人とは疎遠であるため、抵抗することができる〔按孟子云、越人之兄、弯弧射其弟、其弟即号泣而求救。他人射之、即握而与鬪。何故也。兄弟至親也、義不至是、他人至疏也、故可相拒〕」とし、袁『注訳』634 頁注釈⑥及び劉『箋解』1558 頁箋釈〔一〕はこれをほぼそのまま引用しているが、この解釈は『孟子』の原文の趣旨とは全く異なっているため、適切とはいえないであろう。
- (4) 原文「匪他」について、『訳註 7』335 頁注 6 も指摘するように、本句は『毛詩』（『詩經』）小雅・頌弁にある「兄弟匪他」を出典とする。

《第2段》

[原文]

若殴殺弟妹及兄弟之子孫〔曾玄孫者。各依本服論。〕外孫者。徒三年。以刃及故殺者。流二千里。過失殺者。各勿論。

疏議曰。殴殺弟妹及兄弟之子孫者。兄弟子期服。孫即小功。註云。曾玄孫者。各依本服論。兄弟曾孫為縕麻。玄孫當袒免。服紀既疎。温情転殺〔去声〕。故云。各依本服論。謂殴殺曾孫。合絞。玄孫既當袒免。自依凡人法。此条。殴兄弟曾玄孫。既依本服。即明上条。殴殺從父兄弟曾玄孫。降服已盡。亦同凡人。其殴殺弟妹及兄弟之子孫外孫者。各徒三年。以刃及故殺者。流二千里。過失殺者。各勿論。

[訳文]

もし弟妹及び兄弟の子孫〔曾孫・玄孫については、それぞれ本来の服によって罪を論じ（本条の適用対象とはしない⁽⁵⁾）。〕・外孫を殴殺したならば、徒三年に処する。刃物を用いた場合及び故殺した場合には流二千里に処する。過失殺した場合にはそれぞれ罪としない。

【疏文】（条文には）「弟妹及び兄弟の子孫を殴殺する」とあるが、兄弟の子は期服の親族であり、孫はすなわち小功の親族である。註文に「曾孫・玄孫については、それぞれ本来の服によって罪を論ずる」とあるが、兄弟の曾孫は縕麻であり、玄孫は袒免に相当する。（兄弟の曾孫・玄孫は）服制上疎遠な親族であり、恩情もますます薄くなる⁽⁶⁾。それ故に「それぞれ本来の服によって罪を論ずる」といっているのである。（それはすなわち、兄弟の）曾孫を殴殺した場合には（闘訟律26条により）絞とすべきであり、（兄弟の）玄孫はすでに袒免に相当する親族であるため、おのづから一般人の法（=闘訟律5条）によって（絞とする）ことを意味する。この条文では、兄弟の曾孫・玄孫を殴（殺）した場合においても、すでに本来の服による（ことを規定している）。そのため、前条における從父兄弟の曾孫・玄孫の殴殺については、親族関係が疎遠で服がすでに尽きて（無服となって）いるため、また一般人と同様に扱うことは明らかである。弟妹及び兄弟の子孫・外孫を殴殺した場合には、それぞれ徒三年とする。刃物を用いた場合及び故殺した場合には流二千里とする。過失殺した場合にはそれぞれ罪としない

[訳注]

(5) 律註があえて曾孫・玄孫について言及しているのは、一般には名例律52条の規定によ

り、「孫」といった場合には曾孫・玄孫も含まれると定義されているが、本条ではその一般的定義が当てはまらないことに注意を促すためである。

- (6) 原文にはこの後に小字で「去声」の二字が挿入されており、「殺」字が「サツ」(ころす)ではなく、「サイ」(へらす)と読むべきことが注記されている。この注記について、『訳註7』335頁注8及び劉俊文点校『唐律疏議』(中華書局、1983年)418頁校勘記〔八〕は、「後人が加えたもの」としている。いつの時代に注記が付け加えられたのかは現時点では不明であるが、少なくとも『宋刑統』にはこのような注記は存在しないため、それよりも後の時代に挿入されたものであると考えられる。

【鬪訟律28条】殴詈祖父母父母

〔原文〕

諸詈祖父母父母者絞。殴者斬。過失殺者。流三千里。傷者。徒三年。若子孫違犯教令。而祖父母父母殴殺者。徒一年半。以刃殺者。徒二年。故殺者。各加一等。即嫡繼慈養殺者。又加一等。過失殺者。各勿論。

疏議曰。子孫於祖父母父母。情有不順而輒詈者。合絞。殴者斬。律無皆字。案文可知。子孫雖共殴擊。原情俱是自殴。雖無皆字。各合斬刑。下条。妻妾殴夫之祖父母父母傷者。皆斬。拳輕明重。皎然不惑。過失殺者。流三千里。傷者。徒三年。見血為傷。傷無大小之限。若子孫違犯教令。謂有所教令。不限事之大小。可從而故違者。而祖父母父母即殴殺之者。徒一年半。以刃殺者。徒二年。故殺者。各加一等。謂非違犯教令。而故殺者。手足他物殺。徒二年。用刃殺。徒二年半。即嫡繼慈養殺者。為情疎易違。故又加一等。律文既云又加。即以刃故殺者。徒二年半上加一等。徒三年。違犯教令。以刃殺者。二年上加一等。徒二年半。殴殺者。一年半上加一等。徒二年。過失殺者。各勿論。即有違犯教令。依法決罰。邂逅致死者。亦無罪。

〔訳文〕

祖父母・父母を罵った場合には絞に処する。殴打した場合には斬に処する。過失殺した場合には流三千里に処する。(過失によって)傷害した場合には徒三年に処する。もし子孫が(祖父母・父母の)言いつけ(「教令⁽¹⁾」)に違反し、祖父母父母が(その子孫を)殴

殺したならば、徒一年半に処する。刃物を用いて殺害した場合には徒二年に処する。故殺した場合にはそれぞれ一等を加重する。もし嫡母・継母・慈母⁽²⁾・養父母が（子孫を）殺害したのであれば、さらに一等を加重する。過失殺した場合にはそれぞれ罪としない。

【疏文】子孫が祖父母・父母に対して気に入らないことがあって、みだりに罵った場合には絞すべきである。殴打した場合には斬とする。律文には「一律に」（「皆」）とは規定されてはいないが、条文を勘案すれば、子孫が一緒に（祖父母父母を）殴撃したとしても、その情状を考慮すれば、これらはすべてみずからが殴打していることが分かる。「一律に」とは規定していなくても、（首犯・従犯を区別せず）それぞれを斬刑とすべきである。後の（闘訟律 29）条に、「妻・妾が夫の祖父母・父母を殴打して傷害した場合には一律に斬に処する」とあるが、これは（妻・妾による夫の祖父母・父母の殴傷という）軽い事例を挙げて、（子孫による祖父母・父母の殴打という）重い事例（についても当然に首犯・従犯を区別することなく一律に処罰されること）を明らかにしており、（この点に関する律の規定は）非常に明確であって戸惑う点はない。過失殺した場合には流三千里とし、（過失によって）傷害した場合には徒三年とする。（闘訟律 1 条によれば）出血した場合を「傷害」とし、重傷か軽傷かは関係ない。「もし子孫が（祖父母・父母の）言いつけに違反し」とは、（祖父母・父母が子孫に対して）言いつけをした場合に、事の大小にかかわらず言いつけに従うべきであるのに、ことさらに違反した場合をいう。祖父母・父母がこの者を殴殺した場合には徒一年半、刃物を用いて殺害した場合には徒二年とする。「故殺した場合にはそれぞれ一等を加重する」とは、言いつけに違反したわけではないのに（子孫を）故殺した場合をいい、手足や他物を用いて（故）殺した場合には、（徒一年半に一等を加重して）徒二年、刃物を用いて（故）殺した場合には、（徒二年に一等を加重して）徒二年半とする。もし嫡母・継母・慈母・養父母が（子孫を）殺害したのであれば、（実の親子ではないため）情愛が薄く違反が生じやすいために、さらに一等を加重する。律文ではすでに「さらに加重する」といっているため、刃物を用いて故殺した場合には、（実の祖父母・父母の場合の刑罰である）徒二年半の上に一等を加重し徒三年とする。言いつけに違反した（子孫）を、刃物を用いて殺害した場合には、（実の祖父母・父母の場合の刑罰である）徒二年の上に一等を加重して徒二年半、殴殺した場合には（徒）一年半の上に一等を加重して徒二年とする。過失殺した場合にはそれぞれ罪としない。もし（子孫が祖父母・父母の）言いつけに違反するがあれば、法に

より処罰されることになるが、その際に思いがけず死亡させた場合にもまた罪に問わない。

〔訳注〕

- (1) 唐律において「教令」という言葉は、名例律 30 条における、九十歳以上七歳以下の者を「教令」して罪を犯させるというように、「教唆」の意味で用いられることや、賊盜律 15 条における、蟲毒の造畜（製造・所持）を「教令」するというように、「指導・伝授」の意味で用いられることもあるが、ここでは袁『注訳』636 頁注釈②、錢『新注』716 頁注釈①、曹『訳注』765 頁注釈〔3〕にもあるとおり、父母による「訓戒・命令」の意味で用いられている。
- (2) 「嫡母」とは妾の子から見た父の妻のこと、「繼母」とは前妻の子から見た父の後妻のこと、「慈母」とは妾が夫の命により、母を失った他の妾の子を撫育した場合における当該妾のことをいう。詳しくは『訳註 5』6 頁参照。名例律 52 条によれば、これらの母は養父母とともに原則として実の父母と同様に扱われるが、本条では異なる扱いがなされていることになる。

【鬪訟律29条】妻妾殴詈夫父母

《第 1 段》

〔原文〕

諸妻妾詈夫之祖父母父母者。徒三年。〔須舅姑告乃坐。〕殴者絞。傷者。皆斬。過失殺者。徒三年。傷者。徒二半。

疏議曰。妻妾有詈夫之祖父母父母者。徒三年。註云。須舅姑告乃坐。殴者絞。傷者。皆斬。罪無首從。過失殺者。徒三年。傷者。徒二年半。

〔訳文〕

妻・妾が夫の祖父母・父母を罵った場合には、徒三年に処する。〔舅・姑⁽¹⁾が告言するのを待って処罰する。〕殴打した場合には絞に処する。傷害した場合には一律に斬に処する。過失殺した場合には徒三年、（過失によって）傷害した場合には徒二年半に処する。

【疏文】妻・妾が夫の祖父母・父母を罵ることがあった場合には徒三年とする。註文に

は「舅・姑が告言するのを待って処罰する」とある。殴打した場合には絞とする。傷害した場合には一律に斬とし、首犯・従犯を区別しない。過失殺した場合には徒三年、（過失によって）傷害した場合には徒二年半とする。

- (1) 闘訟律 27 条訳注 (1) で述べたように、このでの「姑」は夫の母（しゅうとめ）を意味する。

《第2段》

〔原文〕

即殴子孫之婦。令廢疾者。杖一百。篤疾者。加一等。死者。徒三年。故殺者。流二千里。妾各減二等。過失殺者。各勿論。

疏議曰。祖父母父母殴子孫之婦。令廢疾者。依戸令。腰脊折。一支廢為廢疾。合杖一百。篤疾者。両目盲。二支廢。加一等。合徒一年。死者。徒三年。故殺者。謂不因殴詈。無罪而輒殺者。流二千里。若殴妾令廢疾。杖八十。篤疾。杖九十。至死者。徒二年。故殺者。徒二年半。過失殺者。各勿論。

〔訳文〕

もし（祖父母・父母が）子孫の婦を殴打し⁽²⁾ 廢疾に至らしめたならば杖一百に処する。篤疾に至らしめた場合には一等を加重する。死亡させた場合には徒三年に処する。故殺した場合には流二千里に処する。妾の場合にはそれぞれ二等を減ずる。過失殺した場合にはそれぞれ罪としない。

【疏文】祖父母・父母が子孫の婦を殴打し、廢疾に至らしめた場合——戸令（復旧9条）。

『拾遺』228 頁) によれば「腰（又は）背の折れた者・手足の一本が不自由な者を廢疾とする」とある——には杖一百とすべきである。篤疾の場合——（戸令復旧9条によれば）両目が見えない者・手足のうち二本の機能を失った者のことである——には一等を加重して徒一年とすべきである。死亡させた場合には徒三年とする。「故殺した場合」とは、（子孫の婦が夫の祖父母・父母を）殴打したり罵ったりしたわけではなく、何らの罪なくしてみだりに殺害した場合をいい、流二千里とする。もし（子孫の）妾を殴打して廢疾に至らしめた場合には（杖一百から二等を減じて）杖八十とする。篤疾に至らしめたのであれば杖九十、死亡させるに至った場合には徒二年とする。故殺した場合には徒二年半とし、過失殺した場合にはそれぞれ罪としない。

〔訳注〕

(2) 原文「殴子孫之婦」について、「婦」とは子孫の妻を指す(『訳註 5』7 頁参照)。ただ、闘訟律 30 条第 2 段の問答内に「子孫之妻」という表記も見られ、この「子孫之婦」を「子孫の妻」と訳したのでは両者の訳し分けができなくなるため、ここではあえて「子孫の婦」と原語のまま訳出することとした。なお、袁『注訳』637 頁注釈③は「これは祖父母・父母が子孫の妻・妾を殴打することを指している〔是指祖父母・父母殴打子孫的妻・妾〕」(傍点引用者)としているが、子孫の妾の殴打については本段の後半に別途「妾各減二等」と規定していることから、「子孫之婦」に子孫の妾が含まれていないことは明らかである。

【闘訟律30条】妻妾殴詈故夫父母

《第 1 段》

〔原文〕

諸妻妾殴詈故夫之祖父母父母者。各減殴詈舅姑二等。折傷者。加役流。死者斬。過失殺傷⁽ⁱ⁾者。依凡論。

疏議曰。故夫。謂夫亡改嫁者。其被出及和離者非。各減殴詈舅姑罪二等。謂殴者。徒三年。詈者。徒二年。折齒以上者。加役流。死者斬。文無皆字。即有首從。過失殺傷者。依凡論。謂殺者依凡人法。贖銅一百二十斤。傷者。各依凡人傷法徵贖。其銅入被傷殺之家。

〔校注〕

(i) 底本には「傷」字は存在しないが、疏文の記述及び諸版本に基づき、「傷」字を補った。

〔訳文〕

妻・妾が死亡した夫の祖父母・父母を殴打したり罵ったりした場合には、それぞれ舅・姑を殴打したり罵ったりした罪より二等減ずる。折傷した場合には加役流に処する。死亡させた場合には斬に処する。過失殺傷した場合には、一般人(に対する過失殺傷の法)によって論ずる。

【疏文】「死亡した夫」とは、夫が死亡し(妻・妾が)再婚した場合をいう。夫に離婚

され⁽¹⁾、及び協議離婚⁽²⁾した場合は該当しない。「それぞれ舅・姑を殴打したり罵ったりした罪より二等減ずる」とは、殴打した場合には（闘訟律 29 条の舅・姑を殴打した罪である絞から二等を減じて）徒三年とし、罵った場合には（闘訟律 29 条の舅・姑を罵った罪である徒三年から二等を減じて）徒二年とするということである。折歎以上の（傷害を与えた）場合には、（折傷に該当するため）加役流とし、死亡させた場合には斬とする。条文には「一律に」との言葉はないため、（共犯の場合には）首犯と従犯を区別する。「過失殺傷した場合には、一般人（に対する過失殺傷の法）によって論ずる」とは、（過失によって）殺害した場合には、（闘訟律 38 条の）一般人（に対する過失殺）の法によって贖銅一百二十斤⁽³⁾とし、（過失によって）傷害した場合には、（闘訟律 38 条の）一般人を（過失によって）傷害した場合の法によって、（傷害の程度によって定められた刑罰に対応する）贖銅を徴収する。それらの贖銅は傷害・殺害された（被害者の）家に給付する⁽⁴⁾。

〔訳注〕

- (1) 原文「出」。「出」とは妻・妾が夫から離婚されることをいう。戸婚律 40 条によれば、夫は妻が 7 つの離婚原因（「七出」）のいずれかに該当するとき、妻の側に 3 つの離婚拒否事由（「三不去」）が存在しない限りは、夫の一方的な意思によって妻を離婚することができた（なお、妾については特に制約なく、夫の側から自由に離婚することができた）。詳しくは『訳註 7』91 頁以下注 2 参照。また、「七出」「三不去」については、『訳註 6』294 頁以下の【解説】参照。
- (2) 原文「和離」。「和離」とは協議離婚のこと。戸婚律 41 条によれば、夫婦の協議ないしは男女両家の協議による離婚は自由とされた。詳しくは『訳註 7』92 頁注 3 及び『訳註 6』297 頁の【解説】参照。
- (3) 闘訟律 38 条によれば、過失によって人を殺傷した場合には、それぞれ殺傷の罪に相当する贖銅の支払いをもって論じられた。過失殺の場合には、闘訟律 5 条の闘殺の罪が適用された上で、その法定刑である絞に相当する贖銅一百二十斤の支払いが求められることになる。なお、五刑の各刑罰に相当する贖銅の額は、名例律 1 条から 5 条に規定されている。
- (4) 獄官令復旧 40 条・復原 68 条（『拾遺』792 頁、『校証』649 頁）によれば、他人を傷害した犯人に対して贖罪が認められた場合には、徴収された贖銅は被害者の家に給付されることになる。

《第2段》

[原文]

其旧舅姑殴子孫旧妻妾。折傷以上。各減凡人三等。死者絞。過失殺者勿論。

疏議曰。其旧舅姑殴子孫旧妻妾。折傷以上。各減凡人三等。謂折指者。合杖八十。折一支者。徒一年半之類。死者絞。既不言故殺者斬。即是故殺者。亦絞。過失殺者勿論。問曰。子孫之婦。夫亡守志。其姑少寡。改醮他人。或被棄放。此姑婦相犯者。合得何罪。

答曰。子孫身亡。妻妾改嫁。舅姑見在。此為旧舅姑。今者。姑雖被棄或已改醮他人。子孫之妻。孀居守志。雖於夫家義絕。母子終無絕道。子既如母。其婦理亦如姑。姑雖適人。婦仍在室。理依親姑之法。不得同於旧姑。若夫之嫡繼慈養。不入此条。

[訳文]

^{もと}旧の舅・姑が子孫や旧の妻・妾を殴打した場合には、折傷以上（の傷害を与えた）ならば、それぞれ一般人（に対する罪）から三等を減ずる。死亡させた場合には絞に処する。過失殺した場合には罪としない。

【疏文】「旧の舅・姑が子孫や旧の妻・妾を殴打した場合には、折傷以上（の傷害を与えた）ならば、それぞれ一般人（に対する罪）から三等を減ずる」とは、指を折った場合には、（闕訟律2条に規定された徒一年の刑罰から三等を減じて）杖八十とすべきであり、手足一本を折った場合には、（闕訟律4条に規定された徒三年の刑罰から三等を減じて）徒一年半とする類のことをいう。死亡させた場合には絞とする。「故殺した場合には斬に処する」とは規定していないため、故殺した場合もまた（斬ではなく）絞とする。過失殺した場合には罪としない。

【問】子孫の婦が、夫が死亡した後も（再婚せずに）婚家に残っている。その姑は若くして寡婦となり、改めて他家に嫁ぎ⁽⁵⁾、あるいは家から追い出された⁽⁶⁾場合、この姑と婦との間で侵犯が生じた場合、どのような罪とすべきであろうか。

【答】子孫が死亡して（その）妻・妾が再婚し、舅・姑が生存している場合、これが「旧の舅姑」である。今（の設問において）は、姑が追い出された、あるいはすでに改めて他家に嫁いだとはいっても、子孫の妻は寡婦として婚家に残っている。（妻は再婚等によって）夫の家との関係は絶えてしまっている⁽⁷⁾が母と子の関係は終生絶える

ことはない。子においてはすでに母と同様であるため、その婦においても道理としてまた姑と同様である。姑が他人に嫁いだとしても、婦はなお家に残っているのであるから、道理として実の姑に対する法（＝闘訟律 29 条）に依拠することになり、旧の姑と同じくは扱えない。もし（その姑が）夫の嫡母・継母・慈母・養母であれば、この条文の対象とはならない⁽⁸⁾。

〔訳注〕

- (5) 原文「改醮」について、『訳註 7』340 頁注 2 は「再嫁すること」としている。また、『唐律釈文』は「婦人が再び嫁ぐこと、これを「改醮」という〔婦人再嫁、謂之改醮〕」としている。
- (6) 原文「棄放」について、袁『注訳』639 頁注釈⑦は「女性が夫に捨てられるあるいは離婚されること〔婦女被丈夫休棄或離婚〕」、錢『新注』720 頁注釈⑫は「妻を離婚すること〔棄妻休妻〕」、曹『訳注』768 頁注釈 [2] は「遺棄すること。これは夫の家から追い出されることを指す〔遺棄。這是指被趕出夫家〕」としている。
- (7) 原文「雖於夫家義絶」について、本稿では「夫の家において義、絶ゆと雖も」と訓読し、本文のように訳出した。錢『新注』719 頁はこの部分を「当該姑は元の夫の家との情義がすでに絶えているけれども〔該婆母雖然与原夫家的情義已絶〕」と訳し、曹『訳注』768 頁も「彼女（姑のこと——訳者注）は夫との関係すでに恩義が断絶したと言えるけれども〔就她對丈夫的關係來說已是恩義斷絕〕」と訳し、本稿と同様に解しているように思われる。ただ、『訳註 7』340 頁はこの部分を「〔姑ハ〕夫ノ家ニ義絶スト雖モ」と訓読し、「義絶」の二字を「義が絶える」という一般的な言い回しではなく、戸婚律 40 条に規定する「義絶」のことと捉えている。この解釈に従えば、該当箇所は「（姑は）夫の家と義絶した場合であっても」と訳すことになろうが、どちらの解釈が妥当であるか、現時点では断定しがたい。後考を俟ちたい。
- (8) 闘訟律 44 条第 2 段の第 2 問答によれば、子との関係においては、嫡母・継母・慈母・養母は改嫁した場合は期親、離婚された場合は一般人（「凡人」）と同じ扱いになるとされるが、故夫の嫡母・継母・慈母・養母に関しては、妻妾との関係において、いかなる場合においても一般人と同様の扱いとなるということである。詳しくは戴『各論』513 頁参照。

【鬪訟律31条】殴兄妻夫弟妹

《第1段》

〔原文〕

諸殴兄之妻。及殴夫之弟妹。各加凡人一等。若妾犯者。又加一等。

疏議曰。嫂叔不許通問。所以遠別嫌疑。殴兄之妻。及殴夫之弟妹者。礼敬頓乖。故各加凡人一等。若妾犯者。又加一等。謂妾殴夫之弟妹。加妻一等。總加凡人二等。夫之弟妹殴兄妾。以凡人論。

〔訳文〕

兄の妻を殴打し、及び夫の弟妹を殴打した場合には、それぞれ一般人（に対する罪）に一等を加重する。もし妾が（夫の弟妹を殴打する罪を）犯したならば、さらに一等を加重する。

【疏文】兄嫁と夫の弟とは互いに言葉をかけあうことは許されない⁽¹⁾。それは（両者を）遠ざけて（姦通の）疑いがかかるのを避けるようとするためである⁽²⁾。兄の妻を殴打し、及び夫の弟妹を殴打すれば、礼儀や敬意にもわかれてしまふことになる。それ故に「それぞれ一般人（に対する罪）に一等を加重する」のである。「もし妾が（夫の弟妹を殴打する罪を）犯したならば、さらに一等を加重する」とは、妾が夫の弟妹を殴打した場合に、妻（の罪）に一等を加重し、合わせて一般人（に対する罪）に二等を加重するということである。夫の弟妹が妾を殴打した場合には、一般人（に対する罪）を以て論ずる。

〔訳注〕

(1) 原文「嫂叔不許通問」。『訳註7』342頁注1、曹『訳註』769頁注釈〔1〕、錢『新注』721頁注釈③にあるとおり、この句は『礼記』曲礼上の「兄嫁と弟は尋ね合わない、諸母には下穿きを洗濯させない〔嫂叔不通問、諸母不漱裳〕」を出典とする。「通問」とは、「互に言葉をかけ合うこと」（『訳註7』同前）をいう。また、『唐律訳文』は「不通問」について、「住む場所を離して、安否を問わないことをいう〔謂隔宿不問安否〕」とする。

(2) 本条訳注(1)所引の『礼記』の鄭注に、「これらはすべて厳重に分け隔て、淫乱を防ぐためである〔皆為重別、防淫亂〕」とある。

《第2段》

〔原文〕

即妾殴夫之妾子。減凡人二等。殴妻之子。以凡人論。若妻之子殴傷父妾。加凡人一等。妾子殴傷父妾。又加二等。〔至死者。各依凡人法。〕

疏議曰。即妾殴夫之妾子。減凡人二等。為匹敵之故。得罪稍輕。殴妻之子。以凡人論。為女君尊重。故同凡闘。若妻之子殴傷父妾。加凡人一等。妾子殴傷父妾。又加二等。稱又加者。總加三等。若殴折一齒。徒二年半之類。註云。至死者。各依凡人法。當條雖有加減。至死者。並與凡人同。

〔訳文〕

もし妾が夫の（他の）妾の子を殴打したならば、一般人（に対する罪）から二等を減ずる。
(妾が) 妻の子を殴打した場合には、一般人（に対する罪）を以て論ずる。もし妻の子が父の妾を殴傷したならば、一般人（に対する罪）に一等を加重する。妾の子が父の（他の）妾を殴傷した場合には、さらに二等を加重する。〔死亡するに至った場合には、それぞれ一般人の法による。〕

【疏文】「もし妾が夫の（他の）妾の子を殴打したならば、一般人（に対する罪）から二等を減ずる」とあるが、これは身分的に相当する⁽³⁾ために罪を得る上でやや軽く扱われるからである。「(妾が) 妻の子を殴打した場合には、一般人（に対する罪）を以て論ずる」とあるが、これは（妾からみて）正妻⁽⁴⁾は尊重されるべき立場にあるために、一般人に対する闘殴と同様に扱うのである。「もし妻の子が父の妾を殴傷したならば、一般人（に対する罪）に一等を加重する。妾の子が父の（他の）妾を殴傷した場合には、さらに二等を加重する」とあるが、「さらに加重する」と称していることから、合わせて（一般人に対する罪に）三等を加重することになる。もし殴打して歯を一本折ったならば（闘訟律2条に規定されている徒一年の刑罰に三等を加重して）徒二年半とするという類のことである。註文に「死亡するに至った場合には、それぞれ一般人の法による」とあるが、これは当該条文に加重・減輕の規定があったとしても、（被害者が）死亡するに至った場合にはすべて一般人の場合と同様（に闘訟律5条によって絞に処する）ということである。

〔訳注〕

(3) 原文「匹敵」について、『訳註7』342頁注2は「妾と他の妾の子とは身分がひくいこと

が匹敵する」、袁『注訳』641 頁注釈⑤は「釣り合いがとれていること〔匹配〕」とする。

(4) 原文「女君」について、『訳註 7』342 頁注 3 は「妾から正妻をいう呼称。……女君は妾からすると尊であり重である」、錢『新注』721 頁注釈⑤は「妻に対する尊称〔対妻的尊称〕」とする。また、『唐律釈文』は鬪訟律 46 条の疏文にある「女君」の語に対して「礼記によれば、諸侯の正妻は、これを女君という。すなわち現在の国夫人に封ぜられている者がこれに当たる。郡君・県君・郷君等も、すべて同じく女君と号する〔按礼、諸侯之嫡妻、謂之女君、即今封国夫人是也。郡・県・郷君等、並同号女君〕」と注している。なお、袁『注訳』641 頁注釈⑥に「女君は本来諸侯の正妻を指し、その後およそ郡君・県君・郷君の封号を有する者をすべて女君と称する。ここでは、正妻は君位により、まさに尊重されるべきことを指している〔女君本来指諸侯的嫡妻、後來凡有郡君・県君・郷君封号的統称女君。此処指嫡妻居君位、応當尊重〕」とあるが、これは『唐律釈文』の記述に依拠したものと思われる。

【鬪訟律32条】殴妻前夫子

《第 1 段》

〔原文〕

諸殴傷妻前夫之子者。減凡人一等。同居者。又減一等。死者絞。

疏議曰。殴傷妻前夫之子者。謂改醮之婦。携子適人。後夫殴傷者。減凡人一等。同居者。謂与繼父同居。立廟。服期。又減一等。謂減凡人二等。若殴之令至篤疾。及斷舌。毀敗陰陽。如此之類。得徒二年半。不同居。徒三年。因殴致死者。同居不同居。俱得絞罪。

〔訳文〕

妻の前夫の子を殴傷した場合には、一般人（に対する罪）から一等を減ずる。同居している場合には、さらに一等を減ずる。死亡させた場合には絞に処する。

【疏文】「妻の前夫の子を殴傷した場合」とは、再婚した女性が子供を連れて他人に嫁ぎ、後夫が（その子を）殴傷した場合をいい、一般人（に対する罪）から一等を減ずる。「同居」とは、繼父⁽¹⁾と同居し、（繼父が）廟を立てて（繼子が繼父のために）

不杖期に服する場合をいう⁽²⁾。「さらに一等を減ずる」とは、一般人（に対する罪）から二等を減ずることをいう。もしこの者（=継子）を殴打して篤疾に至らしめた、及び舌を切断し、生殖器を損傷したならば、このような類に対しては、徒二年半の罪を得ることになる。同居していなければ徒三年とする。殴打したことが原因で死亡させた場合には、同居・不同居いずれの場合にも絞罪を得ることになる。

〔訳注〕

- (1) 「継父」とは、寡婦再婚のとき、つれ子となった前夫の子より見て、母の後夫をいう。詳しくは『訳註 5』6 頁及び 10 頁注 5 参照。
- (2) 原文「立廟服期」について、『訳註 7』345 頁注 2 は「改嫁した妻の子……に大功内の親なく、後夫……もまた大功内の親なき場合、継父が自己の財貨を以て廟を立て、その子をして四時の祭祀をとり行わせる。その子は継父に対し、その恩の深いことのために骨肉の関係はないが不杖期に服す」とする。本条第 2 段の疏文にも説明されている通り、「立廟服期」していることが継父と継子が「同居」しているとみなされる要件とされている。

《第 2 段》

〔原文〕

殴傷継父者。〔謂曾經同居。今異者。〕与縕麻尊同。同居者。加一等。〔余条継父準此。〕
疏議曰。継父者。謂母後嫁之夫。註云。謂曾經同居。今異者。依礼。継父同居。服期。
謂妻少子幼。子無大功之親。与之適人。所適者。亦無大功之親。而所適者以其資財。
為之築家廟於家門之外。歲時使之祀焉。是謂同居。継子之妻。雖不從服。若有犯夫之
継父者。從下条。減夫一等。其不同居者。謂先嘗同居。今異者。継父若自有子。及有
大功之親。雖復同住。亦為異居。若未嘗同居。則不為異居。即同凡人之例。其先同居。
今異者。殴之同縕麻尊。合徒一年。傷重者。各加凡闘二等。死者斬。同居者。雖着期
服。終非本親。犯者不同正服。止加縕麻尊一等。謂殴者。合徒一年半。傷重者。加凡
人三等。註云。余条継父準此。謂諸條準服。尊卑相犯得罪。並準此例。雖於継父下註。
即稱妻前夫之子。並與継父義同。律称与縕麻尊同。其有謀殺及壳。理當不睦。於前夫
之子。不言與縕麻卑幼同。殴之。準凡人減罪。不入縕麻卑幼之例。

〔訳文〕

継父を殴傷した場合には、[かつて同居した経験があるが、現在はそうではない場合をい

う。】総麻の尊属と同じ⁽³⁾（扱いをする）。（継父と）同居している場合には一等を加重する。【他の条文における継父もこれに準ずる。】

【疏文】「継父」とは、母の再婚相手である夫をいう。註文に「かつて同居していたが、現在はそうではない場合をいう」とある。礼制によれば、継父は同居していれば不杖期に服する。これは、妻が年若く、子も幼く、子に大功以上の親族がいない場合、子を伴って人に嫁ぎ、嫁ぎ先（の継父）もまた大功以上の親族がおらず、嫁ぎ先がその財産を用いて継子のために家廟を家の門外に築き、時期ごとに祭祀を執り行わせる⁽⁴⁾場合をいう。これが「同居する」ということである。継子の妻は（継父のために）喪に服さないけれども、もし夫の継父に対して罪を犯すことがあれば、後の（闘訟律 33）条にある、「夫が犯した場合の罪から一等を減ずる」という規定に従う。同居していない場合とは、以前に同居していたが、現在はそうでない場合をいう。継父にもし自分自身の子ができ、及び大功以上の親族ができたならば、なお一緒に住んでいるとしても、それは「異居」とする。もしかつて同居したことがない場合には、「異居」とはならず、すなわち一般人の例と同じ（く扱う）。以前同居していたが現在はそうではない場合、継父を殴打したならば、総麻の尊属と同様に（闘訟律 26 条により）徒一年とすべきである。傷害の程度が重い場合には、それぞれ通常の闘殴の罪に二等を加重し、死亡させた場合には斬とする。同居の場合、（継父に対しては）不杖期に服するとはいっても、結局のところ本当の親族ではないので、罪を犯した場合（不杖期は）本来の服（「正服⁽⁵⁾」）ではないことから、ただ単に総麻の尊属（に対する罪）に一等を加重するのみである。すなわち、殴打した場合には（総麻の尊属を殴打した罪である徒一年に一等を加重して）徒一年半とすべきであり、傷害の程度が重い場合には通常の闘殴の罪に（さらに一等を加重して）三等を加重するということである。註文に「他の条文における継父もこれに準ずる」とあるが、これは各条文において、服制の尊卑に準じて、相互に罪を犯した場合にすべてこの例に準ずるということである。（この文言は）継父の項目の下に註せられているけれども、「妻の前夫の子」と称した場合には（同居・異居を問わず、子にとって母の再婚相手は）すべて継父と同義となる⁽⁶⁾。律は「総麻の尊属と同じ」と称しているため、（継父に対する）謀殺や人身売買は、道理として（十惡の）「不睦」に該当する。前夫の子については、「総麻の卑幼と同じ」とはいっていないため、継子を殴打した場合には、一般人に準じた上で（本条第1段の規定によって）罪を減じ、総麻の卑幼の例は適用しない⁽⁷⁾。

〔訳注〕

- (3) 原文「与総麻尊同」について、袁『注訳』643 頁注釈⑤は「総麻親の尊長と同等であること〔与総麻親的尊長等同〕」としているが、「尊」は世代が上の者、「長」は同世代で年齢が上の者を指し、それぞれ別概念であるため、「尊長と同等である」という説明は正確さを欠くといわざるを得ない。
- (4) 『訳註 7』345 頁注 3、曹『訳註』772 頁注釈 [2]、錢『新注』724 頁注釈⑥が指摘するように、この箇所は『儀礼』喪服を出典としている。
- (5) 闕訟律 22 条訳注 (5) 参照。
- (6) 『訳註 7』345 頁注 6 は、戴『各論』201 頁の記述を根拠として、「妻前夫之子」と称する場合は、同居異居を限らず、一般的には「繼父」という、という意と思われる」とする。ここでは、このような理解に基づいて、本文のように訳出した。
- (7) 『訳註 7』346 頁注 7 も指摘するように、「総麻の卑幼の例は適用しない」とは、闕訟律 26 条の尊長が卑幼を殴打した場合の規定を適用しない、との趣旨であると思われる。

《第 3 段》

〔原文〕

即殴傷見受業師。加凡人二等。死者。各斬。〔謂服膺儒業。而非私学者。〕

疏議曰。礼云。凡教学之道。嚴師為難。師嚴道尊。方知敬学。如有親承儒教。伏膺函丈。而殴師者。加凡人二等。死者。各斬。称各者。并殴繼父至死。俱得斬刑。註云。謂服膺儒業。而非私学者。儒業。謂經業。非私学者。謂弘文国子。州縣等学。私学者。即礼云。家有塾。遂有序之類。如有相犯。並同凡人。

問曰。殴見受業師。加凡人二等。其博士若有高品。累加以否。

答曰。殴見受業師。加凡人二等。先有官品。亦從品上累加。若闕殴無品博士。加凡人二等。合杖六十。九品以上。合杖八十。若殴五品博士。亦於本品上累加之。

〔訳文〕

現に授業を受けている師を殴傷した場合には、一般人（に対する罪）に二等を加重する。死亡させた場合にはそれぞれ斬に処する。「儒学を学んでおり、しかも私学ではない場合をいう。」

【疏文】『礼記』には「およそ教学の道においては、師を尊敬することが難しい。師が

尊敬されて（然る後に）学問の道が尊重され、初めて（人々が）学問を尊重することを知るのである」⁽⁸⁾とある。もし直接儒学の教えを受け、師の教えを受けた⁽⁹⁾にもかかわらず師を殴打した場合には、一般人（に対する罪）に二等を加重する。死亡させた場合にはそれぞれ斬とする。「それぞれ」とあるのは、継父を殴打して死に至らしめた場合と併せて、共に斬刑を得るということである。註文に「儒学を学んでおり、しかも私学ではない場合をいう」とある。「儒学」とは経学のことをいう。「私学ではない」とは弘文館・国子監・州県等の学校のことをいう⁽¹⁰⁾。「私学」とはつまり『礼記』にいう「家に塾があり、遂に序がある⁽¹¹⁾」という類のことである。もし（私学の師と生徒が）相互に罪を犯すことがあったとしても、すべて一般人と同様に扱う。

【問】現に授業を受けている師を殴打した場合には、一般人（に対する罪）に二等を加重する。その（師たる）博士がもし高品の官であったならば、罪を累加するかどうか。

【答】現に授業を受けている師を殴打した場合には、一般人（に対する罪）に二等を加重する。（その場合）先に（師が）官品を有していれば、また官品にしたがって罪を累加する。もし無品の博士⁽¹²⁾を闘殴したならば、一般人（に対する罪である杖四十（=闘訟律1条））に二等を加重し杖六十とすべきである。九品以上（相当の博士⁽¹³⁾の場合には、闘訟律15条の規定によりさらに二等を加重して）杖八十とすべきである。もし五品相当の博士⁽¹⁴⁾を殴打したならば、（闘訟律15条により）また当該官品に基づいてこれに累加して（徒一年とする）。

〔訳注〕

(8) 『訳註7』346頁注8にあるとおり、この箇所は『礼記』学記からの引用文である。ただ、同注に「冒頭は「凡学之道」で「凡教学之道」の教の字がないのみ」と、ほぼ原文通りの引用であるかのように述べられているが、曹『訳註』773頁注釈〔1〕も指摘しているように、『礼記』の原文には「凡学之道、嚴師為難。師嚴然後道尊、道尊然後民知敬学」とあって、疏文中の引用文とは一部異なる点がある。

(9) 原文「伏膺函丈」について、『訳註7』346頁注9は「伏は服でも同じ。膺は胸、心に記して忘れないこと。函丈の函は「容」、一丈の距離をあける。函丈で転じて師のことをいう。伏膺函丈で先生の教を受けること」とする。また、「服（伏）膺」について、『唐律釈文』は「古代には、顔子が孔子に仕えるに際して、善言を一つ得れば、固く胸に刻み付けたという（『礼記』中庸の趣意文——引用者注）。解釈によれば膺とは胸のことをい

う。現在の儒学を習うこと、すなわちこれを服膺という。他の学問のごときに至っては、服膺というには当たらない〔古者、顏子事孔子、得一善言、則拳拳服膺。説者謂膺胸也。如今習儒業者、即謂之服膺。至如他学、不在服膺之限〕とする。同様に「函丈」については「『礼記』(曲礼上)によれば、「席を設ける制度」とは学問を講じるための席の間隔のことをいい、相互に一枚分の間隔を空けなければならず、学問を教える者は一枚でこの空間に経書の意味を書き記し、講説を行うのである〔按礼記、設席之制、謂講学之席間、相去可容一枚之地、使教学者将枚于此所容之地、指画經義為講説之〕」とする。なお、袁『注訳』643頁注釈⑩の説明は、これら『唐律釈文』の文言に依拠して書かれたものと思われる。

- (10) 弘文館・国子監・州県等の学校については、『訳註7』346頁注10に『唐六典』の記述に基づいて詳細が述べられている。
- (11) 『訳註7』347頁注11にあるように、この句は『礼記』学記の「家有塾、党有庠、術（「術」は「遂」の誤り——引用者注）有序、国有学」を出典とする。『全釈漢文大系13 礼記 中』（集英社、1977年）388頁によれば、周制において、「家」とは25家からなる閭のこと、「遂」は郊外の100里から200里の間の地域を指し（1遂は12500家）、それぞれの地域の学校として「塾」や「序」が置かれていたとされる。なお、袁『注訳』643頁注釈⑪が「家有塾」について「家庭内の私塾のこと〔家庭私塾〕」としているが、この説明には疑問が残る。
- (12) 『唐六典』卷30によれば、県学の博士は無品であった。『訳註7』347頁注12参照。
- (13) 『唐六典』卷30によれば、京兆・河南府、都督府、各州の学における経学博士は、從八品上から正九品下の官品を有していた。また、『唐六典』卷21によれば、国子監における太学博士は正六品上、四門博士は正七品上の官品を有していた。
- (14) 『唐六典』卷21によれば、国子監における国子博士は正五品上の官品を有していた。

【鬪訟律33条】殴詈夫期親尊長

《第1段》

〔原文〕

諸妻殴詈夫之期親以下総麻以上尊長。各減夫犯一等。〔減罪輕者。加凡鬪傷一等。〕妾犯

者。不減。死者。各斬。

疏議曰。依喪服。夫之所為兄弟服。妻降一等。今妻殴夫縕麻以上尊長。減夫一等。以從夫為服。罪亦降夫。註云。減罪輕者。加凡鬪傷一等。謂故殴縕麻兄姉折一支。合流二千五百里。妻若減夫一等。徒三年。故殴凡人折一支。既合流二千里。即是減罪輕。加凡人一等。流二千五百里。是減罪輕者。加凡鬪傷一等。妾犯者。不減。妾犯尊長。即與夫同。死者。各斬。謂殴尊長致死。妻妾並合斬刑。雖云減夫一等。若本制服重。即從重論。仮如殴夫之伯叔父母折肋。當大功尊。加凡人四等、合流二千五百里。若準夫減一等。即徒三年。名例律云。當條雖有罪名。所為重者。自從重。須準服加四等。流二千五百里之類。

〔訳文〕

妻が夫の期親以下縕麻以上の尊長を殴打し（又は）罵った場合には、それぞれ夫が犯した場合の罪から一等を減ずる。〔罪を減じた結果（一般人に対する罪よりも）軽くなる場合には、通常の鬪傷の罪に一等を加重する。〕妾が犯した場合には減輕しない。死亡させた場合にはそれぞれ斬に処する。

【疏文】喪服の制度によれば、夫が兄弟のために服するものより、妻は一等を下して服する⁽¹⁾。そこで、妻が夫の縕麻以上の尊長を殴打した場合、夫（が犯した場合の罪）から一等を減ずる。夫に従って（妻の）服が決まることから、罪もまた夫から下すのである。註文に「罪を減じた結果（一般人に対する罪よりも）軽くなる場合には、通常の鬪傷の罪に一等を加重する」とある。故意に縕麻の兄姉を殴打し、手足一本を折った場合、（鬪訟律4条・5条・26条の規定により）流二千五百里とすべきである⁽²⁾が、妻がもし夫の罪から一等を減じられると徒三年となる。故意に一般人を殴打して手足一本を折った場合にすでに流二千里とすべきであるため、これはすなわち「罪を減じた結果軽くなる場合」ということになり、一般人（に対する罪）に一等を加重して流二千五百里となる。これが「罪を減じた結果（一般人に対する罪よりも）軽くなる場合には、通常の鬪傷の罪に一等を加重する」ということである。「妾が犯した場合には減輕しない」とは、妾が（夫の）尊長（に対して罪）を犯した場合には夫と同じ（罪が科せられる）ということである。「死亡させた場合にはそれ斬に処する」とは、（夫の）尊長を殴打して死亡させた場合には、妻妾いずれの場合でも斬刑にすべきということである。（妻の場合）夫の罪から一等を減ずるといっているけれども、

もし（妻の）本来定められている服が重い場合には、（その服によって定まる）重い罪に従って論ずる。例えば、夫の伯叔父母を殴打し肋骨を折った場合には、大功の尊属（を殴打した場合に）は一般人（に対する罪）に四等を加重する（という闘訟律 26 条の規定）に該当するため、流二千五百里とすべきである。もし夫の罪に準じ（た上で）一等を減ずると、すなわち徒三年となるが、名例律（49 条）に「当該条文に罪名があるとしても、行為の情状が重い場合には、おのづから重い方の罪に従う」とあるとおり、服制に準じて四等を加重し、流二千五百里とすべきとする類のことである。

〔訳注〕

- (1) 『訳註 7』349 頁注 1、曹『訳註』775 頁注釈〔1〕、錢『新注』728 頁注釈④が指摘しているように、この句は『儀礼』喪服の「夫が兄弟のために服する喪から、妻は一等を降す〔夫之所為兄弟服、妻降一等〕」を出典とする。なお、袁『注訳』646 頁注釈③において、「喪服」について「喪服制度に関する文書のこと〔關於喪服制度的文書〕」とするのは、いさか誤解を招く表現であり依り難い。
- (2) 『訳註 7』349 頁注 2 にあるとおり、一般人の手足一本を折った場合には、闘訟律 4 条の規定により徒三年となるが、それを故意に行った場合には、闘訟律 5 条の規定により一等を加重して流二千里となり、さらに被害者が総麻の兄姉の場合、闘訟律 26 条の規定により、さらに一等を加重して流二千五百里とすべきことになる。

《第 2 段》

〔原文〕

殴傷卑属。与夫殴同。死者絞。即殴殺夫之兄弟子。流三千里。故殺者絞。妾犯者。各從凡闘法。若尊長殴傷卑幼之婦。減凡人一等。妾又減一等。死者絞。

疏議曰。殴傷卑属。謂是夫家卑属。与夫殴同。謂殴夫之從父兄弟子孫有服者。折傷以上。總麻減凡人一等。諸如此類。並与夫同。死者絞。即殴殺夫之兄弟子。流三千里。故殺者絞。妾犯者。各同凡闘法。謂並依凡人闘法科罪。若尊長殴傷卑幼之婦。謂夫之期親以下總麻以上尊長。殴傷卑幼之婦。減凡人一等。妾減凡人二等。死者絞。

〔訳文〕

（妻が夫の）卑属を殴傷した場合には、夫が殴打した場合と同じ（く処罰する）。死亡させた場合には、絞に処する。もし夫の兄弟の子を殴殺したならば、流三千里に処する。故

殺した場合には、絞に処する。妾が（上記の罪を）犯した場合には、それぞれ一般人に対する鬪殴の法に従う。もし尊長が卑幼の妻を殴傷したならば、一般人（に対する罪）から一等を減ずる。妾（を殴傷した）場合には、さらに一等を減ずる。死亡させた場合には、絞に処する。

【疏文】「卑属を殴傷した場合」とは、夫の家の卑属のことをいう。「夫が殴打した場合と同じ（く処罰する）」とは、すなわち、夫の従父兄弟の子孫で服があるものを殴打し、折傷以上を負わせれば、総麻服の場合は一般人（に対する罪）から一等を減することになるが、およそこのような類の場合は、すべて夫と同じ（く処罰する）ことになるという意味である。死亡させた場合には絞とする。もし夫の兄弟の子を殴殺したならば流三千里とし、故殺した場合には絞とする。「妾が（上記の罪を）犯した場合には、それぞれ一般人に対する鬪殴の法に同じ⁽³⁾」とは、すべて一般人に対する鬪殴の法によって罪を科すことをいう。「もし尊長が卑幼の妻を殴傷したならば」とは、夫の期親以下総麻以上の尊長が卑幼の妻を殴傷した場合をいい⁽⁴⁾、一般人（に対する罪）から一等を減ずる。妾の場合には一般人（に対する罪）から二等を減ずる。死亡させた場合には絞とする。

〔訳注〕

- (3) 原文「妾犯者。各同凡鬪法」について、律文では「妾犯者。各従凡鬪法」とあって、疏文とは表現が異なっている。ただし、錢『新注』729 頁注釈⑬も指摘しているように、意味上の差異はないものと思われる。
- (4) ここでの「尊長」が、期親以下総麻以上に限定されるのは、『訳註 7』349 頁注 3 も指摘しているように、夫の祖父母・父母が子孫の妻を殴打した場合の専条が鬪訟律 29 条に存在するからである。

【鬪訟律34条】祖父母為人殴擊

〔原文〕

諸祖父母父母。為人所殴擊。子孫即殴擊之。非折傷者勿論。折傷者。減凡鬪折傷三等。至死者。依常律。〔謂子孫元非隨從者。〕

疏議曰。祖父母父母為人所殴擊。子孫理合救之。当即殴擊。雖有損傷。非折傷者無罪。

折傷者。減凡鬪折傷三等。謂折一齒。合杖八十之類。至死者。謂殴前人致死。合絞。以刃殺者。合斬。故云依常律。註云。謂子孫元非隨從者。若元隨從。即依凡鬪首從論。律文但稱祖父母父母為人所殴擊。不論親疎尊卑。其有祖父母父母之尊長。殴擊祖父母父母。依律殴之無罪者。止可解救。不得殴之。輒即殴者。自依鬪殴常法。若夫之祖父母父母。共妻之祖父母父母相殴。子孫之婦。亦不合即殴夫之祖父母父母。如當殴者。即依常律。

問曰。主為人所殴擊。部曲奴婢即殴擊之。得同子孫之例以否。

答曰。部曲奴婢非親。不同子孫之例。唯得解救。不得殴擊。

〔訳文〕

祖父母・父母が他人に殴撃されたため、子孫がただちに相手を殴撃した場合、折傷を負わせたのでなければ罪としない。折傷を負わせた場合には、一般人に対する鬪殴による折傷の罪から三等を減ずる。死亡するに至った場合には通常の規定による。〔子孫が当初から（祖父母・父母に）付き従って（他人と鬪殴して）いたのでない場合をいう。〕

【疏文】祖父母・父母が他人に殴撃されたならば、子孫としては道理としてこれを救うべきであり、ただちに（相手を）殴撃して損傷を与えたとしても、折傷を負わせたのでなければ罪はない⁽¹⁾。「折傷を負わせた場合には、一般人に対する鬪殴による折傷の罪から三等を減ずる」とは、歯一本を折った場合には（鬪訟律2条によれば、通常徒一年とすべきところ、三等を減じて）杖八十とすべき類をいう。「死亡するに至った場合」とは、相手方⁽²⁾を殴打して死亡させた場合には、（鬪訟律5条により）絞とすべきであり、刃物を用いて殺害した場合には（同じく鬪訟律5条により）斬とすべきことをいう。それ故に「通常の規定による」といっているのである。註文に「子孫が当初から（祖父母・父母に）付き従って（他人と鬪殴して）いたのでない場合をいう」とあるが、もし当初から（祖父母・父母に）付き従っていたのであれば、通常の鬪殴の首犯・従犯の規定（＝名例律42条）によって論ずることになる。律文にはただ単に「祖父母・父母が他人に殴撃された」とのみ書かれており、（相手方と祖父母・父母との間の）親疎や尊卑については述べていない。祖父母・父母の尊長が祖父母・父母を殴撃することができれば、律の規定により（当該尊長が祖父母・父母を）殴打したとしても罪とはしない場合⁽³⁾には、（子孫は）ただ（祖父母・父母との）紛争を仲裁して救助する⁽⁴⁾ことができるのみであって、祖父母・父母の尊長を殴打す

ることは許されない。濫りに殴打した場合には、おのずから鬪殴に関する通常の法が適用される。もし夫の祖父母・父母が妻の祖父母・父母と互いに殴打し合っている場合、子孫の妻は夫の祖父母・父母を殴打することは許されない。もし殴打したならば通常の律の規定により（この条文は適用されない）。

【問】主人が他人に殴撃されたために、部曲・奴婢が相手に対してただちに殴撃した場合、子孫の例と同様に扱うことができるか否か。

【答】部曲・奴婢は（主人にとって）親族ではない。子孫の例と同様に扱うことはできず、ただ紛争を仲裁して救助することができるのみであり、殴撃することはできない。

〔訳注〕

- (1) 『訳註 7』350 頁注 2 は、この部分に関して「鬪 26 は後段で尊長が卑幼を殴した場合、折傷以上で罪に問うこととしている」と説明しているが、疏文の後段部分とは異なり、ここは祖父母・父母を殴撃した者が親族関係のない一般人であることを想定した記述であることから、『訳註 7』の説明は適切とはいえない。
- (2) 原文「前人」について、『訳註 5』42 頁注 5 は「前人とは、相手方という意味。原告から見て被告、加害者から見て被害者、共同被告人の一方から見て他方など、みな前人と表現される」とする。ここでは祖父母・父母を殴撃した者を指す。
- (3) 一般的に、総麻以上の尊長は卑幼を殴打しても折傷以上に至らなければ罪には問われず（鬪訟律 26 条参照）、さらに期親以上の尊長であれば、折傷を負わせた場合でも罪に問われることはない（鬪訟律 27 条参照）。
- (4) 原文「解救」について、曹『訳註』776 頁は「進み出て仲裁し救助する〔上前解勸・救護〕」と訳す。

【鬪訟律35条】鬪殴誤殺傷人

《第 1 段》

〔原文〕

諸鬪殴而誤殺傷傍人者。以鬪殺傷論。至死者。減一等。

疏議曰。鬪殴而誤殺傷傍人者。仮如甲共乙鬪。甲用刀杖欲擊乙。誤中於丙。或死或傷者。以鬪殺傷論。不從過失者。以其元有害心。故各依鬪法。至死者。減一等。流三千

里。

〔訳文〕

(人と) 闘殴している際に誤って傍らにいた（別の）人を殺傷した場合には、闘殺傷（の罪）をもって論ずる。（その刑罰が）死刑に至る場合には、一等を減ずる。

【疏文】「(人と) 闘殴している際に誤って傍らにいた（別の）人を殺傷した場合」とは、例えば甲が乙と闘い、甲が刃物や杖を用いて乙を攻撃しようとしたところ、誤って丙に当たった場合をいい、（丙が）死亡したり負傷したりした場合には、闘殺傷（の罪）を以て論ずる。（丙を殺傷する意図がないにもかかわらず）過失（の罪）に依らないのは、（甲には）もともと（乙を）害しようとする心があるためである。それ故にそれぞれ闘殴に関する法に依るのである。（その刑罰が）死刑に至る場合には、一等を減じて流三千里とする。

《第2段》

〔原文〕

若以故僵仆。而致死傷者。以戲殺傷論。即誤殺傷助己者。各減二等。

疏議曰。仰之謂僵。伏之謂仆。謂共人闘殴。失手足跌而致僵仆。誤殺傷傍人者。以戲殺傷論。別條戲殺傷人者。減闘殺傷人二等。謂殺者。徒三年。折一支者。徒二年之類。即誤殺傷助己者。各減二等。仮如甲与乙共殴丙。其甲誤殴乙至死。減二等。傷減二等。或僵仆压乙殺傷。減戲殺傷二等。殺乙從戲殺減二等。總減四等。合徒二年。若压折一支。亦減四等。徒一年。是名各減二等。

問曰。甲共子乙。同謀殴丙。而乙誤中其父。因而致死。得從誤殺傷助己減二等以否。

答曰。律云。闘殴而誤殺傷傍人以闘殺傷論。但殺傷傍人。坐當過失。行者本為緣鬪。故從闘殺傷論。若父來助己。而誤殺者。聽減二等。便即輕於過失。依例。當條雖有罪名。所為重者。自從重論。合從過失之坐。處流三千里。

又問。以闘僵仆。誤殺助己父母。或雖非僵仆。因闘誤殺期親尊長。各合何罪。

答曰。以闘僵仆。誤殺父母或期親尊長。若減罪輕於過失者。並從過失之法。

又問。仮有數人。同謀殺甲。夜中忽遽。乃誤殺乙。合得何罪。

答曰。此既本是謀殺。與闘殴不同。闘殴彼⁽ⁱ⁾此相持。謀殺潛行屠害。殴甲誤中於丙。尚以闘殺傷論。以其元無殺心。至死聽減一等。況復本謀害甲。元作殺心。雖誤殺乙。

原情非鬪者。若其殺甲。是謀殺人。今既誤殺乙。合科故殺罪。

〔校注〕

(i) 底本は「彼」を作るが、諸版本に従い「彼」に改める。

〔訳文〕

もし訳あって転倒（「僵仆」）し、（その結果人を）死傷させた場合には、戯殺傷（の罪）をもって論ずる。もし誤って自分に助力した者を殺傷した場合には、それぞれ二等を減ずる。

【疏文】あおむけになることを「僵」といい、うつぶせになることを「仆」という。すなわち、人とともに鬪殴し、手足が滑って⁽¹⁾躓いて転倒し、（その結果）誤って傍らにいた人を殺傷した場合には、戯殺傷（の罪）をもって論ずることである。別の条文（=鬪訟律 37 条）に「人を戯殺傷した場合には、人を鬪殺傷（した罪）から二等を減ずる」とある。すなわち、殺害した場合には（鬪訟律 5 条により絞から二等を減じて）徒三年とし、手足一本を折った場合には（鬪訟律 4 条により徒三年から二等を減じて）徒二年とする類のことをいう。「もし誤って自分に助力した者を殺傷した場合には、それぞれ二等を減ずる」とあるが、これは例えば甲が乙と共同して丙を殴打した際に、甲が誤って乙を殴打し死亡させ場合には、（鬪殺の罪から）二等を減じ、傷害した場合には（鬪傷の罪から）二等を減することになる。あるいは、（甲が）転倒して乙を押しつぶして殺傷した場合には、戯殺傷（の罪）から二等を減ずることとなり、乙を殺害した場合には戯殺によって（鬪殺から）二等を減じて、（さらに自己の助力者を殺害したことによる二等減と）合計して（鬪殺の罪から）四等を減じて徒二年とすべきことになる。もし押しつぶして手足一本を折った場合にも、また四等を減じて徒一年とする。これがすなわち「それぞれ二等を減ずる」ということである。

【問】甲が子である乙と一緒に共謀して丙を殴打した際に、乙が誤ってその父（である甲）に当てて、その結果死亡させた場合、「誤って自分に助力した者を殺傷した場合には、二等を減ずる」の規定を適用することができるかどうか。

【答】律文には「鬪殴している際に誤って傍らにいた人を殺傷した場合には、戯殺傷（の罪）をもって論ずる」とある。およそ傍らの人を殺傷した場合には、その罪自体は過失によるものであるが、その行為は本来鬪殴から始まったものであるために戯殺傷の

罪によって論じられるのである。もし父親が自分を助けに来て、その際に誤って殺害した場合に二等を減じることが認められるとすると、(闘訟律 28 条に規定する、父母を) 過失(殺した場合の罪である流三千里)よりも軽くなってしまう。(名)例(律 49 条)によれば、「当該条文に罪名があるとしても、行為が(別の条文にも該当して)重く(処罰することが可能な)場合には、おのずから重い方(の規定)に従って論ずる」としている。(したがってこの場合)過失の罪(=闘訟律 28 条)に従って流三千里とすべきである。

【問】闘争の際に転倒し、誤って自分に助力した父母を殺害した場合、あるいは転倒したのではないとしても、闘争によって誤って期親の尊長を殺害した場合、それなどのような罪とすべきであるか。

【答】闘争の際に転倒し、誤って父母あるいは期親の尊長を殺害した場合、もし罪を減じた結果過失の罪よりも軽くなる場合には、すべて過失の法に従う。

【問】仮に数人が共謀して甲を殺害しようとして、夜中ににわかに⁽²⁾誤って乙を殺害したとする。どのような罪となるか。

【答】これは本来謀殺であり、闘殴と同じではない。闘殴はお互いが対峙している。謀殺は密かに殺害を行おうとするものである。甲を殴打して誤って丙に当たった場合でも、なお闘殺傷をもって論じられるが、本来殺害の意図がないゆえに、死刑になる場合には一等を減じることが認められている。ましてや(設例では)当初より甲を殺害しようと謀っているのであり、元から殺害の意図がある。誤って乙を殺害したとしても、情状を考えるに闘殴ではない。もし甲を殺すことに成功していれば、(賊盜律 9 条の)謀殺人の罪に該当することになる。今すでに誤って乙を殺したのであるから、(闘訟律 5 条の)故殺の罪を科すべきである⁽³⁾。

[訳注]

- (1) 原文「失手足」について、『訳註 7』342 頁注 3 は「手許がはずれて、失敗して、という意」と、誤殺傷と関連付けて相手方への攻撃が外れる意味に理解しているが、ここは転倒(「僵仆」)による殺傷の話をしているのであるから、錢『新注』732 頁が「手足の制御を失って〔手脚失控〕」と訳しているように、手足のバランスを崩すという意味に解するのが妥当であると考え、本文のように訳出した。
- (2) 原文「夜中忽遽」について、錢『新注』732 頁以下は「夜間に状況が突然生じたまたはよく見えなかつたため〔因夜里情況突然又看不清〕」と意訳している。問答が述べている

設例は、暗闇の中で突然相手に遭遇し、誰であるかをよく見極める暇もなく、誤って別人を殺害してしまったような状況を想定していると思われるが、そのような状況を一言で表現する適當な訳語がないため、とりあえず本文のように訳出した。

- (3) 甲を謀殺しようとして、誤って乙を殺害してしまった場合、殺人の故意自体は乙に対しても成立するが、乙は元々殺害を計画していた対象とは異なるため、謀殺（計画殺人）ではなく故殺（計画性のない故意殺人）が成立することになる。ただし、謀殺も故殺も首犯の刑罰は同じ（斬）であるが、共犯者がいる場合、従犯の処罰は異なってくる。

【鬪訟律36条】部曲奴婢詈旧主

《第1段》

〔原文〕

諸部曲奴婢詈旧主者。徒二年。殴者。流二千里。傷者絞。殺者。皆斬。過失殺傷者。依凡論。

疏議曰。部曲奴婢詈旧主者。徒二年。殴者。流二千里。傷者絞。有首從殺者。皆斬。罪無首從。過失殺傷者。並準凡人収贖。銅入傷殺之家。

〔訳文〕

部曲・奴婢が^{もと}旧の主人⁽¹⁾を罵った場合には徒二年に処する。殴打した場合には流二千里に処する。傷害した場合には絞に処する。殺害した場合には一律に斬に処する。過失殺傷した場合には、一般人（に対する過失殺傷の規定）によって論ずる。

【疏文】部曲・奴婢が旧の主人を罵った場合には徒二年、殴打した場合には流二千里、傷害した場合には絞とする。首犯・従犯がいて殺害した場合には一律に斬とし、首犯・従犯（の刑罰）を区別しない。過失殺傷した場合には、すべて一般人（を過失殺傷した場合）に準じて贖銅を認めさせる。贖銅は傷害・殺害された者の家に給付する。

〔訳注〕

- (1) 原文「旧主」について、賊盜律8条の註文に「旧の主人とは、主人が（部曲・奴婢を）解放して良人とした場合をいう〔旧主謂主放為良者〕」とあり、その疏文に「旧の主人とは、（主人によって）解放されて良人となった場合、及び（部曲・奴婢が）自ら金銭を支

扱って良人として解放された場合をいう〔其旧主謂経放為良。及自贖免賤者〕とある。錢『新注』735 頁注釈②及び曹『訳注』780 頁注釈〔1〕の説明は、この註文及び疏文に依拠したものとなっている。なお、賊盜律 8 条の疏文にあるとおり、部曲・奴婢が他の主人に転売された場合や、訴訟によって良人の身分を回復した場合、以前に仕えていた主人は「旧主」には該当せず、一般人（「凡人」）と同様の扱いとなる。

《第 2 段》

〔原文〕

即殴旧部曲奴婢折傷以上。部曲減凡人二等。奴婢又減二等。過失殺者。各勿論。

疏議曰。主殴旧部曲奴婢折傷以上。部曲減凡人二等。謂折齒。合杖九十。奴婢又減二等。合杖七十之類。過失殺者。勿論。

問曰。部曲奴婢殴詈旧主期以下親。或旧主親屬殴傷所親旧部曲奴婢。得減凡人以否。

答曰。五服尊卑。各有血属。故殴尊長。節級加之。至如奴婢部曲。唯繫於主。為経主放。顧有宿恩。其有殴詈。所以加罪。非主之外。雖是親姻。所有相犯。並依凡人之法。

又問。有人謀殺旧部曲奴婢。或於旧部曲奴婢家強盜。有殺傷者。合減罪以否。

答曰。殴旧部曲奴婢。得減凡人。爰至於死。亦依減例。明謀殺及諸雜犯。合依減法。唯盜財物。特異常犯。止依凡人之法。不合減科。

〔訳文〕

もし（旧の主人が）旧の部曲・奴婢を殴打し、折傷以上を負わせたならば、部曲の場合には一般人（に対する罪）から二等を減じ、奴婢の場合にはさらに二等を減ずる。過失殺した場合には、それぞれ罪としない。

【疏文】主人が旧の部曲・奴婢を殴打し、折傷以上を負わせたならば、部曲の場合には一般人（に対する罪）から二等を減ずるとは、歯を折った場合には（闘訟律 2 条により、一般人に対する罪である徒一年から二等を減じて）杖九十とすべきであり、奴婢の場合にはさらに二等を減じて杖七十とすべき類をいう。過失殺した場合には罪とはしない。

【問】部曲・奴婢が旧の主人の期服以下の親族を殴打し（又は）罵り、あるいは旧の主人の親族が、（その旧の主人たる）親族の旧の部曲・奴婢を殴傷した場合には、一般

人（に対する罪）から減輕することができるか否か⁽²⁾。

【答】五服内の尊卑の親族には、それぞれ血縁関係がある。それ故に尊長を殴打した場合には、（親族関係の親疎に応じて）段階的に（刑罰を）加重するのである。奴婢や部曲の如きに至っては、ただ主人とのみ繋がりがある。主人が（その身分を）解放することとなったならば、思うに（部曲・奴婢は主人に対して）以前からの恩義⁽³⁾があることになる。（そのことが、旧の主人を）殴打し（又は）罵った場合に罪を加重する理由である。主人以外に対しては、たとえ親戚であったとしても、（旧の部曲・奴婢との間に）相互に罪を犯すことがあったならば、すべて一般人の法に依ることになる。

【問】ある人が旧の部曲・奴婢を謀殺しようとし、或いは旧の部曲・奴婢の家に対して強盗して殺傷した場合、罪を減ずるべきかどうか。

【答】旧の部曲・奴婢を殴打した場合には、一般人（に対する罪）から減輕することができる。この場合、死刑に至るともまた減輕の例に依ることになる。このことから明らかのように、謀殺やその他諸々の罪についても減輕の法に依るべきである。ただ、財物を盗む罪は特に通常の犯罪と異なるため、これのみは一般人の法に依ることになり、減輕して罪を科すべきではない⁽⁴⁾。

〔訳注〕

- (2) 問答の冒頭に「部曲・奴婢が旧の主人の期服以下の親族を殴打し（又は）罵り」とあるが、部曲・奴婢が旧主の親族を殴打したり罵ったりした場合に「一般人に対する罪から減輕することができる」とすることは考え難いため、この文には何らかの誤りや脱落が存在する可能性がある。
- (3) 原文「宿恩」について、『訳註 7』356 頁注 2 は「前から（昔から）の恩義」とする。賤人身分からの解放に同意した主人に対しては、仕えていた時代の恩義がなお持続しているとの趣旨であろう。
- (4) 劉『箋釈』1595 頁箋釈〔三〕も指摘するように、賊盜律 34 条第 2 段の註文にあるとおり、強盗の際の殺傷については、被害者が奴婢の場合であっても、一般人と同様に、殺害すれば斬、傷害すれば絞に処せられる（強盗が武器を所持していない場合。武器を所持している場合には、傷害についても斬に処せられる）。

【鬪訟律37条】 戯殺傷人

《第1段》

[原文]

諸戯殺傷人者。減鬪殺傷二等。〔謂以力共戯。至死和同者。〕雖和。以刃。若乘高履危。入水中。以故相殺傷者。唯減一等。即無官応贖而犯者。依過失法收贖。〔余条非故犯。無官応贖者。並準此。〕

疏議曰。戯殺傷人者。謂以力共戯⁽ⁱ⁾。因而殺傷人。減鬪罪二等。若有貴賤尊卑長幼。各依本鬪殺傷罪上減二等。雖則以力共戯。終須至死和同。不相瞋恨而致死者。雖和以刃。礼云。死而不吊者三。謂畏压溺。況乎嬉戯。或以金刃。或乘高處險。或臨危履薄。或入水中。既在險危之所。自須共相警戒。因此共戯。遂致殺傷。雖即和同。原情不合。致有殺傷者。唯減本殺傷罪一等。即無官応贖。謂有蔭及老小廕疾之類。而犯応贖罪者。依過失法收贖。仮有過失殺人。贖銅一百二十斤。戯殺得減二等。贖銅六十斤。即是輕重不類。故依過失贖罪。不從減法。註云。余条非故犯。謂一部律内。諸条非故犯罪。無官応得收贖者。並准此。仮有甲為人合薬。誤不如本方殺人。合徒二年半。若白丁則從真役。若是官品之人合贖者。不可徵銅五十斤。亦徵一百二十斤。則是余条之類。

[校注]

(i) 官版本等の版本では、「戯」の後に「鬪」があり、『訳註 7』357 頁も「鬪」を補って訓読しているが、しばらくは底本に従い原文のままとする。

[訳文]

人を戯殺傷した場合には、鬪殺傷の罪から二等を減ずる。〔力を用いて一緒に戯れ⁽¹⁾、死に至るも合意の上だとする⁽²⁾ ものをいう。〕合意の上で（戯れていた）としても、刃物を用いていた場合、もしくは高所に上り、危険な場所に足を踏み入れ、（又は）水中に入り、そのために互いに殺傷することとなった場合には、ただ（鬪殺傷の罪から）一等のみを減ずる。もし官品を有していないが贖することを許される者が犯した場合には、過失の法に依り贖銅を収めさせる。〔他の条文において、故意に犯したのではなく、官品を有していないが贖することを許される場合は、すべてこれに準ずる。〕

【疏文】「人を戯殺傷した場合」とは、力を用いて一緒に戯れ、その結果人を殺傷した場合をいい、鬪（殺傷）の罪から二等を減ずる。もし（加害者と被害者との間に身分

上の）貴賤・尊卑・長幼（の関係）があるならば、それぞれ当該鬪殺傷の罪に依り、そこから二等を減ずる。すなわち、力を用いて一緒に戯れ、最終的に死亡するに至ったとしても、なお友好的な状態にあり、お互に怒りや恨みもなく死亡させた場合のことである。「合意の上で（戯っていた）としても、刃物を用いていた場合」とあるが、『礼記』（壇弓上）には、「死亡しても弔わない場合が三つある。必要もないのに畏れて自殺した場合（「畏」）、危険な場所に赴いて圧死した場合（「圧」）、溺死した場合（「溺」）をいう」とある⁽³⁾。ましてや自ら進んで戯れた結果死亡した場合はいうまでもない。あるいは金属製の刃物を用い（て戯れ）、或いは高所に上って険しい場所に居り、或いは危険で薄氷を踏むような（細心の注意が必要となる）場所に臨み⁽⁴⁾、或いは水中に入る（等の行為）は、すでに危険な場所にいるのであるから、当然相互に警戒する必要がある。これらにより一緒に戯れ、遂に殺傷するに及んだ場合には、合意があったとしても、情状を考慮するにすべきことではない。殺傷するに至れば、ただ当該殺傷の罪から一等を減ずるに止める。「もし官品を有していないが贖することを許される者」とは、蔭⁽⁵⁾ある者及び老人・子供・廢疾者⁽⁶⁾の類で、罪を犯した場合贖することを許される者⁽⁷⁾は、（闘訟律 38 条の）過失の法によって贖銅を収めさせるべきであることをいう。例えば、人を過失殺すれば、（闘訟律 38 条の規定により、鬪殺の法定刑である絞の収贖額は）銅一百二十斤となるが、戯殺であれば二等を減じじうことができるため、（絞から二等を減じて徒三年となり、その贖銅の額である）銅六十斤を贖することになる。しかしながら、これでは軽重の均衡を図ることができない。それ故に過失（の罪）によって罪を贖わせ、減輕の法にはよらないのである。註文に、「他の条文において、故意に犯したのではなく」とあるが、これは、一部の律内における諸条の故意に罪を犯したのではないものをいい、官品を有していないが贖することを許される者はすべてこれに準ずる。例えば甲が人のために薬を調合し、誤って処方どおりにせず人を殺害した場合には（雜律 7 条により）徒二年半とすべきであるが、もし（甲が）無位無官の者（「白丁」）であれば、実際に（徒刑の）労役に従事することになるが、もしこれが官品ある人⁽⁸⁾で贖すべき場合には、（徒二年半の収贖額である）銅五十斤を徵収してはならず、また一百二十斤を徵収することになる。すなわちこれが「他の条文」の類である。

〔訳注〕

- (1) 原文「戯」について、『訳註 7』358 頁注 1 は、清律戯殺誤殺過失殺傷人条の小註の文言

を引用しつつ、「戯謔（ふざけ、じょうだん）の意ではなく、「ここでは力くらべとか技を競うとかの方向である」とする。また、袁『注訳』653 頁注釈②は、「以力共戯」について「力量を比較する悪ふざけ〔較量力量的戯要〕」とする。すなわち「戯」とは単なる遊戯の類ではなく、武術の対戦をする等の、一步間違えば命を落としかねない危険を伴う行為を当事者合意の上で行うことを意味する。

- (2) 原文「和同」について、曹『訳註』782 頁注釈〔2〕は「両者が友好的に同意しており、怨恨しているといった事情がないこと〔両方和好同意、沒有仇恨的事〕」とする。
- (3) 『訳註 7』359 頁注 4 は「鄭注によると、この三つを弔哭しないのは身を軽んじ、孝を忘れた行為であるからである。「畏」は罪がないのにおそれて自殺した場合、「压」……は危険の地に行き、土石の崩壊などで压死した場合、「溺」は溺死の場合である」とする。
- (4) 原文「臨危履薄」について、曹『訳註』782 頁注釈〔5〕は「身を置いている状況が危険であることの比喩。細心の注意を払って身を慎むことが必須である。《詩經・小雅・小旻》に「戰々恐々とすること、深淵に臨むが如く、薄氷を踏むが如し」とある〔比喩处境危険。必須小心謹慎。《詩・小雅・小旻》：“戰戰兢兢、如臨深淵、如履薄氷。”〕」とする。
- (5) 「蔭」については、闕証律 4 条訳注 (6) 参照。
- (6) 「廢疾」については、闕証律 4 条訳注 (3) 参照。
- (7) 蔭によって贖が許される者については、名例律 9 条・10 条・11 条・13 条に規定がある。また、老人・子供・心身障礙者の収贖については、名例律 30 条に規定がある。
- (8) 原文「若是官品之人」について、『唐律疏議』の諸版本および中華民国國務院法制局重校本『宋刑統』においてはいずれも文字の異同はないが、天一閣所蔵の『宋刑統』鈔本では、「若非官品之人」となっている。ここでは、官品を有していないが恩蔭によって収贖することが認められる者の話をしているのであるから、鈔本にあるように「是」ではなく「非」とする方が適切かとも思われるが、しばらくは諸版本に従い、「是」のままでして訳出しておく。

《第 2 段》

〔原文〕

其不和同。及於期親尊長外祖父母夫⁽ⁱ⁾之祖父母。雖和。並不得為戲。各從闕殺傷法。

疏議曰。謂戲者元不和同。及於期親尊長。外祖父母夫⁽ⁱⁱ⁾之祖父母。此等尊長。非應共戲。縱雖和同。並不得為戲。各從闕殺傷之法。仮有共期親尊長戲。折一支。仍處絞

之類。

〔校注〕

- (i) (ii) 湧喜斎本・官版本等いくつかの版本では、「夫」の後にもう一字「夫」があり、『訳註 7』358 頁も「夫」を一字補って訓読しているが、しばらくは底本に従い原文のままとする。

〔訳文〕

合意していなかった場合、及び期親の尊長・外祖父母・夫の祖父母に対して（戯っていた）場合、合意の上であったとしても、すべて戯（殺傷）とすることはできず、それぞれ鬪殺傷の法に従う。

【疏文】戯れている者が始めから合意していなかった場合、及び期親の尊長・外祖父母・夫の祖父母に対して（戯っていた）場合、これらの尊長は一緒に戯れるべき相手ではないため、たとえ合意していたとしても、すべて戯（殺傷）とすることはできず、それぞれ鬪殺傷の法に従う。例えば期親の尊長と共に戯れ、手足一本を折った場合には、（鬪訟律 27 条により）なお絞に処するといった類のことである。

【鬪訟律38条】過失殺傷人

〔原文〕

諸過失殺傷人者。各依其状。以贖論。〔謂耳目所不及。思慮所不到。共举重物。力所不制。若乘高履危足跌。及因擊禽獸。以致殺傷之属。皆是。〕

疏議曰。過失之事。註文論之備矣。殺傷人者。各準殺傷本状。依収贖之法。註云。謂耳目所不及。仮有投甕瓦及彈射。耳不聞人声。目不見人出。而致殺傷。其思慮所不到者。謂本是幽僻之所。其處不應有人。投瓦及石。誤有殺傷。或共举重物。而力所不制。或共升高險。而足蹉跌。或因擊禽獸而誤殺傷人者。如此之類。皆為過失。称之属者。謂若共捕盜賊。誤殺傷旁人之類皆是。其本應居作官當者。自從本法。

〔訳文〕

人を過失殺傷した場合には、それぞれその（殺傷の）情状により、贖をもって論ずる。〔（人

の声や姿等が) 耳にも目にも届かず、(人を殺傷することなど) 思いも至らないような場合をいい、(例えば) 一緒に重量物を担いでいて、自分の力では制御することができず、もしくは高所に上り危険な箇所に踏み入って足を滑らせ、及び鳥獣を撃った際に、殺傷してしまったような種類のことがみなこれに当たる。】

【疏文】過失のことは、註文がつぶさに論じている。人を殺傷した場合には、それぞれ殺傷の情状に準じて、収贖の法による。註文に「(人の声や姿等が) 耳にも目にも届かず」とあるが、これは例えかわらけ⁽¹⁾ を投げたり弾を発射したり⁽²⁾ したところ、耳に人声を聞かず、目にも人出を見なかったのに、(人を) 殺傷してしまった場合をいう。「(人を殺傷することなど) 思いも至らないような場合」とは、もともと(そこが) 人里離れた僻地⁽³⁾ であり、その場所に人がいるべきではないような所で、瓦や石を投げて、誤って(人を) 殺傷することがあった場合をいう。或いは一緒に重量物を担いでいて、自分の力では制御することができず、或いは一緒に高く危険な場所に上って足を滑らせ、或いは鳥獣を撃った際に誤って人を殺傷した場合など、このような類のものがすべて過失となる。「のような種類のこと」とは、もし一緒に盜賊を捕えようとして、誤って傍らにいた人を殺傷したような類のことはすべてこれに当たる。本来労役に服さなければならない場合や官当法を適用すべき場合については、おのずから当該の法に従う⁽⁴⁾。

〔訳注〕

- (1) 原文「瓢瓦」について、『訳註 7』360 頁注 1 は「瓢はかわら。又練瓦。しきがわら。瓢瓦で瓢と瓦の意であることもあるし、しきがわらのことをいうこともある」とする。言葉の意味はそのとおりで間違いないと思われるが、この文脈では瓦そのものではなく、その破片を投げるという意味であると考えて、本文のように訳出した。
- (2) 原文「弾射」について、『訳註 7』360 頁注 2 は「はじき弓で弾丸(弓でとばす。石または鉄)をうつ」とする。
- (3) 原文「幽僻」について、袁『注訳』655 頁注釈③は「奥深く静かで辺鄙な場所のこと〔幽静偏僻的地方〕」とする。
- (4) 『訳註 7』360 頁注 4、錢『新注』739 頁注釈④が指摘するように、五流の一つである「子孫犯過失流」は収贖の対象とならないし(名例律 11 条参照)、官人が過失殺傷の罪を犯して徒流刑に該当する場合には、官当法(名例律 17 条)が優先して適用されることになる。

附 篇

宋代正犯考

川村 康

はじめに

「正犯」という語は現代日本刑法と前近代中国法とでは異なる意味をもつ。宋代法史研究においてはほとんど検討されてこなかったが、以下の慶元名例勅（『慶元条法事類』卷 16・文書門 1・赦降⁽¹⁾。以下「名例勅赦降條」と称する）はこの語を明記している。

諸そ赦降に枉法、自盜及び入己贓と称する者は、並びに已に入己したるを謂ふ〔応に私罪に断すべき者は非なり〕。劫謀故鬪殺と称する者は正犯を謂ふ。即し邪法薬物を以て人に与へて服食せしめ、及び人の為に合藥題疏鍼刺して故らに本方の如くせず、厭魅符書を造りて呪詛し——並びに以て人を疾苦せしめんと欲したるを謂ふ、或は故らに畜産及び猛獸をして人を殺傷せしめ、或は故らに人の服用飲食の物を屏去し、或は脯肉の毒あるを故らに人に与へて食ましめ、或は規避する所ありて本宗或は總麻以上の親を將て遺棄し、或は人の死罪を誣告し、或は詐りて人を陥れ、或は罪人を捕へて已に拘執に就きたるに別に讐恨を挟み若くは規避する所ありて殺さんと謀り、或は尊長の死罪を犯して囚禁せられて雇倩を遣はしめず及び辞未だ窮尽せずして殺さんと謀り、或は故らに人を死罪に入れ、或は情を挟みて法に託し、或は故らに惨毒を為し、各々人を殺すを致したる者は、皆な正犯に同じ。〔諸赦降。称枉法自盜及入己贓者。並謂已入己〔応断私罪者非〕。称劫謀故鬪殺者謂正犯。即以邪法薬物与人服食。及為人合藥題疏鍼刺故不如本方。造厭魅符書呪詛。並謂欲以疾苦人。或故令畜産及猛獸殺傷人。或故屏去人服用飲食之物。或脯肉有毒故与人食。或有所規避將本宗或總麻以上親遺棄。或誣告人死罪。或詐陷入。或捕罪人已就拘執別挟讐恨若有所規避而謀殺。或尊長犯死罪被囚禁不遣雇倩及辭未窮盡而謀⁽²⁾殺。或故入人死罪。或挟情託法。或故為慘毒。各致殺人者。皆同正犯。〕

戴建国氏はこの勅条を第一の論拠として「社会に対する危害がもっとも大きい一連の犯罪をひとつに類別し、正犯と総称した⁽³⁾」と説く。これに対して筆者はこの語を「その罪に対する規定が直接に刑名を定める定型的な行為⁽⁴⁾」とする見解を示したが、充分な考察にもとづくものではなかった。本稿は名例勅赦降条の検討を手掛かりに、宋代における「正犯」の語義を再考するものである。

名例勅赦降条の検討

宋代の赦降は刑の減免から除外する罪名を列記するのが通例である。たとえば元豊八年（1085）正月甲寅（19日）赦天下制（『宋大詔令集』卷216・政事69・恩宥下）「天下に大赦すべし。劫謀故闘四殺の已に人を殺し、十惡、偽印、放火、盜賊の死に抵るは赦さず、及び情軽きは奏裁し減等して刺配するを除くの外、其の餘の罪は、輕重となく、咸な之を赦除す〔可大赦天下。除劫謀故闘四殺已殺人。十惡。偽印。放火。盜賊抵死不赦。及情軽奏裁減等刺配外、其餘罪。無輕重。咸赦除之〕」は「劫謀故闘四殺已殺人」と「十惡偽印放火盜賊」による死罪犯を、紹聖四年（1097）九月壬子（2日）彗星見大赦天下制（『宋大詔令集』卷155・政事8・儆災5）「天下に大赦すべし。応そ紹聖四年九月五日昧爽以前の罪人は、劫殺謀殺故殺闘殺を犯して並びに已に人を殺すを為したる者、並びに十惡、偽造符印、放火等の罪は並びに赦さざるを除くの外、其の餘の罪は、輕重となく、已に覺発したるも未だ覺発せざるも、已に結正したるも未だ結正せざるも、咸な之を赦除す〔可大赦天下。応紹⁽⁵⁾聖四年九月五日昧爽以前罪人。除犯劫殺謀殺故殺闘殺並為已殺人者。并十惡。偽造符印。放火等罪。並不赦外。其餘罪。無輕重。已覺発未覺発。已結正未結正。咸赦除之〕」は「劫殺謀殺故殺闘殺並為已殺人」と「十惡偽造符印放火等」を刑の減免から除外する。赦降が刑の減免から除外するものとして列記する罪名の定義規定が、名例勅赦降条なのである。

まず名例勅赦降条は赦降が刑の減免から除外する罪名とする「枉法」「自盜」「入己贓」は「已入己」をいうとする。

枉法は官員が財物を領得して法に反する枉法の処分をすることである。職制律48条「諸そ監臨主司、財を受けて枉法したる者は、壹尺は杖壹伯。壹疋ごとに壹等を加ふ。拾伍疋は絞。枉法せざる者は、壹尺は杖玖拾。貳疋ごとに壹等を加ふ。参拾疋は加役流。無祿の者は、各々壹等を減す。枉法したる者は、貳拾疋は絞。枉法せざる者は、肆拾疋は加役流

〔諸監臨主司。受財而枉法者。壹尺杖壹伯。壹疋加壹等。拾伍疋絞。不枉法者。壹尺杖玖拾。貳疋加壹等。參拾疋加役流。無祿者。各減壹等。枉法者。貳拾疋絞。不枉法者。肆拾疋加役流〕は、有祿者は贓 15 疋、無祿者は贓 20 疋で絞とするが、唐天宝元年（742）二月二十日勅節文（『宋刑統』卷 11・職制律 48 条附載 1 条）「官吏の応そ枉法贓を犯し、拾伍疋は合に絞たるべき者は、自今以後、特に宜しく加へて貳拾疋に至るべし。仍ほ即ちに諸れを格律に編む〔官吏応犯枉法贓。拾伍疋合絞者。自今以後。特宜加至貳拾疋。仍即編諸格律〕」は有祿者は贓 20 疋、後周顯徳五年（958）七月七日勅条（『宋刑統』卷 11・職制律 48 条附載 4 条）「今後、無祿の人の枉法贓を犯したる者は、特に加へて貳拾伍疋に至れば絞〔今後。無祿人犯枉法贓者。特加至貳拾伍疋絞〕」は無祿者は贓 25 疋で絞と改めている。

自盜は官員による官有の財物の盗取である。賊盜律 36 条「諸そ監臨主守、自ら盜み、及び監臨する所の財物を盗みたる者は〔……〕、凡盜に貳等を加ふ。參拾疋は絞〔諸監臨主守。自盜。及盜所監臨財物者〔……〕。加凡盜貳等。參拾疋絞〕」は贓 30 疋で絞とするが、慶元賊盜勅（『慶元條法事類』卷 9・職制門 6・饋送・旁照法⁽⁶⁾）「諸そ監臨主守、自ら盜み、及び監臨する所の財物を盗みたれば、罪、流に至れば本州に配す〔除免に非ざる者を謂ふ〕。參拾伍匹は絞〔諸監臨主守。自盜。及盜所監臨財物。罪至流。配本州〔謂非除免者〕。參拾伍匹絞〕」は贓 35 疋で絞と改めている。

入己贓は公務執行の際に徴収した財物を自己のものとすることである。建隆四年（963）起請（『宋刑統』卷 11・職制律 48 条附載 6 条）「臣等參詳。今後、応そ田苗を検括し、役を差し税を定め、帳を送り簿を過し、税租を了末し、保を団して賊を捉へ、僧帳を供造するに縁り、以上の公事に因り人の錢物を率斂して入己し、枉曲する所なき者は、請ふらくは不枉法を以て論じ、伍拾疋を過ぎたる者は、奏して勅裁を取らんことを。若し入己せず、転じて將て行用したれば、貳等を減じ、壹伯疋を過ぎたる者は、奏して勅裁を取らんことを。若し財物を率斂して、枉曲する所あり、及び強ひて人の財物を率斂して入己したる者は、並びに枉法を以て論ぜんことを〔臣等參詳。今後。応縁檢括田苗。差役定税。送帳過簿。了末税租。団保捉賊。供造僧帳。因以上公事率斂人錢物入己。無所枉曲者。請以不枉法論。過伍拾疋者。奏取勅裁。若不入己。転將行用。減貳等。過壹伯疋者。奏取勅裁。若率斂財物。有所枉曲。及強率斂人財物入己者。並以枉法論〕」は財物を入己して枉法の処分をしなかった場合は以不枉法論とし、贓 50 疋を超える場合は奏裁とする。財物を入己せず公用に充てた場合は以不枉法論二等減とし、贓 100 疋を超える場合は奏裁とする。財物を入己

して枉法の処分をし、あるいは威力を用いて財物を徴収し入己した場合は以枉法論とする。

名例勅赦降条は、枉法・自盜・入己贓が公務上の悪意のない公罪であれば、赦降による刑の減免からの除外はすでに入己した場合に限られるとする。未入己であれば刑の減免が適用される。ただ、枉法と自盜に公罪が成立しうるのかは疑問である。勅注が「応断私罪者非」とするのは、公務とは無関係あるいは公務上悪意をもって犯した私罪⁽⁷⁾では入己・未入己を問わず刑の減免から除外されるからである。

次に名例勅赦降条は赦降が刑の減免から除外する罪名とする「劫謀故鬪殺」は「正犯」をいうとする。劫謀故鬪殺は劫殺・謀殺・故殺・鬪殺の連称であり、「四殺」とも総称される。「正犯」の語義については後述する。

劫殺は明確な規定を見出せないが、元・徐元瑞『吏学指南』七殺は「劫。威力もて強取す〔劫。威力強取〕」とするから、威力を行使して財物などを強取する際の殺害をいうのであろう。劉曉林氏は「唐律中の“劫殺”は専門的な犯罪概念をなしており、その含意は、威・力を以て人・財・物を強取する過程において、人の死亡をもたらす犯罪行為であると表し得る。具体的に言えば、“劫殺”は、謀叛（部衆を率いて攻撃虜掠すること）、劫囚、略人・略奪人、強盗の犯罪の過程における殺人行為であって、ある種の具体的犯罪ではない⁽⁸⁾」として以下の四類型を掲げる⁽⁹⁾。すべて刑名は斬である。

④賊盜律 4 条「諸そ叛を謀りたる者は絞。已に上道したる者は皆な斬〔……〕。妻子は流貳阡里。若し部衆を率ゐて伯人以上たれば、父母妻子は流參阡里。率ゐる所、伯人に満たざると雖も、故を以て害を為したる者は、伯人以上を以て論ず〔害とは、攻撃虜掠する所ありたる者を謂ふ〕〔諸謀叛者絞。已上道者皆斬〔……〕。妻子流貳阡里。若率部衆伯人以上。父母妻子流參阡里。所率雖不滿伯人。以故為害者。以伯人以上論〔害。謂有所攻撃虜掠者〕〕」にいう謀叛者が部衆を率い上道して攻撃を行い捕虜をとり略奪する際の人の殺害。

⑤賊盜律 10 条「諸そ囚を劫したる者は流參阡里。人を傷つけ、及び死囚を劫したる者は絞。人を殺したる者は皆な斬〔但そ劫したれば則ちに坐す。囚を得るを須たず〕。若し囚を窃みて亡げたれば、囚と罪を同じくす〔……〕。窃みて未だ得ざれば、貳等を減ず。故を以て人を殺傷したる者は、劫囚の法に従ふ〔諸劫囚者流參阡里。傷人。及劫死囚者絞。殺人者皆斬〔但劫則坐。不須得囚〕。若窃囚而亡。与囚同罪〔……〕。窃而未得。減貳等。以故殺傷人者。従劫囚法〕」にいう囚人の強取・窃取の際の人の殺害。

◎賊盜律 34 条「諸そ強盜 [威若しくは力を以て其の財を取りたるを謂ふ。先に強して後に盗みたるも、先に盗みて後に強したるも等し。若し人に薬酒及び食を与へ、狂乱せしめて財を取りたるも、亦た是なり。……]、財を得ざれば徒貳年。壹尺は徒參年。貳疋ごとに壹等を加ふ。拾疋、及び人を傷つけたる者は絞。人を殺したる者は斬 [奴婢を殺傷したるも亦た同じ。財主に非ざると雖も、但そ盜に因りて殺傷したれば、皆な是なり]。其れ仗を持したる者は、財を得ざると雖も、流參阡里。伍疋は絞。人を傷つけたる者は斬 [諸強盜 [謂以威若力而取其財。先強後盜。先盜後強等。若与人薬酒及食。使狂乱取財。亦是。……]。不得財徒貳年。壹尺徒參年。貳疋加壹等。拾疋。及傷人者絞。殺人者斬 [殺傷奴婢亦同。雖非財主。但因盜殺傷。皆是]。其持仗者。雖不得財。流參阡里。伍疋絞。傷人者斬]」にいう強盜の際の人の殺害。

④賊盜律 45 条「諸そ人を略し、人を略売して [和せざるを略と為す。拾歳以下は、和したると雖も亦た略の法に同じ] 奴婢と為したる者は絞。部曲と為したる者は流參阡里。妻妾子孫と為したる者は徒參年 [因りて人を殺傷したる者は、強盜の法に同じ] [諸略人。略売人 [不和為略。拾歳以下。雖和亦同略法] 為奴婢者絞。為部曲者流參阡里。為妻妾子孫者徒參年 [因而殺傷人者。同強盜法]]」にいう人の略取・略取売却の際の人の殺害⁽¹⁰⁾。

これらのうち④は名例律 6 条謀叛「參に曰く謀叛 [國に背き偽に従ふを謀りたるを謂ふ] [參曰謀叛 [謂謀背國従偽]]」により謀叛自体が十惡第三に位置づけられ、一般的な赦降による刑の減免から除外される⁽¹¹⁾から、名例勅赦降条にいう劫殺は一般的には⑤⑥⑦の三類型に限られ、主として④強盜殺人を指すと解される⁽¹²⁾。

謀殺は賊盜律 9 条「諸そ人を殺さんと謀りたる者は徒參年。已に傷つけたる者は絞。已に殺したる者は斬 [諸謀殺人者徒參年。已傷者絞。已殺者斬]」にいう予備陰謀にもとづく故意の人の殺害で、斬とされる。

故殺は予備陰謀にもとづかない故意の人の殺害、鬪殺は殺害の故意のない鬪争殴打の結果として人を死亡させることである。鬪訟律 5 条「諸そ鬪殴して人を殺したる者は絞。刃を以てし、及び故らに人を殺したる者は斬。鬪に因ると雖も兵刃を用ひて殺したる者は、故殺と同じ [諸鬪殴殺人者絞。以刃。及故殺人者斬。雖因鬪而用兵刃殺者。与故殺同]」は故殺と兵器を手段とする鬪殺は斬、兵器以外の手段による鬪殺は絞とされる。

さらに名例勅赦降条は劫謀故鬪殺の「同正犯」として赦降による刑の減免から除外される以下の十四類型を列挙する。

①「以邪法薬物与人服食」は邪法により製造した薬物を人に投与することであるが、明確な規定を見出せず、処断は明らかでない。「邪法薬物」は賊盜律 15 条「諸そ蠱毒を造畜〔造合して蠱を成し、以て人を害するに堪ふる者を謂ふ〕……したる者は絞。……造畜したる者は、赦に会ふと雖も、……亦た流參阡里〔諸造畜蠱毒〔謂造合成蠱。堪以害人者〕……者絞。……造畜者。雖会赦。……亦流參阡里〕」にいう「蠱毒」とは解し難い。造畜蠱毒は名例律 6 条不道「伍に曰く不道〔……蠱毒を造畜し、厭魅したるを謂ふ〕〔伍曰不道〔謂……。造畜蠱毒。厭魅〕〕」により十惡第五に位置づけられ、一般的な赦降による刑の減免から除外されるからである。賊盜律 16 条「諸そ毒薬を以て人に薬し……たる者は絞〔以て人を殺すに堪ふる者を謂ふ。……〕〔諸以毒薬薬人……者絞〔謂堪以殺人者。……〕〕」にいう「毒薬」と解するのも無理であろう。

②「為人合薬題疏鍼刺故不如本方」は医師が人のために故意に方書外の薬品を調合し、その用法を示し、鍼治療をすることである。雜律 7 条「諸そ医、人の為に合薬し、及び題疏針刺し、……其れ故らに本方の如くせず、人を殺傷したる者は、故殺傷を以て論ず。人を傷つけざると雖も杖陸拾〔諸医。為人合薬。及題疏針刺。……其故不如本方。殺傷人者。以故殺傷論。雖不傷人杖陸拾〕」にあたる。結果として死亡させた場合は以故殺論とされるが、殺害の故意のない結果的加重犯である点で故殺と異なる。

③「造厭魅符書呪詛並謂欲以疾苦人」は人の病苦を意図する呪詛行為である。賊盜律 17 条「諸そ憎惡する所ありて、厭魅を造り、及び符書を造りて呪詛し、以て人を殺さんと欲したる者は、各々謀殺を以て論じ貳等を減ず〔周親尊長及び外祖父母、夫、夫の祖父母父母に於てしたれば、各々減ぜず〕。故を以て死を致したる者は、各々本殺の法に依る。以て人を疾苦せしめんと欲したる者は、又た貳等を減ず〔子孫の祖父母父母に於てし、部曲奴婢の主に於てしたる者は、各々減ぜず〕〔諸有所憎惡。而造厭魅。及造符書呪詛。欲以殺人者。各以謀殺論減貳等〔於周親尊長及外祖父母夫夫之祖父母父母。各不減〕〕。以故致死者。各依本殺法。欲以疾苦人者。又減貳等〔子孫於祖父母父母。部曲奴婢於主者。各不減〕〕にあたる。結果として死亡させた場合、被害者が祖父母父母であれば以謀殺論、凡人であれば以謀殺論二等減とされるが、殺害の故意のない結果的加重犯である点で謀殺と異なる。ただ、厭魅は名例律 6 条不道により十惡第五に位置づけられ、名例律 6 条不道疏第二段は「厭魅なる者は、其の事多端、具さに述ぶべからず。皆な邪俗にして、陰かに不軌を行ひ、前人をして疾苦及び死せしめんと欲したる者を謂ふ〔厭魅者。其事多端。不可具述。皆謂邪俗。陰行不軌。欲令前人疾苦及死者〕」とするから、病苦を意図するもの

でも一般的な赦降による刑の減免から除外される。

④「故令畜産及猛獸殺傷人」は人の殺傷を意図して畜産や猛獸に襲わせることである。畜産については廢庫律 12 条「諸そ畜産……、若し故らに放ちて人を殺傷せしめたる者は、闘殺傷より壹等を減ず〔諸畜産……。若故放令殺傷人者。減闘殺傷壹等〕」にあたる。結果として死亡させた場合は減闘殺一等とされる。猛獸については慶元雜勅（『慶元條法事類』卷 79・畜産門・畜産傷人）「諸そ猛獸を養ひたる者は、……若し故らに人を殺傷せしめたれば、各々其の状に依り、故闘殺傷を以て論ず〔諸養猛獸者。……若故令殺傷人。各依其状。以故闘殺傷論〕」にあたる。結果として死亡させた場合は以故殺論または以闘殺論とされる。畜産や猛獸の行動に偶然の要素が介在しうる点で、故殺や闘殺と異なる。

⑤「故屏去人服用飲食之物」は人の衣服や飲食など生存に必要な物品を奪い去り与えないことである。賊盜律 14 条「其れ故らに人の服用飲食の物を屏去し、故を以て人を殺傷したる者は、各々闘殺傷を以て論ず〔其故屏去人服用飲食之物。以故殺傷人者。各以闘殺傷論〕」にあたる。結果として死亡させた場合は以闘殺論とされるが、闘殴の事実がない点で闘殺と異なる。

⑥「脯肉有毒故与人食」は有毒の乾燥肉を故意に人に食べさせることである。賊盜律 16 条「脯肉に毒あり。^{かつ}曾經て人を病ましむ。餘りある者は、速やかに之を焚く。違ひたる者は杖玖拾。若し故らに人に与へて食ましめ、……人をして病ましめたる者は徒壹年。故を以て死を致したる者は絞〔脯肉有毒。曾經病人。有餘者。速焚之。違者杖玖拾。若故与人食……。令人病者徒壹年。以故致死者絞〕」にあたる。結果として死亡させた場合は結果加重犯として絞とされる。

⑦「有所規避將本宗或縕麻以上親遺棄」は規避すなわち犯罪の隠匿や税役負担の減免など不利益の回避を目的とする親属の遺棄であるが、明確な規定を見出せない。建隆四年起請（『宋刑統』卷 24・闘訟律 47 条附載 1 条）「臣等参照。諸道州府の民俗、間々瘟疫の疾を患ふ者あれば、悉く便ちに骨肉相ひ棄て、人の看侍を絶つ。以て死亡するに至るも、亦^{みづか}た躬身ら葬殮せず。人倫の弊、斯より甚しきは莫し。応そ上件の邪俗の未だ除かれざるの処あれば、州県に委ね、長吏以下、常に訪察を加へ、重く決断を行ふ〔臣等参照。諸道州府民俗。間有患瘟疫之疾者。悉便骨肉相棄。絶人看侍。以至死亡。亦不躬身葬殮。人倫之弊。莫甚於斯。応有上件邪俗未除之処。委州県。長吏以下。常加訪察。重行決断〕」に類するが、処断は明らかでない⁽¹³⁾。

⑧「誣告人死罪」は死罪の誣告である。闘訟律 41 条「諸そ人を誣告したる者は、各々

反坐す。即し糺弾の官、私を挟み弾事して実ならざる者も、亦た之の如し〔反坐して罪を致すは、前人の罪に入るの法に准ず。死に至りて前人未だ決せられざる者は、壹等を減ずるを聽す。……〕〔諸誣告人者。各反坐。即糺弾之官。挟私弾事不実者。亦如之〔反坐致罪。准前人入罪法。至死而前人未決者。聴減壹等。……〕〕にあたる。結果として刑死させた場合は誣告した罪の准論として死刑とされるが、事案審理の過程に偶然の要素が介在しうる点で謀殺や故殺と異なる。

⑨「詐陥人」は詐術により人を河川の深みや橋梁の腐朽箇所など危険な場所に誘導することである。詐偽律 24 条「諸そ詐りて人を陥れ、死に至り、及び傷つけたる者は、鬪殺傷を以て論ず〔津河の深瀝、橋船の朽敗を知りて、人を誑かして渡らしめたるの類を謂ふ〕〔諸詐陥人。至死。及傷者。以鬪殺傷論〔謂知津河深瀝。橋船朽敗。誑人令渡之類〕〕にあたる。結果として死亡させた場合は以鬪殺論とされるが、鬪殴の事実がない点で鬪殺と異なる。

⑩「捕罪人已就拘執別挟讎恨若有所規避而謀殺」は捕縛された罪人の殺害をはかることで、別に怨恨や規避が存する場合である。捕亡律 2 条「諸そ罪人を捕ふるに、……已に拘執に就き、及び拒捍せざるに、殺し、或は之を折傷したれば、各々鬪殺傷を以て論ず。刃を用ゐたる者は、故殺傷の法に従ふ。罪人の本犯、応に死たるべくして殺したる者は、加役流〔諸捕罪人。……已就拘執。及不拒捍。而殺。或折傷之。各以鬪殺傷論。用刀者。従故殺傷法。罪人本犯応死而殺者。加役流〕にあたる。結果として死亡させた場合は以鬪殺論または従故殺法とされるが、捕縛という正当な機会が介在する点で故殺や鬪殺と異なる。

⑪「尊長犯死罪被囚禁不遣雇倩及辭未窮尽而謀殺」は死罪により囚禁された尊長が自己の殺害を依頼せず、および自白に至らないのに、その殺害をはかることである。斷獄律 3 条「諸そ死罪の囚、辭、窮尽して〔……〕、囚の親故、囚の遣はす所と為り、人を雇倩して之を殺し、及び之を殺したる者は、各々本殺の罪に依り貳等を減ず。囚、若し雇倩を遣はしめず、及び辭、未だ窮尽せずして殺したれば、各々鬪殺傷を以て論ず。死に至りたる者は加役流。辭、窮尽したると雖も、子孫の祖父母父母に於てし、部曲奴婢の主に於てしたる者は、皆な故殺の罪を以て論ず〔諸死罪囚。辭窮尽〔……〕。而囚之親故為囚所遣。雇倩人殺之。及殺之者。各依本殺罪減貳等。囚若不遣雇倩。及辭未窮尽而殺。各以鬪殺傷論。至死者加役流。辭雖窮尽。而子孫於祖父母父母。部曲奴婢於主者。皆以故殺罪論〕にあたる。結果として死亡させた場合は以鬪殺論とされ、死刑に至れば加役流に減じられる。

る。尊長が祖父母父母ならば以故殺論とされ、死刑に至っても減じられない。囚禁の状況などに偶然の要素が介在しうる点で故殺や鬪殺と異なる。

⑫「故入人死罪」は無実または笞杖徒流罪にあたる者を故意に死刑に処断することである。断獄律 19 条「諸そ官司、人を罪に入れたる者は〔故らに情状を増減し、以て事を動ずるに足る者を謂ふ。恩赦あるを聞知して故らに論決し、及び示導して實辭を失はしめたるの類の若し〕。若し全罪を入れたれば、全罪を以て論ず〔……〕。軽きより重きに入れたらば、剰す所を以て論ず。刑名の易へたる者は、……笞杖より徒流に入れ、徒流より死罪を入れたれば、亦た全罪を以て論ず〔諸官司。入人罪者〔謂故增減情状。足以動事者。若聞知有恩赦而故論決。及示導令失實辭之類〕。若入全罪。以全罪論〔……〕。従輕入重。以所剩論。刑名易者。……従笞杖入徒流。従徒流入死罪。亦以全罪論〕」にあたる。結果として刑死させた場合は故入した全罪の以論として死刑とされるが、事案審理の過程に偶然の要素が介在しうる点で謀殺や故殺と異なる。

⑬「挾情託法」は私情により法的処断を借りて人を杖打することである。刑部格（『宋刑統』卷 29・断獄律 10 条附載 1 条）「勅節文。其れ情を挟みて法に託し、枉打して人を殺すことありたる者は、宜しく故殺の罪を科すべし〔勅節文。其有挾情託法。枉打殺人者。宜科故殺罪〕」にあたる。結果として死亡させた場合は科故殺罪とされるが、殺害の故意のない結果的加重犯である点で故殺と異なる。

⑭「故為慘毒」は刑罰・拷問の杖打を所定の打数を超過して執行し、杖に加えて何らかの刑具で打撃するなど、杖打の執行人である杖直による受刑者の意図的な虐待である。慶元断獄勅（『慶元条法事類』卷 73・刑獄門 3・決遣）「諸そ杖直、人を決して暗かに杖数を加へ、及び杖の上に増すに他物を以てし、故らに慘毒を為したる者は、徒貳年。意の規求に在り、或は情の讐嫌に涉り、若くは徒流罪を決したる者は、本州に配す。故を以て死を致したる者は、故殺の法に依る。仍ほ奏裁す〔諸杖直。決人而暗加杖数。及於杖上増以他物。故為慘毒者。徒貳年。意在規求。或情涉讐嫌。若決徒流罪者。配本州。以故致死者。依故殺法。仍奏裁〕」にあたる。結果として死亡させた場合は依故殺法のうえ奏裁とされるが、殺害の故意のない結果的加重犯である点で故殺と異なる。

これらの行為の結果として人を死亡させた「致殺人者」の場合、劫謀故鬪殺の「同正犯」として赦降による刑の減免から除外される。これらの罪名に対する刑罰規定は、①⑦が不明、⑥が絞、⑧が誣告した罪の准論、⑫が故入した罪の以論であるほか、以謀殺論（③）、以故殺論（②④⑪）、従故殺法（⑩）、科故殺罪（⑬）、依故殺法（⑭）、以鬪殺論（④⑤）

⑨⑩⑪)、以謀殺論減二等 (③)、減鬪殺一等 (④) などとされる。

名例律 53 条「諸そ反坐、及び之を罪す、之を坐す、与に罪を同じくすと称する者は、止だ其の罪を坐す〔死たる者は絞に止むるのみ〕。枉法に准じて論ず、盜に准じて論ずと称するの類は、罪は流參阡里に止む。但だ其の罪に准じ、並びに除免、倍贓、監主加罪、加役流の例に在らず。枉法を以て論ず、及び盜を以て論ずと称するの類は、皆な真犯と同じ〔諸称反坐。及罪之。坐之。与同罪者。止坐其罪〔死者止絞而已〕。称准枉法論。准盜論之類。罪止流參阡里。但准其罪。並不在除免。倍贓。監主加罪。加役流之例。称以枉法論。及以盜論之類。皆与真犯同〕」によれば、ある犯罪の刑罰規定が「以某罪論」であるとき、その刑名は「某罪」の刑に依拠して定まり、それに付随する除名免官、倍贓、監主加罪などの処置も「某罪」と同断とされる⁽¹⁴⁾。この「某罪」が「真犯」であり、名例律 53 条にいう「真犯」は「真正の某罪犯」の意味である。

たとえば衛禁律 22 条「即し廟社禁苑に向かひて射し、及び弾を放ち、瓦石を投じて、人を殺傷したる者は、各々鬪殺傷を以て論ず。死に至りたる者は加役流〔即向廟社禁苑射。及放弾。投瓦石。殺傷人者。各以鬪殺傷論。至死者加役流〕」は廟社禁苑に向けての弓射、放弾、投石などの結果として人を死亡させた者の刑罰を以鬪殺論、死刑に至れば加役流に減ずると規定する。慶元賊盜勅（『慶元条法事類』卷 51・道釈門 2・雜犯）「諸そ僧道、人を教誘して捨身せしめたる者は、徒貳年。傷重き者は、故殺傷を以て論ず。罪、死に至りたる者は、壹等を減じ、阡里に配す。即し捨身の具を建造したる者は、徒壹年。故を以て支体を損折するを致したれば、貳等を加ふ。人を殺すを致したる者は、又た貳等を加ふ〔諸僧道。教誘人捨身者。徒貳年。傷重者。以故殺傷⁽¹⁵⁾論。罪至死者。減壹等。配阡里。即建造捨身之具者。徒壹年。以故致損折支体。加貳等。致殺人者。又加貳等〕」は人を教誘して捨身させた結果として死亡させた僧道の刑罰を以故殺論、死刑に至れば流三千里に減じ配千里と規定する。真犯たる鬪殺・故殺の刑とそれに付隨する処置が当該行為に適用されるという意味で「与真犯同」なのである。

刑罰規定が以謀殺論、以故殺論、以鬪殺論であるとき、その刑名は真犯である謀殺・故殺・鬪殺の刑に依拠して定まり、それに付隨する処置は真犯と同断とされる。以謀殺論減二等のように以論のうえで減等がなされる場合も、名例律 53 条疏第四段「盜を以てし、鬪を以てし、壹等を減ずと称するは、処すること真犯に同じ〔称以盜。以鬪。減壹等。処⁽¹⁶⁾同真犯〕」により、付隨する処置は真犯と同断とされる⁽¹⁷⁾。從故殺法、科故殺罪、

依故殺法は以故殺論と、減闘殺一等は以闘殺論減一等と同義である⁽¹⁸⁾。故入(⑫)は全罪の以論である。名例律53条に従えば、謀殺・故殺・闘殺を刑の減免から除外する赦降は、これらの刑罰規定をもつ罪も刑の減免から除外するはずである。誣告(⑧)は誣告した罪の准論で、名例律53条は「止坐其罪」として付隨する処置を適用しないので、刑の減免が適用されるはずである。それゆえ、名例勅赦降條が赦降による刑の減免から除外する罪として誣告を特記するのは首肯できる。独自に絞を規定する⑥を特記するのも同様である。しかしそれ以外の罪から処断不明の①⑦を除いた十類型の罪は、名例律53条によれば当然に赦降による刑の減免から除外されるべきものであり、名例勅赦降條に列記される必要はない。名例律53条にいう「真犯」と名例勅赦降條に記される「正犯」は似て非なる概念であることになる。

律疏には「正犯」の用例が以下の四件、確認される。

①名例律21条問答第一「罪、免官に至らずして特に除名せられたる者は、止だ正犯免官の法を論ず〔罪不至免官而特除名者。止論正犯免官之法〕」は、名例律21条「若し本犯、免官に至らずして特に除名せられたる者は、叙法は免官の例に同じ〔若本犯不至免官而特除名者。叙法同免官例〕」について、免官にあたる罪より軽い罪を犯して特に除名された者の再叙任には、真正の免官についての再叙任の規定を適用すると述べる。

②名例律43条疏第三段「強盜より以下、皆な正犯を以て之を科す〔從強盜以下。皆以正犯科之〕」は、名例律43条「即し強盜し、及び姦し、人を略して奴婢と為し、闖入を犯し、若しくは逃亡し、及び関棧垣籬を私度・越度したる者も、亦た首従なし〔即強盜。及姦。略人為奴婢。犯闖入。若逃亡。及私度越度関棧垣籬者。亦無首従〕」について、強盜・強姦・略人為奴婢・闖入・逃亡・私度・越度の共犯は首従を分かたず、律条所定の法定刑を一律に科すと述べる。

③名例律53条疏第四段「犯す所は並びに真枉法・真盜と同じ。其れ除免倍贓は悉く正犯に依る〔所犯並与真枉法真盜同。其除免倍贓。悉依正犯〕」は、名例律53条「枉法を以て論ず、及び盜を以て論ずと称するの類は、皆な真犯と同じ〔称以枉法論。及以盜論之類。皆与真犯同〕」について、刑罰規定が「以某罪論」とされる罪に付隨する処置である除名・免官・倍贓などは真正の「某罪」と同断とすると述べる。

④賊盜律52条問答「然るに其の犯す所の本坐は、正犯の徒流より重きも、律に准じて論じ、総じて參犯の例に当つ〔然其所犯本坐。重於正犯徒流。准律而論。総當參犯之例〕」

は、賊盜律 52 条「諸そ盜、斷を経て、後に仍ほ更に盜を行ひ、前後參たび徒を犯したる者は流貳阡里。參たび流を犯したる者は絞〔參盜は止だ赦後を數へて坐と為す〕〔諸盜絶断。後仍更行盜。前後參犯徒者流貳阡里。參犯流者絞〔參盜止数赦後為坐〕〕」について、徒罪三犯の盜犯は流二千里、流罪三犯の盜犯は絞とされるが、三犯徒流のなかに死罪が減降された徒流がある場合、減降された徒流について犯された罪は真正の徒流の罪よりも重いが、三犯徒流に算入して処断すると述べる。

以上の用例によれば「正犯」という語は「真正の」あるいは「律条所定の」を意味し、名例律 53 条にいう「真犯」とほぼ同義であることになる。

慶元名例隨勅申明の検討

名例勅赦降条にいう「正犯」の意義の解明には、戴建国氏が第二の論拠として掲げる慶元名例隨勅申明（『慶元条法事類』卷 73・刑獄門 3・檢斷）も加えて考察する必要がある。この申明は末尾の勅令所看詳によれば『慶元勅令格式』編纂時に隨勅申明に編入されたものであり、淳熙七年（1180）指揮に言及された元祐七年（1092）尚書省箚子を主体とする。これによれば名例勅赦降条の起源は元祐二年（1087）の元祐勅以前に遡る。

元祐柒年柒月陸日、尚書省箚子。檢会。編勅に、諸そ赦降に劫謀故闘殺と称するは正犯たり、と。載す所は詳らかに備ふ。其れ載せざる者は、即ち雜犯に係る。闘殺を以てす、故殺を以て論ず、並びに闘殴して傍人を誤殺す等は、既に編勅に、正犯と同じ、とするに非ざれば、即ち雜犯に係るに縁り、便ち律文の、以てする者は真犯と同じ、を引きて定断するを得ず。本所照得。上件の指揮は、昨て淳熙柒年陸月拾参日指揮に係るも、看詳するに止だ法意を解釈するに係る。窃かに慮ふに、州軍の檢斷に疑誤あらん。今、門に隨ひ隨勅申明に編入して照用す。〔元祐柒年柒月陸日。尚書省箚子。檢会。編勅。諸赦降称劫謀故闘殺正犯。所載詳備。其不載者。即係雜犯。緣以闘殺。以故殺論。并闘殴誤殺傍人等。既非編勅与正犯同。即係雜犯。不得便引律文以者与真犯同定断。本所照得。上件指揮。昨係淳熙柒年陸月拾参日指揮。看詳止係解釈法意。窃慮州軍檢斷疑誤。今隨門編入隨勅申明照用。〕

戴建国氏は尚書省箚子の「檢会」から「即係雜犯」までを引いて「宋では正犯に対する懲罰はきわめて重く、一般的な大赦は正犯の罪行を免除することができなかった。しかし雜犯の刑罰は相対的に軽くすることがもとめられた」とする⁽¹⁹⁾。「雜犯」は「特殊な扱いを受ける犯罪に対して、他の一般の犯罪を言う言葉であり、その具体的な内容は、何を特殊

な犯罪として立てるかによって、その場その場で異なる⁽²⁰⁾。たとえば「特殊な扱いを受ける犯罪」として十惡に入る罪を想定すれば、十惡に入らない罪は「雜犯」と呼ばれる。元祐勅が赦降に記される劫謀故鬪殺は「正犯」であるとし、尚書省箚子が元祐勅の「不載者」を「雜犯」とするのであれば、劫謀故鬪殺という「正犯」および元祐勅が「与正犯同」として「所載詳備」する罪に属さない罪は「雜犯」であることになる。戴建国氏が引用を省略した尚書省箚子の「縁以鬪殺」から「定断」までは、元祐勅が「与正犯同」と規定しない「以鬪殺論」「以故殺論」「鬪殴誤殺傍人」などは「雜犯」であり名例律 53 条の「称以枉法論及以盜論之類皆与真犯同」を根拠として処斷してはならない、とする⁽²¹⁾。以鬪殺論や以故殺論を刑罰規定とする罪の刑名は鬪訟律 5 条に依拠して絞または斬と定まる。鬪殴誤殺傍人は鬪訟律 35 条「諸そ鬪殴して傍人を誤殺傷したる者は、鬪殺傷を以て論ず。死に至る者は壹等を減ず〔諸鬪殴而誤殺傷傍人者。以鬪殺傷論。至死者減壹等〕」にいう鬪殴によって誤って第三者を死亡させることで、以鬪殺論として鬪訟律 5 条の絞または斬となり、一等を減じて流三千里と定まる。

戴建国氏は申明にもとづく上記の主張に加えて、慶曆四年（1044）六月壬子（22 日）（『続資治通鑑長編』卷 150・仁宗）「詔。天下の繫囚を疏決す。流徒罪は一等を降し、杖笞は之を釈す。雜犯の死に至り、情の憫むべき者は奏裁。旱の故なり〔詔。疏決天下繫囚。流徒罪降一等。杖笞釈之。雜犯至死。情可憫者奏裁。旱故也〕」と元祐六年（1091）六月壬辰（4 日）（『續資治通鑑長編』卷 459・哲宗）「在京及び開封府界の諸県の繫囚を疏決す。雜犯死罪より一等を遁降し、杖に至りて之を釈す。是より先、四月末、王巖叟、簡を劉摯に移し、疏決を早めんことを請ふ。摯、答へて云へらく、即ちに商量す、と。蓋し元祐より以来、四月以前たること多きも、今歳は差遅し、諸司の繫囚は千人に殆し。故に巖叟、以て言を為す。既に月を踰へ、乃ち是の命あり〔疏決在京及開封府界諸県繫囚。自雜犯死罪遁降一等。至杖釈之。先是。四月末。王巖叟移簡劉摯。請早疏決。摯答云。即商量。蓋自元祐以来。多四月以前。今歳差遅。諸司繫囚殆千人。故巖叟以為言。既踰月。乃有是命〕」を示して「この二度の囚犯の疏決は、ともに正犯を含まず、雜犯に恩恵を及ぼしただけである」と指摘する⁽²²⁾。

さらに戴建国氏は紹興二十六年（1156）閏十月十七日大理寺丞莫濛言（『宋会要輯稿』168 冊・刑法 4 之 48）「窃かに見るに、江西及び浙東沿海の強盗の応に配すべき者は、並びに諸軍の重役に分配す。蓋し以ふに、江西と沿海と⁽²³⁾は、乃ち盜賊の素と出づるの処、故

に盜を犯すの強劫したる者は、然る後に配するに重役を以てするも、窃盜を犯したるは初めより与からず。紹興二十四年の比^{ころほ}ひ、臣寮の建請に因り、凡そ諸路の応そ盜を犯して合に配すべき人は、強窃を分かたず、悉く重役の配に従ふ。窃かに謂ふに、諸路の強盜は、江西及び沿海の去処に同じく、其の配を増重せしむるが可なるも、窃盜穿窬の徒に至りては、其の情理、豈に兇惡強悍たる者と同日にして語るべきんや。乞ふらくは更に参詳を加へ、輕重をして各々其の當に適はしめんことを、と。刑部看詳。正犯強盜の人は已降の指揮に照應するを除き、其れ窃盜を犯したる人は、並びに仰せて見行の条法に依らしめんことを、と。之に従ふ〔窃見。江西及浙東沿海強盜応配者。並分配諸軍重役。蓋以江西之与沿海。乃盜賊素出之処。故犯盜の強劫者。然後配以重役。而犯窃盜初不与焉。比於紹興二十四年。因臣寮建請。凡諸路応犯盜合配之人。不分強窃。悉從重役之配。窃謂。諸路強盜。俾同於江西及沿海去処。增重其配可也。至於窃盜穿窬之徒。其情理。豈可与兇惡強悍者同日而語哉。乞更加参詳。使輕重各適其当。刑部看詳。除正犯強盜之人照應已降指揮。其犯窃盜之人。並仰依見行条法。従之〕」が「正犯強盜を雜犯窃盜と區別して対立させている」と述べたうえで、「正犯と雜犯の区分は、宋代の罪名と刑罰を制定する重要な根拠であった」と主張する⁽²⁴⁾。

しかし二件の疏決は刑の減免の適用対象を「雜犯」とするが「正犯」の語を記さない。他の疏決に例を求めるに、たとえば元祐元年（1086）正月十七日（『宋会要輯稿』168 冊・刑法 5 之 10）「上、延和殿に御して、在京の繫囚を疎決す。常赦の原さざる所を除くの外、雜犯死罪已下は一等を降し、杖已下は之を釈す〔上御延和殿。疎決在京繫囚。除常赦所不原外。雜犯死罪已下降一等。杖已下釈之〕」にいう「常赦所不原」、あるいは建炎二年（1128）六月十一日（『宋会要輯稿』168 冊・刑法 5 之 11）「行在揚州并びに属県及び行在の大理寺・御史台・殿前馬歩三司の見に禁ぜる罪人を疏決す。劫殺謀殺故殺鬪殺を犯し並びに已に人を殺すを為したる者、並びに十惡、偽造符印、放火、官員の入己贓を犯し、將校軍人公人の枉法贓・監主自盜贓を犯したるは、並びに法に依るを除き、其の餘の雜犯死罪は降して流に従ひ、流罪は降して徒に従ひ、徒罪は降して杖に従ひ、杖罪已下は並びに放つ。内、鬪殺の情理軽き者は一等を減じ、並びに雜犯死罪の情理重き者は降す所に依り決し訖れば、並びに千里外牢城に刺配し、断じ訖れば録案して聞奏す。強盜の罪、死に至るは降す所に依り決し訖れば、情理重き者は廣南遠惡處に刺配し、情理軽き者は二千里外に刺配す。並びに牢城たり〔疏決行在揚州并属県及行在大理寺御史台殿前馬歩三司見禁罪人。除犯劫殺謀殺故殺鬪殺並為已殺人者。并十惡偽造符印放火。官員犯入己贓。將校軍

人公人犯枉法贓監主自盜贓。並依法。其餘雜犯死罪降從流。流罪降從徒。徒罪降從杖。杖罪已下並放。內闕殺情理輕者減一等。并雜犯死罪情理重者依所降決訖。並刺配千里外牢城。斷訖錄案聞奏。強盜罪至死依所降決訖。情理重者刺配廣南遠惡處。情理輕者刺配二千里外。並牢城]」にいう「犯劫殺謀殺故殺鬪殺並為已殺人者。并十惡偽造符印放火。官員犯入己贓。將校軍人公人犯枉法贓監主自盜贓」が疏決による刑の減免から除外されて法による処断がなされる「特殊な扱いを受ける犯罪」であり、刑の減免が適用される犯罪が「雜犯」である。ところがこれらの疏決にも「正犯」の語はあらわれない。戴建国氏のいうように「社会に対する危害がもっとも大きい一連の犯罪をひとつに類別し、正犯と総称した⁽²⁵⁾」のであれば、疏決が刑の減免から除外する犯罪の総称としてこそ、この語は用いられるべきである。莫濛の言には「正犯強盜」という語はあるが、その対立語である「窃盜」に「雜犯」は冠されない。戴建国氏の示す三件の史料はいづれも「正犯」と「雜犯」の区別を明示しない。「兇惡強悍」たる強盜犯を重役に配するのは妥当だが「窃盜穿窬之徒」たる窃盜犯まで重役に配するのは不当であるとする莫濛の言における「正犯強盜」の「正犯」は「真正の」と解される。宋代においても「正犯」の語義は律疏の用例と大差ないのである。

名例勅赦降条の「正犯」が律疏の用例や莫濛の言におけるものと同様に「真正の」を意味するのであれば、勅条の「赦降……稱劫謀故鬪殺者謂正犯」という文言は、赦降に記される劫謀故鬪殺は真正の劫殺・謀殺・故殺・鬪殺をいう、と解される。尚書省箚子は、正犯たる真正の劫殺・謀殺・故殺・鬪殺と元祐勅に劫殺・謀殺・故殺・鬪殺の「與正犯同」として明記される人の殺害は赦降による刑の減免から除外され、明記されない人の殺害は「雜犯」として刑の減免が適用される、とする。以鬪殺論や以故殺論が刑罰規定とされる人の殺害および鬪殺誤殺傍人は元祐勅に「與正犯同」として明記されない限り「雜犯」であり、刑の減免が適用されるのである。

名例律 53 条が「以論」を「與真犯同」とするのに従えば、赦降が劫謀故鬪殺を刑の減免から除外する罪として規定しているとき、以鬪殺論や以故殺論を刑罰規定とする人の殺害も赦降による刑の減免から除外されるはずである。しかし尚書省箚子はこれを否定する。名例律 53 条が「以論」を「與真犯同」とするからといって、以鬪殺論や以故殺論を刑罰規定とする罪を鬪殺・故殺の真犯と同じく赦降による刑の減免から除外することは当然には許されない。「真犯」とならんで「正犯」という語を用いる意義はここに存する。「與真犯同」という語句は「以論」が「科刑上完全に真犯と同視する意味であり、附加刑その

他すべての法的効果において本罪と同等とする⁽²⁶⁾」ことを説くものであるけれども、尚書省箚子の理解によれば赦降による刑の減免からの除外についても本罪と同等とすることまでは意味しない。赦降による刑の減免からの除外についても本罪と同等とすることまで意味するためには「与正犯同」という語句をもってその罪犯を示さなければならない。以鬪殺論や以故殺論を刑罰規定とする人の殺害は「与正犯同」という語句をもって勅条に明記されない限り、鬪殺や故殺と同様に赦降による刑の減免から除外することは許されないのである。

おわりに

宋代の立法者は、赦降による刑の減免から除外されるか否かを示すとき、あえて「真犯」に代えて「正犯」という語を用いることによって、赦降による刑の減免の適用範囲を拡大しようとした。以鬪殺論や以故殺論を刑罰規定とする人の殺害を赦降による刑の減免から当然に除外することを避けて刑の減免の適用範囲の拡大をはかり、その範囲を狭めるためには適用除外となる罪名を制限列举しなければならないという姿勢をとった。「正犯」と「真犯」はともに「真正の某罪犯」を意味し得る。「正犯」を「その罪に対する規定が直接に刑名を定める定型的な行為」あるいは「他の罪に対する規定への依拠により刑名が定まることが示される行為と対立する概念」という⁽²⁷⁾とすれば、同じ説明が「真犯」にもあてはまり得る。ほぼ同義の両語の含意をずらして用いることにより、宋代の立法者はその目的を果たそうとしたのである。

[附記]

本稿の作成に際して、七野敏光、中村正人の両氏から有益なご教示を得た。厚く謝意を表する。

[凡例]

- 史料の引用文における〔 〕内は原注、〔 〕内は原文を示す。
- 唐律・律疏は『宋刑統』による。
- 『慶元条法事類』『宋刑統』の数字は大字で表記する。
- 史料の底本は以下のとおりである。

『慶元条法事類』 = 『静嘉堂文庫所蔵 慶元条法事類』 古典研究会、1968

『宋会要輯稿』＝劉琳・刁忠民・舒大剛・尹波等〔校点〕『宋会要輯稿』上海古籍出版社、2014

『宋刑統』＝岳純之〔校証〕『宋刑統校証』北京大学出版社、2015

『宋大詔令集』＝司義祖〔校点〕『宋大詔令集』中華書局、1962

『続資治通鑑長編』＝上海師範大学古籍整理研究所・華東師範大学古籍整理研究所〔点校〕
『続資治通鑑長編』第2版、中華書局、2004

『吏学指南』＝楊訥〔点校〕『吏学指南（外三種）』元代史料叢刊、浙江古籍出版社、1988

○文献の略号は以下のとおりである。

『文語解』＝釈大典『文語解』1772（釈大典『文語解 附索引』汲古書院、1984による）

『訳註五』＝律令研究会〔編〕『訳註日本律令五 唐律疏議訳註篇一』東京堂出版、1979

梅原郁〔2002〕〔編〕『訳注中国近世刑法志 上』創文社

川村康〔2020〕「宋代以勅補律考：宋律勅合編序説」『法と政治』71卷1号

劉曉林〔2012〕『唐律“七殺”研究』商務印書館

戴建国〔2008〕『宋代刑法史研究』上海人民出版社

[注]

- (1) 『慶元条法事類』卷73・刑獄門3・出入罪は節略文を掲げる。
- (2) 「謀」は意を以て補う。
- (3) 戴建国〔2008〕116頁。
- (4) 川村康〔2020〕43頁。
- (5) 「紹」はもと「詔」を作る。
- (6) 『慶元条法事類』卷7・職制門4・監司巡歷、卷17・文書門2・毀失、卷28・權禁門1・酒麴、卷29・權禁門2・私錢博易、卷32・財用門3・点磨隱陷、卷47・賦役門1・受納税租、卷75・刑獄門5・刑獄雜事（いづれも旁照法）は節略文を掲げる。
- (7) 「私罪とは公務に關係なく私人として犯す罪のすべて、および惡意をもって公務上で不正・違法をなす罪を言い、公罪とは公務上で手落ちがあつて法に照らして罪となるけれども、惡意のない場合を言う」（『訳註五』106頁）。
- (8) 劉曉林〔2012〕88-89頁。（ ）内は原文による。
- (9) 劉曉林〔2012〕93-99頁。
- (10) 劉曉林氏は言及しないが、賊盜律46条「諸そ奴婢を略したる者は、強盜を以て論ず。」

和誘したる者は、窃盜を以て論ず。各々罪は流參阡里に止む〔諸略奴婢者。以強盜論。和誘者。以窃盜論。各罪止流參阡里〕」にいう奴婢の略取の際の人の殺害も含まれるであろう。

- (11) 「十惡はしばしば恩赦の対象から除外されたという点で意味があったことが注目される。……十惡を除外した赦書の実例も見られる」(『訳註五』61頁)。
- (12) 梅原郁氏が「劫殺は『韓非子』以来この名があり、有無を言わせず、凶器を持って人殺しをすること。但し、宋代では「持杖劫盜」が一つのカテゴリーをなし、その結果人を殺せば「劫盜」となる」(梅原郁 [2002] 81頁注(3))として劫殺を持杖強盜殺人に限定するのは狭きに失する。
- (13) 熙寧八年（1075）十一月乙亥（17日）(『統資治通鑑長編』卷270・神宗)「詔。一司一務一路一州一県勅に、当行・亟断・決配と称するの類あれば、並びに改めて徒二年と為す。旧との一司等勅は嘉祐海行勅を参用し、此の如きの類は、並びに違制を以て論ずるも、熙寧勅は乃て其の文を刪去し、法官は刑名の守るべきなし、是に至りて、三司檢法官王振、言を為すを以て、是の詔を降す〔詔。一司一務一路一州一県勅。有称當行亟斷決配之類。並改為徒二年。以旧一司等勅參用嘉祐海行勅。如此之類。並以違制論。而熙寧勅乃刪去其文。法官無刑名可守。至是。三司檢法官王振為言。而降是詔〕によれば、嘉祐七年（1062）の嘉祐勅は「當行」「亟斷」「決配」などの刑罰規定を職制律22条「諸そ制書を被むり、施行する所ありて違ひたる者は徒貳年〔諸被制書。有所施行而違者。徒貳年〕」により処断すると規定したが、熙寧六年（1073）の熙寧勅でこの規定は削除され、熙寧八年の王振の言に従って復活された。建隆四年起請に定められる「重行決断」も徒二年に読み替えられたと思われるが、結果として人を死亡させた場合の処断はなお明らかでない。
- (14) 「「準某罪論」と「以某罪論」は特定の他の罪名を引拠するときに用いる言葉である。準論は本罪と完全に同視する意味を持たず、……その上さらに、「準ジテ論ズ」と言った場合には、主刑の最高限を流三千里とする、という重要な制限がつく。……「以某罪論」は科刑上完全に真犯と同視する意味であり、附加刑その他すべての法的效果において本罪と同等とする」(『訳註五』317-318頁。傍点は省略した)。
- (15) 「傷」は意を以て補う。
- (16) 「処」の下にはもと一字空格がある。
- (17) 「各種の字句によって他条・他罪に準拠した上で、幾等かを加えまたは減じ、ないしは

本罪とは異なった刑の最高限を定めるなど、修正が加えられる場合が少なくない。……これらの修正によっても、……「以」「準」の意味が変わることはない」(『訳註五』318頁)。

- (18) 「律が他条への依拠を示すときに用いる表現が本条（名例律53条）所掲の字句だけに限られるわけではない。「如」「同」「依」「従」等の字を用いた不定型的な表現は、いずれも言語の常識にしたがって、留保なしの完全な依拠の意味に解しておけばよい」(『訳註五』319頁。()内は川村による)。
- (19) 戴建国〔2008〕116-117頁。
- (20) 『訳註五』55頁注6。
- (21) 旧稿において「正犯」は、その罪に対する規定が直接に刑名を定める定型的な行為である。名例律五三条……に示される「反坐」「罪之」「坐之」「与同罪」「準論」「以論」などの文言により、他の罪に対する規定への依拠により刑名が定まることが示される行為と対立する概念であり、名例律五三条に記される「真犯」とも異なる（川村康〔2020〕43頁）と述べたのはこの点にもとづく。
- (22) 戴建国〔2008〕117頁。
- (23) 「之与」を「…と…と」と訓読することは、釈大典がこれについて「又之与ト用ルノ多シ与字ノ下ニ出ス又コノ字ヲトヽ訓ズルノアリ」(『文語解』68頁下段)とするのに従う。
- (24) 戴建国〔2008〕117頁。
- (25) 戴建国〔2008〕116頁。
- (26) 『訳註五』318頁。
- (27) 川村康〔2020〕43頁。旧稿において「故殺の「正犯」は闘訟律五条の「故らに人を殺したる者は斬」が直接に刑名を定めるものをさし、「闘に因ると雖も、兵刃を用ひて殺したる者は、故殺と同じ」を含まない」(川村康〔2020〕44頁)と述べたのは修正を要する。

刑名枉錯の断例

——元代における文書書換えの一件——

七野 敏光

- 一 案件の紹介
- 二 事の発覚次第
- 三 劉玉らの供述
 - 1 小王の素性
 - 2 二十二日を経た死
- 四 官場のつぶやき

一 案件の紹介

元代の法律書である『元典章』五四（刑部卷之一六）に「刑名枉錯の断例：刑名枉錯断例」と題される一裁判案件が見える⁽¹⁾。上司からの要請を受けて検屍報告書の記載（死亡原因）を事実とは異なるものに書換えた官吏らの人事上の処分に関する事案である。元代の人びとは、こうした処分如何をはかるためこの案件に接したのだろうが、現在では官場の内幕を垣間見せる、そんな史料的価値をもつ案件であると言えそうである。検屍報告書書換えの不正に関わった官吏らの逐日の行動が「刑名枉錯の断例」（以下、適宜「本案」と称す）には記されている。

大部の案件である。解説の便宜とするために、あらかじめ本案の文書構成について簡単に触れておきたい。

本案記事は「大德九年九月、福建廉訪司が承奉したる行台の劄付」に始まるが、内容的には、江南行台・御史台を経て中書省に上された海北広東道廉訪司の申（大德五=一三〇一年八月に生じた不正な検屍報告書書換えに絡んだ官吏らの人事処分についての判断。高官が絡むため中書省まで上申する必要がある）に対する中書省の回報たる劄付がその本体

である。中書省の劄付内容は、御史台・江南行台を経、つまり上申とは逆の経路をたどり海北広東道廉訪司まで下されるが、この降下の際に、江南行台は直接に関係する海北広東道廉訪司ばかりでなく、福建廉訪司などその他管下の諸肅政廉訪司にもそれを下したものと考えられる⁽²⁾。冒頭に「大徳九年九月、福建廉訪司が承奉したる行台の劄付」と見えるのはこうした経緯による。

中書省劄付のほとんどは刑部の呈文が占め、そこには「前例を照得いたしました」として、本件処分のための参考前例・大徳七（一三〇三）年正月の中書省劄付（杖打により死亡した劉子勝の検屍につき、初・復の検屍官がともに服毒死だとする回報をでっちあげた）を認めた後に、惠州路總管陳佑をはじめとする、不正に絡んだ官吏一人ひとりの処分についての刑部の判断が示される⁽³⁾。この「一名」で始まる、個別判断を示す箇所は、（1）官吏らの供述、（2）その供述を踏まえた海北広東道廉訪司の判断、そして中書省都省に上すべき（3）刑部の判断を認めるという、およそ統一された記述次第となってい

る。

では、本案全文（口語訳及び原文）を掲げる。

・・・・・

大徳九（一三〇五）年九月、福建廉訪司が承奉したる行台（江南行台）の劄付。行台が近ごろ拠けたる海北広東道廉訪司の申。そこに見える廉阿羅の訴状による告。むすこ育男廉酉保が平山站の劉提領に杖打を執行されて死亡し、その死亡情況を惠州路の陳總管らが書換えさせた等の事（以上、廉阿羅の告）。この一件につき總管陳佑らおのおのから罪を認め供述する詞を取りおえ、議擬いたしました。申して照詳らかにせられんことを乞う（以上、海北広東道廉訪司の申）。この海北広東道廉訪司の申をうけ行台が御史台に咨を移り、その回報として准けたる御史台の咨。御史台が上呈し奉けたる中書省の劄付。都省が案件を刑部に送り、刑部が議擬して都省に上呈する。前例を照得（調査）いたしました。大徳七（一三〇三）年正月内、刑部が承奉したる中書省の劄付。都省が拠けたる刑部の元呈。刑部が奉けたる省判。中書省が拠けたる御史台の呈。（御史台が准けたる行台の咨）行台が拠けたる廣西道廉訪司の申。そこに見える劉子開の告。大徳五（一三〇一）年六月内に、弟劉子勝が香貨を買い、八月二十七日に至って遠江務を通過し、そこで手に執った木拐を用いた呉大使の杖打執行を被り死亡いたしましたが、初・復の検屍官、臨桂県尹張輔翼と錄事司達魯花赤禿哥は、ともにおのおの検屍して服毒死であるといったしました（以上、劉子開の告）。この一件につ

きおののの罪を認める供述を取り訖え、大徳六（一三〇二）年四月初四日、釈免に欽遇いたしました。犯人呉讓（呉大使）を欽依釈免し、焼埋銀両を被害者の家族に給付することを除くほか、張輔翼らの職役については関係部署に議擬せしめるのが相応であります（以上、広西道廉訪司の申、及び行台の咨・御史台の呈）。この御史台の呈をうけ都省が案件を刑部に送り、刑部が議得（審議）して都省に上呈する。県尹張輔翼と達魯花赤禿哥が罪を認めて供述するところは、務官呉讓が劉子勝に杖打を執行し死亡させたのに、それを服毒死だとする回報をでっちあげたということです。罪は原免を経ておりますので、例に依り現任を解き、期年（一年）後、先職より一等を降して雜職内に任用し、のことにつき解由（履歴）内に標附すべきと擬するのみが相応であります（以上、刑部の元呈）。この刑部の元呈をうけ都省はその擬を准める。仰せて照驗め、上の依に施行せしめる。此を奉けよ（以上、大徳七年中書省箚付）。刑部が議擬したる下項の事理につき、列記いたします。具呈したれば照詳らかにせられよ（以上、刑部の呈）。この刑部の呈をうけ、都省はその擬を准める。仰せて照驗め施行せしめる（以上、中書省の箚付）。

① 一名、陳佑の供述調書に見える罪を認める供述。欽んで宣命を受け、武節將軍、惠州路総管兼管内勸農事の職役にあります。大徳五年八月二十六日に、帰善県が上申してきた「廉酉保は杖打され、その出血が心臓を作攻し死亡いたしました」という初検における検屍結果の文解（報告書）を司吏趙賢輔がもってまいりました。そしてこのときに、同吏がわたくし佑に覆説（申上）いたしました。「この劉提領につき、『文解を書換えて病に因り死亡したとするように観当せよ（面倒を見てくれ）と指示してほしい』と、宣慰司（廣東道宣慰司）の劉経歴がなんどもいってきている、と薛経歴がおっしゃっております」と。わたくしは自ずから同吏をして例に依り取調手続を進めさせるべきであります（ふとどき）が、そうはせず不合にも「経歴と相談してみる」と同吏に返答をいたしました。また供述いたします。八月二十九日に、帰善県の達魯花赤阿都赤が府（惠州路総管府）庁前にいるわたくしと薛経歴の処にやって来て、覆説していました。「趙令史が廉酉保死亡の文解を退回（差戻）し、『生前に杖打され、その後病に因り死亡いたしました』と検屍結果を書換えよ、とのことでございますが」と。これに対して、薛経歴は以前同様「先に杖打され、その後病に因り死亡したということに拠れ」と阿都赤に命じました。そしてそのように阿都赤がわたくしに計稟（上申）をいたしました。そしてこの件につき、わたくしは人命事犯であることを明知しながら

ら、また不合にも薛経歴に対しては「そうしてよかろう」と、また阿都赤に対しても「なんじのよかろう」と返答をいたしました。また供述いたします。九月初三日に、司吏趙賢輔が八月二十六日に判じた文解をわたくしに呈し、帰善県に下して取調べをさせました。このとき不合にも、「文書が遅れています」という同吏の覆説に従い、件の文解を二十四日に判じた文解であると日付を改め、署押いたした罪犯でござります（以上、陳佑の供述）。この陳佑の供述をうけ廉訪司が先に議得いたしました。総管陳佑は即ち牧民の官でありながら、人命を以て^{おも}念いと為さず、輒く^{たやすく}経歷薛瑜の言語に憑り、司吏趙賢輔をして「廉酉保は生前に杖打され死亡いたしました」とさせた違錯の罪犯であります。赦恩に欽遇し罪を釈免されておりませんので、総管陳佑については現任を解き、別に求仕させ、このことにつき過名を解由内に標附すると擬することといたします。同官は欽んで宣命を受けた人員（受宣官）でありますため、誠に恐れるらくは擬するところ未応（いまだ相応ならず）ということであります（以上、廉訪司の議得）。この廉訪司の議得をうけ刑部が議得いたしました。総管陳佑が罪を認めて供述するところは、不合にも帰善県が上申してきた「廉酉保は杖打されて死亡いたしました」という検屍結果の文解を、同県をして書換え病死とさせたということであります。罪は釈免を経ておりますので、現任を解き、期年後、先職より一等を降して雜職内に任用し、このことにつき解由内に標附すると量擬するのが相応であります。

② 一名、董瑞の供述調書に見える罪を認める供述。欽んで宣命を受け、同知惠州路総管府事の職役にあります。大德五年八月二十六日の件について、罪を認めて供述すること相い同じ。罪犯是れ^{まこと}實でござります（以上、董瑞の供述）。この董瑞の供述をうけ廉訪司が議得いたしました。同知董瑞が罪を認めて供述するところは、廉酉保の死亡につき明らかにせず、人命事犯であるのに、二度にわたり司吏趙賢輔に従い、不確かなままに廉酉保死亡の検屍結果の文解に署押した違錯であります。罪は釈免を経ておりますし、また同官はすでに同知の任期を満了し、その後、廣東道宣慰副使僉元帥府事を除受し、いま^{よわい}年七十に及び、通例として退官すべきであります。董瑞については過名を解由内に標附すると擬することといたします（以上、廉訪司の議得）。この廉訪司の議得をうけ刑部が議得いたしました。董瑞が罪を認めて供述するところの情犯は、行台の擬するところを准めるのが相応であります。

③ 一名、薛瑜の供述調書に見える罪を認める供述。^祇んで敕牒を受け、従仕郎、惠州路総管府経歴の職役にあります。大徳五年八月二十六日の件について、罪を認め供述すること相い同じ。また屍傷の記録を書換えさせ、仵作行人（検屍人）葉祿がそれを首告したことから官に到りました。罪犯是れ實でございます（以上、薛瑜の供述）。この薛瑜の供述をうけ廉訪司が議得いたしました。経歴薛瑜が罪を認めて供述するところは、廉西保の死亡が人命事犯であることを明知しながらも、「小王に杖打を執行された後、二十二日を経過してから廉西保が死亡いたしました」と劉提領らが供述している、と阿都赤がいっているために、また宣慰司の劉経歴が劉提領につき観当せよといつてきているために、担当の司吏趙賢輔に文解を退回し、検屍結果を「杖打された傷は癒え、たしかに病を患い死亡いたしました」とさせた。そして阿都赤自らが府に赴き、この件につき薛経歴に問い合わせたときに、また不合にも再び同官をして、「廉西保は生前杖打され、その出血が心臓を作攻し死亡いたしました」という初檢における検屍結果の文解を「杖打された傷は癒え、病に因り死亡いたしました」と書換えさせた違錯であります。罪は釈免を経ておりますので、経歴薛瑜については現任を解き、先職より一等を降して叙用すると擬することといたします（以上、廉訪司の議得）。この廉訪司の議得をうけ刑部が議得いたしました。経歴薛瑜が犯すところは、帰善県が上申してきた廉西保死亡の文解を退回し、検屍結果を病死と書換えさせたということであります。罪は釈免を経ておりますので、現任を解き、期年後、先職より一等を降して雜職内に任用し、このことにつき解由内に標附すると量擬するのが相応であります。

④ 一名、阿都赤の供述調書に見える罪を認める供述。祇んで敕牒を受け、進義副尉、惠州路帰善県達魯花赤兼管勸農の職役にあります。大徳五年八月十八日、「平山站の提領劉玉が^{むすこ}男^{かた}西保に杖打を執行し、八月十七日夜に西保は死亡いたしました」という廉阿羅の訴状による告を拠けました。そこでわたくし阿都赤は当月二十日に自ら仵作行人葉祿・司吏羅時英を引き連れて初檢に赴き、死亡した廉西保の屍には、灸瘡五痕を除くほか、左右の肩膀おのにおのに拳痕が一痕、右肋^{あばら}肘^{ひじ}側に磕痕が一痕、右背膂側から肋第三枝上にかけて他物による傷が一痕、右背膂上に他物による傷が一痕あるとして、仵作行人葉祿に拠り検屍現場で衆人に対して、「左背膂上の傷一痕が重く、たしかに生前他物により打傷され、その出血が心臓を作攻し、それが致命の原因となり死亡いたしました」という検屍結果を下しました。そしてこの結果を關にて帰善県

に回報し、県から惠州路へと上申して照驗めていただきました。そして八月二十七日に、総府が署押した同県上申の検屍文解を司吏徐礼がもち帰り、「検屍結果を換え、病に因り死亡いたしましたという文解として申報せよ」と趙知房がいっておりましたとわたくしに伝え、このようにして事が発覚して官に到りました。罪犯是れ實でござります（以上、阿都赤の供述）。この阿都赤の供述をうけ廉訪司が議得いたしました。阿都赤の供述するところは、牧民の官職にあり、同官自らが初檢において「廉酉保はたしかに生前他物による打傷を被り、その出血が心臓を作攻し、それが致命の原因となり死亡いたしました」という検屍結果を下し、そしてこの結果を閑にて県に回報し、県から路へと上申してもらった。その後、総府が署押したこの文解を司吏徐礼がもち帰り、趙知房が文解を退回し、「病を患い死亡いたしました」と検屍結果を書換えよといつておりますと伝えた。この件が人命事犯であることを明知するため、自ら府庁に赴き稟覆（申上）したが、また薛経歴らの言語を信憑し、劉提領が宣慰司劉経歴の親族であることにより、これに従い、司吏徐礼に省会（指示）し、「廉酉保は生前に杖打され、その出血が心臓を作攻し死亡いたしました」という初檢における検屍結果を「生前に杖打されたが、その傷はすでに癒え、病に因り死亡いたしました」と改めさせた、ということであります。罪は釈免を経ておりますので、達魯花赤については現任を解き、先職より一等を降して叙用すると擬することいたします（以上、廉訪司の議得）。この廉訪司の議得をうけ刑部が議得いたしました。達魯花赤阿都赤の供述するところは、不合にも総管陳佑らの省会に従い、すでに上申したる、「廉酉保は杖打され死亡いたしました」という死亡情況の文解を書換えた、ということであります。罪は釈免を経ておりますので、現任を解き、期年後、先職より一等を降して叙用し、このことにつき解由内に標附すると量擬するのが相応であります。

⑤ 一名、現在惠州路総管府の司吏に充てられる趙賢輔の供述調書に見える罪を認める供述。大徳五年八月十九日に、帰善県が上申してきた廉阿羅の訴状による告の「男廉酉保が杖打され死亡いたしました」という公事を承行し、不合にも経歴薛瑜の言語に従い、初檢の文解を県吏徐礼に退与し、「生前に病を患い死亡いたしました」と検屍結果を書換えて、もう一度路官に上申するよう、彼をして初檢官阿都赤に伝えさせました。そしてこのようにして再度上申され、八月二十六日に判じた文解の日付を改め、八月二十四日に判じた文解であるといたしました。また供述いたします。既に博羅県があたった復檢の文解が遅れて到らないため、自ずから例に依り催挙すべきであ

りましたが、そうはせず不合にも八月二十六日・九月十一日の二度にわたり、立案して調べをつけて、印批を使い訃え、黄通・劉政を博羅県に派遣して、該吏黄庭舉・下姚典・行吏蕭仲壬・使喚人葉三五を勾喚（召喚）し、各人をして帰善県が文解を書換えたことを計会（思慮）させ、彼らにも「病を患い死亡いたしました」と文解を書換えさせました。そしてこのときには、黄庭舉から蕉布三丈二尺と浮茶二袋を受け訃り、己の物として消費いたしました。罪犯是れ実でございます（以上、趙賢輔の供述）。この趙賢輔の供述をうけ廉訪司が議得いたしました。司吏趙賢輔の供述するところは、廉西保の死亡が人命事犯であることを明知しながら、不合にも薛瑜経歴の言語に従い、路官のかかわる、帰善県が上申してきた「廉西保は生前に杖打され、その出血が心臓を作攻し死亡いたしました」という文解を、初検の官吏をして「病に因り死亡いたしました」と書換えさせた罪犯。また、復検の文解が遅れているために、該吏黄庭舉から蕉布三丈二尺と浮茶二袋を取要め訃えた罪犯であります。釈免に欽遇しておりますので、司吏趙賢輔については役を罷め叙用しないと擬し、すでに惠州路に牒し訃えております（以上、廉訪司の議得）。この廉訪司の議得をうけ刑部が議得いたしました。趙賢輔の供述するところの罪犯は、すなわち刑名違錯の重罪であります。すでに断罰しており、別に定奪（処分を決定）することなし。例に依り、このことにつき解由内に標附するのが相応であります。

⑥ 一名、徐礼の供述調書に見える罪を認める供述。現在帰善県の司吏に充てられております。大徳五年八月十八日に、廉阿羅が告えた「男廉西保が死亡いたしました」という公事を承行し、二十四日に、そのあらまし該をいえば「檢屍したる廉西保の屍傷の情況は同じ」という、帰善県の初検官達魯花赤阿都赤の閨を移准し、二十五日にその文解を府に赴いて投下いたしました。そして二十七日に至って、府吏趙賢輔が同県の文書を調べたうえで、件の文解を退回し、わたくし礼をして同県達魯花赤と相談させ、「病を患い死亡いたしました」と書換えた文解を府に上申させました。及び、王元徳を打ちつけて扶同の招詞（口裏合わせをした罪を認める供述の言葉）を無理やりに取りおえました。罪犯是れ実でございます（以上、徐礼の供述）。この徐礼の供述をうけ廉訪司が議得いたしました。司吏徐礼の供述調書に見える罪を認める供述は、廉西保の死亡が人命事犯であることを明知しながら、不合にも薛瑜経歴らの言語に従い、惠州路の官員が署押した「廉西保は生前に杖打され、その出血が心臓を作攻し死亡いたしました」という文解を、「病に因り死亡いたしました」と書換えたということであり

ます。またなんども王元徳を打ちつけ、無理やりに「わたくしめが打ちつけ廉西保が死亡いたしました」と詞因を扶同させた違錯の罪犯であります。釈免に欽遇しておりますので、徐礼については役を罷め叙用しないと擬し、惠州路に移牒して照会え訖えております（以上、廉訪司の議得）。この廉訪司の議得をうけ刑部が議得いたしました。徐礼が供述するところの罪犯は、廉訪司がすでに断罷しており、別に定奪することなしであります。

⑦ 一名、蕭仲壬の供述調書に見える罪を認める供述。博羅県にて人吏の勾当を待欠いたしております。大徳五年八月二十日に、博羅県がわたくし仲壬を達魯花赤忙哥察兒に従い帰善県にある水坊に派遣して、死亡した廉西保の復検にあたらせ、「その屍傷の目は相い同じ」という検屍結果を、回報として同県に關し照驗めていただきました。その後、不合にも府吏趙賢輔の省会に従い、わたくしと使喚人葉三五は、帰善県が抄写した「廉西保はたしかに病を患い死亡いたしました」と書換えた検目を計会し、県官には知らせず、^{ひそか}私に文解を書換え、府に上申いたしました。罪犯是れ実でございます（以上、蕭仲壬の供述）。この蕭仲壬の供述をうけ廉訪司が議得いたしました。蕭仲壬の供述調書に見える罪を認める供述は、無俸の人吏として、覆檢官忙哥察兒に従い現場に赴き、「廉西保は生前に杖打され、その出血が心臓を作攻し死亡いたしました」という復検における検屍結果の文解を府に上申した。不合にも「廉西保は病に因り死亡いたしましたと書換えよ」という趙賢輔の言語に従い、県官には知らせず、^{ひそか}私に文解を書換え、府に上申した罪犯であります。釈免に欽遇しておりますので、蕭仲壬については革去（お役御免）と擬し、惠州路に移牒して照会え訖えております（以上、廉訪司の議得）。この廉訪司の議得をうけ刑部が議得いたしました。司吏蕭仲壬が供述するところの罪犯は、廉訪司がすでに断罷しており、別に定奪することなしであります：大徳九年九月、福建廉訪司承奉行台劄付。近拠海北廣東道廉訪司申。廉阿羅状告。育男廉西保、被平山站劉提領決打身死、惠州路陳總管等改換屍狀等事。取到總管陳佑等各各招詞、議擬。申乞、照詳。移准御史台咨。呈奉中書省劄付。送刑部。照得。大徳七年正月内、承奉中書省劄付。本部元呈。奉省判。台呈。廣西道廉訪司申。劉子開告。大徳五年六月内、弟劉子勝買到香貨、至八月二十七日経過遠江務、被吳大使用手執木拐將劉子勝決打身死、初・復檢驗官臨桂縣尹張輔翼・錄事司達魯花赤禿哥、俱各驗作服毒身死。取訖各各招伏、大徳六年四月初四日、欽遇釈免。除將犯人吳讓欽依釈免、追徵燒埋銀両給付外、拠張輔翼等職役、令合干部分議擬相応。送刑部、議得。

県尹張輔翼・達魯花赤禿哥所招、務官吳讓將劉子勝決打身死、虛作服毒身死回報。罪經釈免、擬合依例解見任、期年後、降先職一等、於雜職內任用、標附相應。都省准擬。仰照驗、依上施行。奉此。本部議擬到下項事理、開坐。具呈照詳。都省准擬。仰照驗施行。／一名、陳佑狀招。欽受宣命。武節將軍、惠州路總管兼管內勸農事職役。大德五年八月二十六日、有司吏趙賢輔、將到歸善縣申初檢定驗廉西保被打、血作攻心身死文解。本吏對佑覆說。薛經歷道、這劉提領、是宣慰司劉經歷多曾分付將來、教覲當將文解扣換作因病身死。自合令本吏依例追問、却不合說、經歷行商量。又招。八月二十九日、歸善縣達魯花赤阿都赤前來府廵前佑與薛經歷處覆說道、趙令史退回廉西保身死文解、扣換生前被打、後因病身死。薛經歷依前分付阿都赤道。拏先被打、後因病身死。就有阿都赤於佑處計稟。佑明知係干人命、又不合回對薛經歷道、那般是、又對阿都赤道、只恁地也好。又招。九月初三日、司吏趙賢輔將元判二十六日文解於佑處呈、行下本縣追問。不合依隨本吏覆說、文字遲慢、將元判改二十四日文解、署押了當罪犯。廉訪司先議得。總管陳佑即係牧民之官、不以人命為念、輒憑經歷薛瑜言語、令司吏趙賢輔將歸善縣達魯花赤初檢得廉西保生前被打身死退回、作因病身死違錯罪犯。欽遇赦恩釈免、擬將總管陳佑解見任、別行求仕、標附過名。緣本官欽受宣命人員、誠恐所擬未應。刑部議得。總管陳佑所招、不合將歸善縣元申檢驗到廉西保被打身死文解、令本縣換作病死。罪經釈免、量擬解見任、期年後、降先職一等、雜職內任用、標附相應。／一名、董瑞狀招。欽受宣命、同知惠州路總管府事職役。於大德五年八月二十六日、招伏相同。罪犯是實。廉訪司議得。同知董瑞所招、不詳廉西保身死、事干人命、二次信從司吏趙賢輔、朦朧署押檢驗廉西保身死文解違錯。罪經釈免、又兼本官已行得代、先已除受廣東道宣慰副使・僉元帥府事、即目年及七十、例應致仕。若將董瑞標附過名。刑部議得。董瑞所招情犯、如准行台所擬相應。／一名、薛瑜狀招。祇受敕牒、從仕郎、惠州路總管府經歷職役。大德五年八月二十六日、招伏相同。又將屍傷改換、仵作行人葉祿首告到官。罪犯是實。議得。經歷薛瑜所招、明知廉西保身死、干係人命、因為阿都赤說稱、劉提領等供指廉西保被小王決打、經隔二十二日身死、又為宣慰司劉經歷曾行分付將劉提領覲當、當此司吏趙賢輔將文解退回、作被打傷痕平復、的係病患身死。有阿都赤親行赴府、於薛經歷處稟問、又不合再令本官、將初檢到廉西保生前被打、血作攻心身死文解、換作被打傷痕平復、因病身死違錯。罪經釈免、擬將經歷薛瑜解見任、降一等叙用。刑部議得。經歷薛瑜所犯、將歸善縣元申廉西保身死文解退回、換作病死。罪經釈免、量擬解見任、期年後、降先職一等、雜職內任用、標附相應。／一名、阿都

赤状招。祇受敕牒、進義副尉、惠州路歸善縣達魯花赤兼管勸農職役。大德五年八月十八日、拋廉阿羅狀告、平山站提領劉玉將伊男酉保決打、於八月十七日夜身死。阿都赤於當月二十日躬親將引仵作行人葉祿・司吏羅時英、初檢得已死人廉酉保身屍、除灸瘡五痕外、左右肩膀各一痕係拳痕、右肋肘側一痕係磕痕、右背脅側連肋第三枝上一痕係他物傷、右背脅上一痕係他物痕、拋仵作行人葉祿當場對衆定驗、左背脅上一痕為重、的係生前因他物打傷、血作攻心、致命身死。回閔本縣、開申惠州路照驗。八月二十七日、有司吏徐禮收回總府押過本縣元申檢屍文解、言稱趙知房分付換過定驗、作患病身死文解申報、以致事發到官。罪犯是實。廉訪司議得。阿都赤所招、係是牧民官職、本官親行初檢得廉酉保的係生前被他物打傷、血作攻心、致命身死、回閔本縣申路。繞有司吏徐禮將回總府押過文解、言稱趙知房退回、換作患病身死。明知干係人命、親行赴府稟覆、又行信憑薛經歷等言語、因劉提領係是宣慰司劉經歷親眷、以此依隨、省會司吏徐禮等、扣換初檢廉酉保生前被打、血作攻心身死、改作生前被打、傷痕漸已平復、因病身死。罪經釈免、擬將達魯花赤解見任、降一等叙用。刑部議得。達魯花赤阿都赤所招、不合依隨總管陳佑等省會、扣換元申驗到廉酉保被打身死屍狀文解。罪經釈免、量擬解見任，期年後、降先職一等叙用、標附相應。／一名、趙賢輔見充惠州路總管府司吏狀招。於大德五年八月十九日、承行歸善縣申廉阿羅狀告男廉酉保被打身死公事、不合依隨經歷薛瑜言語、將初檢文解退與縣吏徐禮、於初檢官阿都赤說、扣換生前患病身死、執覆路官。將元判二十六日改作八月二十四日。又招。既是博羅縣復檢文解遲慢不到、自合依例催舉、却不合於八月二十六日・九月十一日二次、不立案驗、使訖印批、差黃通・劉政前去博羅縣、勾喚到該吏黃庭舉・下姚典・行吏蕭仲壬・使喚人葉三五、令各人計會歸善縣扣換文解、換作病患身死。及受訖黃庭舉蕉布三丈二尺、浮茶二袋入己用過。罪犯是實。廉訪司議得。司吏趙賢輔所招、廉酉保身死、明知事干人命、不合依隨薛瑜經歷言語、將路官利害、歸善縣申到廉酉保生前被打、血作攻心身死文解、令初檢官吏扣換、作因病身死。又招。復檢文解遲慢、取要訖該吏黃庭舉蕉布三丈二尺、浮茶二袋罪犯。欽遇釈免、擬將司吏趙賢輔罷役不叙、已牒惠州路去訖。刑部議得。趙賢輔所招罪犯、即係刑名違錯重罪。既已斷罷、別無定奪。依例標附相應。／一名、徐禮狀招。見充歸善縣司吏。於大德五年八月十八日、承行廉阿羅告男酉保身死公事、於二十四日、移准本縣初檢官達魯花赤阿都赤閔該、檢得已死人廉酉保屍傷狀同、於二十五日將文解赴府投下了當。至二十七日、有府吏趙賢輔追照過本縣行卷、將元解退回、令札與本縣達魯花赤商量、換作病患身死文解申府。及打勘取到王元德扶同招詞。罪犯

是実。廉訪司議得。司吏徐礼状招。廉酉保身死、明知事干人命、不合依隨薛經歷等言語、將惠州路官押過廉酉保生前被打、血作攻心身死文解、扣換作因病身死。又節次將王元德行打、勒令扶同詞囚、曾行打廉酉保身死、違錯罪犯。欽遇釈免、擬將徐礼罷役不叙、移牒本路照會去訖。刑部議得。徐礼所招罪犯、廉訪司既已斷罷、別無定奪。／一名、蕭仲壬狀招。係博羅縣待欠人吏勾當。於大德五年八月二十日、本縣差仲壬根隨達魯花赤忙哥察兒前來歸善縣裏水坊、復檢已死人廉酉保、驗得本屍傷目相同、回閱本縣照驗。去後、不合從府吏趙賢輔省會仲壬・使喚人葉三五、計會歸善縣抄寫到改換廉酉保的係患病身死檢目、不令縣官得知、私扣換文解、申府了當。罪犯是實。廉訪司議得。蕭仲壬狀招。無俸人吏、根隨覆檢官忙哥察兒前去、復檢到廉酉保生前被打、血作攻心身死文解申府。不合依隨趙賢輔言語、改換廉酉保係因病身死、不令縣官知會、私自扣換文解申府罪犯。欽遇釈免、擬將蕭仲壬革去、移牒本路照會去訖。刑部議得。司吏蕭仲壬所招罪犯、既廉訪司斷罷、別無定奪。

・・・・・

大德五（一三〇一）年八月十八日、「平山站の提領劉玉が男酉保に杖打を執行し、八月十七日夜に酉保は死亡いたしました」という廉阿羅の告^{うつたえ}をうけ、同月二十日に、帰善縣達魯花赤阿都赤がその検屍（初検）に赴く。廉酉保の死亡原因は母親廉阿羅の告のとおり杖打死（以下本文では、便宜、杖打により死を致すことをこう呼ぶ）である。阿都赤は乍作行人（検屍人）葉祿の見立てに従い、「左背脅上の傷一痕が重く、たしかに生前他物により打傷され、その出血が心臓を作攻し、それが致命の原因となり死亡いたしました」という検屍結果を検屍現場の衆人に示し、「廉酉保は生前に杖打され、その出血が心臓を作攻し死亡いたしました」という文解（報告書）を作成して惠州路に上申する。

通常ならば、この文解をもとに、杖打死のかどでの劉玉に対する取調べが開始されるところだが、劉玉の親戚である廣東道宣慰司劉經歷から惠州路經歷薛瑜に「文解を書換えて病に因り死亡したとするように観当せよと指示してほしい」との要請があり、その要請に惠州路総管陳佑も応じて、死亡原因書換えのことが、帰善縣司吏徐礼を介して阿都赤に伝えられる⁽⁴⁾。そして陳佑・薛瑜二人の惠州路官に面談したうえで、阿都赤はこの書換え要請を受け容れ、「生前に杖打されたが、その傷はすでに癒え、病に因り死亡いたしました」と廉酉保の死亡原因を書換える。

検屍は初検（本件の場合、帰善県が実施）と復検（同じく、博羅県が実施）の二つが相前後して実施される。もちろん、初・復検における死亡原因に齟齬があつてはならない。

その点、惠州路による抜け目のない差配がなされており、博羅県の人吏蕭仲壬をして復検の死亡原因もまた、初検の死亡原因に合わせたものに書換えられている。

以上、検屍報告書が書換えられた経緯についての本案の記事は詳しい⁽⁵⁾。惜しむらくは、事の発覚次第についての詳しい記事は、本案中にとどめられていない。

二 事の発覚次第

文言のあり様について確認しておきたい。〔盜賊を違法に収監して無辜の民を盗みの一昧とする：枉禁賊攀上盜〕（『元典章』五四・刑部卷之一六。至元三一=一二九四年十二月、考城県の捕盜官李県尉が盜賊の一昧であるとして朱三を捉え、拷問を加えたうえで五十日もの間収監し、拷問による傷口が開くようになって、はじめて彼を釈放する。本案と同じく「某某状告。……等事」という文言を含む）冒頭の記事を例とする⁽⁶⁾。

元貞三（一二九七）年正月、行御史台が准けたる御史台の咨。御史台が近ごろ拠けたる河北河南廉訪司の申。河北河南廉訪司が准けたる分司の牒。そこに見える考城県貼軍戸朱僧兒の訴状による告。同県の李県尉が驢馬を盜んだかどで張厨を捉獲し、その張厨が「父朱三も盜賊の一昧であるとする供述をした」として、父を拷打凌辱し、拷問による瘡口が開くようになって、はじめて保証をとり父を釈放いたしました等の事（以上、朱僧兒の告）：元貞三年正月、行御史台准御史台咨。近拠河北河南廉訪司申。准分司牒。考城県貼軍戸朱僧兒状告。本県李県尉捉獲張厨偷盜驢畜、指称張厨將父朱三攀指、拷打凌辱、訊瘡拳発、纔方保放等事。

この記事のうち下線をほどこした箇所、「同県の李県尉」から「父を釈放いたしました等の事」に至るまでを朱僧兒が告えた内容であるとして解することはごく普通であり、一つの定型を示している。

このことを踏まえて本案に話を移す。本案冒頭、文書の行移を記す箇所につき注（1）に示した活字本諸本は、

近拠海北廣東道廉訪司申：廉阿羅状告：育男廉酉保，被平山站劉提領決打身死，惠州路陳總管等改換屍状等事。

と句読する⁽⁷⁾。標点符号法による句讀である。この句讀に従えば、江南行台が拠けた海北廣東道廉訪司の申文中に廉阿羅の訴状による告が見え、その告の内容は、育男廉酉保が平山站の劉提領に杖打を執行されて死亡し、その廉酉保の死亡情況を惠州路の陳總管らが書換えさせたということになる。つまり「書換え」についても廉阿羅が告えたことに

なるということである。

定型に違わない句読である。そこで本稿でも、諸本の句読に従い同箇所につき、行台が近ごろ拠けたる海北広東道廉訪司の申。そこに見える廉阿羅の訴状による告。育男廉酉保が平山站の劉提領に杖打を執行されて死亡し、その死亡情況を惠州路の陳總管らが書換えさせた等の事（以上、廉阿羅の告）：近拠海北広東道廉訪司申。廉阿羅状告。育男廉酉保、被平山站劉提領決打身死、惠州路陳總管等改換屍状等事。

と口語訳をほどこした。文書としてみれば、もとより、本案冒頭はそのように句読・口語訳すべく認められているようである。

ところが、本案全体を見渡せば、廉阿羅の告の内容をそのように解することは、どうも難しい。本案中に見える廉阿羅の告に触れる箇所を抜き出すと、

④ 阿都赤の供述 大徳五年八月十八日、「平山站の提領劉玉が男酉保に杖打を執行し、八月十七日夜に酉保は死亡いたしました」という廉阿羅の訴状による告を拠けました：大徳五年八月十八日、拠廉阿羅状告、平山站提領劉玉將伊男酉保決打、於八月十七日夜身死。

⑤ 趙賢輔の供述 大徳五年八月十九日に、帰善県が上申してきた廉阿羅の訴状による告の「男が杖打され死亡いたしました」という公事を承行し……：於大徳五年八月十九日、承行帰善県申廉阿羅状告男廉酉保被打身死公事……。

⑥ 徐礼の供述 大徳五年八月十八日に、廉阿羅が告えた「男廉酉保が死亡いたしました」という公事を承行し……：於大徳五年八月十八日、承行廉阿羅告男酉保身死公事……。

と、その三箇所のいずれもが、廉酉保杖打死の事実に触れるのみである。そしてかえって、檢屍報告書書換えについては、

③ 薛瑜の供述 大徳五年八月二十六日の件について、罪を認めて供述すること相い同じ。また屍傷の記録を書換えさせ、仵作行人葉祿がそれを首告したことから官に到りました：大徳五年八月二十六日、招伏相同。又將屍傷改換、仵作行人葉祿首告到官。と、仵作行人葉祿の首告によりそれが発覚したことが、ちゃんと記されている。

本件全体の経緯からみると、大徳五年八月十八日の廉阿羅の訴状による告は、廉酉保杖打死の事実を帰善県に告えたものであり、それとは別に、檢屍報告書書換えについて廉阿羅が海北広東道廉訪司に告えたか、否かは文書上不明である。

このことは廉訪司に対する廉阿羅の告が一切なかったというのではない。例えば、廉酉

保を殺めた劉玉が処罰されないことの不当さを告える、そうした内容の告はあつただろうと思われる。既に述べたように、本件の検屍報告書書換えは仵作行人葉祿の首告により発覚する。だが、何のきっかけもなく葉祿が首告するというのも、また軽然とし難い。おそらく、検屍報告書書換えることなど、確とは知る由もない廉阿羅が、ただ劉玉が処罰されないことの不当さを廉訪司に告えたところ、それが端緒となり、与り知らぬところで死亡原因を書換えられた葉祿が、検屍現場での見立ては、確かに杖打死であり、病死などではなかつたという事実を首告して語つたというところではないだろうか。

ともあれ、こうした廉阿羅の告があり、それが検屍報告書書換える事が発覚する端緒となつたところで、書換える事実を解明する上でさしたる重要性はない。葉祿の首告さえあれば、それで十分である⁽⁸⁾。あるいは、そのように判断されたために、ここに「あつただろう」と推察した廉阿羅の告は、自ずから文書作成の過程で省かれてしまい、本案冒頭の文言も、実際とはやや異なる、検屍報告書書換え自体を廉阿羅が告げたかのような、いかにも紛らわしいものとなつてしまつたのではないかと思われる。

三 刘玉らの供述

個別の判断を示す箇所、前掲③薛瑜の供述に続く廉訪司の議得には、廉酉保の死亡が人命事犯であることを明知しながらも、「小王に杖打を執行された後、二十二日を経過してから廉酉保が死亡いたしました」と劉提領らが供述している、と阿都赤がいっているために、また宣慰司の劉經歷が劉提領につき観当せよといつてきているために、担当の司吏趙賢輔に文解を退回し、検屍結果を「杖打された傷は癒え、たしかに病を患い死亡いたしました」とさせた：明知廉酉保身死、干係人命、因為阿都赤説称、劉提領等供指廉酉保被小王決打、經隔二十二日身死、又為宣慰司劉經歷曾行分付將劉提領観當、當此司吏趙賢輔將文解退回、作被打傷痕平復、的係病患身死。と、薛瑜が検屍報告書書換えを推し進めた理由が記されている。この点について、少し踏み込んで考えてみよう。とりわけ、検屍現場で初検官阿都赤が取り調べ終えた「小王に杖打を執行された後、二十二日を経過してから廉酉保が死亡いたしました」という劉提領、つまり劉玉らの供述についてである。検屍現場は最初の取調べの場でもあり、ここで阿都赤は取調官としての機能を果たしている⁽⁹⁾。むしろ検屍の見立ては仵作行人葉祿にまかせ、取調官として機能することこそが阿都赤には求められていたのである。

1 小王の素性

杖打を執行したと名指しされた「小王」とは、

⑥ 徐礼の供述及び廉訪司の議得 王元徳を打ちつけて扶同の招詞を無理やりに取りおえました。……またなんども王元徳を打ちつけ、無理やりに「わたくしめが打ちつけ廉西保が死亡いたしました」と詞因を扶同させた違錯の罪犯であります：打勒取到王元徳扶同招詞。……又節次將王元徳行打、勒令扶同詞因、曾行打廉西保身死、違錯罪犯。

に見える「王元徳」と同一人物とみて間違いあるまい。この小王、つまり王元徳の素性を考えるため、〔重杖で人を打ち死亡させる：重杖打人致死〕（『元典章』五四・刑部卷之一六。大徳三=一二九九年三月以前、袁州路宜春県の行杖祇候人姚元が、上司の命により、無辜の龔仲一に違法な杖刑を執行し、帰宅後、龔仲一は死亡する）を掲げる⁽¹⁰⁾。

大徳三（一二九九）年三月、江西行省が准けたる中書省の咨。来咨（中書省が准けたる江西行省の咨）。そこに見える袁州路宜春県龔士高の告。同県の祇候人（雜務役）王成が夫役を起こし、鈔両を求めて、男の龔仲一を打ちつけ、また県にあってはでたらめな訴えをして、そのために男は県吏によりありもしない罪の供述を無理強いされ、龜杖で刑罰を執行されて、帰宅後死亡いたしました（以上、龔士高の告）。この龔士高の告をうけ責問いたる行杖祇候人姚元の供述調書に見える罪を認める供述。不合にも司吏夏賢さまの命令に従い龔仲一を重打したうえで、首領官楽宝さまの処で杖、それも本来は頭を争打するための杖を受け取り、その大頭径を用いて龔仲一に杖刑を執行し訖わること一十下、うち二下は腰のくぼみの上方を打ちつけ、受杖の出血が腰^{おか}腎を攻し、それが致命傷となり龔仲一を死亡させるにいたった罪でございます（以上、姚元の供述）。楽宝・夏賢が罪を認め供述するところも相い同じであります。宜春県判署官から官吏たちの監督に手抜かりがあったことを認める供述も取り訖ております。咨して定奪（処分を決定）せられんことを請う。此を准けられよ（以上、江西行省の咨）。この江西行省の咨をうけ都省が案件を刑部に送り、その回報として拠けたる刑部の呈。施行する間、大徳三年正月初八日に欽奉せる詔書内の一款の節該に「その他の雜犯も、すべて釈免せよ。此を欽め」とあります。この詔書をうけ、刑部が議得（審議）いたしました。各人の犯すところ、その刑罰は釈免を経ておりますので、姚元・楽宝の名下より例^{きまり}に依り焼埋銀両を均しく徵収し、被害者の家族に給付するとはんだん擬^{あらまし}することといたします。宜春県の官吏については、このことにつき過名を解由（履

歴) 内に標附するのが相応であります (以上、刑部の呈)。この刑部の呈をうけ都省が議得いたしました。姚元の犯すところは、夏賢が命じたために、彼が龔仲一を非法に杖打し、その傷が原因で龔仲一が死亡したということである。焼埋銀両については、夏賢・姚元・楽宝から均しく徵収すると決定すべきであると擬する。その他は刑部の擬を准める。上の依^{みと}に施行せられんことを請う : 大徳三年三月、江西行省准中書省咨。来咨。袁州路宜春県龔士高告。本県祇候人王成起夫、索要鈔両、將男龔仲一行打、在県妄告、被縣吏抑勒虛招、用箇杖子將男斷決、回家身死。責得行杖祇候人姚元状招。不合依隨司吏夏賢分付重打上、於首領樂寶處接到杖子、元爭打頭杖、用大頭徑將龔仲一斷訖一十下、於本人腰眼上近下打訖二下、以致受杖血攻腰腎、致命身死罪犯。樂寶・夏賢所招相同。取訖宜春県判署官有失閑防招伏。咨請、定奪。准此。送刑部回呈。施行間、大徳三年正月初八日欽奉詔書内一款節該。其余雜犯、並行釁免。欽此。本部議得。各人所犯、罪經釁免、擬於姚元・樂寶名下依例均徵燒埋銀両、給付苦主。拠宜春県官吏、過名標附相應。都省議得。姚元所犯、因為夏賢分付此上、將龔仲一非法行打、因傷身死。所拠燒埋銀両、擬合着落夏賢・姚元・樂寶均徵。余准部擬。請依上施行。

杖打執行の参考となりそうなので一案を略することなく掲げた。ここに見える「行杖祇候人姚元」の地位にあるのが本件での王元徳だとみてよいだろう。「打ちつけて扶同の招詞」「詞因を扶同させた」と記されることから、実際には、王元徳が杖打を執行したことではないことは確かなようだが、劉玉自らが杖打を執行したのでは、それこそ見た目の印象がよろしくない。そのため、おそらく祇候人(雜務役)王元徳が杖打を執行したこととし、適法な刑罰としての杖打を装ったものと考えられる。例えば本案前例に見える、杖打死(杖打により死を致す)ではなく、故に劉子勝を杖殺したと目されても仕方がないだろう、木拐を用いた吳大使自らの杖打執行などと同列に論じられることを厭う、そういう避罪・言逃れ工作だと考えられる。

2 二十二日を経た死

人を傷害し、その被害者が一定期間内に死亡すれば、その加害者を殺人の罪に問う。律に特有な保辜の制である。唐闕訟律「保辜」条=闕訟六には、

保辜については、手足で殴って人を傷害した場合には、十日を期限とする。他物を用いて殴り人を傷害した場合には二十日、刃物や湯火を用いて人を傷害した場合には三

十日、手足を骨折させたり、及びヒビを入れた場合には五十日を期限とする。この期限内に死亡した場合には、それぞれ殺人の罪によって論ずる。期限外において、及び期限内であっても、他の理由で死亡した場合には、それぞれもとの殴傷の法による：諸保辜者、手足殴傷人、限十日。以他物殴傷人者二十日、以刃及湯火傷人者三十日、折跌支体及破骨者五十日。限内死者、各依殺人論。其在限外、及雖在限内、以他故死者、各依本殴傷法。

と規定され、手足による傷害（十日）、他物による傷害（二十日）、刃物・湯火による傷害（三十日）、傷害の程度が骨折などに至った場合（五十日）と保すべき期限が設けられる⁽¹¹⁾。

そこで元代についてみると、【保辜の日限：保辜日限】（『元典章』四四・刑部卷之六。至元一二=一二七五年一一月、人さし指を折落した傷害につき、その保辜の体例を路が中書省に問い合わせる。いずれの路からの問い合わせかは不明）には、

至元十二（一二七五）年十一月、中書兵刑部が拠けたる来申（中書省管下不詳路の申）。そこに見える訴状による阮有成の告^{うつたえ}。当家の駆口小沈が馬を放ち蘇則毛らの田禾（穀物）を食み践みあらしたので、蘇則毛が棗棒^{なつめ}を用いて小沈の右手人さし指を折落いたしましたとの一節（以上、阮有成の告）。保辜の体例を見ません。明らかにご決定を降されん事を乞う（以上、不詳路の申）。省部（中書省兵刑部）が相度る。当路の官吏は、すなわち創立したばかりの官吏ではなかろう。およそ殴傷を訴えるには、自ずから定例がある。何故に疑いをさしはさみ申稟してくるのであろうか。問い合わせるまでもない事であろう。蘇則毛が棒を用いて小沈の右手人さし指を折落した一節については、罪を認める供述や証拠が明白ならば、例^{きまり}に依り保辜の日限は五十日である。合下^{はか}に仰せて照驗め、上の依^{あらた}に施行せしめる：至元十二年十一月、中書兵刑部。来申。阮有成状告。本家駆口小沈、因放馬食践訖蘇則毛等田禾、其蘇則毛用棗棒將小沈右手第二指打折落訖一節。不見保辜体例。乞明降事。省部相度。本路官吏、即非創立衙門。凡訴殴傷、自有定例。縁何作疑申稟。事属未當。所拠蘇則毛用棒將小沈右手第二指打折落訖一節、招証明白、依例保辜五十日。合下仰照驗、依上施行。

とある⁽¹²⁾。このことは元初より保辜の制があったことを示しており、『元史』刑法志四「鬪殴」（卷一〇五・志五三）に、

保辜については、手足で殴って人を傷害した場合には、十日を期限とする。他物を用いて殴傷した場合には二十日、刃物や湯火を用いて人を傷害した場合には三十日、手

足を骨折させたり、及びヒビを入れた場合には五十日を期限とする。殴打と傷害は両方揃う必要はない。他の条文における殴打と傷害及び殺害と傷害についても、これに準ずる。この期限内に死亡した場合には、それぞれ殺人の罪によって論ずる。期限外において、及び期限内であっても、他の理由で死亡した場合には、それぞれもとの殴傷の法による：諸保辜者、手足殴傷人、限十日。以他物殴傷者二十日、以刃及湯火傷人者三十日、折跌支体及破骨者五十日。殴・傷不相須。余条殴傷、及殺傷者準此。限内死者、各依殺人論。其在限外、及雖在限内、以他故死者、各依本殴傷法。と、唐闕訟律「保辜」条とほぼ同文が記されるところを見れば、期限も唐律と同じく、手足による傷害（十日）、他物による傷害（二十日）、刃物・湯火による傷害（三十日）、傷害の程度が骨折などに至った場合（五十日）だったことがうかがえる⁽¹³⁾。

とするなら、杖打執行後「二十二日を経過してから廉西保が死亡いたしました」と、ことさらに杖打執行と死亡日時との懸隔を強調する劉玉らの供述は、この保辜の制を踏まえて、杖打=他物による傷害の保辜期限二十日を越え廉西保が死亡しているのだから、杖打と死亡とを関係づけて考えることはできないという、これもまた、やはり避罪・言逃れ工作だと考えられる。保辜の制度上「杖打された傷は癒え」、その後に廉西保が死亡したということであり、加えて王元徳による杖打の執行は「適法な刑罰としての杖打」なのだから、王元徳にせよ、杖打を命じた劉玉自身にせよ、「もとの殴傷の法」（唐律・刑法志）により、何ら責められる筋合いはないということである。

この言逃れ。それなりに理屈立てて考えられたものではあるが、「観当」することのない阿都赤には、いっかな通じない。そこで、せっかくの供述を捨て置かれ、杖打死の検屍報告書を作成された劉玉が一族の広東道宣慰司劉経歷に頼み込み、今回の検屍報告書換えに至ったものと思われる。

四 官場のつぶやき

『元典章』刑部中、検屍報告書の書換え例は本案以外にない。本案に見える前例も、呉譲（呉大使）の違法な杖打により死亡した劉子勝につき、初檢官臨桂県尹張輔翼と復檢官静江路錄事司達魯花赤禿哥がともに服毒死であるとした、不実な検屍報告書作成に関する事案である。一方、前例と同じく、不実な検屍報告書作成に関する事案は、『元典章』刑部中、他にもいくつか見える。例えば、[検屍して打死を病死とする：打死驗作病死]（『元典章』五四・刑部卷之一六。大徳十一=一三〇七年正月二日に、成安県の田雲童が弟田二

を麺打ち棒で殴打し、なだめに入った母阿耿の頭を誤って打傷し死亡させる）には、

大徳十一（一三〇七）年□月、行台が准けたる御史台の咨。御史台が承奉したる中書省の劄付。都省が近ごろ拠けたる刑部の呈。その呈に備したる磁州の知州張奉訓の呈。成安県の人戸田雲童が正月初二日に弟田二を麺打ち棒で殴打し、なだめに入った母阿耿の頭を誤って打傷し、初三日に阿耿が死亡いたしました。この件につき田雲童の舅耿端が陳告するも、同県の達魯花赤太帖木児は見て見ぬふりをしてそれを受理しませんでしたが、劉主簿に告^{うつた}え、事に関わる一干人らが捉えられて官に到りました。そして達魯花赤太帖木児が初検にあたり、遺体の頭頂右よりに口の開いた新しい打ち傷、長九分、闊三分があるのにそれを火傷の傷として検屍報告書に記し、額・左手・右肩・腰に見える青い腫^{はれもの}、口内の出血についてはともに傷の状態を検屍報告書に記さず、人をして肥鄉県の復検にあたる官吏にも屍状をでっちあげ、中風による病死という検屍結果を下してくれるよう要請いたしました。卑職（張奉訓）はここに官吏の金品取受という不正を調べだし、田雲童等の罪を認め供述する詞^{ことば}を上申いたしましたが、広平路は上司に申覆することなく、ただ些細な不備につき照査^{しらべ}ただけで、また卑職にも取調べをおえさせた次第であります。事に妨げあること言うに尽くせません。そこで看詳らかにいたしました。人の子たる道は理としてまさに本、つまり父母に報いることであり、母を殴打し死亡させてしまうとは、これより罪大なるは莫^なしであります。もし僭^{つまび}呈に応じて、こちらに官員を差し向けられ、審錄（罪の有無を確認）して処分を決定していただけないようではありますならば、^{まこと}実に卑職独力では処理するわけにはいかぬ事であります。此を得られよ（以上、張奉訓の呈）。この張奉訓の呈をうけ本件につき特に前兩淮転運塩使司の同知忽都牙里を差わし取調べをしたところ、張奉訓の申すところは事実であります。田雲童については別に判断を下して結案するほか、張奉訓が調べだした「田雲童の弟田安の中統鈔一十五定・雜色暗花段子八疋・毛子一疋を受けました」という成安県達魯花赤太帖木児の供述調書に見える罪を認める供述について、返還分は除外して、自身のものとした鈔七定、至元鈔に換算して七十貫については、枉法（財を受けて法を枉げる）の例^{まきまり}に依り、杖八十七下を執行し訖わり、官籍から名を除き再び叙用しないことといたします。典史趙璧が田安に要めた中統鈔四定三十両・段子三疋のうち、返還分は除外して、自身のものとした中統鈔一定は、枉法にあたります。金品取受を取り次いだ司吏周德華が受けた田安の中統鈔三定、至元鈔に換算して三十貫は、不枉法（財を受けるも法は枉げない）にあたり

ます。各の杖五十七下を執行し訖り、役を罷め、再び叙用しないことといたします。

「^{ふとどき}不合にも田安の酒食をうけ、復検した屍傷を検屍報告書に記さず、中風による病死という検屍結果を下しました」という肥鄉県の達魯花赤亦的・典史李榮・司吏孫榮祖の供述調書に見える罪を認める供述について、達魯花赤亦的是量りて杖四十七下を執行し、職を罷め、再び叙用しないことといたします。典史李榮は杖五十七下、役を罷めることといたします。司吏孫文質がまた罪を認めて供述する、要めたる中統鈔三定、至元鈔に換算して三十貫は、枉法にあたります。杖七十七下を執行し、役を罷め、再び叙用しないことといたします。広平路の正官・首領官が、不合にも、即に上司に飛申し、達魯花赤太帖木児らを召喚し、路に赴き取調べをおえなかつた罪については別に結案するほか（以上、刑部の呈）、この刑部の呈をうけ都省が議得（審議）いたしました。知州張奉訓が、守正奉公にして、省部（中書省刑部）に直接上申し、悪逆の重事を明らかにし、枉法官吏を糾したことは、特別に昇進させるほか、合下に仰せて^{あらた}照驗め施行せしめる：大德十一年□月、行台准御史台咨。承奉中書省箇付。近拠刑部備磁州知州張奉訓呈。成安縣人戸田雲童、於正月初二日、将弟田二用趕麵杖殴打、伊母阿耿向前解勸、誤於頭上打傷、初三日身死。伊舅耿端陳告、本縣達魯花赤太帖木児看循、不肯受理、於本縣劉主簿処告過、勾捉一千人等到官。達魯花赤太帖木児初檢得、本屍頂心偏右新打破瘡口、長九分、闊三分、写作炙瘡瘢痕、并額上・左手・右肩・腰間青腫、口内血出、俱不写入傷状、令人邀請肥鄉県復檢官吏捏合屍狀、定驗作因風氣病身死。卑職問出官吏取受、及將田雲童等招詞開申、広平路不行申覆上司、止照小節不完、又令卑職帰問。中間窒礙、不能尽言。看詳。人子之道、理当報本、殴母致死、罪莫大焉。若不僭呈、差官前来、審錄歸結、實非卑職獨力可弁之事。得此。差委前兩淮轉運鹽使司同知忽都牙里鞠問、是實。除田雲童別行結案外、問出成安縣達魯花赤太帖木児狀招。受訖田雲童弟田安中統鈔一十五定・雜色暗花段子八疋・毛子一疋。除回付外、入己鈔七定、折至元鈔七十貫、依枉法例、決訖八十七下、除名不叙。典史趙璧、要訖田安中統鈔四定三十両・段子三疋、除回付外、入己中統鈔一定、係枉法。接行司吏周德華、受訖田安中統鈔三定、折至元鈔三十貫、係不枉法。各決訖五十七下、罷役不叙。肥鄉県達魯花赤亦的・典史李榮・司吏孫榮祖狀招。不合食用田安酒食、將復檢屍傷脱傷、驗作因風氣病身死。將達魯花赤亦的是量決四十七下、罷職不叙。典史李榮五十七下、罷役。司吏孫文質又招、要中統鈔三定、折至元鈔三十貫、係枉法。決杖七十七下、罷役不叙。広平路官・首領官、不合不即飛申上司、及不勾追赴路帰問罪犯、別

行外。都省議得。知州張奉訓、守正奉公、直申省部、弁明惡逆重事、糾正枉法官吏、除以優加陞用外、合下仰照驗施行。

と見える⁽¹⁴⁾。この件につき初檢にあたった成安県の達魯花赤太帖木児は、田雲童の弟田安より賄賂を受け、屍状をでっちあげて病死という検屍結果を下し、また同じ検屍結果を復檢においても下すように、田安をして酒食の饗應をせしめ、復檢官たる肥鄉県の達魯花赤亦的に要請している。

また、[罪を認める供述をしない者に拷問を加え死亡させる：拷無招人致死]（『元典章』五四・刑部卷之一六。至元二三=一二八六年八月以前、広州路の官吏たちが潘興に違法な拷問を加え獄死させる）には、

江西行省が准けたる中書省至元二十三（一二八六）年八月二十七日の咨。中書省が抛けたる御史台の呈。御史台が准けたる行台（江南行台）の咨。行台が抛けたる廣東道按察司の申。そこに見える潘先の告^{うつたえ}。廣州路の官吏について、長李・趙二らの人さらいたちが、「潘先の兄潘興が人さらいの事情を知っている」と供述したために、羅総管・嚴治中が兄に法外な拷問を加え、兄は収監され監獄内にて死亡いたしました(以上、潘先の告)。この潘先の告をうけ総管・治中・司吏洗泳らならびに初・復の検屍にあたった官吏から罪を認める供述を取りおえております(以上、廣東道按察司の申、及び行台の咨・御史台の呈)。この御史台の呈をうけ都省が議得いたしました。総管羅仔・治中嚴珪が罪を認め供述するところは、「男ならびに小さな子供が柴を探るため山に登り、人さらいに拿まえられました」という羅成之らの告を拠けた。そしてこの件につき勾引した関連人馬富の語る詞因に、「潘興がかつて劉二に対して、山上に柴を探りにくる子供がたくさんいるよと説えて、劉二をして子供たち二人を拿まえさせて売りとばした」という語句があるのを見つけた。そこで潘興らを問いただしたが、彼らが罪を認める供述をすることはない。こうした場合、自ずから調べを究めて、劉二が官に到るので待ち、彼が潘興の罪を証拠立てることが明白ならば、潘興を理に依つて取り調べるべきであった。ところが、不合にも劉二が官に到るので待たず、獄卒張瑞らをして潘興を当庁にて縛り倒させ、獄具を用いて全身を拷打し、その傷が原因で彼を死亡させる結果になったという次第の罪である、ということである。おのおの量りで杖三十七下を執行し、現任を解き、別に求仕させ、このことにつき公罪の過名を解由（履歴）内に標附する。咨して江西行省が本件につき特に任じた委官と按察司官とが一同に上の依^{とも}に断決（罪を断じて刑罰を執行）し、その他の罪を認める供述を

した者についても、就便に情を量りて断決施行せられんことを請う：江西行省准中書省至元二十三年八月二十七日咨。拵御史台呈。行台咨。廣東道按察司申。潘先告。廣州路官吏、因為長李・趙二等強拖人口、指兄潘興知情、有羅總管・嚴治中將兄法外拷訊、就牢身死。取到總管・治中・司吏洗泳等并初・復檢官吏招伏。都省議得。總管羅仔・治中嚴珪所招、拵羅成之等告。男并小廝上山採柴、被人拿住。勾到干連人馬富詞因、指出潘興曾對劉二説称、山上多有採柴小廝、令劉二拿兩個來壳語句。有潘興等不招。自合研窮磨問、伺候劉二到官、指証明白、將潘興依理鞫問。却不合不候劉二到官、使令牢子張瑞等將潘興當庁縛倒、用獄具沿身拷打、以致因傷身死情罪。各量決三十七下、解見任、別行求仕、標附公罪過名。咨請、委官与按察司官一同依上斷決、其余有招人數、就便量情斷決施行。

と見える⁽¹⁵⁾。この件において検屍官がどのような検屍報告書を作成したかは不明であるが、「罪を認める供述」を行っていることから、不実な検屍報告書を作成したことは間違いないなかろう。また、作成の背景には路官による要請があったと考えてよいだろう。

さて、この両件では検屍官以外の罪にも詮議がなされている。ただ、[検屍して打死を病死とする]では、「廣平路の正官・首領官が、不合にも、即に上司に飛申し、達魯花赤太帖木兒らを召喚し、路に赴き取調べをおえなかった罪については別に結案する」とあるように、検屍に絡む不正の告発を路官が適切に処理しなかったことに対する罪であり、[罪を認める供述をしない者に拷問を加え死亡させる]では、そもそもが違法な拷問に対する罪である。直接検屍報告書作成に絡む罪ではない。おそらく呉謙の要請により、張輔翼と禿哥とともに不実な検屍報告書を作成した本案前例の場合にも、直接検屍報告書作成に絡む罪は、やはり検屍官に止まり、その他の官吏にまで罪が及ぶことはなかったと考えられる。そのことからすると、事のいきさつから、検屍報告書の書換えに関わることになった本案の官吏たちには割を食ってしまったな、という思いが否めないだろう。

検屍報告書の書換えは廣東道宣慰司劉経歴の要請を受けた惠州路経歴薛瑜により主導された。薛瑜が司吏趙賢輔を介して総管陳佑に話を通し、その同意を得た後に、また趙賢輔及び帰善県司吏徐礼を介して達魯花赤阿都赤にまで書換え要請が到達する。そしてこの初検報告書の書換えに合わせて、復検報告書の書換えの事、王元徳の口裏合わせの事が路・県の両司吏により実施されるが、その間、惠州路の上司たちは、有り体に言えば、受身の役割しか果たさない。総管陳佑は薛瑜の話に「そうしてよかろう」と応じ、また書換え済みの阿都赤の検屍報告書につき「なんじのでよかろう」と応じ、文解の日付書換えにも異

議を唱えることなく署押する⁽¹⁶⁾。同知董瑞もまた趙賢輔に従い、不確かなままに書換え済みの検屍報告書、日付書換えに署押している。この上司が容喙しないことも含めて、あたかも阿吽の呼吸で検屍報告書の書換えの流れが進められる。

ところが、この流れをひとり阿都赤が止めている。結局は検屍報告書の書換えに応ずることになるが、彼はことさら陳佑・薛瑜との面談に及び、また上司の手を煩わせる。見事に融通が利かない。上司とりわけ薛瑜にすれば、そもそも書換え以前に、検屍現場でもう少し上手く立ち回っておいてくれよ、と愚痴の一つもこぼしたいところだろう。阿都赤のみならず、復檢官博羅県の達魯花赤忙哥察兒も杖打死の検屍報告書に「その屍傷の目は相い同じ」としている⁽¹⁷⁾。このことからすると、劉玉らの供述「小王に杖打を執行された後、二十二日を経過してから廉酉保が死亡いたしました」に信を置くことは難しかったのだろう。だが、例えば、劉玉らが言う「二十二日を経過してから……」に呼応して、さりげなく保辜の制を適用するなど、上手く劉玉に罪が及ばない検屍報告書にしておいてくれたら、多くの官吏たちを巻き込む、今回の面倒もなかったのにということである。

検屍報告書の書換えが発覚した結果、要請元の劉経歴を除いて、関わった官吏たちの全員が処分される。もともと生真面目に公正な報告書を作成した阿都赤にとって不当極まりないことではあるが、気がつけば「あやつのせいで」「あのおひとのせいで」と、上にも下にも阿都赤を詰る、得手勝手で残念なつぶやきが官場には満ち溢れていたように思われる。いかにも気の毒な話である。

- (1) 岩村忍・田中謙二校定『校定本元典章刑部』(京都大学人文科学研究所元典章研究班、第一冊一九六四年十二月、第二冊一九七二年七月。以下では「校定本」と略称する) 第二冊五四〇頁以下。陳高華等点校『元典章』(天津古籍出版社・中華書局、二〇一一年三月。以下では「点校本」と略称する) 第三冊一八二〇頁以下。洪金富校定『洪金富校定本元典章』(中央研究院歴史語言研究院、二〇一六年三月。以下では「洪金富校定本」と略称する) 第三冊一五八二頁以下。
- (2) 江南行台管下には、海北広東道廉訪司・福建閩海道廉訪司・江東建康道廉訪司・江西湖東道廉訪司・江南浙西道廉訪司・浙東海右道廉訪司・江南湖北道廉訪司・嶺北湖南道廉訪司・嶺南廣西道廉訪司・海北海南道廉訪司の都合十の肅政廉訪司が所属する(『元史』百官志二・卷八六・志三六)。ちなみに、検屍報告書の書換えが生じた惠州路は現広東省惠州市。香港・深圳の北方に隣接する。

- (3) ①惠州路總管陳佑、②惠州路同知董瑞、③惠州路經歷薛瑜、④帰善県達魯花赤阿都赤（以上官員）、⑤惠州路司吏趙賢輔、⑥帰善県司吏徐札、⑦博羅県人吏蕭仲壬（以上吏員）の順に判断が示される。訳文には、便宜番号を付しておいた。
- (4) 「覲当」とは、見慣れない言葉である。『辞源修訂本』（商務印書館、一九七九～一九八三年）の「覲」字項には熟語として挙げられ、「看管、照顧」世話をする、面倒を見るぐらいの意で使用されているようである。時代を画した断代的詞典としては、『元語言詞典』（上海教育出版社、一九九八年）、『宋元語言詞典』（上海辞書出版社、一九八五年）などにも熟語として挙げられ、前者は本案をその典拠とする。また、劉玉と劉經歷との親族関係については、④「阿都赤の供述」に続く「廉訪司の議得」に見えている。
- (5) 官吏らの逐日の行動を記すのが本案の一つの特徴である。簡潔に示しておく。

八月一七日 夜、平山站の提領劉玉に杖打された廉西保が死亡する。

八月一八日 廉阿羅が廉西保死亡のことを帰善県に告える。

帰善県の司吏徐札が公事を承行する。

八月一九日 惠州路の司吏趙賢輔が公事を承行する。

八月二十日 帰善県の達魯花赤阿都赤が仵作行人葉祿（後日、檢屍報告書書換えにつき首告する）・司吏羅時英を引き連れて初検に赴く。

博羅県の人吏蕭仲壬が達魯花赤忙哥察兒に従い復検にあたる。

八月二四日 帰善県の司吏徐札が初檢官達魯花赤阿都赤の閔を移准する。

八月二五日 帰善県の司吏徐札が初検の文解を惠州路總管府に赴いて投下する。

八月二六日 惠州路の司吏趙賢輔が總管陳佑のところに初検の文解を持参し、廣東道宣慰司劉經歷の意向（廉西保は病死したものとせよ）を惠州路の經歷薛瑜が受けていることを告げる。そして廉西保は病死したものとして判じ、文解の書換えが始まる。

惠州路の司吏趙賢輔が正式な手続きを踏むことなく差配して黃通・劉政を博羅県に派遣し、博羅県の行吏蕭仲壬らをして廉西保は病死したものとして、復検の文解を書換えさせる。

八月二七日 帰善県の司吏徐札が初検の文解を持ち帰り、惠州路の司吏趙賢輔が廉西保は病死したものとして文解を書換えるよう要請している旨を、達魯花赤阿都赤に伝える。

八月二九日 帰善県の達魯花赤阿都赤が文解の書換えにつき確認するため、惠州路の總管

陳佑と経歴薛瑜を訪い、納得して書換え、再度上申する。

九月 三日 惠州路の司吏趙賢輔が八月二六日に判じた文解を総管陳佑に呈し、帰善県に下して取調べをさせる。このとき件の文解を八月二十四日に判じた文解であると日付を改める。

- (6) 校定本第二冊五二二頁以下。点校本第三冊一八〇四頁以下。洪金富校定本第三冊一五七二頁。
- (7) 厳密に言うと、校定本は「育男廉西保」の後のコンマを中コンマとする。「育男の廉西保が、」とするほどの軽い区切りである。
- (8) 檢屍は秘密裏に行われるものではない。被害者家族や近隣住人など衆目の下に行われる。したがって、検屍報告書書換えの証拠とするためには、検屍現場に集まった被害者家族や近隣住人の証言でも一概に不可とはいえないだろうが、やはり仵作行人のそれは重いと言わざるを得まい。なお、『元典章』四三（刑部卷之五）の冒頭〔検屍方式：検屍法式〕（校定本第一冊一六七頁以下。点校本第三冊一四八〇頁以下。洪金富校定本第三冊一三一二頁以下）に見える大徳八（一三〇四）年当時の検屍方式では、被害者の遺族は検屍報告書と同じ「屍帳」を交付されることになっている。それに先立つ本件の場合、廉阿羅がこの様な「屍帳」を手にしていたか、どうかは不明である。検屍方式につき、拙稿「元代検屍制度をめぐる一裁判案件について」（法と政治七〇卷一号、二〇一九年五月）一一七頁以下を参照されたい。
- (9) 当時の検屍の実際について、前掲拙稿一三二頁以下を参照されたい。
- (10) 校定本第二冊五二三頁以下。点校本第三冊一八〇五頁以下。洪金富校定本第三冊一五七二頁以下。
- (11) 律令研究会編『訳註日本律令七一唐律疏議譯註篇三一』（東京堂出版、一九八七年六月）二八六頁以下参照。また、中村正人・唐律疏議講読会『唐律疏議』闕訟律現代語訳稿（1）—第1条から第10条まで—（金沢法学第六二卷第一号、二〇一九年七月）一四四頁以下を参照されたい。なお、明刑律・闕殴「保辜限期」条も同旨。ただ、手足による傷害と他物による傷害の期限とを共に二十日とする。
- (12) 校定本第一冊二〇四頁以下。点校本第三冊一五一三頁以下。洪金富校定本第三冊一三三八頁。
- (13) 『元史』刑法志については、梅原郁編『訳註中国近世刑法志（下）』（創文社、二〇〇三年一月）二四四頁以下を参照されたい。

- (14) 校定本第二冊五二六頁以下。点校本第三冊一八〇八頁以下。洪金富校定本第三冊一五七四頁以下。前掲拙稿一三五頁以下を参照されたい。
- (15) 校定本第二冊五一九頁以下。点校本第三冊一八〇一頁以下。洪金富校定本第三冊一五七〇頁。
- (16) 「そうしてよかろう」（八月二六日）という薛瑜に対する応えと「なんじのよかろう」（八月二九日）という阿都赤に対する応えとの時間的懸隔が口語訳（①陳佑の供述）では少し分りづらい。注意されたい。また、なぜ文解の日付を書換えたか不明であるが、杖打死から病死へと死亡原因を変えたこととの関連で考えておけばよいだろう。病死の一件処理につき長く時間をかけることはない。
- (17) ⑦蕭仲壬の供述中に見える。復検の報告書は忙哥察児が関与することなく書換えられる。このこと自体も一つの問題であるが本稿では立ち入らない。

唐代を中心とする「故意なき殺人」規定に関する基礎的研究

令和 2 年度～令和 4 年度科学研究費補助金
研究成果報告書

発 行 日 令和 5 年 3 月 1 日
研究代表者 中村 正人
制 作 関西学院大学生協書籍部